

令和 8 年第 1 回吉田町議会定例会

吉 田 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 2 日 開会

}

令和 8 年 3 月 2 4 日 閉会

吉 田 町 議 会

令和8年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 0
○議案第3号～議案第28号の一括上程、説明	1 1
○法令に基づく報告	5 2
○議案第23号の質疑、討論、表決	5 3
○散会の宣告	5 4

第 2 号 (3月11日)

○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
平 野 積	5 5
楠 元 由美子	7 0
大 石 巖	8 1
大 石 裕 之	9 5
○散会の宣告	1 0 9

第 3 号 (3月12日)

○開議の宣告	1 1 0
○議事日程の報告	1 1 0
○一般質問	1 1 0
八 木 栄	1 1 0
山 内 均	1 2 5

蒔 田 昌 代	1 4 0
○散会の宣告	1 5 1

第 4 号 (3月13日)

○開議の宣告	1 5 2
○議事日程の報告	1 5 2
○議案第12号の質疑	1 5 2
○議案第13号の質疑	1 5 6
○議案第14号の質疑	1 5 6
○議案第15号の質疑	1 5 6
○議案第17号の質疑	1 5 7
○議案第18号の質疑	1 5 7
○議案第19号の質疑	1 6 0
○議案第20号の質疑	1 6 1
○議案第21号の質疑	1 6 3
○議案第22号の質疑	1 6 4
○散会の宣告	1 7 1

第 5 号 (3月16日)

○開議の宣告	1 7 3
○議事日程の報告	1 7 3
○議案第16号の質疑	1 7 3
○散会の宣告	2 4 8

第 6 号 (3月24日)

○開議の宣告	2 4 9
○議案第16号の訂正の申入れ	2 4 9
○議事日程の報告	2 5 1
○議案第12号の討論、表決	2 5 1
○議案第13号の討論、表決	2 5 2

○議案第 14 号の討論、表決	252
○議案第 15 号の討論、表決	253
○議案第 16 号の討論、表決	253
○議案第 17 号の討論、表決	253
○議案第 18 号の討論、表決	254
○議案第 19 号の討論、表決	255
○議案第 20 号の討論、表決	257
○議案第 21 号の討論、表決	257
○議案第 22 号の討論、表決	257
○議案第 3 号の質疑、討論、表決	259
○議案第 4 号の質疑、討論、表決	260
○議案第 5 号の質疑、討論、表決	261
○議案第 6 号の質疑、討論、表決	262
○議案第 7 号の質疑、討論、表決	262
○議案第 8 号の質疑、討論、表決	263
○議案第 9 号の質疑、討論、表決	269
○議案第 10 号の質疑、討論、表決	269
○議案第 11 号の質疑、討論、表決	276
○議案第 24 号の質疑、討論、表決	277
○議案第 25 号の質疑、討論、表決	277
○議案第 26 号の質疑、討論、表決	278
○議案第 27 号の質疑、討論、表決	278
○議案第 28 号の質疑、討論、表決	280
○委員会活動報告	280
○議員派遣について	282
○議会閉会中の継続調査について	282
○町長挨拶	283
○議長挨拶	283
○閉会の宣告	283

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達されますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） おはようございます。

今議会は、令和8年度を決める議会でございますので、よろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士議員） 本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。ただいまから、令和8年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士議員） 日程第1、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、9番、三輪美由紀議員、10番、平野 積議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 24 日までの 23 日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日 3 月 2 日から 3 月 24 日までの 23 日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士議員） 日程第 3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係に関することですが、2 月 3 日火曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第 2 回政策研修会が静岡県庁で開催されました。研修会では、国土交通省観光庁観光地域振興部長長崎敏志氏による「持続可能な観光地域づくり」と題した講演が行われました。

2 月 18 日水曜日、令和 7 年度静岡県町村議会議長会総会議長会議が静岡市で開催されました。総会では、審議事項として、令和 8 年度静岡県町村議会議長会事業計画及び令和 8 年度静岡県町村議会議長会歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、協議事項として令和 8 年度議長県外調査及び令和 9 年度収支見直しについて協議を行いました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。お聞き取りのほどお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和 8 年第 1 回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けて施政方針を申し上げます。

本年は、2 万 2,332 名の死者と行方不明者が発生し、全壊と半壊を合わせて 40 万 6,127 棟の家屋が被害を受けた東日本大震災の発生から 15 年という節目を迎える年であります。また、1946 年の昭和南海地震から 80 年が経過する年であり、100 年から 150 年の周期で南海トラフを震源域として巨大地震が発生していることを考慮しますと、十分な整備を行うために残された歳月は少ない状況であると考えております。

そのような中で、本町の津波防災まちづくりの一丁目一番地とも言うべき防潮堤の整備について申し上げますと、川尻海岸防潮堤に引き続き、住吉海岸防潮堤も昨年末から本格的な工事に着手し、その後は吉田漁港のL2津波対策を進めることになり、全周防御の正面の備えは佳境に入りつつあります。さらに、全周防御の側面の備えであります一級河川大井川と二級河川坂口谷川における津波の遡上対策につきましても、設計を含めた本格的な検討段階に差しかかってまいります。

吉田漁港におけるL2津波対策につきましては、全国の漁港や港湾における初めての試みとなりますことから、漁港を所管している農林水産省との財政面を含めた調整は難航が予定されており、また河川におけるL2津波の遡上対策につきましても前例がなく容易ではない事業であります。これらの成否が本町の確固たる安全の鍵を握っている以上、この隘路の打開に全力を傾けるべく気を引き締めて取り組み、1000年に一度の大津波を一滴も町内に浸水させない全周防御の一日も早い実現に向けひたすら走り続けてまいります。

一方、教育分野におきましては、本町が他市町に先駆けて取り組んでまいりましたICTを活用した授業づくりや、教職員間のコミュニケーションの充実を図る全教職員チャットルームなどの先進的な取組が評価をされ、去る2月3日に全国ICT教育首長協議会主催の第8回日本ICT教育アワードにおいて、県内の自治体では初となる優秀賞を受賞いたしました。

また、本年度4回開催いたしました全教職員研修会には、全国の自治体、教育委員会や企業などから約500人が視察に訪れ、その他個別に文部科学省や議会、教育委員会の視察を多数受け入れており、本町のICTを活用した授業づくりなどの取組は、全国から大きな関心を集めております。

今後さらに少子高齢化が進み、高齢者1人を現役世代が1人で支えるいわゆる肩車社会の到来が予想される中、このような社会をたくましく生き抜く人材をこの町で育てていくため、教育目標であります「生涯にわたり学び合い高め合う人づくり」の実現に向け、主体的に学び続ける力を身につける教育に引き続き取り組んでまいります。

ただいま申し上げた津波防災まちづくりと、たくましい人材を育む教育施策は、本町が将来にわたり活気に満ちあふれる町であり続けるため、また後人に夢を託すための未来への投資と捉え、町政を担う者の責務として着実かつ迅速に推し進めてまいります。

それでは、令和8年度の主な事業につきまして、第6次吉田町総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、防潮堤整備事業についてご説明申し上げます。

冒頭でも申し上げましたとおり、1000年に一度の大津波から町民の皆様の財産と企業の生産活動を守る防潮堤の整備につきましては、令和4年3月の川尻工区の完成以降、住吉工区の着手に向け準備、調整を進めてまいりました結果、国や県、地元関係者など多くの皆様のご協力をおもちまして昨年末に無事着手に至りました。

令和8年度には、海側盛土の区間につきましては、盛土工事を引き続き進めていくとともに、既存堤防の補強に係る設計業務を実施してまいります。また、背後盛土の区間につきましては、町道松原線の付け替えに係る測量設計業務を実施するとともに、地権者の皆様のご協力をいただきながら用地取得を進め、手を休めることなく住吉防潮堤の早期完成を目指し

てまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」についてでございます。

静岡県では、令和8年度以降における「TOUKAI-0」の新たな耐震補強事業につきまして、耐震化だけではなく、被害を軽減する減災化についても支援することとなりましたことから、引き続き、本町もこれに同調し住宅の耐震化などを支援してまいります。

具体的には、昨年の台風15号により多くの瓦屋根が被災した状況を受け、新たに屋根の耐風診断や補強工事などを補助メニューに加えるものでございまして、名称を「TOUKAI-0+」として事業を実施してまいります。また、「わが家の専門家診断」なども引き続き実施いたしますことから、県と連携を図りながら戸別訪問などにより積極的に周知に努めてまいります。

次に、統合型ウェブ版ハザードマップの作成についてでございます。

本町では、これまで津波と洪水のハザードマップにつきましては、配付を目的として紙媒体で作成しておりましたが、近年多発している集中豪雨などの水害リスクに備えるため、新たに内水氾濫による浸水情報や避難に関する情報を加えた統合型ウェブ版ハザードマップを作成してまいります。

このウェブ版ハザードマップでは、様々な情報を重ね合わせて閲覧することが可能となり、従来の紙のマップに比べ災害リスクなどの情報を整理しやすくなりますので、詳細な情報の把握が可能になるほか、防災訓練における防災教育など多くの場面で活用していただけるものと期待をしております。

次に、大幡川改修事業についてでございます。

準用河川の大窪川では、流下能力を高めるため、国の交付金を活用し下流側から順次改修を実施しているところでございます。令和8年度におきましても、引き続き大窪川の上流側に向けて護岸整備や河川構造物などの更新を進める予定でございまして、国の第1次国土強靱化実施中期計画の事業として、一層の進捗を図ってまいります。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

本町では、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策を実施しており、令和8年度におきましても学校や警察、道路管理者などによる合同点検を実施し、迅速に必要な対策を講じることで、歩行者の安全確保対策を進めてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業についてご説明申し上げます。

大規模災害発生時における被害を最小限に抑え、水道水の安定供給を継続できるよう、令和8年度におきましても引き続き基幹管路の耐震化や老朽管の布設替えのほか、水道施設の更新を進めてまいります。基幹管路の耐震化につきましては、自彊小学校西側付近、青柳北原3号線外3路線の配水本管の布設替えのほか、神戸・大幡地内の境内下神戸線の老朽管の布施替えを予定しており、併せて水道施設更新計画に基づく機器や設備の更新を実施してまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

公共下水道に係るストックマネジメント計画策定業務といたしまして、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為により、管渠と処理場設備の点検調査や診断、計画策定までを

一連で進めてまいります。浄化センターの整備につきましては、3年間の債務負担行為により機械設備、電気設備工事を既に発注しているほか、2年間の債務負担行為による電気設備工事と単年度事業の建築改修工事を新たに実施する予定でございます。また、管渠整備につきましては、住吉地区においてさきの点検調査により対策が必要と判断された既設管の改築工事を1件予定しております。

また、本年度の工事完了をもって区域内污水处理整備がおおむね完了しますことから、今後はストックマネジメント計画に基づき既存施設の老朽化対策を計画的に行ってまいります。

また、下水道使用料の改定につきましては、本年度、下水道料金等審議会において検討を重ねていただき、先日、下水道事業の持続性や健全な経営の確保の観点から、料金改定について答申をいただいたところでございます。下水道を使用している町民の皆様におかれましては、物価上昇等の影響を受ける中、心苦しい限りではございますが、今後この答申を踏まえた関係条例の改正議案を提出させていただく予定でございます。

次に、浄化槽設置費補助金交付事業についてでございます。

本事業につきましては、国と県の補助金を活用しており、令和8年度においては国の制度改正により補助金の単価が上がることとなります。また、前年度の実績を基に補助件数を見込んでおり、引き続き合併処理浄化槽への転換を促進してまいります。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、東名吉田インターチェンジ周辺の整備についてご説明申し上げます。

吉田インターチェンジ周辺の整備につきましては、整備用地をA、B、Cの3つのエリアに分け、本年度においては、Cエリアについて測量と補償調査、不動産鑑定を実施し、一部用地買収を進めているところでございます。令和8年度におきましては、このCエリアの用地買収を進めるとともに、残る2つのエリアの測量と補償調査を実施し、併せて用地買収を進め、事業の進捗を図ってまいります。

このバスターミナルは、シーガーデンシティ構想の町の玄関口と位置づけており、人流創出に向けた重要な交通結節点となりますので、今後もまちづくりの重要な拠点として整備を進めてまいります。

次に、吉田公園南側用地の整備についてでございます。

本年度におきましては、PFI法に基づき事業者の選定方法や官民の役割分担などを取りまとめた実施方針を策定、公表し、実施方針に関する説明会や現地見学会を開催したところでございます。令和8年度におきましては、この実施方針に基づき事業手法、事業範囲などについて民間事業者とヒアリングを実施し、その結果や定量評価などを総合的に勘案してPFI事業の実施の可否を判断してまいります。その後、PFI事業を実施する際には、次のステップとして特定事業の選定を進めてまいります。

次に、ふるさと納税事業についてでございます。

本年度における1月までの寄附額は1億1,903万6,385円で、これまで寄附額が最も多かった令和6年度の同時期と比較いたしますと、約23%の増加となっております。これは、返礼品を安定的に供給できたことはもちろんのこと、寄附者の皆様のニーズに合った取組として返礼品の定期便の採用や、効果的なウェブ広告による返礼品のPR強化を行った結果であると考えております。令和8年度におきましては、返礼品のさらなる掘り起こしを進めるとともに、SNSを活用し、若年層や子育て世代に向けて町の特産品の魅力を広く発信すること

で、ふるさと納税のさらなる推進を図ってまいります。

次に、少子化対策の取組についてでございます。

本町では、静岡県や県内市町と共同で、ふじのくに結婚応援協議会を運営し、出会いの機会の提供や結婚相談などの結婚支援を積極的に行っているところでございます。令和8年度におきましては、これまでの取組に加え、マッチングや婚活イベントを行う、ふじのくに出会いサポートセンターの会員登録料を全額補助し、結婚を希望する方に多くの出会いの機会を提供するなど結婚支援の充実を図ってまいります。また、国の地域未来交付金を活用し、新婚世帯の住居費などを補助する吉田町新婚生活応援補助金を引き続き実施することにより、本町への若年世帯の移住・定住を促進し、少子化対策を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。

地域おこし協力隊につきましては、3大都市圏などの都市住民が隊員となり、地域協力活動などに従事しながら地域への定住や定着を図っていく取組でございまして、これまで本町においても3名が従事し、まちづくりの一端を担ってまいりました。令和8年度においては、地域と連携したイベントの実施や情報発信の充実、地域資源の掘り起こしなど交流人口の増加に向けた魅力的な仕掛けづくりを担う隊員を1名委嘱する予定でございます。

こうした取組により、新たな視点から町の魅力や可能性を引き出し、来てみたい、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、吉田漁港の浚渫についてでございます。

漁港内の浚渫工事につきましては、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、計画水深3メートルを確保するため、吉田漁港入り口部分から港内に向かって段階的に実施しております。令和8年度におきましては、湯日川と大幡川の河口部周辺の水域を中心に工事を進め、漁港の機能保全と船舶の航行の安全を確保することで、地域水産業の振興につなげてまいります。

次に、吉田漁港機能保全計画の更新についてでございます。

漁港施設の効率的な維持管理などを目的とする吉田漁港機能保全計画につきましては、引き続き漁港施設の詳細な点検を実施し、施設の健全度を再度評価した上で計画の更新を行う予定でございます。計画の更新に当たっては、効率的かつ効果的な維持管理を前提とし、長期的な事業の平準化とライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

次に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策についてでございます。

エネルギーや食料品価格等の物価高騰に対し、消費の下支えなどを通じて生活者と事業者を支援するため、吉田町商工会が実施する第8弾のプレミアム付商品券発行事業に対し、商工業振興事業費補助金を交付する予定でございます。商工会からは、プレミアム率、発行総数ともに第7弾を超える事業規模を計画していると伺っており、本事業が町民の皆様の生活や事業者の事業活動の一助となることを期待しております。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、西の宮雨水幹線整備事業についてご説明申し上げます。

西の宮雨水幹線は、浜田土地区画整理区域内を流れていることから、土地区画整理事業と並行して整備を進めているところでございまして、このたび成因寺川との合流付近の土地の大区画化に当たり、西の宮雨水幹線の線形を変更する測量設計業務委託を実施いたします。

今後、大区画化した土地を有効活用できるよう、浜田土地区画整理組合と連携をして地域のにぎわい創出に資する商業施設の誘致を図ってまいります。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

本町では、令和5年10月からオンデマンド型乗合タクシーぎゅっとカーの実証運行を行っており、積極的な周知と多様な利用促進に取り組んできた結果として、高齢者に限らず子供や子育て世代を含む幅広い世代に利用が広がるなど、地域において一定の認知が進んでいると認識をしております。

実証運行の成果や町民の皆様の御意見などを総合的に判断し、今後も暮らしを支える移動手段として安定的かつ持続的にサービスを提供していくため、本議会定例会において本格運行に係る条例議案を提出し、ぎゅっとカーを地域公共交通として明確に位置付けることで、誰もが気兼ねなく出かけられる環境づくりを進めてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、5歳児健康診査事業について御説明申し上げます。

本町では、全ての子供が健やかに成長し就学期を迎えられるよう、各種健康診査や相談支援などを実施しております。令和8年度からは、疾病や発達上の特性を早期に発見し適切な支援につなげるため、発達や集団生活への適応などの課題が顕在化される5歳児を対象として、新たに5歳児健康診査事業を開始することといたしました。本事業の実施に当たっては、保育園や幼稚園、小学校などの関係機関と密に連携し、子供の健やかな成長を支援してまいります。

次に、吉田町こども家庭センターの設置についてでございます。

国では、児童虐待事案の増加を受け、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、全市区町村に対して、こども家庭センターの設置によるさらなる相談支援体制の強化を求めています。

本町におきましては、これまで健康づくり課内の子育て世代包括支援センターと、こども未来課内の子ども家庭総合支援拠点が連携することにより、妊産婦や子育て家庭、虐待などの課題を抱える家庭との相談体制を整えてまいりましたが、令和8年4月に両機能の一体的な運営を行う、吉田町こども家庭センターを設置することといたしました。

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の連携と協働をさらに深め、困難を抱える家庭を早期に把握し、適切な支援を行う体制の強化を図ってまいります。

さらに、高齢者福祉と介護保険事業についてでございます。

令和8年度は、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の最終年度となりますことから、令和9年度からの3年間を計画期間とする第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

本計画の策定に向けて本年1月から2月にかけて、65歳以上の高齢者が要介護状態になる前の日常生活や社会参加の状況について調査する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、在宅における介護の実態を調査する在宅介護実態調査を実施いたしました。令和8年度は、この調査結果から現状や課題などを把握し、令和9年度以降における介護サービスの見込み量や給付額等の推計を実施いたします。

今後も、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険事業の適正かつ円滑な実施のため、地域の特性に即した計画策定を目指してまいります。

次に、高齢者補聴器購入助成事業についてでございます。

高齢化率の上昇に伴い、全国的に認知症高齢者は増加傾向にあり、本町におきましても同

様の状況となっております。加齢性難聴により生じる聞こえの低下は、社会的孤立や認知機能の低下につながるおそれがありますことから、令和8年度から、聞こえの改善を通じた社会参加の促進を目的といたしまして、高齢者を対象とした補聴器購入費の一部を助成してまいります。介護予防やフレイル予防に寄与するため、高齢者が自らの聞こえに対して早期に気づき、適切な対応ができるよう、積極的に広報し周知を図ってまいります。

次に、こども発達支援センターの開設についてでございます。

令和8年4月に開設を予定しております、吉田町立こども発達支援センターにつきましては、町民の皆様にとって親しみやすく利用しやすい施設となるよう、現在こども発達事業所を利用している児童の保護者に御意見を伺い、通称名を「すずらん」といたしました。「すずらん」は小さな花が寄り添うように咲く姿が特徴であり、支え合いながら成長していく子供たちの姿と重なるもので、家庭、地域、関係機関が共に支えるという理念に合っております。

センターの運営につきましては、専門的知見と実績を有する事業者へ委託し、質の高い児童発達支援を提供するとともに、保護者の相談対応や地域の発達支援の中核的支援拠点として、保育所、幼稚園、学校などと連携を図り、地域全体の支援力の向上に取り組んでまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランについて御説明申し上げます。

令和8年度におきましても、子供、教職員、保護者が共に元気になり、3者にとって魅力ある教育を実現することを目指し、T C Pトリビンスプランに掲げる各事業を推進していくとともに、「子供の確かな学力を保障する環境づくり」の施策といたしまして、児童・生徒の習熟度に応じた個別最適な学びと、学習データを活用したきめ細やかな指導による基礎学力の定着を実現するため、新たにA I型デジタルドリルを導入する予定でございます。

また、文部科学省では、令和8年度からリーディングD Xスクール事業の後継事業といたしまして、次期学習指導要領に向けて開発・試作する教材を用いた教材実証により、情報活用能力の育成に向けた事例や教材の活用事例等を創出していく、生成A Iパイロット校事業を展開することとしており、本町全ての小・中学校がこの事業に認定されるよう現在申請しているところでございます。

教育環境の整備といたしましては、令和4年度に実施いたしました劣化診断調査に基づき、本年度から各学校の建物や設備の改修工事を計画的に進めており、令和8年度におきましては、引き続き中央小学校の給水設備改修工事を実施するとともに、自彊小学校の受変電設備の改修工事に着手する予定でございます。

このほか、保護者が安心して子育てできる環境づくりの施策といたしまして、学校給食費に係る保護者負担軽減事業を実施する予定でございます。

今般の急激な物価高騰により、給食材料費が給食費納付金を大きく上回る状況となっておりますことから、吉田町牧之原市広域施設組合では、令和8年度から学校給食費の単価を引き上げることとしております。

こうした中、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、物価高騰に伴う子育て世帯支援メニューが追加され、さらに、学校給食費の抜本的負担軽減いわゆる給食無償化に向けた制度構築が進められておりますことから、本町では、こうした国の施策に呼応し、令和

8年度におきまして保護者の負担を軽減する事業を展開していく予定でございます。

具体的に申し上げますと、小学校におきましては、国と県が負担する給食費負担軽減交付金を活用しながら、不足分に町の一般財源を投入し完全な無償化を実現するとともに、中学校におきましては、学校給食費の単価が上昇する分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充て、保護者の負担を本年度と同様に据え置きすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

次に、吉田中学校における部活動の地域展開についてでございます。

町教育委員会では、令和8年度に3年生が部活動を引退する時期を境目としまして、休日の部活動から段階的に地域へ展開することを目指し、吉田町部活動の在り方協議会を設置し、地域クラブ、いわゆるよし活クラブの開設に向けた準備を進めてまいりました。

いよいよ開設の年を迎えた本年2月には、本年度3回目となる協議会を開催し、よし活クラブの運営マニュアルを定めるとともに、目前に迫ったよし活クラブ開設までの具体的な工程を明確にしたところでございます。本年9月に、より多くの部活動がよし活クラブとして円滑な運営が始められるよう、この工程に沿って大詰めの作業を進めてまいります。あわせて、国や県の動向を常に注視し、補助制度などを最大限活用できるよう調整を進め、吉田中学校の生徒と教職員にとって望ましい部活動環境の構築に努めてまいります。

次に、スポーツ振興についてでございます。

本町では、令和8年度から町内に在住または在勤している40歳以上の方を対象とした、大人のソフトランニング教室を新たに開講いたします。

この教室は、体力に自信のない方や走ることに不安がある方でも安心して運動することができ、健康づくりと運動習慣の定着につながることを目的として実施してまいります。また、より多くの皆様が住み慣れた地域でいつまでも心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、町内の65歳以上の方を対象とした、シニアフィットネス教室を昨年6月13日に開講し、現在38名の参加者が、楽しみながら毎月2回の筋力トレーニングや軽スポーツに取り組んでおります。この教室では、筋力や体脂肪などを測る体組成計測定を実施しており、参加者の皆様はその結果を確認しながら、それぞれの目標に向かって筋力の向上や健康維持に取り組んでおります。令和8年度も、引き続き各種スポーツ教室等の充実に取り組み、皆様が気軽に体を動かすことができる機会を提供してまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、第6次吉田町総合計画後期基本計画策定に係る住民意識調査の実施について御説明申し上げます。

本町の総合計画は、8年間を計画期間とする基本構想を実現するため、4年ごとに基本計画を策定しており、令和10年度から始まる後期基本計画の策定に向け、令和8年度に住民意識調査を実施し、町民の皆様のニーズや今後の町づくりに対する御意見を幅広く把握してまいります。人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰など社会情勢が変化中、調査結果を的確に分析をし、実効性のある後期基本計画を策定してまいります。

以上、令和8年度を迎えるに当たり、第6次吉田町総合計画の将来都市像であります「豊かで活気にあふれ心を魅了するまち」の実現に向けた各種施策の方針や概要などを施策体系に沿って御説明させていただきました。

去る2月20日の高市首相の施政方針にもありましたとおり、国では、食料品を対象とした

消費税減税の実現に向けた検討の加速に加え、A I や半導体など17の戦略分野への投資を促進するなど、税率を上げずとも税収増に向かう強い経済の実現に取り組むこととしており、また、静岡県におきましても、財政の健全化に加え、幸福度日本一の実現に向けた施策や国の責任ある積極財政に呼応した未来への投資を進めることとしており、経済成長に伴うさらなる雇用の増加や賃金の上昇などが期待されるところであります。

本町といたしましても、ただいま御説明申し上げた施策を具現化するべく、令和8年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ過去最高の額となる149億8,500万円を編成しております。目まぐるしく変化する社会、経済情勢に柔軟に対応しながら、支える安全のさらなる充実により、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また、この町の魅力を最大限引き出し、多くの皆様が訪れてみたい、住んでみたいと思えるような町をつくり上げてまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、本町の町づくりに御理解をいただき、今後より一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、令和8年度の施政方針といたします。

○議長（増田剛士議員） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士議員） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

8番、大石 巖議員。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖議員登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

産業建設常任委員会での所管事務事項につきまして、調査の状況を報告いたします。

昨年6月10日に、調査項目を観光振興策についてと決定をいたしました。本年2月16日までに14回の委員会を開催いたしまして、7月16日には、産業課及び企画課から現在進行中の施策について観光に関する町の考え方、外部団体との関係などについての説明を受け意見交換を行いました。8月7日の第4回委員会では、まちづくり公社及び吉田町商工会への視察を決定し、また県外への視察先につきまして相手先へ問い合わせることを決定いたしました。が、残念ながら視察時期の調整ができませんでした。

10月30日にまちづくり公社及び吉田町商工会への視察を行いました。まちづくり公社では、観光に対する公社の役割について、シーガーデンシティ構想での情報発信の拠点と観光振興の関わりについて説明をいただきました。吉田町商工会では、取り組んでいる事業、観光部の取組方針や課題について、楽市の取組についてなどの説明をいただきました。11月、12月の委員会では、こうした視察の内容の取りまとめを行いました。

1月26日には、観光施策に対するオンライン研修を受講いたしました。「新たな稼ぐ観光政策」のテーマで、跡見学園女子大学の篠原靖准教授から、日本経済と観光の位置づけ、地域経済を新たな発想で見直し、観光人口を創出する方法についてなどの講演を受け、青森県、石川県、山梨県、長崎県、神奈川県などの受講者と共に意見交換を行うなど、有意義な研修

となりました。

1月発行の議会だよりに掲載をしました、産業建設常任委員会報告につきまして、1月19日にまちづくり公社塚本理事長から、掲載内容についての照会をいただきました。3回の委員会を開催し、2月19日に議長から回答を行いました。広告記事に間違っただけの表記や不明瞭な表記、誤解を招く記載など公社のイメージを損なう表現などの指摘を真摯に受け止めて、改めてこの場からおわびを申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の活動、視察状況についての報告を終わります。

○議長（増田剛士議員） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第3号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（増田剛士議員） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第5、第3号議案から、日程第30、第28号議案までの26議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和8年第1回吉田町議会定例会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、専決処分事項の承認について1件、条例の一部改正について6件、条例の制定について2件、補正予算について4件、当初予算について7件、規約の変更について1件、指定管理者の指定について2件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件1件の合計16件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第3号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）について）でございます。

本議案は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う事務を早急に執行する必要がありましたことから、その経費といたしまして、令和7年度の吉田町一般会計歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,393万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ173億1,154万6,000円とする補正予算を本年1月20日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同法同条第3項の規定により報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第4号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、国民健康保険税の算定において、

子ども・子育て支援納付金課税額を新たに加える必要が生じたことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴いまして、非常勤消防団員の損害補償に関し、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、林野火災に関する注意報が発せられた際に、火入れの制限を行うことができるようにするために、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続法の改正に伴い、不利益処分をしようとする場合の通知を公示送達により行う場合の方法について、インターネットによる公表を前提とするため関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、災害その他非常の場合における給水装置の円滑な復旧工事の実施を図るため、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、令和7年度税改正に伴い、令和8年度の介護保険料率の算定に関する基準の特例を設けるため、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、デマンド型乗合タクシーの運行に関する必要な事項を定めるとともに、地方自治法第244条の2の規定に基づく公の施設と位置づけ、その適正な管理運営を図ることにより持続可能な地域公共交通として確立するため、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業を実施することに伴いまして、運営に関する基準を定める必要がありますことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,120万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億9,034万2,000円と定めるとともに

繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の吉田町土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,547万9,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ893万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,729万2,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,611万8,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、令和8年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億8,500万円と定めるほか、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、令和8年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,575万5,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,156万8,000円と定めるほか、歳入歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、令和8年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,280万5,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、令和8年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,199万2,000円と定めるほか、歳入歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、令和8年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を6億1,667万6,000円とし、収益的支出の総額を5億9,776万7,000円とするとともに、資本的収入の総額を9,422万5,000円とし、資本的支出の総額を4億817万1,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,394万6,000円は減債積立金などで補填するものと定める

ほか、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和8年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を7億8,230万5,000円とし、収益的支出の総額を7億5,568万9,000円とするとともに、資本的収入の総額を11億1,558万1,000円とし、資本的支出の総額を11億2,876万4,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,318万3,000円は過年度分消費税、資本的収支調整額で補填するものと定めるほか、債務負担行為、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、旧吉田榛原消防署庁舎の維持管理に関する事務について、清算に関する事務を含むことを明確にするため、吉田町牧之原市広域施設組合の規約に所要の変更を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定管理者に社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することについて、お認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町防災公園の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定管理者に一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定することについて、お認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、塩谷上川原3号線に関連する町道を廃止する必要がありますことから、道路法第10条第3項の規定に基づき、町道1路線の廃止につきましてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、塩谷上川原3号線ほか1路線に関連する町道を認定する必要がありますことから、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道2路線の認定につきましてお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、吉田町川尻146番地の1、坂本美千子氏を人権擁護委員に推挙することにつきまして、議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程されました26議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

なお、今回の議会定例会に提出いたします第23号議案の吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約についてにつきましては、3月13日までに協議書及び議会の議決書を吉田町牧之原市広域施設組合に提出する必要があることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長お願いします。

太田順子総務課長。

〔総務課長 太田順子登壇〕

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

総務課からは、第7号議案及び第28号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第7号議案 吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書12ページから14ページ、参考資料ナンバー4を御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル規制改革一括法第44条により行政手続法が改正され、令和8年5月21日に施行されます。この改正により、アナログ規制である書面掲示規制に関わる見直しが行われ、不利益処分を行おうとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達で行う場合の方法が、インターネットによる公表が前提となります。

つきましては、吉田町行政手続条例においても、行政手続法と同様の改正を行おうとするものでございます。

それでは、参考資料を御覧ください。

第15条の改正は、聴聞の通知を公示の方法で行う場合について、公示事項を規則で定めることによりインターネットで公表するとともに、書面を掲示場に掲示し、または事務所に設置した電子計算機に表示するよう改めるものでございます。

第16条の改正は、第15条に新たに「項」が追加されたことに伴い、引用先を改めるものでございます。

第22条の改正は、第15条の改正に伴い、準用する規定を追加するとともに、文言を修正するものでございます。

第29条の改正は、第15条の改正に伴い、準用する規定を追加するとともに、引用先を改めるものでございます。

なお、附則により、この条例の施行日をデジタル規制改革一括法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日である令和8年5月21日とすることとしました。また、経過措置として、改正後の第15条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行日以降にする通知から適用することとしました。

続きまして、第28号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

議案書78ページを御覧ください。

人権擁護委員の候補者として、坂本美千子氏を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして議会の御意見を求めるものでございます。

坂本氏の住所は、吉田町川尻146番地の1、氏名は坂本美千子、生年月日は昭和30年10月7日で、現在70歳でございます。

委員の任期は、本年 7 月 1 日から令和11年 6 月30日までの 3 年間でございます。

坂本氏は、平成23年12月から民生委員・児童委員として15年間務められ、その間の 3 年間は副会長として町の福祉分野において多大な御尽力をいただきました。また、これまでも川尻区女性部長や吉田中学校 P T A 副会長、生涯学習委員、社会福祉協議会評議員、吉田町認知症対策委員会委員、吉田町空港対策協議会委員を務められ、町の実情にも精通されている方であります。これらの経歴からも、地域住民の方々に寄り添う活動をされ、人権啓発、相談、救済などの各種人権擁護活動に対しても深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、今回の推薦に当たりましては、地元の川尻区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、防災課長をお願いします。

鈴木尚雄防災課長。

〔防災課長 鈴木尚雄登壇〕

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

防災課からは、第 5 号議案、第23号議案、第25号議案の 3 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 5 号議案 吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 9 ページ及び参考資料ナンバー 2 をご覧ください。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第 5 条第 2 項第 2 号の改正は、消防作業従事者等の補償基礎額を「9,700円」から「1 万円」に、最高額を「1 万4,500円」から「1 万5,000円」に改めるものでございます。

第 5 条第 3 項の改正は、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めるもので、第 1 号に該当する扶養親族、配偶者については100円の加算を廃止し、第 2 号に該当する扶養親族、22歳に達する日以後最初の 3 月31日までの間にある子に対する加算については、1 人につき「383円」から「433円」に改めるものでございます。

別表の改正は、補償基礎額を政令に倣い改めるものでございます。

別表中、団長及び副団長については、勤務年数が10年未満の場合は「1 万2,900円」を「1 万3,340円」に、勤務年数が10年以上20年未満の場合は「1 万3,700円」を「1 万4,170円」に、勤務年数が20年以上の場合は「1 万4,500円」を「1 万5,000円」に改め、本部長、分団長及び副分団長においては、勤務年数が10年未満の場合は「1 万1,300円」を「1 万1,670円」に、勤務年数が10年以上20年未満の場合は「1 万2,100円」を「1 万2,500円」に、勤務年数が20年以上の場合は「1 万2,900円」を「1 万3,340円」に改め、部長、班長及び団員については、勤務年数が10年未満の場合は「9,700円」を「1 万円」に、勤務年数が10年以上20年未満の場合は「1 万500円」を「1 万840円」に、勤務年数が20年以上の場合は「1 万1,300円」を「1 万1,670円」に改めるものでございます。

附則第 1 項は、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することと定めております。

附則第2項は、改正後の条例の規定における経過措置を定めております。

続きまして、第23号議案 吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の70ページと71ページ及び参考資料ナンバー11の1と11の2を御覧ください。

本議案は、吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務である旧吉田榛原消防署庁舎の維持管理に関する事務について、清算に関する事務を含むことを明確にするために規約を変更しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第3号の改正は、旧吉田榛原消防署庁舎（土地その他付属施設を含む）の維持管理に関する事務の後ろに「（清算に関する事務を含む）」を加える改正でございます。

附則は、この規約を令和8年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、第25号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の73ページ及び参考資料ナンバー13を御覧ください。

本議案は、吉田町防災公園の設置管理及び使用料に関する条例第17条第1項の規定に基づき、吉田町防災公園の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、この施設の設置目的を達成するためには、防災公園を拠点とし、公園の目的を達成する事業展開が可能でありかつ公園施設の適切な運営を確保できる一般社団法人吉田町まちづくり公社が最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、令和8年度の指定管理料は年額1,430万4,812円としております。

防災課からの3議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、企画課長お願いします。

石間智三郎企画課長。

〔企画課長 石間智三郎登壇〕

○企画課長（石間智三郎） 企画課でございます。

企画課からは、第10号議案 吉田町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書23ページから25ページ、参考資料ナンバー7を御覧ください。

本議案につきましては、町民の移動の利便性向上及び社会参加の促進を図るため、本サービスを一過性の取組にとどめることなく継続的かつ安定的に提供していくため、デマンドタクシーの運行に関する必要な事項を定めるとともに、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本サービスを公の施設と位置づけ、その適正な管理運営を図ることにより持続可能な地域公共交通として確立するためのものでございます。

それでは、吉田町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書24ページを御覧ください。

まず第1条は、条例の目的を規定するもので、この条例は町民に必要な交通手段を確保するため吉田町デマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）を運行し、町民の利便性の向上を図ることを目的としております。

第2条は、デマンドタクシーの定義を規定するもので、デマンドタクシーは利用者の予約に応じて利用者を町が定める乗降地点間において送迎する乗合タクシーであることを規定しております。

第3条は、運行業務の委託について規定するもので、運行に関する業務の全部または一部を道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者に委託することができると規定しております。

第4条は、運行内容について規定するもので、運行区域、運行日及び運行時間をそれぞれ規則において別に定めることを規定しております。

第5条は、使用料について規定するもので、第1項では使用料は乗車の際に現金または回数券により支払うものとし、第2項では使用料は吉田町地域公共交通協議会が定める運賃利用部会の合意に基づき、国土交通大臣等に届け出た運賃とし、使用料の額は規則において別に定めることを規定しております。

第6条は、使用料の減免について規定するもので、町長は特別な理由があると認めるときは使用料を減額しまたは免除できることを規定しております。

第7条は、乗車の制限について規定するもので、デマンドタクシーの乗務員は利用者が危険物または多量の荷物を持ち込もうとするとき、保護者または介護者の補助がなく乗車地点への移動及び車両の乗降が自力でできないとき、その他円滑な運行が妨げられるおそれがあると判断したときは、乗車を拒みまたは降車させることができることを規定しております。

議案書25ページを御覧ください。

第8条は、運行の制限等について規定するもので、町長は天災その他やむを得ない事由により運行上の支障がある場合には、デマンドタクシーの運行を制限しまたは停止することができることを規定しております。

第9条は、損害賠償について規定するもので、故意またはその附帯設備を損傷しまたは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし町長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部または一部を免除することができる旨規定しております。

第10条は、委任について規定するもので、この条例の定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものと規定しております。

附則につきましては、施行期日を令和8年4月1日とすることを規定しております。

以上が、第10号議案 吉田町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時38分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

続きまして、財政管理課長、お願いします。

八木邦広財政管理課長。

〔財政管理課長 八木邦広登壇〕

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第3号議案、第12号議案、第13号議案、第16号議案、第17号議案の5議案について御説明申し上げます。

まず初めに、第3号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）について）の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページ及び別冊となっております令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）並びに令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算第8号は、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙について、令和8年1月27日告示及び2月8日投開票の決定を受け、早急に選挙業務に着手する必要が生じたことから、選挙執行経費を速やかに措置させていただいたものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、投開票日までの期間が非常に短いため、議会を開催していただくいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、令和8年1月20日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,393万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,154万6,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が補正予算第8号の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

15款県支出金につきましては、1,393万1,000円の増額でございます。これは、3項1目総務費県委託金におきまして、衆議院議員選挙費1,393万1,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、1,393万1,000円を増額するものでございます。これは、4項4目衆議院議員選挙費について、衆議院議員選挙に係る執行経費といたしまして1,393万1,000円を計上するものでございます。

以上が、第3号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度吉田町一般会計補正予算（第8号））についての内容でございます。

続きまして、第12号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についての内容について御説明申し上げます。

議案は、議案書の39ページでございます。

それでは、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,120万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億9,034万2,000円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次に、第2条でございます。令和7年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、6ページに掲げる第2表繰越明許費補正のとおりとすることをお認めいただこうとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、7ページから9ページまでの第3表地方債補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

具体的な内容としたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で4事業につきまして、総額1億8,827万3,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、シーガーデンシティ推進事業費でございます。こちらは、吉田インターチェンジ周辺バスターミナル整備事業用地の取得におきまして、地権者との用地交渉を進めておりましたが、当該交渉が難航し年度内での事業完了が見込めないことから、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。

次に、担い手育成総合対策事業費でございます。本事業は、令和7年9月の台風15号の大雨、竜巻等により被災した農業用ハウス等の再建、修繕等に必要な経費を助成するため、第5号補正予算で計上いたしましたが、農業者が実施する再建等に時間を要し年度内の業務完了が見込めないことから、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と一般財源でございます。

次に、防潮堤整備事業でございます。本事業は、令和7年9月から多期間等の工事にて発生する土砂の受入れを行い、盛土整備を実施する予定でしたが、9月の台風15号による松の倒木等の影響により現場着手が遅れ、土砂搬出側工事の日当たりダンプ台数にも限りがあることから年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財

源につきましては、全額地方債でございます。

最後に、大幡川改修事業費でございます。本事業は、大雨により損傷しました準用河川大窪川護岸の応急復旧である大型土のうを撤去し、籠マットにて復旧するもので、被取水器において4か月の施工期間を設定し12月に契約を締結しましたが、起工測量において現場の河川水位が想定より高いことが判明し、水位低下までの間工事着手できず、不測の日数を要しましたことから年度の完了がみこめないため、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、地方債と一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越し計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費についてもそのルールに従って御報告させていただきます。

7ページを御覧ください。

続きまして、地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って、第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして変更11件、廃止1件をお認めいただこうとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して1億2,910万円の減額となります。

続きまして、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

2款地方譲与税から7ページの11款交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも県から示された決算見込みによりましてそれぞれ増減額するものでございます。

8ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては、3,196万1,000円の減額でございます。2項国庫補助金につきまして、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

15款県支出金につきましては、9,094万9,000円の減額でございます。9ページから10ページにかけての1項県負担金、2項県補助金につきましては、それぞれ決算見込みにより増減額するものでございます。

11ページを御覧ください。

16款財産収入につきましては、178万5,000円の増額でございます。これは、1項2目利子及び配当金収入におきまして、利率の上昇により当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから、それぞれの基金について増額するものでございます。

12ページを御覧ください。

12ページから13ページにかけての20款諸収入につきましては、5,408万9,000円の減額でございます。これは、2項1目町預金利子におきまして利率の上昇により増額、5項2目雑入におきまして決算見込み等によりそれぞれ増減をするものでございます。

13ページを御覧ください。

13ページから14ページにかけての21款町債につきましては、1億2,910万円の減額でございます。全て決算見込みによる減額でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

まず1款議会費につきましては、717万4,000円の減額でございます。主な内容は、各事業におきまして決算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、1億2,468万8,000円の減額でございます。主な内容は、16ページの吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）につきまして、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した18万4,000円を減額するものでございます。

次に、16ページから18ページにかけて、決算見込みにより4目会計管理費につきまして900万円の減額、6目企画費につきましては4,445万4,000円の減額、9目交通安全対策費につきまして400万円の減額でございます。

次に、18ページの11目事務改善対策費の情報化推進費につきましては、標準化システムの延伸に伴う委託料の減額及び決算見込みにより4,775万9,000円の減額でございます。

続きまして、18ページから19ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、標準化システムの延伸に伴う委託料の減額及び決算見込みにより1,183万2,000円の減額でございます。

次に、19ページから20ページにかけての4項1目選挙管理委員会費につきまして、決算見込みにより745万9,000円の減額でございます。

20ページを御覧ください。

続きまして、3款民生費につきましては、3,179万7,000円の増額でございます。

まず、20ページから21ページにかけての1項1目社会福祉総務費におきましては、決算見込みにより124万6,000円の減額でございます。

21ページを御覧ください。

5目心身障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金及び障害者医療費負担金の過年度の精算に伴いまして、補助金等返還金3,205万円を増額、決算見込みにより障害者自立支援施設管理事業費12万3,000円を減額するものでございます。

次に、21ページから22ページにかけての7目介護保険費におきましては、決算見込みにより181万6,000円の増額でございます。

22ページを御覧ください。

2項3目保育所費におきましては、決算見込みにより70万円の減額でございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、4,071万7,000円の減額でございます。

22ページから23ページにかけての1項2目予防費におきましては、2,911万1,000円の減額でございます。これは、感染症予防費につきまして、決算見込みにより予防接種委託料3,914万7,000円を減額するとともに、過年度事業の精算に伴う返還金1,003万6,000円を計上し、全体として2,911万1,000円を減額するものでございます。

次に、3目環境衛生費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費に

つきまして、広域施設組合の補正予算に伴う減額を構成市町で案分した1,223万9,000円を減額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費におきましては、決算見込みによる委託料60万円の減額及び過年度事業の精算に伴う返還金106万7,000円の増額でございます。

24ページを御覧ください。

7目老人保健事業費におきましては、決算見込みによる196万6,000円の増額でございます。

8目健康増進事業費におきましては、決算見込みによる180万円の減額でございます。

25ページを御覧ください。

6款農林水産業費につきましては、9,480万8,000円の減額でございます。

25ページから26ページにかけて、決算見込みにより1項3目農業振興費につきましては、9,420万7,000円の減額、3項1目水産振興費につきまして10万円の減額、2目漁港管理費につきまして50万1,000円の減額とするものでございます。

26ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、7,426万3,000円の減額でございます。

26ページから28ページにかけて、決算見込みにより1項1目土木総務費につきましては、6,364万6,000円の減額、2項1目道路維持費につきまして331万2,000円の減額、3項1目河川総務費につきまして209万円の減額、3目河川新設改良費につきまして200万円、4項3目街路事業費につきまして321万5,000円の減額でございます。

29ページを御覧ください。

9款消防費につきましては、4,411万3,000円の減額でございます。これは、1項1目常備消防費につきまして、消防救急広域事業費の決算見込みによる3,530万円の減額、3目消防施設費につきましては、入札自体による不調で今年度未実施となりました消防施設整備事業費の備品購入費881万3,000円の減額でございます。

30ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、9,539万9,000円の減額でございます。これは、1項2目事務局費につきまして、事務局事務費の決算見込みによる30万円の減額、3目教育諸費につきましては、小・中学校の施設改修や小・中学校学習者用端末の更新事業の決算見込みによる教育振興事業費7,314万3,000円の減額や、決算見込みによる確かな学力定着事業費66万円の減額でございます。

また、31ページから34ページにかけて、決算見込みにより2項小学校費につきましては280万円の減額、3項中学校費につきましては150万円の減額、4項社会教育費につきましては1,419万6,000円の減額、5項保健体育費につきましては280万円の減額でございます。

35ページを御覧ください。

最後に、13款諸支出金につきましては1億2,816万1,000円の増額でございます。これは、35ページから36ページにかけての2項1目基金費1億2,816万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、財政調整基金につきましては、今回の補正に対しすぐに事業の財源とすることのない収入1億2,640万4,000円と利率上昇に伴う利子収入19万2,000円の合計1億2,659万6,000円を財政調整基金に積み立てるための増額、また、減債基金費、環境保全基金費、小中学校建設基金費、教育振興基金費、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、それぞれ利子上昇に伴う利子収入を基金に積み立てるため、合計156万5,000円を増額す

るものでございます。

以上が、第12号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。

続きまして、第13号議案 令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案は、議案書の40ページでございます。

別冊の補正予算書令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,547万9,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

1款財産収入につきましては、25万4,000円を増額するものでございます。これは、土地開発基金における基金の預金利子の利率上昇に伴いまして、基金利子25万4,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1款総務費につきまして、25万4,000円を増額するものでございます。これは、歳入で計上いたしました財産収入25万4,000円を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上が、第13号議案 令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

続きまして、第16号議案 令和8年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案書の43ページからとなっております。

それでは、まず議案書の44ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億8,500万円とし、また、この款項区分ごとの金額は、45ページから51ページまで掲載しております第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、債務負担行為について、52ページに掲げました第2表債務負担行為のとおりお認めいただくとするものでございます。

第3条は、地方債について、53ページに掲げました第3表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が、令和8年度吉田町一般会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の予算に関する説明書に沿って御説明いたします。

それでは、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款町税につきましては、55億3,610万6,000円の計上でございます。前年度と比較して391万2,000円の減額となり、率としましては0.1%の減となっております。

それでは、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、1項町民税につきましては、21億8,875万5,000円の計上でございます。前年度と比較して3,338万7,000円の減額となっております。その内訳でございますが、1目個人町民税は16億7,424万1,000円で、前年度対比4,352万6,000円の増額でございます。

現年課税分は16億5,156万1,000円で、所得割額は16億84万5,000円、前年度対比4,172万1,000円の増額でございます。

令和8年度は、税制改正により控除額が拡大されますが、経済の回復による雇用環境が改善する中で雇用者数が今後も増加していくこと、また所得状況につきましても増加傾向にあると判断し、増額と見込んで計上しております。

均等割額は、5,071万6,000円で、前年度対比87万5,000円の減額でございます。これは、税制改正による控除額引上げの影響等を踏まえ減額と見込んで計上しております。

滞納繰越分につきましては、令和7年度決算見込み等により2,268万円を計上しております。

次に、2目法人町民税は5億1,451万4,000円で、前年度対比7,691万3,000円の減額となっております。現年課税分は5億1,441万4,000円で、法人税割額は4億1,349万8,000円、前年度対比8,376万9,000円の減額でございます。均等割額は1億91万6,000円、前年度対比685万6,000円の増額でございます。これは、予定納税を含めた法人町民税申告の受付状況及び企業への見込み調査を踏まえるとともに、過去の課税状況も考慮して計上しております。

滞納繰越分につきましては、令和7年度の決算見込み等により10万円を計上しております。

続きまして、2項固定資産税につきましては、27億6,832万1,000円の計上でございます。前年度と比較して2,762万7,000円の増額となっております。その内訳でございますが、1目固定資産税は27億6,631万8,000円で、前年度対比2,773万2,000円の増額でございます。

土地につきましては、7月1日時点の地価調査を基に修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、7億6,999万9,000円を計上、前年度対比275万5,000円の減額でございます。

家屋につきましては、11億8,549万4,000円、前年度対比185万9,000円の増額でございます。令和7年中の滅失処理分及び新築分の増減等を踏まえ計上しております。

償却資産につきましては、経年の減価率に企業への見込み調査結果から新規投資分を見込むとともに、令和7年度の課税状況から判断し7億9,293万7,000円、前年度対比2,774万円の増額となっております。

滞納繰越分につきましては、令和7年度の決算見込み等により、1,788万8,000円を計上しております。

次に、2目固有資産等所在市町村交付金及び納付金は200万3,000円で、前年度対比10万

5,000円の減額となっております。これは、県の資産基準を基に算定しております。

続きまして、3項軽自動車税につきましては、1億1,725万9,000円の計上でございます。前年度と比較して337万1,000円の減額でございます。その内訳でございますが、1目環境性能割は154万4,000円で、前年度対比635万7,000円の減額でございます。環境性能割につきましては、令和7年度末をもって廃止されることが決定しておりますので、令和8年度に払い込まれる予定の2か月を予算計上しております。

次に、2目につきましては環境性能割の廃止に伴い、種別割から軽自動車税に名称が改正されております。予算額は1億1,571万5,000円で、前年度対比298万6,000円の増額でございます。現年課税分は1億1,507万7,000円で、前年度対比294万8,000円の増額でございます。これは、令和7年度の登録車両台数を基に計上しております。

滞納繰越分につきましては、令和7年度の決算見込み等により63万8,000円を計上しております。

続きまして、4ページから5ページにかけての4項町たばこ税につきましては、2億2,779万5,000円の計上でございます。前年対比592万2,000円の増額でございます。町たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、税負担分が増加することを踏まえ増額となっております。

続きまして、5項都市計画税につきましては、2億3,397万6,000円の計上でございます。前年度と比較して70万3,000円の減額でございます。現年課税分は2億3,267万6,000円で、土地につきましては1億286万3,000円、前年度対比52万円の減額でございます。

家屋につきましては1億2,981万3,000円、前年度対比18万3,000円の減額でございます。

滞納繰越分につきましては、令和7年度の決算見込み等により、130万円を計上しております。

以上が1款町税でございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、1億325万6,000円の計上でございます。これは、地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税2,220万円、2項自動車重量譲与税7,760万円、3項森林観光譲与税345万6,000円を計上しております。

次に、3款利子割交付金は970万円の計上でございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

4款配当割交付金は、3,860万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、7,310万円の計上でございます。

次に、6款法人事業税交付金につきましては、1億4,650万円を計上しております。

次に、7款地方消費税交付金につきましては、9億4,680万円の計上でございます。

なお、別添の参考資料ナンバー8の19ページに社会保障財源化の内訳を掲載させていただいております。

続きまして、予算に関する説明書の9ページ、10ページを御覧ください。

8款環境性能割交付金につきましては、40万円の計上でございます。

次に、9款地方特例交付金につきましては、4,699万6,000円の計上でございます。まず、1項地方特例交付金でございますが、これは減税に伴う地方税の減収を補填するために国から交付されるもので、令和8年度は住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金として2,245万4,000円、自動車税減収補填特例交付金として1,335万円、軽自動車税研修補填特例

交付金として579万2,000円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金として440万円を計上するものでございます。

また、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございますが、100万円を計上してございます。

次に、10款地方交付税につきましては、11億2,700万円の計上でございます。普通交付税10億2,700万円のほか、特別交付税1億円を計上しております。

続きまして、11ページ、12ページを御覧ください。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては、350万円の計上でございます。

12款分担金及び負担金につきましては、5,711万6,000円の計上で、1項分担金933万7,000円、2項負担金4,777万9,000円を計上しております。

次に、13ページから15ページにかけての13款使用料及び手数料につきましては、7,439万6,000円の計上で、1項使用料6,173万6,000円、2項手数料1,266万円を計上しております。

次に、16ページから20ページにかけての14款国庫支出金につきましては、18億4,163万円の計上でございます。報酬改定等に伴う障害者自立支援給付費負担金の増額、保育所等整備交付金の増額、国の経済維持に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が主な要因となりまして増額となっております。

国庫支出金の内訳といたしましては、1項国庫負担金11億7,153万2,000円、2項国庫補助金6億6,284万7,000円、3項国庫委託金725万1,000円を計上しております。

次に、21ページから26ページにかけての15款県支出金につきましては、8億1,933万8,000円の計上でございます。障害者自立支援給付費負担金の増額や小学校における給食費の保護者負担軽減のための給食費負担軽減交付金の新規計上があるものの、対象企業の減に伴う地域産業立地事業費補助金の減額、メニューの廃止等に伴う地震津波対策等減災交付金の減額及び令和7年度の国勢調査終了に伴う国勢調査費の減額が主な要因となりまして、全体額としては減額となっております。

県支出金の内訳といたしましては、1項県負担金4億4,930万円、2項県補助金3億177万9,000円、3項県委託金6,825万9,000円を計上しております。

次に、27ページから28ページにかけての16款財産収入につきましては、2,624万7,000円の計上で、1項財産運用収入1,784万6,000円、2項財産売却収入840万1,000円を計上しております。

次に、28ページから29ページにかけての17款寄附金につきましては、15億300万円の計上でございます。そのうち、ふるさと納税分としてふるさとよしだ寄附金15億100万円を計上しております。

次に、18款繰入金につきましては、14億2,603万4,000円の計上でございます。その内訳といたしましては、1項特別会計繰入金92万9,000円、2項基金繰入金14億2,510万5,000円を計上しております。

次に、19款繰越金につきましては2億円。

31ページから36ページにかけての20款諸収入につきましては、2億7,528万1,000円の計上でございます。

次に、36ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては、7億3,000万円を計上するものでございま

す。

まず、1項1目総務債につきましては、4,830万円を計上するものでございます。

次に、2目民生債につきましては、940万円を計上するものでございます。

37ページを御覧ください。

3目土木債は、5億9,050万円の計上、これは土木管理債4億8,950万円、道路橋梁債7,190万円、住宅債2,270万円、都市計画債640万円を計上しております。

次に、4目消防債は、3,140万円の計上でございます。

次に、5目教育債は、4,360万円の計上でございます。これは、小・中学校債3,970万円、社会教育債390万円を計上しております。

38ページを御覧ください。

最後に、6目災害復旧債は、680万円の計上でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

39ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては、8,571万8,000円の計上でございます。前年度と比較して1,029万円の減額でございます。

41ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、27億225万3,000円の計上でございます。前年度と比較して1,761万4,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項総務管理費は23億3,555万8,000円でございます。

主な事業につきましては52ページを御覧ください。

6目企画費の4の事業、多文化共生推進事業費では、はじめてのにはほんご教室の経費を計上。

54ページを御覧ください。

7の事業、ふるさと納税推進事業費では、7節にふるさと納税謝礼代、12節にふるさと納税推進業務委託料、オンラインワンストップサービス業務委託料を計上、8の事業、生活交通確保対策費では、“ぎゅっと”カーの本格運行に係る経費といたしまして、12節に新しい交通運行業務委託料、13節に配車システム使用料等に係る自動車借上料を計上。

55、56ページを御覧ください。

12の事業シーガーデンシティ推進事業費では、吉田インターチェンジ周辺における公共交通拠点整備のための用地取得に伴い、12節にバスターミナル整備に係る測量及び補償調査業務委託料として調査委託料を、16節に吉田インターチェンジ周辺活性化事業用地購入費を、21節に道路整備関連補償費を計上、また、吉田公園南側エリアの利活用に向けた官民連携事業に係る業務委託料として、12節に支援業務委託料を計上。

56ページから57ページにかけて、13の事業シティプロモーション事業費では、11節に、インフルエンサーを活用し、町の特産品や魅力のPRを実施するための広告料を計上、12節に、魅力ある町づくりのため、地域おこし協力隊業務委託料を計上、18節に、少子化対策の取組として、結婚新生活応援のための定住促進事業費補助金、富士の国結婚応援協議会負担金を計上。

57ページを御覧ください。

15の事業、吉田町総合計画策定事業費では、第6次総合計画後期基本計画策定に伴う住民意識調査のための町づくり住民意識調査委託料を計上しております。

60ページ、61ページを御覧ください。

9目交通安全対策費の5の事業、交通安全施設整備費では、14節に、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づく通学路等における交通安全対策などに係る施設整備費を計上しております。

64ページ、65ページを御覧ください。

11目事務改善対策費の3の事業、情報化推進費では、国が進める自治体情報システムの標準化を推進するため、12節に自治体情報システム移行に係る業務委託料、ガバメントクラウド運用管理業務委託料、13節にガバメントクラウド使用料を計上。また、町のDXを推進するため、12節にCIO補佐業務委託料、書かない窓口の推進及びキャッシュレス決済対応レジの運用に係る経費として、13節の申請書作成支援システム使用料及びキャッシュレスレジ使用料を計上しております。

67ページを御覧ください。

次に、2項徴税費は、2億3,895万4,000円でございます。

主な事業につきましては、69ページ、70ページを御覧ください。

2目賦課徴収費、3の事業、賦課徴収費では、12節に路線価算定土地評価事務取扱要領更新のための固定資産課税基礎作成業務委託料の計上や納税通知書等電子化対応のための税制改正に伴うシステム改修委託料を計上しております。

70ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費は、9,618万5,000円でございます。

主な事業につきましては、71ページ、72ページを御覧ください。

1目戸籍住民基本台帳費の3の事業、戸籍住民基本台帳事務費では、12節に標準化に係るシステム改修委託料を計上しております。

73ページを御覧ください。

4項選挙費は、2,814万5,000円でございます。

主な事業につきましては、73ページ、74ページを御覧ください。

1目選挙管理委員会費の3の事業、選挙管理費には、国が進める自治体情報システムの標準化を推進するため、12節に投票管理システム標準化以降に係る業務委託料、ガバメントクラウド運用管理業務委託料を計上しております。

75ページを御覧ください。

3目町長・町議会議員選挙費及び4目静岡県議会議員選挙費に、それぞれ選挙に係る経費を計上しております。

76ページを御覧ください。

5項統計調査費は196万7,000円でございます。令和7年度は、国勢調査に係る経費を計上していましたが、令和8年度につきましては、経済センサス活動調査に係る経費を計上しております。

77ページを御覧ください。

6項監査委員費は、144万4,000円でございます。

78ページを御覧ください。

3 款民生費につきましては、43億7,543万9,000円の計上でございます。前年度と比較して2億8,871万8,000円の増額で、7.1%の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、1 項社会福祉費は18億4,688万9,000円でございます。

主な事業につきましては、84ページを御覧ください。

4 目老人福祉費の3の事業、老人福祉対策費には、19節に高齢者補聴器購入助成事業費を計上しております。

87ページを御覧ください。

10の事業、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業費には、12節に次期計画の策定業務委託料を計上しております。

87ページから90ページを御覧ください。

5 目心身障害者福祉費の6の事業、心身障害者自立支援事業費は、19節に生活介護給付費や就労継続支援給付費等の扶助費を計上しております。

92ページを御覧ください。

9の事業、子ども発達支援センター事業費には、地域全体の専門的支援を必要とする子供への支援の質を向上させるため、令和8年度に開設する子ども発達支援センターの運営業務委託料を計上しております。

96ページを御覧ください。

2 項児童福祉費は、25億2,824万8,000円でございます。

主な事業につきましては、97ページ、98ページを御覧ください。

1 目児童福祉総務費の3の事業、児童福祉費には、12節に自彊小学校近隣に設置します児童館等の改修に係る設計委託料を計上しております。

97ページ、98ページを御覧ください。

4の事業、児童虐待防止事業費には、妊産婦、子育て世帯及び子供を対象に、妊産婦から子育て期まで切れ目のない包括的な相談支援を行うとともに、適切な支援につなぐため、子ども家庭センター開設に伴う経費を計上しております。

100ページを御覧ください。

2 目児童措置費の3の事業、児童手当費では、19節に児童手当費を計上しております。

113ページを御覧ください。

3 項生活保護費は、29万8,000円でございます。

114ページを御覧ください。

次に、14項災害救助費は、4,000円でございます。

115ページを御覧ください。

4 款衛生費につきましては、22億3,651万7,000円の計上でございます。前年度と比較して1億1,445万5,000円の増額で、5.4%の増となっております。

主な事業につきましては、まず、118ページを御覧ください。

1 項1 目保健衛生総務費の6の事業、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費では、18節に、通常の負担金のほか、新火葬場整備事業に伴う実施設計委託料や地域振興事業費を計上しております。

118、119ページを御覧ください。

8の事業、地域医療対策事業費では、18節に診療所等解説補助金を計上しております。

次に、2目予防費の3の事業、感染症予防費では、12節の予防接種委託料にA類疾病に位置づけられ、令和8年度から定期接種となったRSウイルス感染症予防接種委託料を計上しております。

122ページ、123ページを御覧ください。

3目環境衛生費の6の事業、地球温暖化防止対策事業費では、再生可能エネルギー施設の導入により公共施設の省エネルギー化や緊急時における電源確保を実現するため、12節に再生可能エネルギー設備導入基本設計及び利活用調査業務委託料を計上しております。

125ページから127ページを御覧ください。

5目母子保健衛生費の3の事業、母子保健衛生費では、幼児期から学童期への安定した以降と子供の健康の保持と増進を図るため、5歳児健診の実施に伴い、7節の看護師等謝礼金の中に、保健師や管理栄養士等の謝礼金を、10節の特定消耗品費の中に、5歳児健診集団活動用費等を計上しております。

131ページを御覧ください。

2項1目上水道費の3の事業、上水道費では、物価高騰の影響を受けている町民に対し、水道料金の基本料金を2か月分減免するため、27節に水道事業会計繰出金を計上しております。

132ページを御覧ください。

5款労働費につきましては、349万2,000円の計上でございます。前年度と比較して44万7,000円の増額で、14.7%の増でございます。

133ページを御覧ください。

6款農林水産業費につきましては、2億4,492万1,000円の計上でございます。前年度と比較して1,103万1,000円の増額で、4.7%の増でございます。

その内訳でございますが、まず、1項農業費は9,991万4,000円でございます。

主な事業につきましては、136ページを御覧ください。

3目農業振興費の3の事業、農業振興費では、12節に農業振興地域整備計画の定期変更に伴う業務委託として、農業振興地域整備計画作成委託料を計上しております。

140ページを御覧ください。

2項林業費は、1,303万5,000円でございます。

141ページを御覧ください。

3項水産業費は、1億3,197万2,000円でございます。

主な事業につきましては、144ページを御覧ください。

2目漁港管理費の4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費では、12節に、吉田漁港の機能保全計画更新のための調査業務の設計委託料を、14節に、漁港内の航路に堆積する土砂を取り除くための港内浚渫工事費を計上しております。

続きまして、7款商工費につきましては、2億3,215万3,000円の計上でございます。前年度と比較して802万6,000円の増額で、3.6%の増となっております。

主な事業につきましては、まず、146ページを御覧ください。

2目商工業振興費の3の事業、商工業振興費では、18節に、物価高騰の影響を受けている生活者支援のため、吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に係る補助金として、商工業振興事業費補助金を計上しております。

151ページを御覧ください。

次に、8款土木費につきましては、15億6,653万9,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス8,193万1,000円で、5.0%の減でございます。その内訳でございますが、まず、1項土木管理費は、6億1,405万円でございます。

主な事業につきましては、153ページを御覧ください。

1目土木総務費の4の事業、防潮堤整備事業費の12節に住吉工区の海岸線における堤防補強設計、松原線測量設計及び全周防御基本設計に係る委託料として設計委託料を、14節に防潮堤整備工事費を、16節に用地買収に係る施設用地費を、21節に物件移転に係る施設関連補償費を計上しております。

次に、2項道路橋梁費は1億7,534万7,000円でございます。

主な事業につきましては、155ページを御覧ください。

2目橋梁維持費の3の事業、橋梁維持補修費では、12節に橋梁点検業務に係る調査委託料を計上しております。

次に、3項河川費は1,121万4,000円でございます。

156ページを御覧ください。

4項都市計画費は7億677万5,000円でございます。

主な事業につきましては、156ページ、157ページを御覧ください。

1目都市計画総務費の3の事業、都市計画総務費では、12節に都市計画基礎調査業務委託料及び立地適正化計画策定業務委託料を計上しております。

158、159ページを御覧ください。

6の事業、「TOUKAI-0」促進事業費では、これまでの家屋の耐震補強など命を守る対策への補助に加え、風害などの被害を軽減させる減災化への補助として、12節に瓦屋根の台風診断事業委託料を、18節に屋根の軽量化等の実施に対する既存建築物減災化事業費補助金、瓦屋根の台風改修事業費補助金を計上しております。

159から161ページを御覧ください。

2目土地区画整理事業費の4の事業、西の宮雨水幹線整備事業では、成因寺川との合流部付近の土地の大区画化に当たり、12節に西の宮雨水幹線変更測量設計業務委託料を計上しております。

163ページを御覧ください。

5項住宅費は5,915万3,000円でございます。

165ページを御覧ください。

9款消防費につきましては6億9,709万円の計上でございます。前年度と比較して6,439万6,000円の増額で、10.2%の増となっております。

主な事業につきましては、1目常備消防費の4の事業、消防救急広域事業費では、12節に事務委託料において経常的経費のほか、消防総合情報システム更新工事に係る経費及び車両整備に係る経費等を計上しております。

167、168ページを御覧ください。

3目消防施設費の3の事業、消防施設整備事業費では、17節に町の指令車購入に係る公用車費を計上しております。

171ページを御覧ください。

5の事業、防災意識向上事業費では、津波・洪水のハザードマップ情報に内水氾濫による浸水及び避難に関する情報を加えた統合型ウェブ版ハザードマップを作成するため、12節にハザードマップ作成業務委託料を計上しております。

173ページを御覧ください。

続きまして、10款教育費につきましては、11億5,085万6,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス1億9,123万3,000円で、14.2%の減となっております。その内訳でございますが、まず、1項教育総務費は3億3,377万4,000円でございます。

主な事業につきましては、179ページ、180ページを御覧ください。

3目教育諸費の7の事業、確かな学力定着事業費では、生成AIを含む情報活用能力の育成に向けた教材実証を行い、情報活用能力の育成に向けた事例や教材の活用事例を創出する事業に係る経費として、7節の講師謝礼金、8節の特別旅費に合計200万円を計上しております。また、児童・生徒の習熟度に応じた個別最適な学びの推進と学習データを活用したきめ細やかな指導で基礎学力の定着を実現するため、13節にデジタル教材使用料を計上しております。

180ページを御覧ください。

2項小学校費は1億5,113万円でございます。

190ページを御覧ください。

3項中学校費は8,605万2,000円でございます。

194ページを御覧ください。

4項社会教育費は2億4,211万7,000円でございます。

207ページを御覧ください。

5項保健体育費は3億3,778万3,000円でございます。

主な事業につきましては、207ページ、208ページを御覧ください。

1目保健体育総務費の3の事業、社会体育振興費では、シニアフィットネス教室等の高齢者スポーツ教室実施のために、7節にスポーツ教室指導者謝礼金を計上しております。

209ページ、210ページを御覧ください。

2目給食施設費の3の事業、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金、教育施設では、国の施策に呼応し、学校給食費の保護者負担軽減を実施するため、18節特別分担金を計上しております。

212ページを御覧ください。

11款災害復旧費につきましては、1,376万8,000円の計上で、前年度と比較して1,376万円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、1項厚生労働施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

213ページを御覧ください。

次に、2項農林水産施設災害復旧費は2,000円を計上しております。

次に、3項公共土木施設災害復旧費につきましては、令和7年度台風15号の被害を受けた北オアシスパークの管理棟電気設備を修繕するため、10節に修繕料を計上しております。

214ページを御覧ください。

次に、4項文教施設災害復旧費は2,000円を計上しております。

215ページを御覧ください。

次に、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

216ページを御覧ください。

12款公債費につきましては、9億6,908万9,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス1,946万1,000円で、2.0%の減となっております。

218ページを御覧ください。

13款諸支出金につきましては、6億8,716万5,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス1億4,430万4,000円で、17.4%の減でございます。

その内訳でございますが、まず、1項普通財産取得費は2,000円でございます。

次に、2項基金費は6億8,716万3,000円でございます。

220ページを御覧ください。

14款予備費につきましては2,000万円の計上でございます。

最後に、全体を通して人件費についてでございますが、222ページの(1)総括を御覧ください。

令和8年度は28億4,990万6,000円、前年度比1億5,525万5,000円の増額、5.8%の増となっております。主な増額要因は、正規職員及び会計年度任用職員ともに人事院勧告に伴う増額及び地域手当の率の上昇による増でございます。

以上が第16号議案 令和8年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

続きまして、第17号議案 令和8年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案は議案書の54ページからとなっております。

それでは、まず、議案書の55ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,575万5,000円とし、また、この款項区分ごとの金額は、56ページに掲載しております第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、令和8年度吉田町土地取得事業特別会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

それでは、令和8年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算の最終ページ、231ページの次、土地取得事業特別会計予算がございますので、そちらの1ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます、1款財産収入につきましては、75万3,000円を計上するものでございます。前年度と比較して53万円の増額でございます。

次に、2款繰入金につきましては1,500万円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、3款繰越金につきましては1,000円、また、4款諸収入につきましては1,000円をそれぞれ計上しております。

こうした内容で、合計1,575万5,000円という歳入を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費につきましては1,575万5,000円の計上でございます。前年度と比較して53万円の増額となっております。

次に、2ページを御覧ください。

歳入についての詳細でございます。

1 款財産収入の75万3,000円は、土地開発基金の基金利子75万1,000円と土地売払収入2,000円でございます。

2 款繰入金の1,500万円は、土地開発基金繰入金でございます。

3 款繰越金の1,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、3 ページから 4 ページにかけての 4 款諸収入1,000円は、土地取得事業特別会計の普通預金における預金利子でございます。

5 ページを御覧ください。

続きまして、歳出についての詳細でございます。

1 款総務費の1,575万5,000円は、土地開発基金積立金75万3,000円、用地先行取得1,500万円、そして、土地開発基金への繰出金2,000円でございます。

以上が第17号議案 令和 8 年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

財政管理課から 5 議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） ここで暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 零時 55 分

○議長（増田剛士議員） では、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

それでは、町民課長、お願いします。

田代三明町民課長。

〔町民課長 田代三明登壇〕

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

町民課からは、第 4 号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案の 4 議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の 3 ページから 7 ページ、第 4 号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

本議案は、こども未来戦略の少子化対策の財源を確保するため、令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い、令和 8 年 1 月に国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これを受け、国民健康保険税の算定において、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を賦課徴収するため、本条例の一部を改正することをお認めいただくものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー 1 の新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第2条第1項第1号は、基礎課税額の定義として、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除くことを規定するものでございます。

第2条第1項第4号は、これまでの基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えるものでございます。

2 ページの第2条第3項は、被保険者の文言の取扱いを整理するための改正でございます。

第2条第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の算出方法について、所得割額、被保険者均等割額に、18歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、その合算額が地方税法に規定する額を超える場合は、その額とすることを規定するものでございます。

第9条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額について、総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定すると規定するものでございます。

第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について被保険者1人について1,550円と規定するものでございます。

第9条の4は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額について、18歳以上被保険者1人について150円と規定するものでございます。

3 ページの第23条第1項本文は、国税の減額対象に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えるとともに、各号のオ及びカの額を減額することを規定するものでございます。

4 ページの第23条第1項第1号、オは、子ども・子育て支援納付金課税額被保険者均等割額の7割軽減について規定するものでございます。

5 ページの第23条第1項第1号、カは、子ども・子育て支援納付金課税額18歳以上被保険者均等割額の7割軽減について規定するものでございます。

6 ページの第23条第1項第2号、オは、子ども・子育て支援納付金課税額被保険者均等割額の5割軽減について規定するものでございます。

第23条第1項第2号、カは、子ども・子育て支援納付金課税額18歳以上被保険者均等割額の5割軽減について規定するものでございます。

7 ページの第23条第1項第3号、オは、子ども・子育て支援納付金課税額被保険者均等割額の2割軽減について規定するものでございます。

第23条第1項第3号、カは、子ども・子育て支援納付金課税額18歳以上被保険者均等割額の2割軽減について規定するものでございます。

8 ページの第23条第2項第3号は、子ども・子育て支援納付金課税額被保険者均等割額の未就学児に対する軽減措置について規定するものでございます。

第23条第3項本文は、出産被保険者に対する軽減措置として、子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を新たに加えるものでございます。

8 ページから9 ページ、第23条第3項第7号は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の出産被保険者に対する軽減措置について規定するものでございます。

第23条第3項第8号は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の出産被保険者に対する軽減措置について規定するものでございます。

第23条第3項第9号は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の出産被保険者に対する軽減措置について規定するものでございます。

第23条第4項は、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割については、算定された全額を減額することと規定しております。

次に、9ページ最後から15ページまでの附則第3項から第13項までの上場株式等に係る配当所得等などに係る国民健康保険税の特例については、第9条の2に規定する子ども・子育て支援納付金課税額所得割額を加えるものでございます。

15ページ、16ページの附則第1項施行期日でございますが、本条例は令和8年4月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の条例の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までについては、なお従前の例によることと規定するものでございます。

以上が第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案書の41ページ、第14号議案 令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

それでは、別冊となっております令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、歳入でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ893万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,729万2,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして説明をさせていただきます。

別冊の令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、865万6,000円の増額でございます。これは、令和7年度の後期高齢者医療保険料が確定したことに伴いまして増額するものでございます。

3款繰入金は、27万8,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、893万4,000円の増額でございます。歳入でも申し上げましたが、令和7年度の後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして増額するものでございます。

以上が第14号議案 令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

続きまして、議案書の57ページから60ページまでの第18号議案 令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書の58ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億7,156万8,000円と定めること。第

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、59ページ、60ページの第1表歳入歳出予算によること及び第2条の地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費においては同一款内での各項の間の流用ができることをお認めいただくとするものでございます。

それでは、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計を御覧ください。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

2ページ及び3ページの1款国民健康保険税は、5億5,059万4,000円の計上でございます。被保険者数の減少や過去5年間の伸び率を考慮すると、減額となる一方、子ども・子育て支援納付金分が新たに加わったため、前年度と比較し、477万9,000円、率にして0.88%の増でございます。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

次に、3款国庫支出金は、頭出しの災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

次に、5ページの4款県支出金は、19億235万5,000円の計上でございます。歳出予算の保険給付費に充当される普通交付金と保険者努力支援分などの特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は、基金利子161万3,000円の計上でございます。

次に、6ページの6款繰入金は、1億9,288万7,000円の計上でございます。

1項1目一般会計繰入金は、国民健康保険税の軽減分に充当されます保険基盤安定繰入金や未就学児均等割保険税繰入金などの法定内の繰入金でございます。

また、2項1目国民健康保険事業基金繰入金は、予算の不足額を補うため6,800万円の計上でございます。

次に、7款繰越金は、1,000万円の計上でございます。これは、前年度の繰越金を見込むものでございます。

次に、8ページ及び9ページの8款諸収入は、1,401万8,000円で、延滞金、預金利子のほか返納金等の雑入をそれぞれ計上するものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

1款総務費は、1,550万円の計上でございます。内訳としましては、1項総務管理費1,006万2,000円、11ページの2項徴収費503万5,000円、12ページの3項運営協議会費40万3,000円でございます。いずれも補助事業分を除き一般会計から職員給与費等繰入金として充当されるものでございます。

次に、13ページから16ページにかけての2款保険給付費は、18億6,586万8,000円の計上でございます。過去の決算額及び本年度の決算見込みを踏まえた結果、前年度と比較して2,871万4,000円の減額でございます。

内訳でございますが、13ページの1項療養諸費は、16億1,075万2,000円で、療養給付費、療養費、審査支払手数料でございます。

13ページ及び14ページの2項高額療養費は、2億4,801万2,000円で、高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

3項輸送費は、10万円の計上でございます。

以上の1項療養諸費、2項高額療養費、3項輸送費につきましては、全額県から普通交付金として充当されるものでございます。

次に、15ページの4項出産育児諸費は、500万3,000円の計上でございます。

また、5項葬祭諸費は200万円の計上で、4項の出産育児諸費とともに過去の実績から件数を推計し、計上しております。

次に、16ページの6項傷病手当諸費は1,000円の計上で、頭出しでございます。

次に、16ページから18ページの3款国民健康保険事業費納付金は、7億4,001万5,000円の計上でございます。こちらは、県が所得水準や医療費指数等を基に算定し、各市町が県に納付する額を決定するもので、新たに子ども・子育て支援納付金分が増額となるなど、前年度と比較して3,697万2,000円の増額でございます。

次に、19ページの4款財政安定化基金拠出金は、頭出しの1,000円の計上でございます。

次に、19ページから21ページにかけての5款保健事業費は、2,896万7,000円の計上でございます。

その内訳でございますが、1項保健事業費は840万3,000円の計上で、医療費通知等の発送は人間ドックの助成事業などを実施するための経費でございます。

2項の特定健康診査等事業費は2,056万4,000円で、特定健診事業や未受診者への勧奨通知の発送に加え、健診対象年齢前の年代にも引き続き受診をしていただくための経費でございます。

次に、21ページ及び22ページの6款基金積立金は、161万3,000円の計上でございます。

次に、22ページ及び23ページの7款諸支出金は、1,460万4,000円の計上でございます。所得更正などによる保険税の還付金や交付金の償還金の計上でございます。

最後に、8款予備費は、前年度と同額の500万円の計上でございます。

以上が第18号議案 令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案書の61ページから63ページ、第19号議案 令和8年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書の62ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,280万5,000円と定め、第2項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は、63ページの第1表歳入歳出予算のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

それでは、その詳細につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計を御覧いただきたいと思っております。

2ページをお願いします。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、3億9,278万9,000円の計上でございます。被保険者数の増加などに伴い、前年度と比較して3,796万1,000円の増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は2万1,000円の計上で、保険料の督促手数料等でございます。

3ページの3款繰入金は、6,854万4,000円の計上でございます。低所得世帯と社会保険元被扶養者に対する均等割額減額分で、一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

4款繰越金は、頭出しの1,000円の計上でございます。

次に、4 ページ、5 ページの 5 款諸収入は、145 万円の計上でございます。所得更正などにより被保険者に保険料を還付するため、後期高齢者医療広域連合から町へ返還していただくための還付金の予算計上が主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

6 ページの 1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、4 億 6,133 万 3,000 円の計上でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた均等割額減額分を合わせて後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、7 ページ、8 ページの 2 款諸支出金は、140 万 6,000 円で、保険料の還付金等でございます。

最後に、8 ページの 3 款予備費は、6 万 6,000 円の計上でございます。

以上が第 19 号議案 令和 8 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容でございます。

町民課から提出いたしました 4 議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、福祉課長、お願いします。

増田稔生子福祉課長。

〔福祉課長 増田稔生子登壇〕

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

福祉課からは、第 9 号議案、第 15 号議案、第 20 号議案、第 24 号議案の 4 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の 17 ページから 22 ページ、第 9 号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度税制改正において、給与所得控除について、最低保証額を 55 万円から 65 万円に引き上げる見直しが行われたことにより、介護保険の第 1 号被保険者の保険料においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額を標準段階の所得基準として用いていることから、一部の被保険者の段階の異動が生じる可能性があるため、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、第 1 号被保険者の保険料への令和 7 年度見直しの影響を遮断する目的で、所得段階の判定に使う所得金額の算定方法や非課税判定の基準に特例を設ける介護保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、吉田町介護保険条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正内容でございますが、議案書 18 ページから 22 ページまでと参考資料ナンバー 6 の新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正は、附則に第 10 条と第 11 条の 2 条の特例を加えるもので、特例の対象者を令和 8 年度の保険料の賦課期日に当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者と規定し、第 10 条は、令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例として、令和 8 年度の第 1 号被保険者の保険料の算定に限り、給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額について、令和 7 年度税制改正における給与所得控除の引上げの影響を除外して、従前水準に近い形で合計所得金額を算定とする特例を規定し、第 11 条は、令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例として、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の引上げの影響により、市町村民税課税の有無が変わり得る第 1 号被

保険者及び世帯内に当該課税有無が変わり得る者がある第1号被保険者については、介護保険の第1号被保険者の保険料の標準段階の判定に当たって、市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう特例を規定するものでございます。

また、附則により、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、経過措置として、改正後の規定は令和8年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例によるものとするを規定しております。

以上が、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の内容でございます。

次に、議案書の42ページ、第15号議案 令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ23万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,611万8,000円とするものでございます。

また、第2項では、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

別冊の補正予算（第2号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

歳入から御説明申し上げます。

3款国庫支出金は、10万9,000円の増額でございます。2項2目の地域支援事業国庫補助金を実績見込みによる減額、8目は地域包括支援センターの電算システム更新に係る介護保険事業費補助金を増額するものでございます。

4款支払基金交付金は、106万8,000円の減額でございます。1項2目地域支援事業支援交付金を実績見込みにより減額するものでございます。

次に、3ページの4款県支出金は、49万4,000円の減額でございます。2項1目の地域支援事業補助金を実績見込みにより減額するものでございます。

7款繰入金は、181万6,000円の増額でございます。1項2目の一般会計からの地域支援事業繰入金を減額、4ページの4目のその他一般会計繰入金を増額するものでございます。

9款諸収入は、12万7,000円の減額でございます。介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担による雑入を実績見込みにより減額するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、231万円の増額でございます。介護保険システムの改修に係る電算処理委託料を増額するものでございます。

3款基金積立金は、200万8,000円の増額でございます。

次に、6ページの4款地域支援事業費は、408万2,000円の減額でございます。介護予防・

生活支援サービス事業費の実績見込みによる減額でございます。

以上が第15号議案 令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

次に、議案書の64ページから67ページ、第20号議案 令和8年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案書の65ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億2,199万2,000円と定め、同条第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、66ページ及び67ページの第1表歳入歳出予算によることとし、第2条の地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、保険給付費においては同一款内での款項の間の流用ができることをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、その詳細を別冊の予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書の冊子の最後につづられております吉田町介護保険事業特別会計1ページを御覧ください。

令和8年度は、第9期吉田町介護保険事業計画の3年目の最終年度に当たり、予算案につきましては計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で9,782万7,000円増額、率にして4.21%の増となっております。

2ページを御覧ください。

歳入から御説明申し上げます。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で、5億3,596万2,000円の計上でございます。第9期の保険料は、第1号被保険者の保険料基準額を月額5,250円、区分を第13段階と設定しております。保険料の内訳は、特別徴収保険料が4億8,868万6,000円、普通徴収保険料が4,622万7,000円、滞納繰越分が104万9,000円でございます。

2款使用料及び手数料は3万1,000円の計上で、督促手数料等でございます。

次に、3ページ及び4ページを御覧ください。

3款国庫支出金は、4億5,637万5,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金は、それぞれ法定負担割合等により計上しております。保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付見込額により計上しております。

次に、5ページを御覧ください。

4款支払基金交付金は6億1,026万7,000円の計上で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付される第2号被保険者の保険料負担分でございます。

次に、6ページを御覧ください。

5款県支出金は3億4,537万1,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金を法定負担割合により計上しております。

次に、7ページを御覧ください。

6款財産収入は、104万7,000円の計上で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、7ページから9ページにかけての7款繰入金は4億6,669万6,000円の計上で、1項は一般会計からの繰入金で、介護給付費、地域支援事業費に対しての法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、2項は介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

9 ページの 8 款繰越金は100万円の計上で、前年度繰越金でございます。

10ページ及び11ページの 9 款諸収入は524万3,000円の計上で、地域支援事業の利用料が主な収入でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、12ページからの歳出について御説明申し上げます。

12ページから15ページにかけての 1 款総務費は、7,081万3,000円の計上でございます。介護保険事業運営に係る必要な経費として、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、趣旨普及費及び介護保険運営協議会費を計上しており、主なものは 1 項 1 目の一般管理費の電算処理委託料と 3 項 1 目の介護認定審査会費の榛原病院介護認定審査事務運営負担金で、電算処理委託料につきましては、介護認定システムの標準化移行に伴う経費と制度改正に伴う介護保険システムの改修に係る経費が増額となっております。

次に、15ページから18ページにかけての 2 款保険給付費は、21億7,002万9,000円の計上でございます。1 項介護給付費は、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、17ページの 2 項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限額を超えたときに支払われる給付費でございます。

3 項は、審査支払手数料、18ページの 4 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用する際の食費や居住費の負担限度額を超える額について現物給付するものでございます。介護保険給付費につきましては、いずれも第 9 期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。

次に、19ページを御覧ください。

3 款基金積立金は104万7,000円の計上で、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、19ページから26ページにかけての 4 款地域支援事業費は、1 億7,348万2,000円の計上でございます。内訳は、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 項包括的支援・任意事業費、3 項一般介護予防事業費、4 項その他諸費で、主な事業費は運動器の機能向上事業委託料、介護予防・生活支援サービス給付費、包括支援センター運営事業委託料でございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

5 款保健福祉事業費は、369万2,000円の計上でございます。高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組として、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業などにかかる事業費でございます。

次に、27ページから28ページにかけての 6 款諸支出金は、192万9,000円の計上で、保険料の還付金及び補助金等の返還金、一般会計繰出金でございます。

次に、29ページの 7 款予備費は、100万円の計上でございます。

以上が第20号議案 令和 8 年度吉田町介護保険事業特別会計予算の内容でございます。

次に、第24号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の72ページと参考資料ナンバー12を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例第12条の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から吉田町総合障害者自立支援施設の管理を指定管理者に行わせようとするもので、現在、当施設の管理を行っております社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に指定することをお認めいただこうとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、施設の指定管理者として、施設開始から今まで約15年間、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定しており、指定管理者の選定を行うに当たり、各種書類の内容を精査し、適正に管理運営されていることが確認でき、長年にわたる運営実績と本町の障害者児が最も多く当該法人の障害福祉サービスを利用していることから、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を引き続き指定管理者とすることが最適であると判断し、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書によりまして、引き続き社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、令和8年度における指定管理料は、年額415万1,000円を予定しているものでございます。業務の範囲は、障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター事業の計画及び実施に関する業務、施設の備品等の保守管理に関する業務、管理施設の維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務としております。

以上が第24号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

以上が福祉課から提出いたしました4議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

杉田香織 こども未来課長。

〔こども未来課長 杉田香織登壇〕

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第11号議案 吉田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書26ページから38ページを御覧ください。

本議案は、子ども子育て支援法において、保育園等に通っていない乳幼児を対象として、特定乳児等通園支援事業を実施することとされており、市町村が当該事業の利用の決定等を行うこととされておりますことから、当町においても特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨について、子ども・子育て支援法に基づき基準を定めることを規定しております。

第2条は、一般原則について、事業者は、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、子供の意思及び人格を尊重し、他事業者と密接な連携に努めること。子供の人権擁護、虐待防止等のための責任者を設置する等、必要な体制を整備することを規定しております。

第3条は、1時間当たり及び一月当たりの利用定員について規定しております。

第4条は、支援の提供開始前に行う保護者との面談及び重要事項の説明等について規定しております。

第5条は、正当な理由なく支援の提供を拒否してはならないことについて規定しております。

第6条は、町が行う利用調整等のあっせん及び要請に対する協力について規定しております。

す。

第7条は、最初に支援を提供する際に、乳児等支援給付認定証に記載された事項を確認することを規定しております。

第8条は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者に対し、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう支援することについて規定しております。

第9条は、認定を受けた子供及びその保護者の心身の状況等の把握に努めることを規定しております。

第10条は、特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう密接な連携に努めることを規定しております。

第11条は、支援の提供内容等を記録しなければならないと規定しております。

第12条は、支援に係る費用の支払い及び実費徴収について。

第13条は、乳児等支援給付費の額に関する通知及び証明書の交付をしなければならないと規定しております。

第14条は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、子供及び保護者の心身の状況等に応じて支援の提供を適切に行うことを規定しております。

第15条は、支援の質の評価及び改善について規定しております。

第16条は、認定を受けた子供及びその保護者からの相談及び援助を行うことについて規定しております。

第17条は、支援の提供中に子供の体調が急変した場合等は、速やかに保護者または医療機関へ連絡を行うことを規定しております。

第18条は、認定を受けた保護者が不正な行為等により給付費の支給を受けるなどしたときは、遅滞なく町へ通知しなければならない旨を規定しております。

第19条は、事業者が定めるべき運営規程の内容について。

第20条は、事業者の職員勤務体制の確保及び研修の実施について規定しております。

第21条は、利用定員を超えた支援の提供を禁止することについて。

第22条は、運営規程の概要等、掲示及び公表について規定しております。

第23条は、認定を受けた子供を平等に取り扱うこと。

第24条は、虐待等の禁止について規定しております。

第25条は、個人情報の適正な取扱い及び秘密保持について、他の医療機関に情報提供する際には保護者の同意を得ることを規定しております。

第26条は、保護者が支援事業者を選択できるよう支援の内容に関する情報提供及び報告を適正に行うことについて規定しております。

第27条は、事業者の利益供与等の禁止について。

第28条は、苦情解決体制の整備及び町の調査等への協力について規定しております。

第29条は、事業者は地域との連携及び交流の促進に努めることを規定しております。

第30条は、事故発生防止及び発生時の対応について。

第31条は、その他の事業の会計と区分しなければならないと規定しております。

第32条は、記録の整備及び保存期間について。

第33条は、書面等に代えて電磁的記録等を用いることができる取扱いについて規定しております。

なお、附則により、この条例の施行期日は令和８年４月１日とするものでございます。

こども未来課からの１議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、産業課長、お願いします。

高塚進吾産業課長。

〔産業課長 高塚進吾登壇〕

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

産業課からは、第６号議案 吉田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての１議案について説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページ及び参考資料ナンバー３を御覧ください。

本議案は、令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野庁では、消防庁と共同でこの林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、報告書の取りまとめを行いました。

この報告書におきまして、市町村が林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例が改正されましたことから、本町におきましても林野火災に関する注意報が発せられた際に、火入れの制限を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

第14条第１項の改正では、文言の整理を行うとともに、気象庁が行うものについては「発表」、消防法第22条を根拠とし、市町村長が行うものを「発令」と整理をするものでございます。

次に、第14条第２項の改正では、第１項の改正と同様の整理を行うとともに、第２項の「とき」を第１項と同じく「場合」という表現に統一するものでございます。

また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が産業課から提出いたしました議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、建設課長、お願いします。

柳原真也建設課長。

〔建設課長 柳原真也登壇〕

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

建設課からは、第26号議案、第27号議案の２議案について御説明申し上げます。

初めに、第26号議案 町道の路線廃止について御説明申し上げます。

議案書の74ページを御覧ください。

本議案は、道路法第10条第３項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、橋梁の撤去に伴う路線整備のため、１路線の廃止をお認めいただくとするものでございます。

議案書の75ページの一覧と参考資料ナンバー14の１ページの位置図と２ページの公図写しを併せて御覧ください。

路線番号35－３塩谷上川原３号線は、延長が714.9メートル、幅員が2.4メートルから14.1メートルでございます。

次に、第27号議案 町道の路線認定について御説明申し上げます。

議案書の76ページを御覧ください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、第26号議案で御説明させていただきました廃止予定路線について、橋梁区間を除く2路線により再認定をお認めいただこうとするものでございます。

提出議案77ページの一覧と参考資料ナンバー15の位置図と2ページの公図写しを併せて御覧ください。

一つ目の路線は、路線番号35-3 塩谷上川原3号線で、延長が226.2メートル、幅員が2.8メートルから9メートルでございます。

二つ目の路線は、路線番号が35-4 塩谷上川原4号線で、延長が452メートル、幅員が2.8メートルから14.1メートルでございます。

以上が建設課からの2議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

内田宏一上下水道課長。

〔上下水道課長 内田宏一登壇〕

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第8号議案、第21号議案、第22号議案の3議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第8号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書つづりの15ページ、16ページ及び参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となったことで個人が管理する宅内の給水装置の復旧が遅れて断水期間が長期化したことを受け、国土交通省から災害時等の場合には他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者も工事が可能となるよう条例を改正することについて、通知文書の発出による技術的助言があったことから、本町においても工事の施工について定めた第7条について同様の改正を行おうとするものです。

また、附則として、この条例は公布の日から施行することといたしました。

以上が第8号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続いて、議案書つづり68ページ、第21号議案 令和8年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

別冊の令和8年度吉田町水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数は1万4,334件、年間総配水量は420万3,000立方メートル、1日平均配水量は1万1,515立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、水道施設更新事業として7,829万8,000円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は6億1,667万6,000円、支出の第1款の水道事業費用は5億9,776万7,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は9,422万5,000円、支出の第1款資本的支出は4億817万1,000円でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,394万6,000円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1億500万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,386万4,000円、過年度分損益勘定留保資金9,030万4,000円、当年度分損益勘定留保資金7,477万8,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、企業債として、起債の目的を建設改良事業、限度額を3,500万円などとして措置するものでございます。

第6条は、一時借入金として限度額を2,000万円とするものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用として、(1)及び(2)のとおり。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を6,378万5,000円と定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産購入限度額を556万6,000円とするものでございます。

以上、令和8年度吉田町水道事業会計予算の内容をお認めいただこうとするものでございます。

その内容について、参考資料ナンバー9の1、令和8年度吉田町水道事業会計予算附属書類により、主なところを中心に説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

令和8年度吉田町水道事業会計実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は5億981万円で、水道料金の算出根拠の基となる有収水量に供給単価を乗じて算出したものでございます。受託工事収益は202万4,000円で、耐震性貯水槽の清掃・点検手数料でございます。

次に、営業外収益の長期前受金戻入は6,006万3,000円で、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

次に、水道事業費用でございます。

営業費用の原水浄水及び配水給水費は1億8,158万3,000円で、職員人件費、委託料や水道施設の修繕費、動力費などでございます。受託工事費は262万4,000円で、消火栓の修繕などでございます。業務費は6,973万5,000円で、職員人件費、料金システム使用料、収納業務委託の委託料などでございます。総係費は2,860万6,000円で、職員人件費、貸倒引当金繰入額などでございます。減価償却費は2億5,198万円で、配水管などの構築物、電気設備などの機械及び装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は1,078万2,000円で、配水管等の布設替え工事による除却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は3,143万6,000円で、企業債の利息でございます。消費税は1,970万8,000円でございます。

2ページを御覧ください。

まず初めに、資本的収入でございます。

企業債は3,500万円で、建設改良事業に係る起債でございます。他会計出資金は914万6,000円で、消火栓の設置費でございます。その他資本的収入の工事負担金3,867万6,000円

は、道路改良工事に伴う補償費でございます。また、加入分担金1,140万3,000円は、量水器出庫に伴い、給水申込者から徴収するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は2億6,215万8,000円で、委託料と工事請負費などでございます。企業債償還金は1億4,465万7,000円で、企業債の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

最後に、棚卸資産購入限度額でございます。量水器購入限度額は78万2,000円、薬品購入限度額は232万4,000円、材料購入限度額は246万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

令和8年度吉田町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動においては、2億3,518万9,000円の現金が増える予定でございます。また、2の投資活動においては1億9,169万9,000円、3の財務活動においては1億51万1,000円の現金がそれぞれ減る予定で、この結果、令和8年度は5,702万1,000円の現金が減り、令和8年度の資金期末残高は4億5,761万6,000円となる予定でございます。

4ページから6ページは給与費明細書でございます。

7ページは、令和7年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益は3,294万4,000円を予定しております。

8ページ、9ページは、令和7年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは、今年度末における水道事業の財政状況を示すものでございます。

10ページ、11ページは、令和8年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

10ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュ・フロー計算書で説明したように4億5,761万6,000円でございますして、資産合計として72億4,796万7,000円を予定しております。

11ページの3の固定負債の企業債については、16億4,682万6,000円でございますして、負債合計として32億490万円と予定しております。

7の(2)の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は、1億1,970万4,000円でございますして、資本合計として40億4,306万7,000円と予定しております。

12ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございます。

13ページから17ページまでは、先ほど御説明いたしました実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー9の2、令和8年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2ページは、企業債の概要でございます。

3ページは、令和6年度当初の資本的支出補填財源でございます。

4ページから8ページまでは、令和8年度水道事業主要工事一覧表と工事箇所図でございます。

以上が第21号議案の説明でございます。

続きまして、議案書つづり69ページ、第22号議案 令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。年間総処理水量は99万7,000立方メートル、1日平均処理水量は2,732立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業は、管渠建設改良として3,910万円、処理場建設改良として7億958万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款下水道事業収益は7億8,230万5,000円、支出の第1款下水道事業費用は5億5,568万9,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は11億1,558万1,000円、支出の第1款資本的支出は11億2,876万4,000円でございます。また、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額1,318万3,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,318万3,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、債務負担行為としまして4件でございます。時効、期間、限度額はそれぞれ御覧のとおりでございます。

第6条は、企業債としまして、起債の目的を建設改良事業、限度額を4億1,550万円などとして措置するものでございます。

第7条は、一時借入金としまして、限度額を4億2,000万円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、営業費用と営業外費用との間で経費の流用ができるとするものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員人件費5,457万9,000円と定めるものでございます。

第10条の他会計からの補助金は、4,261万5,000円とするものでございます。

以上、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容をお認めいただこうとするものでございます。

その内容について、参考資料ナンバー10の1、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

これは、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、下水道事業収益でございます。

営業収益の下水道使用料は1億3,082万5,000円でございます。

次に、営業外収益の他会計補助金は4,261万5,000円で、一般会計からの補助金でございます。補助金は3,045万9,000円で、ストックマネジメント計画策定などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

他会計負担金は1億3,368万4,000円で、企業債償還利子などに充てるものでございます。

長期前受金戻入は4億1,753万7,000円で、一般会計、国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

消費税還付金は、2,685万4,000円でございます。

次に、下水道事業費用でございます。

営業費用の管渠及び処理場費は2億3,269万6,000円で、処理場などに係る光熱水費、運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費などでございます。

総係費は3,844万4,000円で、職員人件費、電算処理委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金などがございます。

減価償却費は4億1,753万7,000円で、建物、構築物及び機械及び装置などの減価償却費などがございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は6,601万1,000円で、借入金の利息でございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず初めに、資本的収入でございます。

企業債は4億1,550万円で、建設改良事業に充てる起債でございます。

受益者負担金は747万3,000円で、令和8年度に供用開始する土地に係る負担金でございます。

他会計負担金は3億1,003万2,000円で、企業債償還元金に対するものでございます。

国庫（県）支出金は3億8,257万6,000円で、建設改良事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は8億1,873万2,000円で、委託料と工事請負費などがございます。

企業債償還金は3億1,003万2,000円で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

3ページを御覧ください。

令和8年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動においては、2,276万5,000円の現金が増える予定でございます。また、2の投資活動においては9,302万円現金が減り、3の財務活動においては1億546万8,000円の現金が増える予定で、この結果、3,521万3,000円の現金が増え、資金期末残高は5,097万7,000円となる予定でございます。

4ページから6ページは、給与費明細書でございます。

7ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

8ページは、令和7年度吉田町公共下水道事業会計予定損益計算書でございます。下から3行目の当年度純利益は74万8,000円と予定しております。

9ページ、10ページは、令和7年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。これは今年度末における下水道事業の財政状況を示すものでございます。

11ページ、12ページは、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。11ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュ・フロー計算書で説明したように5,097万7,000円を予定しております。未収金については、消費税還付金などとして3,354万9,000円、資産合計として131億4,037万3,000円と予定しております。

12ページの3の固定負債の企業債については、44億5,328万6,000円でございます。4の流動負債の未払金については、業務委託費などについて3,152万2,000円と予定しております。負債合計として126億2,078万5,000円と予定しております。7の剰余金の当年度未処分利益剰余金は356万3,000円ございまして、資本合計として5億1,958万8,000円と予定しております。

13ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表関連などを記載してございます。
14ページから17ページまでは、先ほど御説明いたしました予算の実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー10の2、令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について説明申し上げます。

1 ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2 ページは、企業債の概況でございます。

3 ページは、令和8年度当初の資本的支出補填財源でございます。

4 ページから6 ページまでは、令和8年度主要工事一覧表と工事箇所図でございます。

以上が第22号議案の説明でございます。

上下水道課から3件につきまして説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 担当課からの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時25分といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時23分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

◎法令に基づく報告

○議長（増田剛士議員） 日程第31、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第3号報告 専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）、総務課長、お願いします。

太田総務課長。

〔総務課長 太田順子登壇〕

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

総務課から第2号報告及び第3号報告につきまして御説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

初めに、第2号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の79ページ及び80ページを御覧ください。

本事案は、本年1月28日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、昨年12月3日午前、片岡地内において除草作業中に小石が飛び、駐車中の車両の助手席側ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は3万1,240円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は3万1,240円でございます。

なお、本事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

続きまして、第3号報告 専決処分事項の報告について（静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）でございます。

議案書の81ページから83ページまで及び参考資料ナンバー16を御覧ください。

本事案は、本年2月6日に専決処分したものでございます。

静岡州市町総合事務組合の構成団体である南伊豆地域清掃施設組合が、本年3月31日付をもって解散することに伴いまして、同組合から脱退することから、同組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

規約変更の内容でございますが、同組合規約の別表第1及び別表第2中「、南伊豆地域清掃施設組合」を削るものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日からの施行とするものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 報告が終わりました。

先ほど説明のありました第23号議案につきましては、この後、審議を行います。

そして、第12号議案から第15号議案まで及び第17議案から第22号議案までの10議案については13日に、また、第16号議案については16日に質疑を行い、最終日24日に討論、表決を行います。

その他の第3号議案から第11号議案まで及び第24号議案から第28号議案までの14議案については、最終日24日に審議を行いますので、よろしくお願いします。

◎議案第23号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第32、第23号議案 吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

翻案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、翻案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 2時29分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士議員） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 平 野 積 議員

○議長（増田剛士議員） 10番、平野 積議員。

〔10番 平野 積議員登壇〕

○10番（平野 積議員） 10番、平野です。

私は通告のとおり、自主防災会の役割と町の関係についてと題して町長に質問いたします。

今日は3月11日、15年前に東日本大震災が発生した日です。いまだに多くの方が避難生活が続けられているということです。いずれ来るであろう南海トラフ地震に備えた地域防災力の向上は必須です。その思いを込めて以下の質問を行います。

自主防災会は、地域防災の担い手として吉田町地域防災計画に位置づけられており、平常時の防災活動のみならず、災害時においても重要な役割を担う組織であります。

一方、昨年12月定例会における一般質問の答弁では、町が自主防災会に対し説明会や意見交換の場を設けていること及び町の自主防災会への期待感は述べられたものの、各自主防災会が地域防災計画上の役割や災害時に担う具体的な行動について、どの程度理解し、また実

際に担える体制となっているかについては、時間の関係で質問することができませんでした。

そこで、自主防災会の位置づけ、町の関与の在り方、地域防災計画との関係性について以下の質問を行い、地域防災力の向上につなげたいと思います。

1、町は、各自主防災会が地域防災計画において求められている役割や、災害時に担う具体的な行動について理解しているかをどのように確認しているのか。

2、町は、自主防災会ごとの組織体制及び活動状況等を把握した上で、課題に応じた個別の助言や指導を行っているのか。それとも、説明会等による一律的な対応にとどまっているのか。

3、地域防災計画には「自主防災会」との記載が176個ある。これらは各自主防災会が地域防災計画において求められている役割を理解し、了承した上で記載したものか。

4、当町の自主防災会は、自治会の町内会長で構成されており、町内会長は基本2年任期で、毎年交代が生じる体制となっている。この体制は、自主防災会の活動の継続性や、専門性の蓄積という点において課題があると考ええる。この状況を町はどのように認識しているか。

以上について答弁願います。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 自主防災会の役割と町の関係についての御質問のうち、1点目の各自主防災会が地域防災計画において求められている役割や災害時に担う具体的な行動を理解しているかをどのように確認しているのかについてお答えをいたします。

大規模な災害が発生した場合、その災害対応は、自助、共助、公助によることとなり、自主防災会は、共助の要として、地域住民の生命と安全を守る上で重要な役割を担うこととなります。

このため、本町では、自主防災会が担う役割について、理解をより深めるため、毎年、自主防災活動等説明会を開催しているところでございます。

御質問の自主防災会の役割や行動につきましては、例年実施しております防災訓練において確認を行っております。

各自主防災会では、計画書を作成して訓練に臨み、訓練終了後には、振り返りを行い、町へ実施報告書を提出しております。

その後、報告書の内容を全自主防災会で共有するとともに、町と自主防災会で、訓練方法や平時の備えを改めて確認しており、こうした一連のプロセスが自主防災会の役割や行動について再確認する貴重な機会となっているものと考えております。

次に、2点目の自主防災会の組織体制及び活動に対する町の助言や指導についてお答えをいたします。

1点目の質問で申し上げましたとおり、町では、毎年、自主防災活動等説明会において、自主防災組織の必要性や役割といった全体的な説明に加えて、意見交換の時間も設け、個別の相談にも応じております。

また、各種防災訓練の実施に当たりましては、説明会や訓練計画の作成、実施報告書の作成段階の全てにおきまして、相談に応じるとともに、随時、各自主防災会の課題に対し、個別に助言や指導を行っているところでございます。

そのほか、自主防災活動等説明会をはじめ、地域防災指導員フォローアップ研修や防災訓練の説明会におきまして、防災に関する最新情報の共有や好事例の紹介を行い、各自主防災会の課題解決に資するよう努めております。

このように、町は自主防災会に対して、説明会などによる一律的な対応のみにとどまるものではなく、各自主防災会の活動状況を伺いながら、個別の助言や指導を行っているところでございます。

次に、3点目の各自主防災会が地域防災計画で求められている役割を理解し、了承した上で記載したものかについてお答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市町村防災会議が策定するものとされております。

法令上は、地域防災計画の策定や修正などに当たり、各自主防災会の了承を必要とする規定はなく、記載に関して了承は得ておりませんが、自主防災会の各地区本部長が委員となっております吉田町防災会議におきまして、地域防災計画の策定などについて承認を得ております。

町といたしましては、地域防災計画の実効性をより一層高めるためにも、実際に現場で活動される自主防災会の皆様の理解が非常に重要なものと捉えておりますことから、先に申し上げました自主防災活動等説明会におきまして、自主防災会の必要性、役割のほか、年間の防災訓練計画、防災研修講座、助成事業、防災啓発活動、防災資機材の維持管理などについても改めて説明を行っております。

最後に4点目の当町の自主防災会は、町内会長で構成されており、毎年交代が生じる体制となっているが、継続性や専門性の蓄積という点において町はどのように認識しているのかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の自主防災会は自治会の役員で構成をされており、町内会長が交代制であることは承知をしております。地域防災計画におきましては、自主防災会について、「自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする」と定義をしており、各自治会では、町内会長が自主防災会の役員として活動しております。

自主防災会の役割をよく理解している方が、長期間にわたり役員を務めることは、活動の継続性や専門性を蓄積する上で有意義な面があり、短期間で役員が交代いたしますと、専門性が蓄積されづらいことから、自主防災会の活動が前年踏襲になりやすい面もあると考えられますが、一方で、多くの方が役員として関わることで、自主防災会に関する知識を持つ方が増えることはメリットであると考えております。

また、継続性と専門性を維持していくためには、地域防災指導員による各自主防災会のサポートが必要であると考えております。このため、本町では、各自主防災会に地域防災指導員を配置することができるよう、吉田町地域防災指導員養成講座を開催し、地域防災指導員の増員を図っているところでございます。

災害の発生時だけではなく、日頃の防災活動におきましても、自主防災会は、非常に重要な役割を担うこととなりますので、引き続き、様々な機会を通じて、自主防災会の育成に努めてまいりたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） では、再質問をさせていただきます。

先ほどからも出ております地域防災計画の共通対策編31ページ、8節「自主防災会の育成」の序文として、「地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災会の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする」というふうに記載されております。

そこで、確認いたします。

地域防災計画の共通対策編の33ページから34ページにかけて、自主防災会の果たすべき役割として、防災知識の啓発、防災委員の自主防災会内での活動、自主防災地図の作成、自主防災会の防災計画の作成、自主防災会の台帳作成、防災点検の日の設置、避難所の運営体制の整備、防災訓練の実施、地域内の他組織との連携の9項目が掲げられています。町はこれらの項目の中で自主防災会が確実に実施していると認識している項目は何でしょうか。答弁では、補足は要りませんので、できているという認識のある項目名を挙げていただきたい。

お願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木尚雄防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、共通編33ページの項目について、どの程度、実際にできているかということで御質問があったかと思います。

項目のほうで1つずつ見ていきますと、防災知識の啓発ということで、それぞれの防災会の地域の中で、あらゆる機会を活用し啓発を行うということで、こちらにつきましては、実際、避難訓練等の機会におきまして……

○10番（平野 積議員） 議長、答弁は項目名を上げてくださいますとおっしゃっているので、9つのうち、どれがやられているかを答えていただくだけで結構です。また、後ほど聞きますので。

○防災課長（鈴木尚雄） 失礼しました。

では、まず、1つ目の項目については、実施のほう、されているものと考えております。

2つ目の項目につきましても、地域防災指導員を充てるところもありますので、こちらのほうもできていると考えております。

次の3つ目、自主防災地図の作成につきましては、ちょっと全体としてできていないもの、こちらのほうで承知しております。

次に、自主防災会防災計画書の作成ですけれども、こちらのほうはまだできていないものと承知をしております。

自主防災会の台帳の作成は、できていると認識しております。

防災点検の日の設置のほうも、できていると認識しております。

避難所の運営体制の整備、こちらについては、今、進めているところでもあります、各校区ごとですね、ある程度のものはありますが、まだちょっと具体的には体制のほう、できている途中かなというふうに捉えております。

防災訓練の実施のほうは、やっておりますので、できているものと認識しております。

地域内の他の組織との連携につきましては、それぞれの自主防災会、町内会が集まる機会がございますので、そういった中での連携というのは取れている。そのように認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） では次に、同34ページから35ページに記載されている町の指導及び助成についてお伺いします。

そこには、8つの項目があります。地域防災力の強化と底上げ、地域防災指導員の育成、自主防災に関する意識の高揚、組織活動の促進、防災公園の活用、コミュニティ防災センターの活用、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用のうち、町として確実に実施している項目はどれでしょうか。

お願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

まず、1つ目、地域防災力の強化と底上げについては、努めているところでございます。

2つ目、地域防災指導員の育成につきましても、実施のほうしております。

3つ目の項目、自主防災に関する意識の高揚。こちらにつきましても、内容のほう見ますと、こちらも実施しているものになるかと思えます。

4つ目の項目、組織活動の促進。こちらにつきましては、少しまだできていないものと認識しております。

次、防災公園の活用につきましては、そちらのほうについては、実施のほう、できていると考えております。

コミュニティ防災センターの活用ですけれども、こちらにつきましては、コミュニティセンター自体が今、住吉のほうになるかと思えますが、そちらのほうはここに書かれている内容のところまでは、またちょっとセンター自体ができた当時と比べ、浸水区域内にあるということで、当初の目的と変わっているという点で、活用のほう、ちょっとできていないところがあるかと思えます。

次は、自主防災会への助成については、実施のほう、しております。

最後、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用というところですが、こちらにつきましても、県のアプリのほうで、町のほうでどの程度の利用があるかというところを把握していないところもございますが、あまり活用のほう、されていないのではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 後でちょっと聞くかもしれませんが、最初の答弁にもありましたけれども、防災課は、毎年度初めに各自主防災会の役員会で、防災に関する説明を自

主防災活動等説明会と題して実施しています。それによって、町内会長さん、つまり自主防災会の皆さんは、防災課が説明したことをどこまで理解し、どれくらい行動に移せる体制になっていると町はお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

どの程度行動のほうに移せるかというところで、その理解度といったものになってくるかとは思いますが、なのでどの程度というのはなかなか判断が難しいところになるかと思います。そういった中で確認の方法としましては、やはり防災訓練等において実際にやってみる、そのことでどの程度、計画のほうに記載されているものが実施できているかという確認ができる一番の機会になるかと思いますので、訓練を通じまして、自主防災会に求められている役割、具体的な行動について確認をしていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その防災訓練がどのように行われているかというのは計画書を出させる。けれども実際にどのような行動が行われているかということを検分するということはやられていますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

それぞれの訓練会場のほうに職員が行って、内容のほうを見るということはしておりませんが、訓練におきましては、町長、副町長をはじめとした上層部の方たちが視察のほうを行いまして、どのような訓練を行っているかというのは見させていただいておるところです。また、先ほどお話のほうにもありました実施後の報告書、こちらのほうの内容は見させていただいているということで、どのようなことが行われているかということは町のほうでも確認をしているということになるかと思います。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 百聞は一見にしかずと。文章を見て理解したつもりというのは、それは間違いじゃないかなと思いますし、町長、副町長、実際に来られています。それでフィードバックがあるんですか。あそこはこうだった、あそこはこうだったと。どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

フィードバックという点についてでございますけれども、視察を終えた後はこの町内会ではこういうようなことをやっていたよというような内容のほうを伺ってはおります。また、そういうのを聞いた中で、いい例があれば、こういうもの広めていったほうがいいんじゃないかというようなことで報告に当たるものは受けている、そういった状況でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町の自主防災会というのは、平常時とか災害時において地域防災の主体というふうにお考えなのか。今も答弁がありましたけれども、防災訓練で実際にやっていることを見て、自主防災会が理解しているかどうかを判断していますというような話な

んですが、自主防災会は防災訓練の実動部隊というふうに考えているのか、いやいや平常時も含めて、防災の主体であるというふうに考えているのか、それはどちらでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、議員のおっしゃったお話で言うと後半のほうですね。防災訓練の実動部隊としてだけということではなく、平時においても地域における防災活動を担っていただくということで考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、自主防災会の会員の皆さんに地域防災計画というのは渡されているのでしょうか。

以前は配布されていなかったと思うんですが、今はもう配布されるようになっているのか、そこをお伺いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

地域防災計画につきましては、全ての方に配布ということはしておりません。会長とかの、上の方には配布のほう、あるかと思えますけれども、その他の方には抜粋をしたもののコピーを配布するような形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 先ほども申しましたように、年度当初、防災会の方が自治会の説明会のほうに来ていただいて、説明会を実施されているというのは認識しておりまして、その中においても、先ほどの抜粋というのは配布されているというのを理解しています。

そこで、それがどこまで、説明はしますよ、説明はして、答弁でもありましたけれども、努力はしているというような形は見えるんですが、それが本当に役立っているかどうか、知識として身につけているかどうかというのは確認できていない。その確認する方法が防災訓練だとおっしゃっているわけです。

でも防災訓練で何をやっているかは計画上で書面でしか確認できていないのが実情であるということであれば、私、これ、提案です。各自主防災会の皆さんに地域防災計画をお渡しして、日頃から機会があれば見ていただけるようにして、例えば、5月から10月ぐらいまでの半年間かけて、防災課が自治会、4自治会あるんですけれども、そこへ行っていただいて、具体的にこういうことですよということを説明する。しっかりと説明しながら、問答を繰り返して、それで理解を深めていくというようなことをやれば、もっとその地域の方々、自主防災会の方々理解を深め、防災課も真剣に俺たちを育てようとしているんだなというような気持ちが伝わる。じゃ、俺たちも真剣にやろうというようなそういうお互いの信頼関係というのが生まれてきて、結果として身につけていくというようなことができないかなと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。ただそれを毎回やられると、自主防災会の方、帰るの遅くなりますから、嫌がるかもしれませんけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。

今のお話ですと、年度当初にやっている自主防災会の役員に対する自主防災会に関する抜粋のところだけでなく、もう少し全体的にということでやってはどうかという御提案でしょうか。ということでよろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 極端に言えば、抜粋のところでもいいと思うんですが、それを理解してもらうように問答を繰り返して、その説明するほうもどこまで理解してもらえているかなという実感を持てるような説明会というのを実施したらどうかということです。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

すみません、ありがとうございます。

今いただいた御意見、非常にいいアイデアかなと思って、今聞いておりました。町のほうからそういった機会、まあどういったところがいいか。今、年度当初にやっているものにつきましては、町内会長さんが集まる場所をお借りしてというような形でやっておりますが、そちらのほう、もう少し時間を取っては、別に機会を設けてはどうかということで、またそれを繰り返すというか、もう少し時間をかけてやっていくほうがいいんじゃないかということだと思います。これにつきましては、町のほうとしては、そういった機会があれば、ぜひやっていくほうがいいであろうということは考えております。また、自主防災会の方とお話のほう、させていただきまして、そういった機会を設けられるようであれば、少し丁寧な説明をする時間のほう、つくっていただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そのためには、町及び防災課が意識を変えなきゃいけないと私は思っている。いろいろ防災課に対して、自主防災会に関してこういうことやったらどうかというようなお話をすると、必ず返ってくるのが自主防災会の自主性を重んじるということで、町はあまり手出ししませんよというような答えが返ってくるわけです。それでは、自主防災会の育成ということはなかなか進まないと思うので、ぜひ、今、自主防災会と相談しながら進めていきますということなので、それを積極的に進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

具体的なその活動の内容のほうまでやっていくというところは、これまでの答弁と同じになってくるかと思いますが、自主防災活動にやっていただくべき部分というのは確実にあるかと思っています。そういった中で、今、お話にありました地域防災計画の内容について、町のほうから説明のほうをして、それに対する質問を受け、理解のほうを深めていくという点については、町が育成を図る上で指導していく部分に当たるかなと考えておりますので、そのあたりは町のほうの役割になってくるかと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 続きまして、2番目の質問の助言とかそういうものに対してとい

うところなんですけれども、答弁では、相談に応じるとともに、随時各自主防災会の方に対して個別に助言や指導を行っているところでございますということですが、例えば、具体的にどういう相談を受けているのか、どういう個別助言をしているのか、指導をしているのか、具体的に例を挙げていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

具体的な例ということで、すぐに幾つもというような、なかなか思い出せないというか、出てこないところではありますが、どうしても訓練に関係するものが多くはなってきます。

訓練の中で、例えば、避難ビルとのやり取りなんかで、訓練のときは実際に階段を上って、高い屋上のほうまで行けるようになっていくんですけども、ふだんからそのあたりのことをそういった施設管理者のほうとちょっと調整をしたいというようなことであれば、町のほう、相談に乗って、相手の施設管理者と話をしながら、その利用方法について少し調整を図ったりですとか、また訓練の中でいくと、今度こういった訓練をやりたいんですけども、こういった資材、機材等を借りることはできないかということがあれば、町のほうで県ですとか、そういったところに、そういったものを借りられないかどうかということを調整をしながら回答のほう、させてもらって、そういった活動の充実に努めている、そういったようなことはございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町は、各自主防災会ごとの課題や自主防災会にどのようなアドバイスをした、どのような相談を受けたかというようなことを各自主防災会ごとに整理されて、記録されているんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

質問等受けたときの整理ということですけども、自主防災会ごとということでは、町のほう整理は行っていないところがございます。ただ、質問を受けたり、町のほうからこれは該当して皆さんにお知らせするほうがいいだろうというものについては、そういった防災訓練の説明会におきまして、こういった質問があって、町のほうの回答はこうでしたというようなQ&Aといいますか、そういったものを配布をしながら、情報の共有化に努めている、そういった形で対応しているところであります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町の担当者は何年かで交代していきますよね。そういうことを考えると、自主防災会の育成というその継続性の観点から、しっかりと記録に残して、各自主防災会の育成計画というのを作成したらどうかというふうに思っています。課題違いますよね、自主防災会によって。地域によっては似たようなものかもしれませんが。そういうものをつくっておいて、計画を立てて、吉田町ってPDCAサイクル、得意じゃないですか。その計画を基にPDCAサイクルを回して、吉田町の自主防災会の育成を図っていくというようなことをやったらどうかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、P D C Aサイクルのようなことが行える計画のほうをつくって、育成のほうをしていったらどうかという御意見でございますけれども、実際に活動のほう行って、それをもう一度検証をして、次に改善して、つなげて、次のアクションを起こすというようなことをやっていくのは自主防災会のほうでやっていただくべきことではないかと考えておりますので、町のほうでその計画をつくるということは現在のところ、考えてはおりません。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 私が言っているのは、自主防災会の活動そのもののP D C Aサイクルを回せではなくて、町が自主防災会を育成するという観点において、育成計画を立てて、それでできたのか、できないのか、どういうことをやって、それがどうだったのか、じゃ、次はどうするんだという、そういう育成に関する計画という意味で言っています。そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

現在、そのような考え方というものは持っておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） じゃ、やる気もないと。

片や、自主防災会の育成をしっかりやっていきますと言いながら、そういうことをやらないという理由は何でしょうか。私が提案したのは一つの提案であって、それをやる、やらないは判断だと思いますけれども、自主防災会の育成ということを考えたとき、じゃ、何をやっていくんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

自主防災会の育成につきましては、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたとおり、既に様々な方法で取り組んでいるところでございます。そして、各自主防災会ごと、どの程度の活動ができていくのかということについては、差があるものと認識しております。

例えば、先日も避難訓練があったところではありますが、自主防災会によっては訓練の内容等も異なっているところがありまして、すみません、12月の総合防災訓練のとき、事例として紹介をさせていただいたところではありますが、実際にその地区では、住吉の一つの地区におきましては、給水の計画を実際にやってみるということで、役場のほうと協力をしながら、実際に断水されたとき、どういう行動を取るかというような具体的な確認を取っていただくといった訓練のほうを実施していただいております。

また、それを受けまして、先日の3月8日、津波防災訓練のときは、住吉区、こちらのほうが自分たちもそういったことを知っておくべきだろうということで、自治会のほうでその給水訓練を実際にまたやってみて、現場のほうを知ってみるということをやっていただいておりますので、ほかの自主防災会等の好事例を御紹介すること、これも育成につながっており、ほかのものを参考として、自分たちの自主防災会のさらに行動、実行力を上げていただいている。そのように考えておりますので、町としましては、現状行っているようなことを引き続き行っていききたいとそのように考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今の答弁は、要するに自主防災会そのものは努力していると思うんですよ。住民の皆さんにこういうことも経験していただきたいということで、自主防災会はしっかり考えて、やっていただいていると思っています。そこで、防災訓練だけではなくて、平常時からしっかり防災意識の向上を図るようなことをやっているとか、そういうことを最初に言った自主防災会の役割かつその自主防災会を育成する、そういうものが丸になっていない段階で、今のまま続けますという答えはおかしくないですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、町が取り組んでいる育成の事業、こちらのほうを継続していくというのは先ほどもお答えしたのと繰り返しとなるところであります。そういった中で、先ほど提案のありました各自主防災会ごと計画を立てて、それをPDCAで町のほうで回していくというような、少し対応としては町が今、行うことは非常に難しいと考えておりますので、今、できることとして現状の活動を継続していくということでお答えのほうさせていただきました。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これ、やっても終わらないんで、次にいきます。

4番目の質問です。

これに関して、地域防災指導員を育成しているとか、そういうことがございます。

町内会長で構成する自主防災会の課題というのは、毎年、半数が変わっていくということで、それはメリットとしては、多くの方が役員として関わることで自主防災会に関する知識を持つ方が増えることがメリットであるというふうに書いているわけですが、じゃ、その実際の方々がどこまで理解しているかは防災課は把握していないというのが今までの答えですね。防災訓練でやっているかどうかは一応はチェックしていますと言うけれども、本当にできているかどうかは分かっていない。それほど得た知識が多くないにもかかわらず、これがくるくる回って、自主防災会はしっかりと災害があったときは動いてくれよというのはちょっと無理があると思うんですけれども。それ以外に、交代する以外に、何か課題というのはあるというふうに考えていますか。それ以外は問題ないというふうに理解されていますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

まず、1年、2年で役員の方が交代していくというのが課題の一つであるというのに加えて、ほかにはどうかというところでございますが、やはり、地域の中で、その自主防災会の中でリーダーとなっただけの方、これが全てのところに今、いない状況というのが課題だと考えております。答弁の中でも申し上げましたとおり、各自主防災会のほうで地域防災指導員のほうを配置をしていただいて、その方を中心に活動していただくのが町として望ましい姿と考えているところではあります。まだ全ての自主防災会のほうにそういった方が配置されている状況ではないということは課題であるかと思えます。

また、先ほど交代があることでメリットもあるのではないかとこのお答えもさせていただいたんですが、そういった中ではより多くの方に知っていただく機会になっているのは間違いないと思います。実際やってみないと、そんな入り口のほうに当たるような、基本的なこともまだ知らなかった方も、そこに役員になることでそういったものがあるというのを知

る機会にはなっているかと思いますが、そこについては少なからず効果があるものと捉えております。あとは、それがどの程度深く残っていくかというところは、また課題になるかなというそういった認識でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、答弁にもありましたけれども、地域防災指導員について、令和6年度までの第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、地域防災力の強化の指標として、地域防災指導員が2人以上いる自主防災会の割合を100%とするということを目指して掲げていました。実際に、最終年度の令和6年度には84.2%、つまり19組の自主防災会のうち16組まではできていますという結果で、今の答弁でいきますと、その100%はいまだに達成できていないという話だと思うんですが。

第2期の総括評価報告書には、評価結果として地域防災指導員養成講座の効果的な開催及び周知、地域防災指導員の役割の啓発やフォローアップの方法を検討していく、もう一つが地域防災指導員数が少ない自主防災会に対して受講者増加のために啓発を行うということが記載されています。これについては、具体的にどのようなことをやられているんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

地域防災指導員の育成、増員につきましては、毎年度、吉田町の地域防災指導員の養成講座のほうを開催しているところでございます。開催に当たりましては、こちらの講座が開かれることを全戸に周知のほうをさせてもらいまして、募集のほうを行っているところでございます。

また、この講座が、本来ですと、大学等のほうへ出向いて行って講義を受けなければならないというようなところにはなるんですけども、ちょっと少し改善のほうがされておまして、ウェブによる受講のほうも認められるというふうになっております。そういった中で、家庭によっては御自宅のほうでちょっとウェブの環境がないという方もいらっしゃるであろうということで、町のほうでこのウェブによる受講ができるように、併せて周知のほうもしまして、実際、役場で、会場と機器のほうを用意をしまして、受けやすい体制というものを取って、なるべくたくさんの方が受講できるような工夫というものは取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 2つ目聞いても変わらん答えだと思うんで、ちょっと別の観点でお伺いします。

当町の自主防災会は、自治会、町内会が単位で構成、組織されています。しかし、令和7年4月1日現在の自治会加入率は62.5%で、自治会に未加入の世帯が4割弱いるということになります。町は平常時、災害時の地域防災体制の中で、自治会に加入されていない住民をどのように位置づけされているんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

自治会のほうに加入されていない方が防災のほうにどう関わってくるかということによろ

しいでしょうか。

まず、自主防災会のほうは、基本的には町内会なり、隣組に入っているような方が属しているというような考え方になるかとは思いますが。そういった中で、自治会のほうに加入されていない方、これ、恐らくアパート等、単身でいる方がほとんどではないかなと思います。そういった方にも様々な町の防災情報のほう、知っていただいて、いざというときにどういった行動をとらなければいけないかということは知っておいていただく必要があると思いますので、ほかの方と同様にこちらのほうの意識啓発、普及のほうは行っていかなければならない対象であると認識をしております。ただ、共助という点におきましては、やはり隣組等属していない方というのは様々な活動のほう、一緒に行うことはないかと思しますので、そのあたりについては課題になっている、そのように認識しております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） あまりやりたくないんですが、自治会に加入していない方にどういうふうにして情報を流すのでしょうか。町からの情報とか、そういうのは、自治会に入っている方には配りますよね。でも入っていない方からすると、LINEあたりを見ることによって確認はできるけれども、それが全てではないと思うんだけど、町としては自治会に入っていない方の隅々まで、それは情報としては流れているという認識なのか、まだまだ足りないという認識なんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

隅々まで漏れなくということにつきましては、個別にお届けをしているということではないので、そこまでは至っていないのかと思います。ただ一方で、例えば、情報の周知につきましては「広報よしだ」が主なものになっていると思いますが、これにつきましては、公共的な施設ですとかコンビニとかにも置いて、手に取れるような状況というのは整えております。また、議員からお話のありましたLINE、防災メールにつきましては、それぞれの方が自治会等加入している、していないに関わらず、登録できるようなものになりますので、そちらのほうでは情報のほう、届けることができているとこのように考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 先ほどもありましたけれども、自主防災会が実施する避難訓練には、自治会未加入の方は参加していないというふうに私は思っています。参加しているかどうかちょっと明確ではありません。災害が発生したときに、自治防災会は安否確認や避難誘導を行うように地域防災計画には記載されています。災害が発生したときに、自治会未加入の方々の安否確認や避難誘導は誰が行うのでしょうか。自主防災会なんでしょうか。町なんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、議員のほうから指摘のあったところが今、町の課題ではないかと考えております。自主防災会のほう、加入していないところまで、実際どういう方がいるかというのは、もちろんそれぞれの組織のほうで把握しているものではございません。そういった中で、実際には会社の寮とかであれば、また会社のほうでということもあるかと思いますが、個別の、自治会に入っていない方の安否確認、そういった防災の活動については、今、課題になっている

ものと認識しております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 課題として認識されているということであれば、まずはいいんですけれども。じゃ、その結論、まず第1歩をいつ踏み出すのか。ずっと課題です、課題ですと言いつけるのか。いやいや来年度、町としての考えは示しますというのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今おっしゃられている課題につきましては、簡単に解決するものではないと思いますので、いついつまでに町のほうでこういった解決策を示しますというのはちょっとお答えしかねるものとなります。今後、ますますそういった単身の世帯ですとか、自治会に加入していない方というのは増えることが想定をされますので、できるだけ自治会のほうに入ってもらえるような、うまい何かいい方法があれば、そちらのほうを実践していくということになってくるのではないかと考えております。

○議長（増田剛士議員） 太田順子総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

総務課で自治会のほう、担当しておりますので、発言させていただきます。

総務課では、自治会の加入促進のために新たな補助金のメニューも作成しまして、自治会と一緒に住民の皆さんの加入を呼びかけているところでございます。そういった場を借りまして、また防災の大切さ、防災のときに自治会がどんな役割をするのかということを発信してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこで、提案なんですけれども、自治会加入率が下がっていく。吉田町は外国人人口がどんどん増えています。今、9.5%で、もうすぐ10%になるような状況であります。自主防災会というのも自治会のみではなく、町が教育する地域防災指導員をヘッドにして、消防団や地域ボランティアの方々、もちろん自治会の方も全員ということではなくて、何名か入っていただいて、新たな自主防災会というのをつくる必要は私はあるんじゃないかと、もう自治会では限度があると思っていますんで、そういう新たな自主防災会をつくるというようなお考えというのはあるんでしょうか。いえいえ、そんなことは考えていませんという話なんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、町のほうで何か新たなそういった組織はというお話でありましたが、これにつきましては、町のほうでは考えていないというのがお答えになろうかと思います。

まず、防災の観点でいきますと、よく言う自助、共助、公助というところがあるわけなんですけれども、自主防災会につきましては、この共助のほうを担っていただいているものと認識しております。こちらにつきましては、どうしても町のほうから何かを強制的にやらせることはできないものになりますので、そういった中で、新たに何か組織をつくってやっていくということはちょっと考えづらいのかなと思っています。現在、自主防災会のほうが共助の

ほうの中心を担うということで答弁のほうでもさせていただきましたが、そちらのほうの実行力、行動力、能力の向上のほうを図っていくというのが、これが大事ではないかとそのように考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 結局、何も変わりませんと、変えませんという答えだと思うんで、ちょっと残念なんですけれども、最後に4つのお願いをしたいと思います。

1つ目が、当面、自主防災会の育成に町は真剣に取り組んでいただきたい。

2つ目が、育成については、しっかりと各自主防災会ごとの育成計画を立てて進めていただきたい。

3つ目が、自治会未加入の方々を含めた地域防災の向上策を出していただきたい。そのとき、自主防災会への丸投げはやめていただきたい。

4番として、将来的に向けて、自主防災会の再編について検討を始めていただきたいというこの4つがあるんですが、担当課ではなかなか答えにくいと思いますが、谷澤理事、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

御指名いただきましたので、答弁させていただきます。

これまでの自主防災会につきましては、先ほど来、防災課長が答弁させていただいたところですが、そうした町としても課題を幾つか持っているという中で、やはり自主防災組織の育成については今後も引き続き、新たな視点も入れながら、こちらのほうの育成、併せて町も一緒になってやっていこう、確立していこうというふうに考えておりますので、どこまでのものができるかというのはありますけれども、一応こちらのほうですね、踏まえた中で、今後も自主防災活動の育成に努めていきたいと思います。

1点だけ。先ほど防災課長からも話がありましたが、自主防災の活動の活性化といいますか、一つの、私はこれはすごくよかったことだなと思っているんですが、先ほど来ありました12月の防災訓練で、東浜の自主防災が水の給水計画等、自分たちのところだけでまづ行っています。そうした中で、住吉の地区の防災の中で、その東浜の地区からそこに話が出て、住吉地区全体として、やはり給水計画必要だろうと、断水する場合があるということで、今回、全ての自主防災の会長がそろいまして、給水の実態の訓練を行っています。非常に皆さん真剣にやっています、水道の袋なんかも作って、どうしたら給水ができるのかという作業までやっていますので、そうした好事例というのは自主防災の中から出てきているものですので、こうしたものをまた皆さんの他の地区にも紹介をしながら、吉田町の自主防災会、ますます結束して、町全体として防災対策の向上に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番。

○10番（平野 積議員） そのように進めていただきたいと思います。

また、おいおいチェックさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 以上で、10番、平野 積議員の一般質問が終わりました。

◇ 楠 元 由美子 議員

○議長（増田剛士議員） 続きまして、5番、楠元由美子議員。

〔5番 楠元由美子議員登壇〕

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元由美子です。

私は、令和8年第1回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、医療的ケア児者支援と個別避難計画の実行性に関する町の取組についてをお尋ねします。

町は、障害のある人が住み慣れた地域や家庭の中で明るく充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し心豊かな人生を過ごすことができるような町づくりを目指しております。

令和3年度医療的ケア児支援法の施行により、障害者計画には医療的ケア児や重症心身障害児者支援も明記され、医療サービスの充実として、障害福祉サービスガイドブックの作成により医療費の助成や制度が明確となり大きな安心となりました。

ただ、障害者計画のアンケート調査結果で示されています、「専門的な治療の医療機関が近くにない」「医療機関までの交通手段の確保がしにくい」「医療費の負担が大きい」などの困り事や、主な介助者が親の割合が50%についての現状には御家族の心身の負担が心配されます。

また、昨年9月に甚大な被害をもたらした台風15号の停電時には、常に医療的ケアが必要な障害児者の命を守ることができるのか不安が募りました。避難行動要支援者の個別避難計画書の作成はありますが、障害児者の状態は毎年異なり、修正する箇所が多く、最新の情報が明確になっていない現状があります。いざというときにこの避難計画書で大丈夫なのかとても心配しております。

以上を踏まえ、以下の点について質問いたします。

1、医療的ケア児支援法に基づき、医療アクセス確保のために町が講じている具体策は何ですか。

2、医療的ケア児者の御家族の負担（移動・費用・24時間ケアによる心身負担など）をどのように把握し、どのような支援策を講じていますか。

3、国が求める実効性のある個別避難計画書の観点から、現行の計画書の妥当性をどのように評価しておりますか。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 医療的ケア児者支援と個別避難計画の実効性に関する町の取組についての御質問のうち、1点目の医療的ケア児支援法に基づき、医療アクセス確保のために町が講じている具体策はについてお答えいたします。

現在、町が把握している在宅の医療的ケア児者は約10人で、その中には、静岡県立こども病院など遠方の医療機関へ継続的に通院されている方がいらっしゃることは承知しており、その負担の大きさにつきましても、重症心身障害児者の家族会との意見交換会などで直接お

話を伺っております。

また、専門医療を受けながら、志太榛原圏域内の基幹病院に受診をしたり、近隣市町の診療所の訪問診療を受けたり、主治医の指示の下、行われる訪問看護サービスを受けたりするなど、その人に必要な医療サービスを様々な機関が連携して提供することで、医療的ケア児者の在宅生活を支援しております。

医療的ケア児者に対する専門的治療につきましては、高度な医療設備や専門医の配置が必要となりますことから、広域的に県単位で整備されている状況であり、町としてはその一角として、志太榛原圏域における協議のほか、行政と家族会、医療、福祉との連携強化に向けた意見交換会などを引き続き行ってまいります。

また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な方の日常生活、社会生活を地域全体で支援するため、静岡県医療的ケア児等支援センターとも連携をし、相談支援体制の充実に努めてまいります。

次に、2点目の医療的ケア児者の御家族の負担をどのように把握し、どのような支援策を講じているかについてお答えいたします。

障害のある方が障害福祉サービスを利用する際には、相談支援専門員が中心となり、それぞれの家庭の状況に応じたサービス等利用計画を作成し関係機関で情報を共有しており、町は、この計画書の内容に基づき、本人や家族の希望に沿ったサービスを提供しております。

また、定期的に行っている家族会との意見交換会を通じて、医療的ケア児者を含む重症心身障害児者を支える御家族の負担は、身体的、精神的、経済的に大きいものであると把握しており、この意見交換会における要望を受け、一定の条件はあるものの、榛原総合病院の地域包括ケア病棟へのレスパイト入院受入れが可能となったほか、災害時の受入れ体制をテーマとした、家族会と榛原総合病院との意見交換会が実施をされております。

さらに、家族会からの申出により、本年度から、新たに家族会の代表者に町の障害者相談員に加わっていただき、御家族の不安や困り事に対し、自身の経験や知識を生かしたアドバイスを受けられるような体制を整えております。

そのほか、本町と牧之原市が共同で運営し、家族会の方も参加している重症心身障害児者支援専門部会におきましても、令和6年度は、榛原総合病院の地域包括ケア病棟の現状について、本年度は、榛原薬剤師会と身体障害者支援の連携づくりのための意見交換会を実施しており、志太榛原圏域におきましても、広域的な課題解決に向けて取り組んでおります。

今後も、医療的ケア児者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療と福祉の連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

次に、3点目の国が求める実効性のある個別避難計画書の観点から、現行の計画書の妥当性をどのように評価しているかについてお答えいたします。

現在作成している個別避難計画につきましては、対象者の状況把握や支援体制の整理といった基本的な事項は網羅しており、一定の役割は果たしているものと評価をしております。

しかしながら、災害時における電源確保や移動手段の確保、支援者の明確化といった、国が示す実効性の観点、すなわち平時からの関係機関との連携体制の構築や具体的な支援手順の明確化といった点につきましては、さらなる充実が必要であると認識をしております。

災害対策基本法改正後の個別避難計画作成に関する国のガイドライン等においては、市町村が主体となって取り組む重要施策と位置づけられている中で、全ての対象者について早期

に計画を作成することが望ましいとしつつも、現実的な対応として、支援の必要性の高い方から優先的に作成を進めることが適当である旨が示されております。

特に医療的ケア児者の計画作成に当たっては、平時の支援内容が専門的かつ個別性の高いものであるため、本人の状況等を把握をし、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画を得るとともに、避難支援者の確保や負担軽減に配慮しながら、関係機関と連携の上、個別具体的な確認を丁寧に行うことが重要であると考えております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては、優先度の高い方から、地域の関係機関との連携を図りながら、段階的に実効性のある個別避難計画の作成を進めてまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、楠元由美子議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

町長より御答弁をいただきました。ありがとうございました。

町の計画の基本理念の中で示されています障害者と住民の交流が活発に行われることにより、障害のある人も、ない人も地域の中で共に生きるという認識を深め、障害のある人が暮らしやすい町づくりを推進するために再質問をさせていただきます。

質問1の再質問であります。

医療アクセス確保のために町が講じている具体策のところを町長に先ほど答弁をいただいたところではありますけれども、18歳ですね、こちらを境に児童福祉から障害者福祉へと制度が切り替わります。それによって、今まで利用できていた支援が途切れてしまったりですとか、支援の質が変わるという現状があるということをお聞きしております。切れ目ない医療、地域生活支援のために、現在、町はどのような支援を行っておりますか。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

議員が今、御質問された障害児から障害者へというところの切れ目ない支援といいますか、引継ぎの部分ということで御質問があったかと思えます。

そちらにつきましては、医療アクセスの観点で申しますと、やはり専門医療が必要な方が、できれば地域の基幹病院に主治医から紹介をいただきまして、近くの医療機関に通院することが必要である、またはそういったものを望まれているという御意見もあることは伺っております。しかしながら、実際の医療の現場におきましては、それがスムーズに児から者への医療の部分につきましては、まだまだ課題があるというふうに、県内でもそういう状況にあるということは伺っております。

福祉課といたしましては、障害児から障害者への障害福祉サービスといった観点でお答えをさせていただきますと、まず、特別支援学校までは、在学時までは障害児の福祉サービスを利用して、卒業後は障害者の福祉サービスを利用するということになりますが、現在の状況につきましては、特別支援学校を卒業する前、2年次から特別支援学校と福祉課、そういったところで情報の共有をして、今後の進路についてどのようにしていくかといったことを情報共有をして、協議を行っております。障害福祉サービスを利用するに当たりましては、相談支援専門員がその方の担当者となって障害福祉等サービス利用計画を作成いたしますが、その方たちとの相談支援部会というものを町は持っておりまして、関係する相談支援専門員

の方々と、町内にこういう方がいらっしゃる、今度、特別支援学校を卒業していくことになるけれども、そういった利用計画の作成について、受入れは大丈夫であるかだとか、そういった協議を重ねて、卒業まで準備をしまいいります。卒業後につきましては、そのサービス利用計画を基にサービスを利用させていただくといった形となっておりますので、この障害福祉サービスの連携につきましては、今、現状ではできる範囲では行われているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

詳細な説明をありがとうございました。

なかなか県単位でも同じような課題があるということを今、答弁いただいたところであります。町として、歩み寄れるところ、寄り添えるところを、今やっている現状をお伝えしていただいたところではありますが、福祉相談支援員さんと共に利用計画等を卒業前の2年生からされて、卒業に向けた準備をされ、卒業後も途切れずにサービスが利用できるような対応をされているというところでお聞きしているところではありますが、例えば、サービスの中で医療機関等のサービスも、18歳以上になってくことによって、関わる医療機関等の壁も出てくるのかなと心配するところでありますけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

医療の現状というお話になるかと思いますが、先ほど答弁いたしましたように、その専門医療のところにつきましては、小児期から大人になるという段階での医療での引継ぎといいますか、そういったものは医療の現場、主治医の先生方、医療機関でも検討されているというふうに聞いております。ですので、町といたしましては、今、どういった医療を受けられているのかであるとか、困ってはいないかといったようなお話は困り事の一つとしてお伺いしていきたいと思っておりますが、医療の体制についてというところにつきましては、町としては限界がございますので、そのあたりを志太榛原圏域の医療、福祉を協議する場であったり、県単位の協議する場にまで、その課題については上がっているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

志太榛原圏域、また県での協議のところでもそういった課題は上がっているというところでお聞きしたところであります。また、そういった今後の支援のところ、前進できるような情報等がありましたら、関わる当事者の方々、御家族の方に情報提供を早めにしていただければというふうに思います。

先ほど、福祉相談支援員の方のお名前も出てきました。この福祉相談支援員の方がこの医療的ケア対応の受皿に一番支援のところをこの方が担っているのかなというふうにも考えるところであります。医療的ケアですとか、重症心身障害のケースですと関係機関連携が多い、また緊急対応が発生しやすい、計画の見直しの頻度が高いなどで、相談支援員の方が関わる時間が通常の方よりも多く必要となるように感じております。この相談支援員さんがスムー

ズな対応が行われるために、町が何か行っていることがありましたらお願いします。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

相談支援専門員につきましては、全国的に不足しているという課題があると認識しております。静岡県も同様であるということの状況についても認識をしております。そういった中、国では、障害福祉サービス等の報酬の中で、そういった専門員の処遇改善を図るだとか、離職を防止するだとか、国単位で対応をしている状況でございます。

町といたしましては、小さい町ですので、町が指定している特定相談支援事業所は2か所となりますが、それを圏域、牧之原市、吉田町、圏域でカバーをして、利用者の方の相談支援、利用計画作成に当たっていただいております。

人材確保や人材育成については、大変難しい問題ではございますが、当町におきましては、2市2町で設置しております基幹相談支援センターでその人材育成やどうしたら確保ができるだろうかといったものを連携を図って、協議をしているところです。ですので、町としましては、先ほどの答弁で説明いたしました相談支援専門員と相談支援部会といったものを持っておりますので、そこで現在、相談支援専門員さんが通常業務以外にもやらなければいけないことがあるだとか、連携を図る中で少し何か効率的にできないかだとか、そういったものを直接御意見をお伺いして、その体制を何か工夫をして、相談支援専門員の方の負担が軽くなるものがあればということで協議をしております。それについては、町の相談支援部会だけではなく、志太榛原圏域でもその部会を持っておりますので、圏域でも同じように協議をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 今、牧之原市との基幹支援相談センター、また県の中での連携されたところでもそういった課題を協議されているというところでお話を伺いました。

いろいろと吉田町の中では、そういった医療的ケアの対応の受皿に限られる地域ですと、どうしてもやはり広域的にいろいろと考えていただきながら、受け入れていただくことというのがすごく大事だと思う中、吉田町の中でも、もちろん今、既に福祉課のほうでも業務の効率化というものは考えていらっしゃると思うんですけれども、相談支援員さんの方が今、不足しているというお話もありました。もちろん人材育成も必要であるのは重々理解しております。ただ、今いらっしゃる貴重な相談支援員さんが継続的に関わっていただけるような対応としまして、既にもう行っているのかもしれませんけれども、その地域の資源ですとか、対応の範囲ですとか、空き状況とか、そういったものが一目で分かるような状態というか、その調整業務に係るようなそういった情報とかを、町のほうでも一覧として分かるような仕組みも必要とすれば、少しでも相談支援員さんの負担も軽減されるのかなというふうに感じるところでもありますけれども、そのところはどうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

相談支援専門員の方が今、何件、そういった利用者さんに対応していただいているのかであるだとか、空き状況はどうであるのかといった量的な確認というお話だと思います。

この障害福祉の分野では、相談支援専門員がその役割を担っていて、高齢者の介護の部分

と言えますと、介護支援専門員となりますが、やはり介護支援専門員のほうは、その管理をやはり広域で行っているなということを今、議員の御質問の中で思ったところです。今、介護支援相談員、介護の部分では、そういった障害福祉のような定期的に集まる部会というのが、行政が入ってといった部会を持っておりませんので、やはりそういった帳票で管理をして、確認をしておくことを今、行っているわけですが、障害福祉に係る部分については、先ほど説明いたしました相談支援部会の中で、今の空き状況をタイムリーに伺っている状況になります。中には、やはり今、大変なだけけれども、そういった方が例えば、特別支援学校を卒業するであるとか、そういった場合には、今ちょっと件数としては多いんだけど何とか受けれるよといったような、そういった状況であるということも伺っておりますので、やはりそういった量的な部分については、町としても、今後、確認をしながら、相談支援専門員の方の業務的な負担であったり、業務量の過多であったりといったものは把握していく必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

相談支援員の方との部会のところでタイムリーに情報提供を行っているというところで、すごく安心したところであります。かなりの件数のほうも気になるところでありまして、現状で手いっぱいな状況があるとすると、今後、やはり、まだ吉田支援学校に通学されている児童の方も今後卒業されるということもあると思いますので、決して数字的には減っていくということも考えにくいのかなという中で、相談支援員の方の状況を町のほうは様子を見ながら、また対応していただけるというところでありましたので、そこはまたよろしくお願いします。

今年、この「障害福祉サービスガイド」、こちらが作成されて、サービスの利用が明確となりました。御家族の方もとても安心されたということでお話をお聞きしております。ただ、当事者の方は利用状況が様々であります。そういった中で、こちらのサービスを利用するに当たって、福祉課の担当の方と御相談をされるケースもあるのかなと認識しているところがあります。その担当の方が顔が見える関係で、御家族の方も安心して相談をさせてもらっているような現状だとは思いますが、人事異動、そういったことによって担当者が替わりますと、この医療的ケア、また重症心身障害に関わる御家族にとっては、新しい担当者の方への説明が多く求められることもあるようにお聞きをしております。

そういった人事異動の後のスムーズな対応ができる仕組みについて町の考えをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

人事異動は定期的に行われるという中で、引継ぎの部分になるかと思いますが、事務事業といいますか、業務の引継ぎも当然なんですけど、やはりそういった重症心身障害児者の方を含む、今、障害福祉サービスを利用されている方というのはやはり、全て計画も保管をしておりますし、引継ぎとしては、そういった形で限られた時間にはなりますが、引継ぎはされている状況にあります。

今の議員の御質問の中で、多くの障害福祉サービスを利用している方の中でも特に医療的

ケアが必要な方であるとか、重症心身障害児者の方であるとか、いろいろなサービスや支援を必要とする方につきましては、より丁寧に、その引継ぎの部分については行う必要があるというふうに考えております。

引継ぎを十分に行ったつもりであっても、やはり抜ける部分は当然あると思いますので、そういった部分は少しずつ顔の見える関係を構築しながら、教えていただきながら、経験を重ねて支援を行っていけるように体制としては整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

現在、牧之原市と吉田町に住む重症心身障害者の親の会でありますメイフラワーさんの会員の方々と福祉課との話合いの場を設けていただいているということもお聞きしております。メイフラワーさんの会の方にとって、とても有効な時間であることをお聞きしております。そういった顔の見える関係がその担当者の異動等によって途切れてしまうということがないように、今後とも引き続きそのような場を絶やさないで、話合いの場を設けていただくことを強く要望されていますことをお伝えいたします。

次に、2 つ目の質問の再質問を行います。

医療的ケア児者の御家族の負担の把握、支援策について、先ほど町長答弁でお伺いいたしました。利用しやすいレスパイトに対応できる施設状況としまして、先ほど榛原病院のほうのお名前が出てきたところではあるんですけども、やはり町内では対応される施設が少ないことを御家族はとても心配しております。例えば、老人介護施設などにもつなげられるような共生型を増やしていただくような取組を強く要望されておりますが、町としてはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

高齢者の福祉施設を障害者も利用できるといった共生型サービスのことだというふうに今、認識したんですけども、現在、町では2 か所のデイサービスを提供する事業所がサービスを提供できる形になっております。その中で、1 か所のデイサービスの事業所については利用実績がないという状況になっております。そこで、こういった課題があるのかというところを整理をして、その課題の整理ができませんと、数を増やしても同じようなことが起こるということも考えられますので、こういった課題があるのか、現場サイドではやはり高齢者のデイサービスの施設なので、日中の活動が高齢者寄りの内容になってしまうのであるとか、そういったことは伺ってはおりますが、そういった課題が解決できるのかも含めて、検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

現在、2 か所、利用できるデイサービスが存在しているということをお聞きしました。残念なことに1 か所のデイサービスは利用されている実績がないということも今、分かりました。そういった中、課題のほう、今、一つの課題として日中の活動が高齢者向けであるというような内容をお伝えいただいたところではありますけれども、せっかく当事者とお話をす

る場が設けられているということで、そういった中で、さらに利用者の方々に課題のほうをもう少し追及され、解決策につながるような取組をお願いしたいところではありますが、また今、その2か所のデイサービス、こちらが町にとっては限界と感じるのか、そこはどうかでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

限界かどうかといったところではなかなか、そういった限界かどうかといった認識の下、今、対応しておりませんので、そこについてはお答えはできないんですが、先ほどの答弁の中でも、今、その課題について、伺ってはいるけれども、その課題解決に向けてどういったことができるのかといったところまでの研究が進んでおりませんので、まずはそこから研究をして、研究をした結果、限界ならば限界ですし、研究した結果、拡充できる、増やすといったことにつながれば、増やすことができたというふうに考えられるのかと思います。まずは、課題の研究から始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

ぜひよろしくお願いいたします。

次に、3つ目の質問の再質問をお願いします。

9月の台風15号のとき、こちら、竜巻などの影響によって停電が起きるなど、医療的ケアが必要な方には予測もつかない事態となりました。そのような災害時、現在の個別避難計画書がどのように活用されたのか、もう少し詳細をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

9月に起こりました竜巻被害の際の個別避難計画の活用具合ということで、今、御質問だったということで認識してお答えをさせていただきます。

9月の竜巻被害のときの個別避難計画書の活用状況といたしましては、重症心身障害児者、そのほかの方という全てを網羅した中でのお話にはなりますが、一つの事例といたしましては、竜巻被害が大きかったところの災害ボランティアセンターの方がローリングで、一軒一軒ニーズの把握のために状況の把握に努めていただいたんですが、その中でどうも高齢者が1人で暮らしているらしいけれども、情報がない、罹災証明書も申請ができていないようだという方の情報を得まして、その中で避難行動要支援者の名簿の中にあり、個別避難計画も作成されておりましたので、その方の支援をしてくださる方が見つかり、支援につながったというような、具体的にはそういった活用がございました。

ほかには、避難行動要支援者名簿が整備されているわけなんですけれども、その避難行動要支援者名簿の中で被害の大きかったところを中心に住所検索をかけて、どんな方がいらっしゃるのかといったところをまずは抽出をして、その中で医療的ケアと申しますか、ケアが必要な方が、実際どういう状況か分かりませんが、あったということで、個別避難計画を見ながら、その方に連絡をしたといったようなことが実際この個別避難計画書を活用したといった御紹介になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 実際、この災害のときには、連携された形で個別避難計画書が活用されたというような答弁をいただいたところであります。

その前に、要支援者名簿、こちらのほうの、整備されているというところで、被害が大きなところの住所の検索をされて、抽出されたというような、先ほど答弁ありました。実際、その個別避難計画書自体は、紙媒体のもので保管されていると認識しているんですけども、この要支援者名簿のほうに関しては、また違った形で保管というか、管理をされているんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

避難行動要支援者名簿につきましては、障害福祉サービスのシステム、それから介護保険のシステム、住民基本台帳、そういった関係するシステムから抽出をかけて名簿を作成をしております。作成した名簿につきましては、それはエクセルでの管理になってはおりますが、それを毎月 1 回更新をしているというのが大本のデータになります。そのデータを紙媒体にして民生委員さんの実態把握調査であったり、自主防災会との共有であったり、それは紙媒体で行っておりますが、大本はエクセルでの管理というふうになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

そうしますと、この要支援者名簿、エクセルで管理されているものというのは、福祉課のほうで管理しているような形でよかったでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

福祉課のほうで管理をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

今、福祉課のほうで管理されたものがそのような形で大きな災害があったときに、瞬時にそこに関わる、地域に住まわれている方で、支援が必要な方をすぐに抽出できるようなシステムには今、なっているというところを少し安心したところではありますけれども、比較的そういったエクセルでの管理のところは今、多い中、だんだんデジタル化の個別避難計画書も含め、そういったところもデジタル化のほうに向けた取組をされている自治体もある中でありますけれども、吉田町として、そちらのほうのデジタル化というものの今後の移行というものは予定のほうとかはございますか。

○議長（増田剛士議員） 議員、エクセル自体がもうデジタル化されています。

ガバクラとか、そちらの方向なのか、ちょっと具体的に言ったほうがいいと思います。

5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 失礼いたしました。

先ほどからお名前が出ていますメイフラワーの会の方と福祉課とのお話場の、会合の場ですかね、意見交換の場でそちらのほうでも多分メイフラワーさんからの御意見等もある中で、

手書きの現在、個別避難計画書が全く更新されていない中、当事者が毎年状況が変わる中、加える情報量も多いような話も聞いております。そういった中、その個別計画書が、いろいろなものが記載されている中、どれが最新の情報で、どれを一番重きを置けばいいのかというものが分かりづらいというような現状を聞いているわけですね。そういった中で、福祉課のほうも聞いてはいると思うんですけども、その手書きの個別避難計画をデータ化にしてほしいという要望をされているといった中、そこで福祉課のほうからの回答があったかと思うんですけども、そここのところの詳細の説明はお願いできますか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

個別避難計画書につきましては、紙の様式に手書きの形、それから年1回の民生委員の実態把握調査で変更点があればということで、書き加えていく。そういった状況であるということは、議員が今、おっしゃるとおりの状況でございます。

その個別避難計画書をデジタル化するにはどうしたらいいかというところを課としても検討してまいりました。何かエクセルに落とせないかであるとか、その紙自体をスキャンをして台帳をつくって、そこから動かしたらどうかだとか、そういったことはここ数年、検討してまいりました。しかしながら、今、一番いい方法が見つかっていない状況でありまして、何らかの方法で、今、議員が更新されていないとおっしゃったんですけども、更新はそのもの自体の情報は更新はしているんですが、そこに手書きで情報が加わっているということで、大変見づらくなっているといったことが現実にはなっております。

そういった中で、システムを導入した市町もあるということを聞きましたが、なかなかそのシステムの運用までには時間がかかるということも聞いております。今まで紙で大事に保管してきたものをすぐに移行できるかといったら、そこにも課題があるということも伺っております。ですので、何らかの方策を模索しながら何ができるかといったところを考えていかなければいけないと思っておりますが、今回の9月の竜巻被害の場合ですと、牧之原市と先ほど重心部会といった部会を持っていると説明をいたしました、重心部会、また広域の重心部会の中でも牧之原市の対応の報告を聞く機会がありました。その中で、牧之原市は停電が起こったためにシステム、パソコン、そういったものが使えなかった。そのときに有効だったのがやはり紙だったということを伺っております。その報告を聞いたときに、システムありきではないんだ、やはり今できる中でどういうふうに、今持っているデータであったり、それがたとえ紙であっても、どういうふうにそこからそういった優先度の高い方を検索できるようにしておく方法が一番重要なのではないかというふうに、現時点での考え方ですが、そこは課内で今回の竜巻被害の対応を含めて話し合ったところになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

確かにデジタルのメリット、デメリットというものももちろんあるのは重々承知しております。ただ、現在このエクセルでデータ化されている要支援者名簿において、こちらの中に入っている情報網としまして、医療的ケアが必要な方の医療的ケアのことについての情報までがここにうたわれているのかどうかというところはちょっと疑問に思うんですね。そういった点では、やはり個別避難計画書というものはすごく重要な役割を示すものだと思うんで

すよ。なので、確かに停電のときには紙媒体はすごく有効なものではあるんですけども、瞬時に支援をされる方にどのように対応ができるかというものが、停電じゃなければ、その情報はすぐに、もし個別避難計画書自体がデジタル化されていれば、どのようなケアが必要なのかということが瞬時に分かるような情報もそこに示されているのではないかと認識するんですけども、そういった観点から、やはり当事者に関わる御家族の方もととても心配されているところであります。

いま一度、その点を御理解いただきながら、防災に強い我が町の特徴を生かした個別避難計画書が実効性あるものにしていただけるように強く要望したいところでありますが、同じことの繰り返しになるかもしれませんけれども、町の今後のお考えがありましたらお願いしたいところです。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

いち早く支援の手が届くように、この個別避難計画というところの実効性という部分について、どう考えるかといった御質問だと思いますが、先ほど説明いたしました避難行動要支援者名簿をどのようにしていくか、それから、そこからまず個別避難計画書までたどり着く、その手引き、それをとにかく職員で共有しておく。それがエクセルが使える状態であっても、使えない状態であっても、名簿はここに置いてあります、個別避難計画書はここに置いてあります、個別避難計画書にはファイリングをしてあって、ナンバーも振ってありますので、そういったものが管理ができるような体制をまずは整えたいというふうに思います。

それにつきましては、先ほど医療的ケア児者の人数等もお話をさせていただきましたが、県が医療的ケア児者の実態調査というものを今年度から主導をして、県内市町村で一斉に調査を行っております。そこに一つのリストが出来上がっておりますので、そのリストと個別避難計画をつなぎ合わせる。それから、そのリストと平時の障害者福祉サービス利用計画で、その方の情報が確認できるといった、避難行動要支援者名簿という対象者が大変多くなりますので、その優先度といいますか、今の県の実態調査を踏まえて、使えるデータをまずは抽出をして、そこにデータを加えていくといったことは、まず、今ある資料の中でできるのではないかとこのように考えております。

ですので、今回の竜巻被害の状況におきましても、なかなか今まで対応したことがございませんでしたので、システムがあれば、データ化できればと、そういったことも考えてまいりましたが、その考えを継続的に続けながらも、今できることを整理して災害に備えるといえますか、そういった体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

少し明るい方向性で答弁いただいたと思っております。今後とも引き続き研究され、よりよいものをお願いしたいところであります。

近隣市町ですと、個別避難計画を活用しました障害者のための防災訓練なども行われました。また、地元の自主防災会から要配慮支援者名簿を活用した防災訓練をモデル的に行うことも必要でないかとの前向きな御意見もいただいておりますが、町はどのように考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

防災訓練において、こういった要配慮者の避難行動計画に基づいた訓練を行うことということでございますが、町としまして、ぜひ自主防災会のほうと協力をしていただいて実施のほうをしていただきたいと考えております。ただ、そのためにやはりまずは顔の見える関係、御近所とのそういった共助必要になってくるところがあるかと思います。

それこそ、これまでですと、そういった障害のある方たちがなかなか表に出てくるのをためらうというようなこともあったかと思いますが、そういった認識から今後はなるべく周りに知っておいていただいて、いざというときはお互い助け合うといったようなそういった形を平時から考えておくというのは非常に重要なことになると思いますので、ぜひ自主防災会と障害をお持ちの方と情報のほう共有をしながら、いざというとき実際に動けるように避難計画のほう確認しながら、よりよいものにしていただければとこのように考えております。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

前向きな答弁いただきました、ありがとうございます。ただ、これがまた自主防災会独自でなかなかこれを計画するのはとても難しいかなというところと考えるところであります。

やはりこれは全体的にやるのは難しいと思いますので、モデル的に行うところも認識しながら、福祉課ですとか防災課と関わりながらこういったモデル的な計画を考えていただけるとありがたいと思いますので、その辺もお願いいたします。

一歩ずつ歩み寄りを今日の答弁で感じたところであります。医療的ケア児者支援等個別避難計画の実効性に関する町の取組を聞きました。千葉市ですと、どのように医療的ケア支援法を進めているのかという取組の資料などが市民に公開されております。そのような先進的に行っている自治体の取組ももう少し研究され、今後の福祉サービス向上に努めていただき、計画に示す基本理念である、障害者が安心して自立した生活ができる町になることを祈り、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、5番、楠元由美子議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 大 石 巖 議員

○議長（増田剛士議員） 8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

私は、通告しましたT C Pトリビンスプランについて質問をいたします。

平成29年度、2017年から実施をされております吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランについては9年がたちました。このプランは教職員、子供、保護者三者の共益を目的とした総合的教育プランとして授業の平準化を軸に、子供が確かな学力を見つけることのできる町に向けまして三つの環境づくりを目指すとしています。一つとして、子供の確かな学力を保障する環境づくり、2、教職員が授業等に専念できる環境づくり、3、保護者が安心して子育てできる環境づくりというふうになっています。

近年は、G I G Aスクール構想に基づきまして、1人1台端末やクラウド環境を活用した授業力の強化に取り組んでおりまして、教育の充実については全国から高い評価が寄せられております。

T C Pトリビンスプランの現在の到達状況について、以下の項目について質問をしたいと思います。

1、子供たちの確かな学力を保障する環境づくりとして、エアコンの完備やI C T活用などの取組を進めておりますが、全国学力・学習状況調査の結果は国・県の平均正答率に至らない状況となっております。教師の子供たちへの指導や接し方はどう改善されたのでしょうか。

2、教職員が授業等に専念できる環境づくりとして、勤務時間の適正化を掲げておりますが、平成29年当時、小・中学校とも月平均の時間外勤務時間は57時間を超えておりました。プランでは45時間以内というふうに目標をしておりますが、現在の状況はどうでしょうか。また、多忙化解消によって子供たちと向き合う時間は増えているのでしょうか。

3、保護者、家庭の環境ニーズに応じた環境づくりとして、放課後の子供たちの居場所づくりなどを推進しておりますが、教育に費やす時間が持てない家庭あるいは保護者の力だけでは教育に専念できない状況の家庭環境などを改善するための施策をどう進めてきたのか伺いたいと思います。

4、G I G Aスクール構想によりまして、教育の質を向上させ子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとしておりますが、現在の取組状況と効果について伺いたいと思います。

以上を質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） それでは答弁をお願いします。

山田教育長。

〔教育長 山田泰巳登壇〕

○教育長（山田泰巳） T C Pトリビンスプランについてのご質問のうち、1点目の教師の子供たちへの指導や接し方はどう改善されたのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本町では全国に先駆けて教室、体育館のエアコン完備やトイレの洋式化など快適な教育環境を整備するとともに、W i - F i環境や電子黒板などのI C T環境を整え子供の学びの充実に向けて取り組んでまいりました。

一方、T C Pトリビンスプランに掲げております、全国学力・学習状況調査における平均

正答率県平均以上という指標につきましては、令和4年度以降令和6年度の中学校国語を除き達成できていないのが現状となります。

こうした中、教師の指導や接し方につきましては、教師が教える授業から子供たちが自ら考え学ぶ授業へと教師の関わり方を転換してきたところでございます。

具体的には、一つ目として、主体的・対話的な学びの展開でございます。教師が終始講義的に教える一斉指導の授業ではなく、子供たちが自ら調べ友達と議論しながら自分の考えを深めていく場面を授業の中に意図的に組み込むことで、教師が机の間を回りながら個々の学びの状況に応じた支援をするよう努めております。

二つ目は、個に応じた見取りと支援でございます。一つ目で申し上げました机の間を回りながら個々の状況を把握することに加え、1人1台の学習者用コンピューターの活用により、子供がどんなことを考え、どんなことにつまずいているのか教師が把握することができるようになりましたので、個別の支援をしたり、個々の良さを全体場で取り上げたりして、学びの充実を図っております。

三つ目は、表現する力の育成でございます。単に聞いて覚えるだけではなく、学んだことを図表や資料でまとめ、理由を添えて説明するアウトプットの活動を強化することで理解を確かなものにする授業づくりを進めております。

こうした教師の指導や接し方の変容により、子供が学び方を学び、受け身ではなく主体的に学ぶ姿勢が徐々に身についてきております。

次に、2点目の教職員が授業等に専念できる環境づくりとして、プランでは時間外勤務45時間以内を目標としているが、現在の状況はどうかについてお答えいたします。

本町小・中学校の令和6年度における時間外勤務月45時間以内の教職員の割合は、小学校で58.5%、中学校で55.4%でございました。指標とする100%には届いていないものの、集計を開始した令和2年度における小学校で42.6%、中学校で39.0%という数値と比較いたしますとこの5年間で大幅な改善が見て取れます。

勤務時間の短縮は着実に進んでおりますが、一方で、長時間の時間外勤務をしている教職員が固定化している傾向がうかがえますので、業務の偏りが無い見直したり、慣習として行っている業務に無駄が無いか問い直しをしたりすることで、さらなる業務改善を図るよう学校に指導するとともに、教育委員会といたしましても、生成AIの活用や校務DXの推進が図られるよう環境整備に努めてまいります。

続きまして、多忙化の解消によって子供たちと向き合う時間は増えているかについてお答えいたします。

TCPトリビンスプランでは、教職員が本来の教育活動に専念できるよう、ICTの推進による物的整備と校務アシスタントやICT支援員などの配置による人的配備を両輪として取り組んでまいりました。

子供と向き合う時間に関する客観的なデータはございませんが、教職員を対象としたアンケートによりますと、これらの物的・人的環境整備を「有効である」と肯定的に捉えている割合は、令和6年度の80.3%から本年度は86.6%へと上昇しており、現場の満足度は着実に高まっております。また、保護者アンケートにおきましても、「子供が楽しく学校に通っている」との回答が令和6年度、令和7年度ともに約9割という高い水準で推移しており、その理由として「担任などの教職員との関わり」を上げる声が多く寄せられております。

こうした教職員や保護者の反応から、校務の効率化などによって生み出された時間が、教職員が子供一人一人と向き合い、触れ合う時間として一定の効果を生み出していると捉えております。

次に、3点目の教育に費やす時間が持てない家庭や保護者の力だけでは教育に専念できない状況の家庭環境を改善するための施策はどう進めてきたのかについてお答えいたします。

平成29年当時、本町では、共働き世帯やひとり親世帯の増加、女性の社会進出など家庭環境を取り巻く環境の変化を背景に、教育に費やす時間の減少、保護者の力だけでは教育に専念できない状況を重要な社会的課題と捉えました。これに対し、当初プランでは、保護者の教育ニーズに応じた環境づくりを掲げ、放課後の子供の居場所づくりや相談体制の充実などに注力してまいりました。

令和6年度からの改正プランでは、保護者が安心して子育てできる環境づくりと名称を変更し、放課後・休日の子供の居場所づくりや学校給食の実施日の最大化、相談体制の充実、家庭教育への支援など、保護者へのサポート体制の充実に努めております。

子供の居場所づくりの主な取組といたしましては、放課後サポート学習において、小学校1年生から3年生までは従来の対面によるサポートを行い、小学校4年生から中学生までについては、大学生を講師としたオンライン指導を取り入れ、個に応じた指導による基礎学力の定着を図るよう改善いたしました。

また、小学校における4時間授業の日には、放課後子ども教室を実施し、学習支援のほか工作や野菜作り体験など家庭だけでは保障されにくい多様な活動機会を提供してまいりました。さらには、子供の学習者用コンピューターを持ち帰り可能とし、家庭における自主学習を支援しているほか、家庭教育学級や家庭教育講座の開催を通じて、保護者同士のつながりを支援しております。

こうした取組により、アンケートでは約9割の保護者から「安心して子育てのサポートを受けられる環境がある」との評価をいただいております。

最後に、4点目のGIGAスクール構想により教育の質を向上させるとしているが、現在の取組状況と効果はどうかについてお答えいたします。

文部科学省が進めるGIGAスクール構想における1人1台の学習者用コンピューターの普及は、コンピューターの活用自体が目的ではなく、コンピューターを一つの手段として授業改善を図り、個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じた主体的・対話的で深い学びの充実を図ることが目的となります。

その目的を達成するために、現在学校では単なる情報収集にとどまらず、情報を整理・比較・表現する活動に重点を置き、どの教科においても単元の中で効果的にコンピューターを活用できるように授業づくりをしており、個別最適な学びにおいては、子供一人一人の習熟度や課題に応じて学び方や取り組む問題を調整し、協働的な学びにおいては、友達の考えと比べたり個々の考えを基に話し合ったりして、学びを深めるよう取り組んでおります。

また、日常的なコンピューターの活用として、毎日自宅に持ち帰ることにより家庭における学習においても活用できるようにしております。

その効果といたしましては、個別最適な学びの面では、子供が自身の理解度やペースに応じて学習を進め、考えを可視化して整理することが容易となりました。また、協働的な学びの面では、互いの意見をコンピューター上で瞬時に共有し、比較・検討しながら学びを深め

る活動が日常化しております。

T C Pトリビンスプランは、子供を中心とした教職員と保護者の3者共益を目指した事業でございますので、引き続き事業の充実を図ってまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

それでは、再質問をいたします。

まず、教育長に伺いたいのですが、これまで確かな学力ということで、これは文科省が平成8年から重視してきた考え方ということで、文科省の文章にはこういうふうになっていますけれども、その説明ではいろいろ沢山ありまして、知識や技能、学ぶ意欲、自分で課題を見つける力などというふうなことでいろいろあるわけですが、皆さんからのいろんな声ですが、この確かな学力という抽象的でそれからその説明もいろいろたくさんあって、具体的にどうということが進められているのか、今の答弁の中でもいろいろ出てきてはおりますけれども、教育長のほうで具体的に今進めている中で確かな学力、これは具体的にはこうですよということでの説明、皆さんが理解できるような説明というのををしていただければと思うのですがどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山田教育長。

○教育長（山田泰巳） 学力という言葉の印象から、知識理解というものが真っ先に思い浮かぶのではないかなと思います。知識理解を高めることというのは非常に必要なんです、その知識をどういうふうに活用するか、そこで考える力が必要になってくると思います。そのために、国のほうでは思考力、判断力、表現力という言葉を使っていますが、そうした知識を活用して考える力というのも学力であると。さらには、それを受け身として捉えるのではなくて主体的に学んでいく、そういう力それも含めて学力というふうに捉えていますので、確かなという学力の前についている確かなというのは、単に知識を蓄えるだけではなくてよく考えて知識を利用しながら主体的に学んでいくそういう力だというふうに捉えています。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石でございます。

今の教育委員会が進めているT C Pのプランの中には、こうした文科省のほうで進めている方針を具体的に実践していくということが主な柱になっていると思いますけれども、12月議会で、町長の行政報告の中で、確かな学力の向上に向けて総合教育会議で議論をしたということが報告の中にありますが、それはどういうふうな議論がされたのかお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊 誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

その総合教育会議は、昨年11月5日に実施したものになるんですが、議事としましては、報告事項として部活動の地域展開について、また外国人児童・生徒の現状について、またT C Pトリビンスプランアンケート結果について、また協議事項として子供の確かな学力の向上に向けてということで議論しております。

2時間という時間の中でこれだけのテーマをやりましたので、それぞれに費やしている時

間というのは限られていたものですから、そんな詳しく1個1個できるという時間はなかったんですが、ただその中でも今回のT C Pトリビンスプランというところにつきましては、T C Pトリビンスアンケート結果ということで、これは毎年度実施しているものになるんですが、この中で、仕事にやりがいを感じている教職員の割合といったなど指標に掲げていること15項目について総合教育会議の中で結果であったり、前年度の比較であったり、アンケートでいただいた意見を紹介してそれについて議論を交わしたというようなことになります。

意見交換の内容としましては、時間も限られた中なものですからそんなに多くはないんですけども、例えばその中でT C Pトリビンスプランに掲げている全てのものが網羅されていますので、その結果としまして、例えば時間外勤務については、やはり特定の職員に仕事量が増えているのではないか、それをまず改善する必要があるであるとか、あと問題解決に向けて意欲はある、これは学習調査でも子供からのアンケートでも出ているんですけども、そういった意欲はあるんですけども教師も頑張っているんですけども、結果として学力がついてきていないという現状、これをどう考えるか。

学力も当然必要であります、先ほどの確かな学力というところでもあります、今後、たくましく生きるためにはそれだけではなくて、コミュニケーション能力も必要、また、授業という視点から見たときにI C Tの導入と学力との関連を当然理解して進めている教師もいるんですが、それを理解できていない教師、それがうまく活用できていないのではないかという意見であったり、やはり大事なことは教員自身が誇りを持ってやりがいを感じてやらなければ学校も子供も変わらないといった様々な視点から御意見をいただいたというような状況になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） いろいろな観点からそうした議論がされたということで理解をするわけですけども、ただ、学力と言いますと直感的には全国学力・学習状況調査の平均正答率ということがすぐ頭に浮かぶんですけども、昨年6月議会で、同僚議員の一般質問の中で、この平均正答率を高めるということについては、具体的に指導を考えているというような答弁をされていますけれども、その後こうした具体的にどういうふうな努力が今なされているのかについて伺いたいんですけどもどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

全国学力調査ですけども、令和7年度の全国学力・学習状況調査の結果ということでは、6月の次の10月31日に開催されました町政連絡会で結果であったり、考察のほうを報告させていただいたところでございますが、簡単に繰り返しさせていただきますと、結果として令和7年度も小・中学校全ての教科において県平均以上という目標は未達であったと。そういう中で、全体を見てこれは学力調査結果だけではなくて学習状況調査結果もございますので、全体を見たときに、当町の強みとしては、I C Tを活用した主体的な学習実践力が高く「自分にはよいところがある」と回答する児童・生徒の割合や学校生活への満足度の高いことというのが当町の強みであること。ただ、弱みはやはり教科の基礎的、基本的な知識の定着やそれらを活用、説明する力に課題がありそれに伴う教科の学習そのものへの関心が低いことというのが表れたというところになります。

このことから、児童・生徒の強みである主体的に学ぶ力やＩＣＴ活用を基盤としながら各教科で明らかになった弱み、基礎基本の定着と知識を活用説明する力ということになるんですが、ここに至ったものの中には、その直前に開催しました吉田町学力向上担当者会議というのがあるんですが、そこでアドバイザーとして静岡大学教育学部の村山教授、また教育委員会としては指導主事、各学校から研修主任が参加して、主にはこの調査結果に基づいて今後どうするかという話し合いをします。そのときは、９月に開催したんですけれども、最初に各学校の授業を参観しまして、持ち帰ってその授業の実践について教授から意見をいただいたり、ほかの視点から教員など送ったんですけれども、そのときに教授から課題として提起されたのは、やはり授業の質に関する本質的な課題があるというようところが指摘として上がっています。

なかなか分かりづらい表現になるんですが、教育委員会としてはそういった意見も伺いながら、三つの柱としまして、これから身につけなければいけない力ということで、これも抽象的ではあるんですけれども、一つには課題を生み出し情報を活用して考える力、二つには他者と情報を共有し考えを深める力、三つ目には自分の学びを基に改善していく力、これらを教員の教材研究の質の向上と子供たちが主体の学びを実践していく計画ということで掲げて、今も日々取り組んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ８番、大石議員。

○８番（大石 巖議員） ８番、大石です。

アンケート結果については、そうした意見交換の中でいろんなたくさん意見が出たということではありますけれども、このアンケート結果について、総合教育会議での議論もあるんですが、それこそ学校の現場、教職員の中でこうした結果について内容が議論されているのかどうか、現場での議論はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

こういったアンケートに限らないんですが、本町の教育委員会では、月１回定期的に校長研修会というのを開催しておりまして、４小・中学校の校長、教育委員会で情報共有であったりテーマを決めて協議を行っています。当然、このアンケート結果についてはそういうところでも報告をして、意見を交わします。

それが学校のほうに下りてくるというような形になろうかと思いますが、それ以外にも、ＴＣＰトリビンスプラン実施委員会というのも開催しておりまして、これは教育委員会と各学校の校長また主幹教諭、教諭主任も参加して、同じように、特にこれはＴＣＰトリビンスプランに特化した委員会になるんですが、そこでも当然こういったアンケート結果は出しまして協議を進めると。学校からそういったものが各教員のところに下りてくるというようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ８番、大石議員。

○８番（大石 巖議員） ８番、大石です。

こうした町の総合教育会議、あるいは校長先生も含めたそうした話の中では、前からもそうした意見交換はされているという話は伺ってはいるんですが、各学校の先生方の間、教職

員の中でそうした議論がどういうふうに行われているのか、その点についてはもう少し具体的にお話をいただきたいと思いますが、それから、そうした中で現場としてどういう課題が出されているのかについても伺いたいたのですがどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

学校の中でどのような議論されているかということですが、一般的であります、働き方とか授業の改善とかいろんな要素も含まれるんですけども、当然のことながら人事評価制度というものを学校やっております、管理職と年3回それぞれの教諭が面談をしている、その中で1年間の目標や進捗状況、課題や悩みとかそういったものを話し合いはされるかと思います。また、管理者が業務改善に係る内容、学級の意見を明確にして当然職員会議等でも共有しているというようなものもございます。

最近でも一番大きいのは、情報共有ということで、ICTに関わる場所ですけども、全教職員チャットスペースというのがやはり大きいかと。これはいろんなチャットスペースつくることができるんですけども、学校内もありますし、町内の小・中学校、教育委員会とつながることもチャットによってはあります、分野ごとにそういったチャットをつけてその中でいろんな議論が教員同士でもされるというようなところが今構築されていますので、個々がそれぞれ意見を出し合うか、共有する場というのは整備されてきているのではないかなというふうに思います。

そこからどんな課題がというところですが、先ほど申し上げましたアンケートでも、賛否両論の意見ございます。その中でそういった課題というところで、ちょっといろんな方向性があるものですが、校務支援というところの環境整備では、肯定的な意見としてはやっぱり今町が進めている環境整備及び人的配置というのは非常にありがたいという意見もありました。

また、配信ツールとしてツムギノというのも、今、きずなネットということで保護者に配信しているものがあるんですが、来年度からこのツムギノに一本化するわけなんですけれども、まだこれからというところで、ちょっとこれが使いづらいという正直な意見もあったんですが、それはまだこれから改良していきたいようなところ、あと、いろんなものがあるんですが、例えば魅力ある授業づくりのための支援というところであれば、全教職員研修会であったりいろんな機会を今考えているんですけども、定期的に学ぶ機会が取得できていると。あと、今申し上げましたがチャット等による情報交換がすごい有効であるという肯定的な意見。ただ、一方やっぱり学力調査結果を見ると、今やっている施策というのはどうなのという正直な疑問点、そういった疑問を上げる声も正直あります。

そういったように、いろんなところで賛否両論の意見をいただいていますので、課題としてはそこから出てきている意見から教育委員会としてどう把握していくかということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

確かに、皆さんからのアンケートも大事ですけども、やっぱり現場でそうした議論が大事、それからその中で出された現状の中での課題ということで、どういうふうに行政が捉え

て、それを解決する方策を皆さんでまた議論していくということが大事なというふうに私は思います。

話は先ほどの平均正答率の関係で、話戻しますが、算数や数学で見ますと、やはり小学校6年生、中学3年生ということが対象になりますけれども、平均のできるグループ、それから平均よりもちょっと劣るグループというふうに山が2つあると前に説明を受けたんです。プランの中では県の平均以上ということにありますけれども、要するに平均まで至らない子供たちの底上げといえますか、それをどういうふうにするのかということがやっぱり課題じゃないかなというふうに思っているんですが、そうした底上げといえますか引き上げるためのそうした対応について、現場も含めてどういうふうな今対策を立てているのか伺いたいんですが。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員おっしゃれますとおり、年度によって多少の違いはあれど、例えば令和7年度の調査結果からはやはり分布が下位層のところに全国県下に比較するとちょっと飛び出しているという傾向がございますので、これはそうですね、国語でも算数でも見られる傾向になるんですが、そこを平均というのは本当に難しいんですよ。ただ、底上げを図るというのは必要、一人一人を見取るという意味では底上げを図ることに関わらず必要になってくる。

底上げ、その学力をつける、今先ほど弱みとしても申し上げましたけれども、やっぱり今当町に足りないのはICTを進める中で、それはそれで必要なことでありますけれども、やはり基礎的、基本的なところが弱いんじゃないかという傾向が見て取れましたので、これを上げるためにはいろんな方法があろうかと思います。授業のやり方やそういったいろんなところを変えていかなきゃいけないというのはあるんですけども、その一つとして、来年度から導入を予定しておりますAI型デジタルドリルになります。

これが、底上げを図るのに非常に有効ではないかということで、今導入を予定させていただいているんですけども、実はこれ導入を前に試験的に学校でやったという、ちょっと試したというような実績がございます。その結果、1か月ぐらいの間でしたけれども、事前と事後で比較して検証したんですけども、70%小・中ともに70%向上してやはり底上げがすごく顕著に見られた、そのデータだけなんですけれども、そういったことも得られているということから、そのAI型デジタルドリルにすごく期待をしているというかそれを導入することによって、そういう底上げ効果が期待できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

また、後でデジタル化の話をしようかと思っていたんですが、今話に出ましたAI型のデジタルドリルですか、それは具体的に私ちょっとそういう点ではあまり精通はしていませんので、具体的に子供たちにそうしたやはり有効になる手段として今話されましたけれども、実際どういうふうなことで利用されるのか、ちょっと内容についてお話をいただけますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

先日全員協議会の中でもちょっと触れさせていただきましたが、このA I型デジタルドリルというのは、一人一人に合ったドリルというんですかね。今までは紙のドリルという、みんな同じものをばっとやって、それが仮にデジタル化になってもみんな同じように一様にデジタルのドリルをとというようなイメージが、今度のA I型ドリルは、それを最初解くと、人によってできる子もいればできない子もいる、そのできない子も間違える原因が幾つかある、それをA Iが瞬時にここが違っているここが間違っているといって、そこから派生していくわけなんです。間違いを追っていったら、それが例えば5年生の子がそれをやったときにできないと、その根本が4年生、3年生にあるとすれば、もう3年生まで戻ってそこからとことんまた積み上げていくというような作業をしますので、確実に学力が上がる。ただ、やらなきゃ意味がありませんので、これをどういうふうに活用していくかというのは、これからもっと詳細に詰めていかなければいけないんですが、学校の中でも例えば朝学習でやったり、授業の単元テストで使ったり、また家庭学習でも使えますので、そういうところ複合的に使ってこれを有効に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石君。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

では、質問の中で時間外勤務時間の問題について伺いましたけれども、時間外については当初の時間よりも大分減っているということでの実態についてはお話をいただきましたが、一つ私疑問に思ったのが、当初のプランの中には時間外勤務月平均40時間というふうになっているんです。で、今のプランはこれは令和6年からのプランということで中身が変わっているんですが、その中では時間外勤務45時間以内ということで、当初40時間、まあ45時間以内ということで指標の目的が後退しているというふうにこの数字から見れば思うんですけれども、先ほどの教育長の答弁の中では、時間外は時間的には大分減っていますよというお話なんです。この45時間ということになった背景とか、実際にそうした目標にするしかなかったような状況、そうしたことがあるんでしょうか。その背景をちょっと教えていただきたいと思うんですがどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員ご質問の教職員の時間外勤務が当初40から45に後退したかというお話でございますが、平成29年2月23日に総合教育会議が開催されまして、その中でこのT C Pトリビンスプランというのが資料として提示されてこれで進んでいるというわけになります。

で、この資料の中を見ますと議員おっしゃいますとおり40時間という数字が出てくるわけなんです。これは、小学校のそれまでの授業の在り方が、6時間目5時間目があつたりというの、当町では4時間目をつくろうという中で進めたものになります。それを入れたときに、当時はそれをやることによって小学校では1週間当たり時間外勤務が7.5時間に抑えられるんじゃないかという試算をしております、当時。でそれを単純に4、4.5掛けると30時間ちょっとになるんですが、そこでプラスアルファを見て当時の目標として40時間というふうに考えたものと思われまして、というか当時そのように設定しました。

ただ、これは小学校でございまして、中学校も同様に試算しているんですが、中学校はやはり部活動とかもございまして、中学校においては週の時間外を9.5に抑えられるんでは

ないかということでやっております。そうしますと小学校よりはやっぱり時間増えまして、9.5時間に4週掛けますと38時間ですがそこからプラスアルファで中学校では60時間というふうに設定してますので、当時は、小学校は40時間以内、中学校は60時間以内というふうに設定したことになります。

このように始まったわけなんですけれども、改正プラン令和6年これは令和6年3月26日の総合教育会議のところで決まったことになる、で出たことになるんですけれども、そのときは、当時国のほうからこれに伴うガイドラインが示されまして、町では令和4年4月25日に吉田町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則というのを設定してございます。

その中に、この月の時間外勤務をうたっております、それが45時間というふうにしていましたので、そこから令和6年の改正プランからは時間外勤務時間の月平均45時間以内を指標とするというふうに決定したというような流れになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 山田教育長。

○教育長（山田泰巳） ちょっと補足をさせてください。

29年当時の会議の中で、今課長が話をしたように実態の数値から40時間という一つの目安を出しました。その当時は、ほかに指標とするその数字という根拠がありませんでした。町の実態の中から40という数字を出してきたというのが経緯です。

ところが、平成31年1月25日付で文部科学省のほうガイドラインを示しています。そのガイドラインの中で、今指標としているこの45時間を超えないというものが示されました。それを受けて、令和2年10月に町のほうでも方針を示しました。この国のガイドラインを受けて、市町のほうが方針を示さなくてはいけないというようなことが示されていたので、令和2年10月に町としての上限に関する方針を示しました。そこで45時間以内というものを国に従って出していると。それ以後TCPTリビンスプランのほうでも目標数値としては45時間以内というような形で出しているというのが経緯でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

教育現場といいますか、先生方の多忙化ということで今大変新聞等でも問題視されていますし、それが教員不足とかやっぱり子供たちに対する教えの問題、いろいろ問題が発生しているんじゃないかということでの報道もされています。ただ、一つこの時間外勤務の問題について言いますと、前には学校の中の資料とかあるいは宿題の整理とか、そういうものは家に持って帰ってはいけませんよと、学校の中で全部やって学校の外へ持ち出し禁止ということで伺っているんですが、今パソコンとかUSBとかいろいろそういう点では先生方の中でそうした持ち帰って家でも続きをやっている状況があるんじゃないかなと。勤務時間が実際には減ったとしても先生方のそうした実質的にはあまり減っていないんじゃないかなという気がするんですが、その実態はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

教職員の家庭へ持ち帰っての仕事というところであるんですが、やはり今個人情報保護という観点から、セキュリティの観点からいったら持ち帰り業務は原則禁止でございます。ただ、やむを得ない場合、どうしてもそうしなきゃいけないというときは、校長先生の許可

を得た上で持ち帰りは一応可能というふうにはしているんですけども、あってもごく少数でほばないような状況でございます。というのは児童・生徒も今パソコンを家に持ち帰って、家で学習できます、時間設定ございますけれども。同じように教員もU S Bとかそういうのを持ち帰らずにロケーションフリーというんですが、クラウド上で全部今管理、ちゃんとした管理の中でやっていますので、家で自分のパソコンで見る、業務をするというのは可能でございますので、そういったことから、そういったU S Bとか紙を持ち帰るといのはほばほばないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

そうした教育現場とそれからやっぱり家庭等はしっかりと仕事の関係では区切りをつけて、家に帰ったら家庭の中で自分の時間をつくるということが大事ななと思うんですが、そのクラウド環境の整備となると、そうした区分けがなかなか難しくなってくるんじゃないかなと。やはり、先生たちの疲弊の状態というののもかなりあるというふうに報道ではされていますけれども、実際、吉田町の場合先生方の不足というか、教員不足というふうに言われておりますけれども実態はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

学校における教員不足という件でございますが、最近でも新聞等で報道されましたが、やはり全国的県でも教員不足が懸念されているという中で、中には担任もつけられないような可能性もあるような報道もありましたけれども、当町の状況を申し上げますと、直近のところで令和7年度ですが、教職員の配置というのは学級編制基準、クラスの数とかそういったもので自動的に決定する最低限必要な人数というのがあります。よく「基配」と言うようなんですけども「基配」と言う。それとは別に特定の課題や目的のためにプラスアルファで増員されるのは「加配」というふうに言って県のほうから割当てられる、その「基配」「加配」を足したものがその学校に必要な人数ということで、人数としては出てくるんですけども、結論を申し上げますと令和7年度はこの必要人員に対してはほぼ不足はございません。一部吉田中学校でその「加配」のほうでちょっと1人、なかなか人材が見つからなくて1人欠員というのがございましたけれども、必要人数に対してはほぼ不足ないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

先生方が定員通りと言いますか、しっかりと配置をされているということについては、それが一番の安心だなというふうには思うんですが、ただ町の予算の中で、補助指導員とかそれからそうした事務の方も配置をされるという予算でもありますけれども、そうしたことで、学校の中の事務が先生方に負担を強いるということの軽減というのは実際問題進んでいるのかどうか、要するに事務改善と言いますかそうした点についてはどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

T C P トリビンスプランの教職員が授業等に専念できる環境づくりの中の校務支援のための環境整備ということで、学校事務員の配置であったり学校用務員、学校司書の配置ということで掲げております。これに基づいて、町では現在も一般事務員、教員補助員、学校司書、校務アシスタントというのを各学校に配置して、教職員を支援するような体制づくりに努めているというようなところでございます。

その中でも、先ほども申し上げましたが時間外労働時間は減っているという現状はございますけれども、まだ目標には遠いというところもありますし、中には本当に80時間とかという職員も一定数いらっしゃると思いますので、そういった課題もあるという中で、こういうのを引き続き続けながら、そういったのがどういうふうに改善されるかというのを検討する必要があるんじゃないかというふうに考えてございます。

そんな中で、今それは当町に限らず全国的な問題ということで、今国のほうでは業務量管理健康確保措置実施計画、これを来年度から各自治体で義務づけるように今なっております、当町でも今年度中にそれが策定できるように進めているというところではありますが、その中で、そういったところもどうやったら改善していけるのかというようなところも盛り込んでおりますので、そういうのも含めて今後その改善を図っていききたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

確かに、現場のほうでそうした先生方が本当に子供たちと向き合う状態を、そういう時間が取れるような状況をしっかりと確保する必要があるのかなというふうに思いますが、話は変わりますが、最近、第8回日本 I C T 教育アワード、それで優秀賞を受賞したということですが、私詳しい中身分からないんですが、その教育アワードで優秀賞というのは何が評価をされたのか伺いたいんですがどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

先日2月3日表彰式が行われたということで、第8回日本 I C T 教育アワードですが、これにつきましては、ホームページ、L I N E 等また広報でも周知のほうをさせていただいているところでございますが、概要を簡単に申し上げますと、これは全国 I C T 教育首長協議会というところが主催するもので、後援としまして文部科学省、総務省、経済産業省、デジタル庁が入っております。

これは地域創生や学校活性化に貢献した優れた I C T 活用事例を表彰するというものになりまして、今年度が8回目というところになるんですが、当町は初めて応募しました、今年度。ただその結果、幾つかある賞の中で全国 I C T 教育首長協議会優秀賞というのをいただいたわけなんですけれども、当町は、テーマとして「全教職員で創る学びの D X と共創の文化」というようなテーマで応募のほうさせていただきました。

内容としましては全校種、これは校種というのは小学校中学校ということですが、全部立場を超えて教職員が学び合う継続的な研修体制の構築、全教職員研修会とかそういったものになります。また先ほど来ずっと申し上げていましたが、チャット等のクラウドツールを活用した日常的な対話と情報共有の仕組み、学びを町全体で循環させる仕組みづくり、そうし

た教師の学びの姿が子供たちの学びは自分のものという理解の浸透、要はＩＣＴを単なる手段でなく学びの文化として根づかせようとしていることが評価されたものではないかというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ８番、大石議員。

○８番（大石 巖議員） ８番、大石です。

先ほども先生の多忙ということで話を出しましたけれども、子供たちと先生がじっくり向き合う時間というのをやっぱりしっかりと確保するというのも大事なかなと思うんですけども、デジタル化で、直接的に触れ合うという機会が薄くなっているんじゃないかなというふうに自分は感じているんですが、こうした時間を取って子供たちと向き合うというその点について、具体的に学校の中で先生方そうした時間をどういうふうに確保するかということ、何かそういう策というものはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

策というものは教育委員会としてこうしなさいというのはないんですが、それぞれの学校の中で工夫しながらやっていただいているのかなというふうに思います。

教育長答弁の中にもありましたが、今までの授業は教師が前に立って黒板にばーというふうに授業するのがあれですが、今はパソコンはあくまでも手段として使っているわけで、そういった中で机の間を回るようにしていますので、個々の見取りですね、そういったことから１人ずつと触れ合う時間というのはできているのではないかなというふうに思います。ＩＣＴと言うと、そういったものが阻害になるようなイメージありますけれども、決してそんなことはなくて、それを効果的に使うことによって当然時間も生み出されます、そういった中で机の間を回ったり、授業だけではなくて休み時間とか放課後、そこはもうＩＣＴとか離れたところになりますので、それは今までどおり個々の児童・生徒と触れ合うというのは各学校でも進めていることではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ８番、大石議員。

○８番（大石 巖議員） ８番、大石です。

町の総合計画の中では、学校教育の目指す状態ということで「一人一人の個性を伸ばす学校教育環境が充実した町」というふうにうたっています。教育現場の先生方やあるいは保護者の皆さんからいろんな御意見をいただいているわけですが、私たちのような年代になりますと、どうもＩＣＴという直接的に関連が薄いといいますか、なじみがあんまりないわけですが、そうした例えば漢字の覚え方、覚えが小学生デジタル化でなかなか覚えができるのかなという心配や、それからそのための筆圧がどうなのかという、自分たちは１日１ページ書いてこいとかあったんですけども、そうした心配の声をよくいただいております。

子供たちが元気に学んで、教職員や保護者の皆さんの声が学校、教育現場に届くということが大事なかなというふうに思っていますので、より、そうした点で子供たちそれから先生方、学校、教職員皆さんが元気にできるようにぜひまた努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、８番、大石 巖議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。
再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 25分

- 議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は10名です。
引き続き一般質問を行います。
-

◇ 大 石 裕 之 議 員

- 議長（増田剛士議員） 3番、大石裕之議員。
〔3番 大石裕之議員登壇〕
○3番（大石裕之議員） 3番、大石裕之です。

通告に従いまして、町長の施政方針について質問をさせていただきます。

昨年9月5日の竜巻の被害を筆頭に、近年頻繁に発生する自然災害への対応や対策、物価高騰による町民生活への支援、産業振興、インフラ、福祉、子育て、教育など様々な課題の対応を迫られる中で、令和8年度の方針が示されました。

今年度の過去最高額であった149億4,900万円の当初予算案を上回る過去最高額の歳入歳出総額149億8,500万円の令和8年度一般会計当初予算案を編成され、本定例会に議案提出されました。令和8年度並びにこれからの当町において大変重要な予算であり、施政方針でもあります。

そこで、その施政方針について以下の点について質問をいたします。

(1)「TOUKAI-0+」について。令和8年度以降「TOUKAI-0」の耐震化だけでなく被害を軽減する減災化についても支援することとなり、新たに屋根の耐風診断や補強工事などを補助メニューに加えるもので、名称を「TOUKAI-0+」として事業を実施していくとのことですが、新たな補助メニューの詳細と周知方法及び事業の達成目標をお聞かせください。

(2)統合型ウェブ版ハザードマップについて。紙媒体から統合型ウェブ版ハザードマップの作成を行っていくとのことですが、この統合型ウェブ版ハザードマップをどのように使っていくことを想定しているのか。また、最大の効果はどこにあるのか詳細をお尋ねいたします。

(3)交通安全対策事業について。吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、学校や警察、道路管理者などによる合同点検を実施し、迅速に必要な対策を講じることとのことですが、これまでも毎年点検を行っているかと認識しています。これまでの成果と今後の課題をお尋ねいたします。

(4)東名吉田インター周辺整備について。このバスターミナルはシーガーデンシティ構想

の町の玄関口との位置づけで、人流創出に向けた重要な交通結節点となるとのことですが、このバスターミナルが吉田町の産業に与える効果や町民の生活に与える利点などには何か、完成後に描く将来構想をお尋ねいたします。

(5) ふるさと納税事業について。本年度の寄附額がこれまで最も額の多かった令和6年度の同時期と比較すると約23%増加しているとのこと、年間の寄附最高額を更新しそうであるというのはとても喜ばしいことです。これまでの努力の成果であると結果であると思います。そのような成果の中、町の産業への効果とその裾野を今以上に広げてほしいと考えていますがその取組をお尋ねいたします。

(6) エネルギー、食料品価格等の物価高騰対策について。吉田町商工会が実施する第8弾のプレミアム付商品券を発行する事業に対し、商工業振興事業費補助金を交付するとのことですが、毎回多くの方が購入をしてまた利用することで生活者と事業者が効果を実感し、町民の多くが楽しみにしている事業だと思います。そこでお尋ねいたしますが、これまで商品券を紙ベースでのみ扱ってきていますがその理由はどこにありますか。紙ベースと電子マネーとの併用はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

(7) 町内を走る新しい交通オンデマンド型乗合タクシー、ぎゅっとカーについて。令和5年10月からの実証運行を経て令和8年度から本格運行を始めるとのことですが、これまでの様々な努力の結果、やっとの思いで本格運行にたどり着いたと感じています。特に少子高齢化社会を迎えている今、地域の足としてぎゅっとカーは必要だと考えます。そして、今後はぎゅっとカーをしっかりと維持していくことが重要となります。そのためには、町民と共にぎゅっとカーを育てていかななくてはなりません。そこで、今後の本格運行に当たり、どのような取組を考えているのか、将来性をどう捉えているのか伺います。

(8) 高齢者補聴器購入助成事業について。聞こえの改善を通じた社会参加の促進を目的としている高齢者補聴器購入助成事業ですが、この事業を行うこととした背景と取組み、期待する効果について伺います。

(9) 吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランについて。平成29年から吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランがスタートし、その中で子供たちへ1人1台端末を用意し、教室の環境も整え、I C T教育に力を入れてきました。今ではI C TからA Iへと進化し私たちの生活の中にも人工知能が浸透しつつあります。令和8年度新たにA I型デジタルドリルを導入し、またリーディングD Xスクール事業の後継授業として生成A Iパイロット校事業を展開するとのこと。しかしながら海外では子供たちのスマホやタブレット端末の使用禁止を決めたという報道も散見されます。例えば、デジタル先進国と言われているスウェーデンでも子供の読解力の低下などを理由にタブレット教育を廃止したなどの報道がなされました。しかしこれらをよく調べてみると、完全に廃止や禁止ということではなく一定の制限をかけたということだと理解していますが、それでも、そのような措置を講じている国が増えてきていることも事実です。子供たちのタブレット使用の是非についてどのように考えるのか、またその点について今後の取組を伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（増田剛士議員） それでは答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦） 本定例会で申し上げました施政方針についてのご質問のうち、1点目の「TOUKAI-0+」における新たな補助メニューの詳細、周知方法、事業の達成目標はについてお答えいたします。

本町では、来年度からこれまでの家屋の耐震補強に加え風害などの被害を軽減させる減災化の補助事業を新たに二つ追加し、住宅の耐震化と減災化を両輪で展開してまいります。

まず、新たな事業の一つは、屋根の耐風診断と補強工事でございます。これは瓦屋根の建物を対象としまして、令和4年1月に改正された建築基準法の告知基準に沿った診断や、瓦の固定などの補強を行う事業でございます。

もう一つは、屋根材の軽量化と外壁に外付けブレースを設置し住宅外部の補強を行う事業でございます。

災害から生命を守ることに主眼を置き、耐震化や減災化に取り組む世帯を支援することにより、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅がおおむね解消されることを目標に事業を進めてまいります。

なお、本事業につきましては、広報よしだや町ホームページなどへの掲載のほか、例年行っております県や建築士会と連携した戸別訪問により周知してまいります。

次に、2点目の統合型ウェブ版ハザードマップの使い方と最大の効果はについてお答えいたします。

統合型ウェブ版ハザードマップは、国土地理院のウェブ地図に洪水、津波などのハザード情報を重ねて表示するものでございまして、浸水深や避難場所、避難施設など必要な情報を選択して確認することが可能となるだけではなく、住所検索や縮尺変更もでき知りたい場所のより詳細な情報を取得することが可能となります。

また、掲載情報の更新があった場合には、紙媒体に比べ修正に係る時間と費用を抑えることが可能となり、さらには、多言語対応や拡大機能などを導入することにより外国人や高齢者に対して分かりやすい情報提供が可能となります。

スマートフォンなどで気軽にハザードマップを利用できるようになりますので、平時から自宅などの浸水深や避難場所の把握ができるほか、自主防災会や学校などにおける防災訓練や防災教育など、多くの場面で活用していただけるものと期待をしております。

統合型ウェブ版ハザードマップは様々な機能があり、利用する人によって最大の効果は異なるとは思いますが、知りたい場所のより詳細な情報を確認できるようになることと、最新の情報を随時掲載できることが特に大きな効果であると考えております。

次に、3点目の交通安全プログラムに基づく点検の成果と今後の課題はについてお答えをいたします。

町では、令和3年7月に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムを策定し、子供の移動経路における危険箇所の把握や合同点検、対策を継続的に実施することといたしました。

令和3年度から本年度までの間に、学校などから報告がありました45か所の危険箇所について合同点検を実施し、うち44か所の対策を完了しておりますことから、子供の移動経路における安全確保に寄与しているものと考えております。

こうした取組により、近年は学校などからの危険箇所の報告件数も減少傾向にありますが、子供を取り巻く交通環境は日々変化しておりますので、引き続き子供の身体、生命を守るた

めの対策を講じてまいります。

次に、4点目のバスターミナルが本町の産業や町民生活に与える効果や利点と将来構想はについてお答えいたします。

バスターミナルは、シーガーデンシティ構想における町の玄関口として人の流れを促進するとともに、新たなにぎわい創出の核となる施設であり、産業や町民生活に大きな影響を与える施設になるものと考えております。

まず、産業につきましては、第4次吉田町国土利用計画において、バスターミナル整備予定地を中心に、西側を住宅集積検討ゾーン、幹線道路沿線は沿道商業誘導ゾーン、大幡川東側を工業集積促進ゾーンとしてゾーニングをしておりますことから、バスターミナルによるにぎわい創出と交通利便性向上の相乗効果といたしまして、新たな商業施設の立地と工業集積が進み、産業の活性化につながるものと期待をしております。

また、町民の皆様の生活につきましては、現在近接しながらもそれぞれの路線ごとに設置されているバス停留所を1か所に集中させ、待合所や送迎レーンを設置することにより、公共交通の利便性の向上が図られるものと考えております。

このように、バスターミナルの整備により公共交通の利便性向上と産業の活性化が実現し、そこに人が住みたいと感じ、人が住むことによってさらなるにぎわいが生まれることを期待しております。

次に、5点目のふるさと納税事業における町の産業への効果とその裾野を広げる取組はについてお答えいたします。

本年度、寄附額を伸ばすことができた要因といたしましては、事業者などと連携した取組と情報発信の強化が大きかったものと感じております。

具体的な取組としましては、事業者との連携により寄附者のニーズが高い定期便サービスに取り組んだことで、リピーターの取り込みに成功いたしました。また、ポータルサイトを新たに9つ追加し、掲載画像の見直しや効果的なウェブ広告などの情報発信を進め、寄附額の増加に成果を上げてまいりました。議員御質問の裾野を広げる取組につきましては、やはりこの二つの取組を中心に進めていきたいと考えております。

来年度におきましては、事業者などと連携をし、寄附者のニーズに沿った新たな返礼品の開発に取り組み、またプロモーション事業としてインフルエンサーを通して特産品を含めた魅力ある食材を全国に情報発信していきますので、この取組をふるさと納税の増加にも結びつけていけるよう検討してまいります。

今後も、全国に向けて町の魅力を積極的に発信をし、ふるさと納税事業を通じて町内産業のさらなる活性化と振興を図ってまいります。

次に、6点目のプレミアム付商品券を紙ベースで発行している理由と紙ベースと電子マネーの併用はについてお答えいたします。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、実施主体の吉田町商工会から商品券のデジタル化について事業実施の都度検討しているものと伺っております。

商工会といたしましては、デジタル化した商品券に対応できない店舗が枠組みから外れ、商品券を利用できる店舗が減ってしまうことや、多くの方に商品券を使用していただくためには、若者世帯から高齢者世帯までが手軽に扱うことができる方法が最適であるという判断から紙ベースで発行しているとのことでございまして、第8弾につきましても、同様の理由

から紙ベースで商品券を発行する予定であることを確認しております。

また、紙ベースと電子マネーの併用につきましては、技術的な観点からは可能であると考えておりますが、商工会におきましては店舗によって利用方法が異なると、利用者の混乱を招く恐れがあることや、販売や換金についてもデジタル化に慣れていない事業者が多く、現時点では併用に踏み切れないと判断したものと伺っております。

町といたしましては、昨年度、商工会と共同で策定いたしました経営発達支援計画におきまして、事業者のDX化の推進について定めておりますことから、商品券のデジタル化に事業者が対応できるような体制づくりに協力をしてまいりたいと考えております。

次に、7点目のぎゅっとカーの本格運行に伴い考えている取組と将来性についてはお答えをいたします。

本町では、路線バスの補完と誰もが気軽に出かけられる移動手段の確保を目的とし、令和5年10月からオンデマンド型乗り合いタクシー、ぎゅっとカーよしだの実証運行を行ってまいりました。

実証運行では、会員登録者への無料クーポンの配布や回数券の導入、バス定期券保有者への乗り継ぎ割引や子ども特別便などのほか、ニーズに応じた停留所の設置やインターネット予約など様々な取組を行ってまいりました。

こうした実証運行の成果や皆様の御意見などを総合的に判断し、本格運行に移行していくわけですが、引き続き、停留所や運行時間の見直しなど細かな移動ニーズに対応してまいります。

また、高齢者の乗り降りなどを手助けする乗降補助員の配置や子育て世帯の負担軽減策の取組など、自家用車を使用しなくても暮らせる町となるよう、生活の質の向上につながる取組を検討してまいります。

自家用車で移動する割合が高い本町におきまして、交通弱者であっても、自家用車に頼らずとも移動環境が享受できる町、すなわちだれもが気兼ねなくおでかけできる町を目指してまいります。

次に、8点目の高齢者補聴器購入助成事業に取り組む背景と期待する効果についてはお答えいたします。

本事業に取り組む背景につきましては、令和7年第4回定例会の大石 巖議員からの一般質問でもお答えいたしましたとおり、高齢者の補聴器の装着は、難聴による生活上の不便を軽減し、円滑なコミュニケーションを支援する有効な手段であり、適切な補聴器使用が社会参加の促進や認知機能の低下予防に一定の効果が示されておりますことから、町ではこの事業の実施を検討してきたところでございます。

現在予定している事業内容につきましては、耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を必要と認めた65歳以上の方を対象に、上限3万円の助成を行う予定でございます。

また、この補聴器購入助成事業だけではなく、フレイル予防の取組といたしまして高齢者の難聴に対する知識の普及啓発も併せて行う予定でございます。

この事業により、高齢者が自らの聞えに気づき、早期に相談、受診するなど適切な対応をすることにより、社会参加を促進し、介護予防や認知機能低下の防止など健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

続きまして、9点目の子供たちのタブレット使用の是非についてどのように考えるのか、

また今後の取組はの御質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（増田剛士議員） 山田教育長。

〔教育長 山田泰巳登壇〕

○教育長（山田泰巳） それでは、子供たちのタブレット使用の是非についてどのように考えるのか、また今後の取組はについてお答えいたします。

本町におきましては、国のGIGAスクール構想の趣旨に基づき、子供たちが豊かな創造性を備え、変化の激しいこれからの時代をたくましく、しなやかに生きていく力を育むために、ICT環境の整備を強力に推進してまいりました。

1人1台の学習者用コンピューターの普及は、コンピューターの活用自体が目的ではなく、コンピューターを一つの段として授業改善を図り、個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じた主体的・対話的で深い学びの充実を図ることが目的となります。

議員御指摘のとおり、海外の一部では低年齢層を中心に紙の教科書への回帰やデジタル利用の制限といった動きがあり、ICT活用による児童・生徒への健康面への影響や、手書きによる思考プロセスの重要性といった課題があることも承知しております。

しかしながら、国内の調査では、適切なICT活用が読解力の向上に寄与しているという結果も示されており、DX化の流れを止めることは現実的ではございません。これからの時代には、デジタルとアナログのそれぞれの長所を適切に組み合わせるハイブリットな学びの構築こそが必要であると考えます。

今後の取組といたしましては、来年度から新たに導入する予定のAI型デジタルドリルの活用により、児童・生徒一人一人の習熟度をAIが分析し、最適な問題を提供することで、基礎学力の確実な定着を図ってまいります。

また、生成AIの活用につきましても、文部科学省の最新のガイドラインに沿いつつ、情報モラルや情報リテラシーを含む情報活用能力を育成することで、教育DXをさらに充実してまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

御答弁ありがとうございました。何分質問の数が多いので、再質問全部やっていると時間がなくなるということで、項目チョイスしてやらしていただきたいと思います。ただ時間見ながらやるので、これ終わって順番にじゃなくて前後するかもしれませんが、そこだけ御容赦いただきたいというように思います。

まず、交通安全対策事業についてお聞きしたいと思いますが、町内数年前から信号機等が減らされているという現状がございます。全国的に、信号機の数減らそうということで、静岡県警でも2024年度に6,827か所の信号機の3%に当たる200か所の削減を2028年度までに実施したいというような計画になっているようですが、御案内のとおり町内でも既に複数の信号機がなくなっているという状況であります。

もちろん通学路に影響のある信号機というのは簡単になくなるような話ではないとは思いますが、ただ、これからもまだ信号機多分撤去していかなくやいけないという状況の中で、このプログラムと信号機の撤去に対する取組との関係性というか、そういった部分での議論

というのは何かあるんでしょうか、取組として。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

信号機の撤去のほうの関係と当プログラムとの関係性ということになるんですけれども、直接的な関係がここのところにあるというわけではございません。ただ、信号機のほう撤去されるということになれば、もちろん学校の関係者であるとか地元の町内会とか、そちらのほうとも話し合いをして、実際にそれがなくなった場合でも対応ができるのかというところは他の場面で話し合いをしているという形になるものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

ありがとうございます。そういう形で丁寧にやっていただきたいと思うのが一つと、あこのプログラムで、これには県土木とか牧之原警察署、県警ですよ、人たちも参加しているプログラムだと思いますが、ここであんまりそういう数もなくなってきたという話ではありますが、それでもまだ日々環境が変わっていく中で問題のある箇所というのは出てくる可能性あると思うんですけれども、そういった場合に、町でもそうだし、県のほうでもそうなんですけれども、ある意味優先的に予算がつくというような状況にあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

予算が優先的につくかというようにお話でございますけれども、まずこちらの対策につきましては、合同点検のほうをまずさせていただきまして、その中で危険箇所の実際にやらなければならないところの洗い出しをしています。で、そのものが実際にどのような対策をしているかというようにところになってくるところがあるんですけれども、その対策内容によっては予算を早期につけて緊急的な対策をしなければならないというようなものであれば、予算措置をさせていただいて対応すると。現計予算の中で対応できるものにつきましては、このプログラムの終わった後、合同点検の後に町のほうでもそれ用の予算を確保しておりますので、その中で対応するというような形を取っているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

ありがとうございます。町についてはそういう対応ができるということであれなんです、分らないかもしれませんが、県のほう、一応県も出ているもので、県のほうなんかそういう問題があれば比較的優先的に対応してくれるようなことになるかどうか分かれば教えてください。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

今までの状況というように形にはなるんですけれども、静岡県土木事務所が実際にはやっていただきますけれども、そこにつきましても、こういうところの箇所で上がったものにつきましては早急に対応していただくというような形で現在動いていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） ありがとうございます。ぜひ、子供たちの危険箇所は除去していかなくちゃいけないと思いますので、ぜひ協力してやっていただきたいなと思います。

次に、(4)の東名吉田インターチェンジ周辺整備についてお尋ねをいたします。

将来構想的なことも御答弁いただいておりますが、ここで言われている交通結節点というのは具体的には何と何を指して構想されているのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（増田剛士議員） 石間智三郎企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この交通結節点ということでございますけれども、これは今路線バスであるとか、あとは東名バスでありますとか、近くにはあるんですけれどもそれぞれ停留所が別々にあるというところと、あと空港へ行くバスにつきましても初倉の吉田との境のところにあるというところで、近接はしているんですけれどもやはり利便性はよくないというところで、それを1か所にまとめることによって交通の結節点をつくって利便性の向上を図りたいというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） ありがとうございます。

当然ここにはぎゅっとカーも含まれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

ぎゅっとカーにつきましてはバスの乗り継ぎというところも主な目的になっておりますので、ぎゅっとカーの乗り入れもいたします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

ありがとうございます。ここが整備されれば、吉田町は残念ながら駅がない町でございますから、ないものねだりしていてもしょうがないのであれですけれども、吉田町の入り口、いろんな観光も含めて人の流れの入り口になるであろうというように考えております。そういった中で、整備する中で、施設が入れるようなそういったエリアみたいなものもあるのかな、あったような記憶があるんですけれども、ちょっと明確じゃないんですが、私はそういった中でやっぱり観光案内所的な役割を持ったものとか、交通アクセスなどの案内ができる場所とか、そういったのがそういったところにあると吉田町の入り口としていろんな意味を持つことができるのかなというように思っておりますが、それをどこが担うのか、観光協会をそういったところに置くのか、公社が担うのか、DMOみたいな中で、全体の中でそういったものを一つそこに持ってくるることができるのかというのもありますけれども、そういったものがあつたらいいなと思うんですが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

それこそバスターミナルにつきましては、待合所であるとかそういうものも整備いたしますので、その中で例えば観光パンフレットであるとか、観光案内、どのような形でそれを活用するかはまた今後の検討になりますけれども、そういう面でPRしていくというものもあります。

前に一度、構想図というか、お示しさせていただいたところもありますけれども、そこにはやはりにぎわいというものをやはりイベントも含めるような、そういう広場のところも用意いたしまして、にぎわいもその中で生み出していくというふうなことも、このバスターミナルの中では考えています。

将来的な中の活用につきましては、今後整備していく中で検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 大石です。ありがとうございます。

そういった場所があつて、コンピューターみたいなものを置いてとかパンフレットを置いて案内するという形も一つは考えられると思うんですけども、私はできればそこに人がいてほしいなと思っているんですよ。経費もかかることなもので簡単に言えないんですが、そこにいろんな人がそこからまた乗って出ていったり入ってきたりする中で、基本的にそんなに明るい場所でもないし、町の入り口としてそういったところで人がいて案内ができるそういった安心感。そこに人が例えばにぎわいをつくりたい、じゃそこで何かイベントをその横のほうでやろうと言ったときにも、そういったところが拠点としてしっかりあるといういろんな意味で使い勝手がよくなるんだろうというように感じて考えているんですけども、そういった視点からもぜひ人が少数でいいと思うんですけども、いるような形、ほかの事務所か何かをそこに持ってくるのかということもあると思うんですけども、そういったことをお考えいただけないかなというように思っているんですがいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

このバスターミナルにつきましては、当然管理というものが今後ついてきますので、その管理につきましてどこに管理を委託するかという話もありますけれども、そういう中では管理をする人をそこに設けて、人を置いて管理するということは当然考えていかなければいけないかなというふうには考えております。

あと、バスの結節点でもありますので、例えば今検討している例では、しずてつジャストラインがそこに拠点を設けてじゃそこで、先ほど言われた路線の案内であるとかそういうものも今後そのターミナルの中では検討もさせていただきたいなというふうに思っておりますので、そういうことで事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。ぜひ、そういったいろんな協力もいただいて、そういったいい形ができればいいなと思っておりますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

次に、6番のエネルギー、食料品価格等の物価高騰対策について質問をいたします。

プレミアム付商品券ということで、毎回好評を得ているということで私も毎回購入をさせていただいているところでございますが、なかなか紙ベースでしかないという状況が続いて、町民の一部からもやっぱりそういった声もいただいていたりはします。御答弁にもありましたように、商工会サイドがなかなか状況判断として紙ベースでやりたいよということだという御答弁でございました。

これ、町と商工会が協力して行っている事業だとは思いますが、そもそもこれ、商工会さん側がプレミアム商品券ぜひやりたいからやらしてくれという話だったのか、町側が商工会さんに、プレミアム商品券出したいからぜひ中心的にやってくれというようなお願いをしてやっている事業なのか、そこら辺どういうふうないきさつで今の現状があるのか教えてください。

○議長（増田剛士議員） 高塚進吾産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま議員から御質問のございました商工会主導、主導と言いますか要望があったかということで御質問がございましたけれども、こちらにつきましては、国の動き等を商工会さんのほうも把握をされておりまして、令和7年12月25日に町のほうにお越しいただきまして、吉田町商工会様のほうから、ぜひとも第8弾のプレミアム付商品券発行事業を行いたいというところです。

その中で、やはりそれにつきましてはまた補助のほうをお願いしたいという要望書のほうが提出されておりまして、そちらに基づきまして今回の交付金のほうとのそういった意義等を照らし合わせまして町のほうでそういった事業について補助金を出そうということになったものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます。8弾については、もともとの第1弾から遡ってみたときにはやっぱり商工会さん側からの働きかけが強かったということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今議員のおっしゃるとおり、商工会さんからの働きかけが大きかったというところがございます。要望書につきましてもずっとそういった形でいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます。商工会さん側が自らやりたいということで、それに町も対応したということで、形はいいと思うんですけども、そういった中で言うと、やはり商工業者の皆さんの将来も含めて、私は永続的にやっぱり商売をやっているっていただきたいというふうを考えている中で、電子マネーとかキャッシュレス決済に対しては遅かれ早かれどっかでやらなきゃいけないだろうというように思っておりますし、それがどうせやるなら早いほうがいいんだというふうに考えております。

そういった中で、特に商工会さん側からこれやりたいよという話があったということであ

れば、商工会さんに対してもぜひそういった方向で商店主の人たちに負担もおかけしてしまうところもあるのは承知しますが、持続的にやはり御商売をという意味で言うと、やはりそこは必要になることなんじゃないかなというように思いますから、そこにじゃどういう補助ができるのかとか、どういう手助けができるのかということも、また町も一緒になって考えていけばいいと思うんですけれども、やはりそういう方向性で、別に紙ベースをなくせと私言っているわけではなくて、紙ベースは紙ベースでももちろん高齢者の方々とか必要な方々いらっしゃると思いますから、それはそれで併用すればいいと思いますし、もう一方ではそういったキャッシュレスの部分もやっていく必要があると私は思うんですが、そこについてどのように現状お考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま議員から御質問ございました、デジタル化の必要性というところでございますが、当然町としましてデジタル化の波というものは今の時流と言いますか、そういったものについて当然行っていかなければいけないものを考えてございます。

先ほど答弁のほうにもありましており、経営発達支援計画というものがございまして、そちらの中でもそういったDX化、小規模事業者のDX化を進めていくというところの項目がございまして、こちらの計画につきましては町のほうも賛同して商工会さんと共につくっているような計画でございます。そういった中でも、今プレミアム付商品券事業の実施後に行ったアンケートがございまして、そちらのほうでは、まずそのアンケートの御解答いただいたところのみとなりますけれども、まだ半数以下がやっぱりデジタルの対応ができないという御解答がございました。

やはり、そういったことを踏まえますと、まずは発達支援計画の中にもございましており、小規模事業者の方もそういったデジタルの底上げというものが必要になってくるかと思われます。そういった中で、いろんなそういったデジタルの例えば講師を派遣したりとか、そういったことで支援を行いながら小規模事業者の皆様のデジタルの底上げを行いながら、当然先ほど議員おっしゃったように、必要なこととなりますので、タイミングを見計らった上で商工会さんとも協働しながらそういったものについては考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 御答弁ありがとうございます。

ぜひ前向きに商工会さんと議論を重ねていただきたいなというように思います。先々のことまで考えていくと、必要不可欠になるということは自明の理だと思いますので是非お願いをしたいと思います。

次に移ります。次に(7)のぎゅっとカーについて質問をさせていただきます。

これ本格運行が始まるということで、今まで苦労されてやられてきているのでよかったなというように思うところであります。私は将来的に考えたときにも、やはりぎゅっとカーというものは必要なものだというように考えております。そういった状況の中で、このぎゅっとカーも今の質問と同じように、キャッシュレス化がやっぱりできないのかなというところが同じように思いとしてはございます。

全協の同僚議員の質問に対する説明でもありましたので、あらかた話としては分かるんで

すが、ただ私がこの質問でも言っているように、これから本格運用する中で、町民と共にこのぎゅっとカーというものをやっぱり維持させていくのは大事だと思いますし、育てていくというスタンスだというふうに私は思っております。こういうのはなかなか金食い虫みたいになっちゃうものですから、なかなか維持というのが先々大変になることが全国的に見ているとそういう方向性のものが大変多いという中で、私はこういうのをしっかり育てていかなきゃいけないと思っております。

そういった中で、この間の町政連絡会で頂いた資料なんかも見ますと、やはり30代40代50代の方々、アンケート結果なんかを見てもぎゅっとカーを少なくとも利用したことある人とか知っている人とか、というのがやはり次に支える世代が間違いなくそこに来ているという状況の中で、その40代から50代の世代というのはそういうキャッシュレス化にむしろ慣れている世代でありますし、ちょっとした町内にぎゅっとカーで出かけるときに、現金だ、チケットだみたいな形では使い勝手がいいとは言えないというふうに思います。

そういった状況で、今後先々のことも考えていくと、当然キャッシュレス化も当たり前にする世代がこれからはあと10年後にはターゲットの中心層になるわけですから、そういったことの対応というのはやはりなるべく早い段階からやるべきだというように考えておりますが、その点について今どういう議論があるのか、どういうお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

それこそキャッシュレス決済につきましては、全員協議会のほうでもお話しさせていただいていただいたとおり、やはりアンケートを取りましても要望が多いという中で、もう既にどういう形で、システムを使ってやるものですから、そのタクシーを今委託している会社のシステムと、あとはうちのほうでやっているシステムのほうの整合性であるとか、要はタクシーの運賃をやるものと、じゃこのぎゅっとカーの専用のシステムをまた構築しなきゃいけないという中では、どこでどういうふうなものを利用していけばいいのかというところもございますし、あとは委託事業でございますので、タクシー会社のほうの対応ですよね、運転手の方にどのような対応が必要になるかというところも含めまして、もう既に議論のほうは入っているところでございます。

ただ、まだ実際にどういうふうな形で、どんなふうにするかという細かいところまではまだ構築されておりませんが、キャッシュレス決済についてはもう既に議論を始めているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます。ぜひ早く進めていただいて、やはり先ほど来言っているように、町民と共に育てていくということが私は本当に大事だと思っておりますので、ぎゅっとカーがずっと維持できるようにいろんなブラッシュアップをしていっていただきたいと思います。

関連で一つちょっと質問なんですけれども、細かい話で申し訳ないんですが、この頂いた資料で「5分の譲り合いをお願いします」ということで「タクシーほど自由には使えません」というのは理解しているんですけれども「5分早く着いたり遅く着いたりします」と、「予

約のときも車を待つときも5分プラスちょっとの余裕をもってお願いします」ということで御案内をしていらっしゃるんですけども、ただ実際乗車希望時間に間に合わない場合は待っていてくれますかという質問に、「お待ちすることはできません」というふうになっておりまして、待ってくれないのは分かるんですけども、例えば5分早く着いたときに、そのときにいなかったらもう行っちゃうんですか。その時間、予約した時間までは待ってくれるんですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

あくまでも予約時間に合わせて動くものですから、ただ、先ほど言ったやはり時間に余裕を持っていたきたいというのは交通事情等もございますので、そういう面では時間に余裕を持って来ていただきたいということで、予約時間の前に行ってしまうということは基本的にはございません。

以上です。

○3番（大石裕之議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございました、分かりました。

じゃ、次の質問に移ります。9番の吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランについてでございます。

御答弁いただいて、もちろんI C Tを活用していろいろやってきましたと個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じた主体的・対話的で深い学びの充実を図ることを目的としているというような御答弁でございました。

私もこのI C Tの教育を否定するつもりは全くありませんで、これからの社会的な流れを見ていけば、これが当然の必要なものであるというように考えております。ただ、そういう中で私も質問したとおり現実のところ、各国海外なんか特にそうなんですけれども、特にS N Sですかね、S N Sなんかの使い方に対しての問題が非常にあると、タブレットも同じようにタブレットでもS N Sはやれますから、そういったところの問題があると思うんですが、そのリテラシー教育というかですね、S N Sについてのそういうリテラシー教育みたいなものというのは、今学校でどの程度やられているのか教えてください。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今S N Sの関係というのはかなり広がっているところでありまして、問題も起きているのも事実でございます。その問題に対しては先ほどもございましたが、毎月校長研修会というのをやっていますので、そういうところで教育委員会からその状況を報告したり、また学校から状況を聞いたりしてお互いに情報を共有しているところでございます。

また、つい最近だったと思うんですが、国・県ですかね、やはりそういった関係の注意喚起の通知が来ましたので、それはきずなネットという保護者宛てに配信もして学校にも伝えてとそういったように、そういったのを使って注意喚起を行っているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます、御答弁。SNSについてはそういう教育的なものというのは、先生方に対しての教育というのをも併せて行われているのかなとも思うんですが、その点についても御答弁いただきたいんですが。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げましたのは校長のほうから各学校へ持ち帰って教員のほうに下りている話だとは思いますが、SNSと似たようなことで、今後生成AIの活用が進んでいくという中で、昨年8月に教育委員会で吉田町立小・中学校における生成AIの利活用ガイドラインということで策定のほうしております。

その中に、そういったSNSも関連するような事項も盛り込まれているんですが、これは教職員用と児童・生徒用と二つ用意してまして、それはもう各学校に周知してまして、これを読んで例えば児童・生徒ですね、そこに視聴必須動画チェックリストという、これは文部科学省のGIGAスクールチャンネルで掲載されているものなんですが、これをちゃんと見てから生成AIを使うようにしてくださいということで、また保護者宛てにもそれと同じようなことをやって一応同意を得た上で活用していただくような今手はずを整えているというところになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます。ぜひ、これからずっとついて回る話だと思いますので、継続的に終わらない中でしっかりとその対応はしていただきたいなというように思います。

では、まだ時間が少しありますので遡りますが、ふるさと納税についてでございますが、これ非常に23%増加しているということで大変喜ばしいと思っているところでございますが、ちょっと細かいことになりますが、町内の業者の皆さんがふるさと納税に出品したいという場合には、具体的な経費というのはどれぐらいかかるものなのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

経費というのは、それこそ商品をどう作るかによって業者の方が負担するということになりますけれども、うちのほうに申し込んでいただければ、別にそこに経費がかかるわけではございませんので。ただ、ふるさと納税というのはある一定の基準がございますので、その基準を達しているかどうかというところは審査をさせていただきますけれども、ふるさと納税をやりたいよということでうちのほうに申請していただければ、返礼品として出せるものは出すというところでうちのほうは対応しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

今言った審査というのは、相当例えばどういうことが図られるんですか、いい悪いの部分で、こういうものじゃできません、出せませんよというその中身、二、三分かるところがあ

れば教えてください。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

返礼品の基準となるものが、例えば材料が何%以上地場のものを使わなければいけないで
あるとか、吉田町でつくっていなきやいけないものであるとか、いろんな返礼品にしていく
ための基準がございますので、その辺を審査させていただくということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） ありがとうございます。

こういったところに出品するということは、自分たちの商品の宣伝にもなったり、いろん
な角度から見てプラスになるところが大変多い、しかも出品経費自体がほとんどかからない
ということであれば、なおのことやってもらえればいいのかというふうに思いますし、こ
の数がたくさんあって選べると、やはり日本中の方がまた吉田町の中から選んでもらえる
ということにも直結することなんだろうというふうに思いますので、ぜひ質問にもありました
ように裾野を広げていただいて、この吉田町の業者の産業を担ってくださっている皆さんが
自分たちの作っている商品を少しでも、全く場違いと思われるものもふるさと納税用に商品
化したらよかったというのはよくあるので、ぜひそういった取組をお願いしたいというよう
に思います。

以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、3 番、大石裕之議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2 時 2 5 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士議員） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 八 木 栄 議員

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

〔11番 八木 栄議員登壇〕

○11番（八木 栄議員） おはようございます。11番、八木 栄です。

私は、令和8年第1回吉田町議会定例会一般質問において、先に通告してありますように、吉田町公共施設等総合管理計画について質問いたします。

質問に入る前に、訂正をお願いいたします。

質問の要旨の中で、施設の保有状況として、令和6年4月時点となっておりますが、正しくは、平成28年12月1日現在の保有状況であることから、訂正しておわびを申し上げます。

それでは、改めて質問に入らせていただきます。

現在、町が保有する公共施設等の全体を把握し、計画的に公共施設等の整備や維持管理を行うことにより、将来負担の軽減を図るとともに、時代に即した町づくりを行っていくために、吉田町公共施設等総合管理計画が策定されています。この公共施設等総合管理計画における公共施設等は、2つに分けられており、1つは公共施設、もう1つはインフラ資産とな

っています。今回、私は公共施設について質問をいたします。

2月10日の町政連絡会において、吉田町体育センターの利用停止について報告がありました。この施設は、過去には勤労者体育センターとあって、私も若い頃には随分利用させていただいた体育館です。写真を見ての報告を聞いて、現状での利用停止は仕方ないと思う反面、修繕費用がかなり高額になっているが、まめに点検やそれに伴う修繕を施してきたら、この施設の寿命ももう少し伸ばしたのではないかと、もう少し利用ができたのではないかという気持ちになります。

平成28年12月1日現在での、当町の公共施設保有状況は、この体育センターを含め、82施設、棟数180棟あると記載されています。これらの施設においても、定期的な点検、修繕を実施していかないと、高額な修繕費が必要になり、最終的には利用ができなくなってしまう可能性があります。

公共施設を全体的に把握し、長期的視点を持って更新、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化していかなければならないことから、以下質問いたします。

- 1、町が保有する公共施設の老朽化率は何%か。
- 2、目的の中で、計画的に公共施設等の整備や維持管理を行うとあるが、具体的にどのようなことを行っているのか。
- 3、体育センターにおいては、これまでにどのような点検や整備が行われてきたのか。
- 4、高額な修繕費が必要とならないように、定期的に点検を行い、修繕を行うことが長寿命化の秘訣と考えるが、町はどう考えるか。
- 5、町が保有する公共施設の管理について、今後どのように進めていくのか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 吉田町公共施設等総合管理計画についての御質問のうち、1点目の、町が保有する公共施設の老朽化率は何%かについてお答えいたします。

本町の公共施設等総合管理計画におきまして、老朽化率は定義しておりませんが、町が保有する公共施設の目標耐用年数については、非木造80年、木造50年と設定しており、その目標対応年数に対する経過年数の割合をパーセントで表したものを老朽化率とした場合、老朽化率の平均は43.9%でございます。

次に、2点目の、計画的な公共施設等の整備や維持管理とは、具体的にどのようなことを行っているのかについてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画では、公共施設等マネジメントの基本目標について実施方針を定めており、各施設においては、その実施方針に基づき、必要な点検と診断を継続的に行うとともに、状況に応じた修繕や改修などを行っております。具体的には、各種消耗部品の交換をはじめ、屋根などの防水改修や外壁改修、受変電設備や空調設備、給水設備の改修などを随時行っております。

次に、3点目の、体育センターでは、これまでにどのような点検や整備が行われてきたのかについてお答えいたします。

体育センターの点検につきましては、日常点検と消防法に基づく消防設備士による総合点

検・機器点検を行っております。日常点検につきましては、毎日職員が行う館内清掃に併せ、アリーナ・卓球室・ミーティングルームなどの各施設について、目視による外観確認を行っており、消防法に基づく点検につきましては、火災発生から消火までの起動性能等の点検、火災感知機から館内アナウンスまでの一連の作動点検と各機器の点検を行っております。

また、令和元年度以降、排水管の詰まり修繕や、入り口ドア修繕、暗幕修繕、軒天修繕、ロビー天井パネル修繕などの整備を実施してまいりました。

次に、4点目の修繕費の削減と長寿命化に向けた定期的な点検と修繕に対する町の考えはについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町といたしましては、必要な点検と診断を継続的に行い、その結果を踏まえ、状況に応じたメンテナンスを実施することは、施設の長寿命化にとって有益であると認識しておりますことから、先ほど申し上げましたとおり、適宜修繕を実施しているところでございます。

最後に、5点目の、町は保有する公共施設の管理を、今後どのように進めていくのかについてお答えいたします。

本町の公共施設は、他の自治体と同様に、高度経済成長期以降に集中的に整備をされており、今後、大規模な更新時期を同時に迎えることとなります。

このため、財政負担の軽減を図り、持続可能な行政サービスを提供していくためにも、引き続き、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化の状況や費用状況などにより、必要に応じ、統廃合も含めた公共施設の在り方について検討してまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。再質問させていただきます。

まず、2点目のところの関係で、管理計画書の中の公共施設等マネジメントの基本目標ということで、目標2のところ、安全で安心な施設の提供、今後も保有し続ける施設については、安全で安心に利用できる施設を提供していくため、耐震化はもとより、損傷などが発生した後に修繕などを行う事後保全型から、計画的に保全や改修を行う予防保全型へと転換し、安全を確保しますとありますが、個別施設計画個票というもののの中では、マネジメントの手法として長寿命化と事後保全というところは載っておりますが、予防保全ということがありません。目標と違ってありますが、なぜでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

この事後保全と予防保全につきましては、発生した都度修繕する事後保全ということは、計画に記載してあるとおりでございます。

予防保全につきましては、あくまでも長寿命化をしていくためには、その予防保全をしていかなければならないということで、記載としては長寿命化ということが予防保全の施設ということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

了解しました。

次に、3の関係ですね。

公共施設等総合管理計画の一例として、私は吉田町体育センターということを今回挙げてみました。

個別施設計画では、令和5年に748万円、令和6年に4,070万円、これは耐震補強改修というふうに記載していましたが、そうした事業費が計画されていましたが、これを実施しなかったことが体育センターの利用停止につながったということになるんですか。

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

この体育センターにつきましては、計画上は、令和2年に策定した吉田町公共施設個別施設計画の中で、議員がおっしゃったとおり、委託が令和5年、6年に工事という計画を持っていました。

耐震性がないことから、安全を確保するためには耐震化の必要があったものですが、財政状況、優先度を見て先送りした、延伸という形の判断をしたものがあります。

ただ、当然、私も6年度にきた時点で、この施設の状況を、当然見たときに、この施設をどう維持管理していけば長く利用できるかということは検討はしましたが、結果的にこれをやればできたのですが、ただ、この施設を更新するに当たりましては、管理計画の中でも、更新に当たりまして、他の施設、要は統廃合の可能性も検討した上で更新を検討するということが記載がある中で、今回7年度になりまして、台風被害の時に、他施設の空き状況、また体育センターの利用実績も勘案しても、統廃合をしても支障ないということで、停止という形を決定、判断したのになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 台風は昨年ですよ。これ、今言ったのは令和5年と6年ということで、結局その時点で、ある程度、この体育センターって結構古いなという感じはしていたんですけれども。

だけれども、これを事業として、やらなかった理由というのは何かありますか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

この事業をやらなかったというか、令和5年度の時に、再度、委託費、改修費についても見積りを取っております。

5年の時の見積りでは、委託費が1,714万2,000円、耐震補強、既設のアリーナとかの改修は、大規模改修はせずに、耐震補強するに当たりまして、1億7,678万1,000円と、令和2年の計画の額とは大分大きくなったこともあり、予定どおり実施することができなかった状況もあります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 最近、本当に物価が上がっちゃって、建築というかいろんなもの、役所が公共施設を造るにも入札が不調になったりしているということは、十分承知していますがね、この時も、じゃ、思ったよりも金額が膨らんじゃったもんで、費用対効果というか

そういうものを考えると、この施設においては、そのお金をかける必要性がないという、そういう判断ですかね。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

議員がおっしゃったとおりでございますが、当然、財政状況、これからの利用状況、それも踏まえて判断したものになります。

以上です。

○11番（八木 栄議員） はい、了解です。

それでは、4の関係についてですけれども……

○議長（増田剛士議員） 発言を求めてください。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） それでは、4の関係で、管理計画書の中に目標使用年数というものがあります。

先ほどお話ありましたが、鉄骨鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り、これ非木造となりますが、建築物については原則として80年、木造の建築物については50年というふうに設定されています、先ほどの回答がありましたけれども。

この目標使用年数、これを超えた建築物というのはありますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

当時は、保有する施設の中で、この目標耐用年数を超えているものについて1施設、木造施設についてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） どのような施設でしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

その1施設につきましては、庁舎の南側のほうにございます平屋の元シルバー人材センターで使っていた施設がございしますが、その施設になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 今言った役場の南側の木造の建物ですけれども、これが50年を超えているということで、それを、じゃ、一応目標を超えちゃったということで、今後、これはどうするということなのか考えておりますかね。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

耐用年数を超えてはいるんですけれども、あそこに今、日常、人が使っておりまして、日々その状況については確認がされていまして、今のところ使えているという状況でございます。

今後、目標年数を超えているもんですから、さらに、老朽化が進んで、もっと危なくなってくるということも考えられますので、そこについては、施設の利用状況を含めて更新をす

るのか、もっと違う方法で統合するのかというところを、ちょっと今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

あの建物は、朝、あそこから仕事に行く人が出ていくんですけども、常時あそこには人がいないということでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木 久都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

あそこは、都市環境課で抱えております除草の作業員さんの休憩所として利用させていただいておりますので、常にいるということではございません。お昼に休憩をさせていただくような、朝、そこで朝礼をして、お昼をそこで取るというような使い方をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） あの建物を古くてもまだ使えるよということで、古民家とかって、そういうのを考えると、結構いい建物は長く使えるような形でもあるんですけども、そこを結局、全然人がいないので、休憩所なので人がいるときもあるということで、あそこは古い建物、よく木造住宅の耐震診断とかやって耐震補強とかしますが、そういうことは全然考えてはいないんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現在のところ、今、予定としては考えておりませんが、実際に、今、使えている状況という中で、ただやっぱり古い建物ということの中で、その辺をしっかりと確認しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 今は、これからも続けるものですが、先ほどまだ十分使えるような答弁があったんですけども、だったら、余計そういうことをして、地震とかっていつ来るか分からないじゃんね。だもので、あそこに人がいるときに来て、中で押しつぶされたら困るものですから、そういうことを考えると、やっぱり何ていうかな、公共施設ということだもので、余計でちゃんとしないといけないかなと。そのためには、この総管理計画というものもあるだもので、そういうことで、ちゃんとそうして、安心して使えるようにということの考えはありませんか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

こちらの施設も実際、小規模な施設という中で、事後保全という管理の仕方になりますけれども、現在、大きな修繕等、今、ない状況で普通に使えている状況ですので、また、そういった、今、議員のおっしゃったような観点も含めて、今後しっかりと管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） くどいようですけれども、事後保全じゃなくて予防保全ということとやっておかないと、壊れちゃってからじゃ直すことできないですね。

例えば、地震が来て、地震が来て倒れないようにすると、この間、議案の中でも、瓦をやめて軽い物に変えるとか、軸組みを強くして倒壊しない建物にするとかという、条例の改正でしたっけ、そういうのがあったものですから、そういうのを考えると、まず役所がそういうことを率先してやらなきゃいかんじゃないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員御指摘のとおり、やはり耐用年数を超えているというところで、何かあったときということは十分考えられますので、あの施設についても、今の利用状況からするとそこまでの利用状況がないものですから、基本的に、事後保全のものについては、例えば柱部分であるとかいろんなところについて、当然見えるような破損があれば、その場で取り潰しをしていくようなものになりますので、そこについても、現状をもう一回確認しながら、統廃合等、早急に進めるようにちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） それでは、結局、あの建物がある程度点検して、ある程度地震が来ても支障のないような形で使ってもらえるようにするということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

あそこの建物につきましては、耐震補強をするよりも、利用状況からすると、もう取壊しをしていくようなものでございますので、そちらの方法で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

長寿命化の方針の中にも予防保全への転換とあります。私たちも、定期健診あるいは人間ドック、こういうことを自分が受けて、体の健康状態を把握して保っている。異常があったら、それによって精密検査を受けたり、必要に応じて治療を受けたりしているわけですね。自動車なんか車検があったり、半年点検なんかの定期点検があったりして、オイル交換もしますよね。こういうようなことで、人間というのは健康を維持して、自動車なども安全に安心して運転することができるということになっていると思います。

それで、建築物も全く同じだと思うんですよ。やっぱり予防保全を実施をしていく中で、予期せぬことが起こったら、それは事後処理ということになると思うんですが、それは仕方ないと思います。長寿命化のためには、基本的に予防保全ということを実施していかなければいけないかなというふうに自分は思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員御指摘のとおり、やはり長寿命化するためには予防保全をしっかりしていくことが重

要でございますので、町としましては予防保全に努めたいと考えております。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

それでは、次に5の関係についてですけれども、管理計画書の中の目標で、持続可能なサービスの提供というところがあります。機能が重複または類似する公共施設の利用状況や将来人口の減少等を踏まえた公共施設の統合・集約化・複合化・廃止などによる施設総量の適正化を図るとありますが、現在、このようなことの考え、先ほどの体育センター、そういうのが一つ入ると思いますけれども、そのほかにこのような考えということはあるですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今のその計画の中では、これとこれを統廃合するというふうに決めたものではありません。

ただ、当町におきましては、これまで人口減少というのがほかの自治体と比べて緩やかで、町自体も小さくて、機能的に施設が配備されているということもありまして、中山間地域とか、ああいうところだと結構人口減少で統廃合をしないとやっていけないというところがあるんですけれども、うちの町についてはそういう状況ではなかったんで、今のところ計画上はそういう形にはしてございませんけれども、今後のことを見据えた中で、老朽化をしていくという中では、やはりその効率的な財政運営も行っていかなければならない中では、利用状況等を含めて、今後、統廃合等も検討していかねばならないかなと考えております。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

それでは、今後、新たな公共施設というものを設置するという計画は、今現在ありますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今の時点で、施設として動いているものということでございますと、今、神戸のほうに児童館と放課後児童クラブの、あそこの購入させていただいたものもございますし、あと、吉田インターチェンジのところの整備においても、ちょっと箱物というのは多少あります。

さらに、吉田公園南側のほうも、事業の動きによってはそういうものも建てることもあり得るということで、そこはまだ確定はしておりませんが、今後、そういった部分はちょっと見込まれるのかなと思います。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） それから、予防保全型維持管理という考えを取り入れて、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するよう検討しますということがあったんですけれども、更新する施設の予定というものもありますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今のところ、ある施設について、実際にいつの年度で更新をしましょうといったところまで詰まったようなものはまだございませんが、ただ、今後、学校であるとか、ああいうところについては、当然老朽化してきている中で、今後、更新、先ほど言った統廃合とかどういう形になるのかというのは議論を進めていかなきゃいけない部分というのは、各施設についてはございます。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） あと、この管理計画書の中で、公共施設の状況、老朽化の状況において、建築後30年以上経過している施設の床面積は43.388平方メートルで、全体の46.8%を示している、ここに載っているんですよね。この管理計画書ですけども、平成29年3月策定したというふうになっていて、それを令和6年4月に見直しがされているということで、この表紙に、29年3月策定で、その下に令和6年4月と書いてあるんですよね。第4章の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、現況の一覧表というのがあるんですけども、これによる経過年が計算すると合っていないんですよね。令和6年じゃなくて、平成29年のこの数字になっているんですよね。だもんで、この公共施設等総合管理計画書としてこうした数字が違っていいのかどうかというところを聞きますけれども。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

令和6年度に改定した分につきましては、実は国のほうから、この総合管理計画、人口減少であるとかそういった施設の老朽化が激しくなってくる中で、見直しを行いなさいという指導がございました。その中で、当町におきましては、先ほども申し上げましたけれども、人口減少というのがそれほどでもない、施設についても統廃合するようなものもないような状態でございましたので、県と相談した中では、本当、その時点では見直しということをやらなくてもいいんじゃないかということで考えておりました。

ただ、その後、令和4年度に入って、国のほうから、どこの自治体も必ず見直しをなささいということで通達がございまして、改定していないところについては名前を公表するという形の措置をされておりました。

そうした中で、当町につきましても、国のほうからアドバイザーを活用して、その見直しについても検討してくださいということもございましたので、令和5年度に、国のアドバイザーのほうを活用して、どういうふうにもこの計画自体を改定すればいいのかということを相談しながら行ったんですけども、やはり、その時でも、あまり町の状況としてほかとはちょっと大分違うところがあったので、全部の改定ではなくて、一部、国の言っている文言をそこに追加するような改定をしたらどうかということになりましたので、あくまでも一部改定ということで、この6年度については実施をさせていただいておまして、一部改定ということでございましたので、大変申し訳ないけれども、表のほうは修正をしていない、あくまでも必要最低限の修正ということをさせていただいています。

ただ、議員おっしゃるとおり、改定をした時期と載っているものについて、ちょっと分かりづらいという状況がございますので、そこについては大変申し訳ないなとは思っております。

す。

なので、一部改定という中では、ちょっとそういう表がずれるということはあるのかなどは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

それでは、一部改正したところを教えてください。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

国のほうの部分に沿って、ちょっと入れ込んだものですので、基本的に、今回改定をしている部分は、まず年号の表記が平成になっていたのを令和ということに直している部分と、あと、総合管理計画の21ページのほうにございます計画の進行管理とフォローアップの実施方針というところがございます。その21ページに、（1）公共施設等総合管理計画の位置づけと進行管理というところで、PDCAサイクルについて書いてあるところがあるんですけども、そこについて、これまで「進行管理を行い」ということは書いてあったんですけども、そこを数値的なということを言われていたので、そこに「数値的な」という文言を追加をしております。

それと、あと（2）フォローアップの実施についてというところで、この個別施設計画のフォローアップを実施するということと、あと、「各施設の長寿命化計画作成、インフラ施設のストックマネジメント等」というような、こういった文言も新たに追加をしていたりします。

そのほか、（3）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針というところに、2段目になりますけれども、「管理に関する情報が全庁的に共有されるような体制づくりを構築し」ということで、要は全庁的に把握をして取り組みなさいということがあったので、それを一文入れております。

あと、（4）維持管理・更新等についてというところで、その更新等の考え方をそこにうたっているということ、あと、（5）保有する財産の活用についてというところを新たに追加をしたということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 文章をちょっと変えたり追加したりして、そこだけです、結局は1ページですか、大体1ページのところで終わらせているということで、ですけども、それによって年数が経ったもので、結局、中の建物の建築年度から経過年が書いてあって、10年未満とか、10年から19年、20年から29年、こうなっていて、60年以上とかとなっているわけですね。そこにちゃんとこの建物は何年から何年のところですよと印がしているわけですよ。ですから、これが6年ですか、7年ですか、たてば、それを移動していいはずですよ。それがしてないんですよ、これ。なんで、自分からすると、うその表ですよ。言い方が悪いけれども、うその表ですよ。

それで、公のこういう計画書というか、こういうものがそれでいいのかどうかというのを、ちょっともう一回聞きますけれどもね。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

これについて、うそというわけではなくて、表をどの時点で見るといふところになりますので、全くうそということではないと思いますけれども、ただ、先ほど言ったとおり、やはり改定というところでちょっとうちのほうとして、その表がどの時点だといふところがちゃんと分かるようになっていなかったといふのは、うちの落ち度かと考えております。

そちらについても、今後やはり、まず総合管理計画といふのは、30年の期間のものになりますけれども、大分6年とたってきているということもございますので、次の見直しのほうもやはりしていかなきゃならないと思っておりますので、その見直しの時にそういったものは、ちゃんと整理をしたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 今、令和8年で、私、今これ見たんですよ。そうしたら、これ違っているわけですよ、年数が。それで変えますよという、今、変わっていないとおかしいですよ、実際。6年に見直し、ただ、その文章、1ページくらいの文章を変えただけで、中を全体的に変えていなかった。時間がなかったといえればそれまで分からないんですけども、なので、結局、自分からすると、ちゃんと手を入れていないなというふうにするわけ。

それで昨日、補正予算の資料、あれ、ちょっと間違っただけで、ちゃんと黄色い帯をやって、ちゃんと改めて寄越したですよ。これと何が違うんですか、あれと。間違っているというか、あれ違ったもんで、予算関係で今回審議しないといかんもんで出したわけですよ。間違っていました。これも中の違っているわけですよ、数字的なものが。これとあれと何が違うんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

何が違うという形は、ちょっとなかなか説明は難しいのかなと思いますけれども、これについては改定をするものについて一部改定というところで、すみません、うちのほうが先ほどから申し上げているとおり、国の基準に合った部分についてまず変えている。その年表につきましては、その国の改定の部分があるんだけど、改定がされなかったであれば、その部分といふのは、当然、その表が生きてきているということになりますので、先ほど申しましたとおり、うそを載せているとかそういうものではないんですが、ただ、ここの改定したときの文言が分かりづらいといふのは当然ありますので、そういうところについては改めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 申し訳ない、うそをついているとか、うそが載っていると言ったら申し訳ないけれども、違ったものが載っているということですね。だもんで、差し当たりというか、差し支えのないところだけちょっと変えて、ほかは変えなかったというような今お話でしたが、これだけ実際、誰が見てもおかしく思うわけですよ。足し算、引き算ができれば。そういう中で、だもんで、今の時点で違っちゃっているということは、本当に悪いことだなと自分は思うですけんね。だけん、課長は別にそういう悪くないようなことを今言っ

ているんですけれども、私は悪いと思うんですよ。違っちゃっているもので。それがちゃんとした公のものとして出ているわけですよ。皆さん見ているわけですよ。そこはちょっと違うと思うんですよ。なので、何ていうかな、すぐ直せって、大変なもんだけんが、それやらなかったということだと私は思うもので、それについてはどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

本来であれば、全体の計画も全て改定できれば一番よかったかもしれませんが、この当時、国とのやり取りの中で、やはり、うちとしてもやれる作業量もありましたし、そういった中で、まずは国の言っている部分について対応しなければならないという中で改定をさせていただいたということで、特に全てやれなかったことから、一部改定という形になっているということです。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

では、今度また改定するまでこのままずっとやるということですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

基本的には、次の改定のときに全てを整合を合わせたものを出したいとは思いますが、それ以外に、注釈として、ここの計画のところのホームページ等に、この表についてはこういう見方をしますということが入れられるかどうか、そういったところで、なるべく語弊のないような形ができないかということは検討したいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

だもんで、最初に言ったっけ、建物の数が28年現在となっている。ああいうふうに、この表についてもそういうことをどこかにうたってあれば、ちっちゃく書いときゃ、それはあることになっちゃうかもしれませんが、そうすれば、ここにあるよというのは、それはそれで仕方なく納得するかもしれません。

だけれども、そういうことがなくて、これが今の令和8年時点でこれが載っているということ自体がおかしいと僕は言っているものでね。なので、その辺をちゃんとしてくれないと、間違ったものが載っているということですよね。

それで、あと、個別施設計画というのも令和2年2月に策定されていて、計画書の中で、原則として令和6年度に見直しを行うってあるんですけれども、だけん、これ、見直しがしてないように思われますが、それはいかがですかね。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員御指摘のとおり、個別施設計画につきましても、原則見直し時期は令和5年度という記載になっております。こちらにつきましても、令和5年度にこの個別施設計画について、ちょっと見直しの検討を行ってはいたんですけれども、施設数が180以上ある施設について個別施設計画ということで、内容も精緻にいろいろ確認しなきゃいけないというか、現地確

認であるとか、改修履歴、そういったものをどう反映させるかということもございまして、ちょっとそこについてなかなかその考えがまとまらなくて、実際、今年度、ずれ込んで、今改定の作業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

今、令和8年だもんで、大分遅れちゃっている。今、令和8年だもんで、予定よりも遅れちゃっているということで、それはじゃ、早急に今言った個別のほうはしっかりした内容をちゃんと改定するということですか。そういうことでよろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員おっしゃるとおり、今、棟数であるとかそういったもの、改修履歴等を確認しながら、今、作成、策定している最中でございますので、今年度末には、策定ができるかと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 信用していいですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） はい、そのように進めております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 本来なら、今の時点で違っているもんで、結構きついことを言いたいですよ。だけれども私、優しいもんで、ちょっとこういうふうで今やっているよという形の中で、それじゃ、ちゃんとしたものを今度出してくださいねということで、自分で収めておきますけれども。

とにかく、この総合管理計画、公共施設を全体的に把握して、長期的な視点をもって更新とか長寿命化ということを計画的に行って、財政負担を軽減し、平準化をしていかなければならないということで、今、吉田町津波防災まちづくりで、今、住吉の防潮堤もやっている最中で、大変、僕も住吉に住んでいるもので、ありがたいことだなというふうに思っていますけれども、お金もかかるというのは分かります。

だけれども、それはそれって言い方は申し訳ないですけども、それはそれとして、やはりこうした計画があるなら、あくまでも計画だもんで、必ずそのとおりやらないといけないよということもないと思うんですけども、それでも、計画をつくっているだもんですから、それに準じて、ある程度、100のうちの10やりましたでもいいもんですから、そういうことで、少しずつ進めていただかないと、先ほど例を出しましたっけ、体育センター、ああいうふうに使えなくなっちゃって、あそこだって本来なら何とかなったかもしれないという気持ちがあるですよ。

それで、あれがなくなると今度、ほかのほうへその人達が、施設に移動すると、そっちが今度混み合って、利用するあれが、ちょっと減ってくるというか、そういうこともあるもんですから、そういうのも人口も減っているということで、そういう言い訳にはなると思うん

ですけれども、ですけれども、そういうことも考えて、この計画書が本当にしっかりしたものを、ちゃんと中身がしっかりした間違っていないものをちゃんとしてもらって、ちゃんと見直し、それから、個別のを見直しでちゃんとしてもらって、それを早めにやってもらって、それを誰が見てもなるほどなと思うようにしてもらいたい意見は、その辺どうですか、できますか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

これまで議員のほうから、計画も含めてしっかり計画どおりに、よく検討しながら対応していけということの御指摘ということで受けております。

町としまして、公共施設管理計画を定めまして、その下の、各それぞれの個別計画を定めて見直しを行いながら、長寿命化等を含めて、図っていきたいというふうに思っております。

1点、議員、先ほどから公共施設管理計画、29年に策定をしたものになりますけれども、これは、先ほど財政管理課長も申し上げましたとおり、30年計画となります。この管理計画というのは、今後の方針、今、年数が幾つで、29年に制定したときにこの施設が何年経過をして、その間に、この時点では、修繕とかそうしたのも見直しを行わなきゃいけないというこの計画になっています。

これを受けて、それぞれの管理計画はもっと短いスパンで、今、見直しがまだちょっと遅れているので、そこは大変申し訳なかったんですけれども、そこを見直しをしながら進捗管理をしていく、また、その年度の短い中での計画をしていく。こちらは長期計画になるものですから、この数字が変わってしまいますと、比較できなくなってしまいます。

これは、あくまでも29年当時の施設の状況で、あわせて、これが30年計画ですので、当然その途中に見直し、例えば都市計画マスタープランも同じなんですが、長い計画の中で、5年、10年とかで見直し等を行っています。その時点で、この施設が今どう改善されているのかということも進捗の確認もできるということもありますので、ここの総合管理計画の数値というのは、恐らくこれは変えずに、そのまま、次の見直しの時には当然変えなきゃいけません、この計画というのは、29年の時の計画でどうだったかということで、実際に具体的に計画のものについては、個別計画、先ほど議員がおっしゃられた個別計画でどうなっているのかということを見ていくという計画の、何ていうんですか、計画の位置というか、そうしたものになっているかと思しますので、今後も、いずれにしても、正確なものも含めて、個別計画等でしっかり管理を行いながら、必要に応じて総合管理計画も見直しを、全般見直しというところでやっていきたいというふうに思しますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

谷澤理事の説明を聞いて納得はしたですけれども、一応、これが町でいうところの総合計画というような形の一番大きいのだということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） はい、おっしゃるとおり、そういった状況になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

じゃ、内容を変更するような、この数字を変えるような大きな見直しというのは何年後になりますか。いつになりますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今回、個別施設計画を進めているものですから、そこと総合管理計画のほうをちょっとまた見比べながら、その乖離等を確認しながらやっていきたいと思いますので、今、この時点で、来年やるとかということは回答はできないんですけれども、そういうことがあれば、適宜の見直しのほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 町の総合計画なら、今、8年ということで見直しをしていくわけですけれども、そういったあれはないんですかね。町のほうは8年って今、8年での見直しということで総合計画をつくり変えていますよね。これは、では、そういう決まりがないということですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

こちらの総合管理計画につきましては、あくまで30年間の計画という中で、期間内であって、必要に応じて適宜見直しを行うという記載になっておりますので、あまりその乖離があったりとか、社会経済情勢など、すごく大きく変わった時には、当然、直さなければいけないと思うんですけれども、それがどの時点に当たるかということもあると思いますので、その時点で検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

じゃ、基本的には30年だもんで、あまり30年は変わらないけれども、その中で何かあったら多少変わる。それが先ほどお話があった、令和6年に1ページ分くらいを変えたという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 議員、おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） それじゃ、とにかく先ほど言ったように、一遍に大きなお金がかからないとかいう、財政の平準化とかそういうことを考えて、施設が多いとなかなか維持費も大変になってくるということは十分分かっていますんで、そういうことで予防型のをやっていけば、少しでも、人間の体と同じもんで、そういうことをしっかり考えていただいて、これからもやっていっていただきたいということと、あと、直せる場所があったら、総合管理計画、先ほど、今またやっていますというお話だったもんで、それで、直り次第、新しいのを出していただく。それまでは、数字とか、その表とかというのが変わらないよう

たら、どこかに平成29年3月現在というか、そういうことを入れてもらえば納得するんですよ、そういう形で進めてもらっていいですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員御指摘いただいたところについては、そのように進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（増田剛士議員） 八木議員。

○11番（八木 栄議員） ただいまいろいろ言ったことをしっかりやってくれるということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、11番、八木 栄議員の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 議 員

○議長（増田剛士議員） 続きまして、12番、山内 均議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

私は通告をしたとおりです。空き家対策の推進と利活用ということで質問させていただきます。

趣旨を読みます。

国土交通省住宅局は、令和5年6月14日、空家等の対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を公布した。背景には居住目的のない空き家が1998年、182万戸、2018年が349万戸、そして、2030年、これがここに資料にありますとおり470万戸が見込まれるということです。

周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家への対応を中心に、制度的措置を定めております。方向性は、空き家の活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等の対応の強化を示しています。

町も同じ環境にあると思う。

高度経済成長期時代に核家族化が推奨され、多くの住宅を必要としたが、現在は子供の独立や家族を持たない人が増え、少子高齢化の社会が到来し、空き家の増加傾向が発生していると推測をする。

産業建設常任委員会では、令和5年6月から令和7年……

○議長（増田剛士議員） 傍聴者、お静かに願います。

続けてください。

○12番（山内 均議員） お願いします。

少子高齢化の社会が到来し、空き家の増加傾向が発生していると推測をする。

産業建設常任委員会では、令和5年6月から令和7年3月まで、空き家等対策の推進について先進地である富士市、掛川市、藤枝市、袋井市を視察し、空き家の調査方法と数、空き家対策推進のための職員の体制、民間との連携、空き家対策補助金制度及び利活用等について調査を行った。

令和7年第3回定例会では、同僚議員が空き家対策について質問を行いました。今回は、空き家対策の推進、利活用について、以下のとおり、将来への投資であると考え、質問をします。

(1) 空き家の調査方法と数について。

管理不全空家、特定空家の把握は重要である。

①吉田町の空き家の数は自治会の協力により把握していると聞いた。令和8年度当初の数は前回調査時と変化はないか。管理不全空家等はないか。

②調査方法について、富士市、掛川市、藤枝市では、上水道の視点から、水道使用量、水道の閉栓情報等からも空き家の調査をしている。袋井市では、自治会に情報を依頼し、職員が現地確認等実態調査を行っている。また、地下水の使用を考えれば、電気使用量の確認も空き家情報の取得には有効な手段である。空き家の数は空き家対策の推進には重要な要素である。情報取得について町の考えは。

(2) 空き家対策推進のための職員の体制について。

富士市5人、掛川市7人、藤枝市3人、袋井市3人が対応している。町も専属の空き家管理体制を整える必要があると思うが、町の考えは。

(3) 民間との連携について。

掛川市は、NPO法人かけがわランド・バンクが空き家対策に関する協定書を締結、袋井市は、ふくろいすまいの相談センターが空き家相談窓口の業務を担い、藤枝市は、「空き家ゼロにサポーター」を発足し、大きな成果を上げている。民間の力を最大限活用すべきであると思うが、町の考えは。

(4) 空き家対策補助金制度について。

富士市には富士市空き家利活用支援制度があり、藤枝市には空き家活用・促進事業費補助金と空き家等解体除却費補助金制度がある。袋井市では空き家改修支援事業及び空き家跡地利用のための空き家の除却支援制度がある。それぞれ大きな成果を上げている。制度設定の考えはあるか。

(5) 空き家等の利活用については、特に古民家には建築的価値があるものが多く存在する。古民家を利活用して日本料理、洋食などを提供している事例やインバウンドを利用した外国人観光客の宿泊施設などもあり、利用価値が証明されているが調査の対象にしないか。

以上、長くなりましたけれども、どうぞよろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 空き家等対策の推進、利活用等についての御質問のうち、1点目の、空き家の調査方法と数についての1つ目の令和8年当初の空き家の数は前回調査時と変化はないか、また、管理不全空家等はないかについてお答えいたします。

空き家等の数は、前回調査時の56件から7件が登録、1件が売却により抹消され、現在は62件となっております。なお、管理不全空家等はございません。

次に、2つ目の空き家の数の情報取得について町の考えはについてお答えいたします。

本町では、平成27年度から2年をかけまして、自治会に御協力をいただき、空き家等の実態調査を実施いたしました。以降は、町民の皆様から相談や苦情が寄せられた場合に、聞き

取り調査や現地調査を実施をし、空き家等の情報を更新しております。

また、御質問の水道使用量などからの情報取得につきましては、既に水道の閉栓に関する情報を基に、空き家等の可能性がある箇所の調査を進めているところでございます。

次に、2点目の空き家対策推進のための職員の対策について、専属の空き家管理体制を整える必要があると思うが考えはについてお答えいたします。

議員が、専属の職員を配置している事例として挙げている自治体におきましては、空き家等が数百件以上存在しているものと伺っております。本町では専属で空き家対策に従事している職員はおりませんが、3人の職員が空き家対策に携わっております。

また、令和7年第3回定例会における大石裕之議員の一般質問でもお答えしましたとおり、本町の空き家等の諸問題につきましては、吉田町空家等対策連絡会議を設置し、庁内で横断的に空き家問題を協議しております。

さらに、地域が一体となり空き家対策を推進していくために、自治会長や弁護士などをはじめとした関係者が連携、協働し、対策を推進する組織として吉田町空家等対策協議会を設置し、空き家等の状況を共有するとともに専門的な立場から御意見をいただいているところでございます。

次に、3点目の空き家対策については、民間の力を最大限活用すべきと思うが町の考えはについてお答えいたします。

空き家対策につきましては、民間事業者の知見やノウハウを活用することも有益でございますが、現時点におきましては、空き家対策の継続的かつ公益的な立場で担うNPO法人等は町内に存在しておらず、また、近隣市の団体等とも連携は難しい状況でございます。

次に、4点目の空き家対策補助金制度等の設置の考えはについてお答えいたします。

空き家等の除却や改修に関する補助金制度につきましては、適正管理や地域の住環境の向上、さらには、防災・防犯の観点からも今後必要になると認識をしております。

また、近隣自治体では、中心地の空き家を対象として、移住促進に主眼を置いた補助金を交付している事例もあると伺っております。

今後、先進事例について調査研究し、本町にとって実効性のある制度設計を進めてまいります。

最後に、5点目の空き家等の利活用をするために建築的価値がある古民家を調査の対象にしないかについてお答えいたします。

現在、町が把握しております空き家の中に、御質問にありますような古民家はございませんが、空き家バンクでは古民家として登録することが可能でございますので、今後、登録があった際には積極的に周知してまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今、答弁いただきました。ありがとうございます。

実は、今回の2年をかけて行った空き家に関しては、私が今、町では57件、空き家がありますよと、その中で、今、我々の年代を見ると、あと10年後には空き家がどのくらい増えるか分かりません。要するに、僕が住んでいる隣組であっても、もう7、8件は、10年後には、恐らく空き家になるでしょう。今、そういう状況なんですね。

要するに、それは、そこから育っていった子供たちが帰ってこない状況がある。地域全体、日本中そうですけれどもね。それが今起きている状態でありますので、そういうものを見越して資料につけましたけれども、恐らく国交省は背景の方向として、この全国的な傾向になっている182万戸、349万戸、2030年には先ほど言いました470万戸、恐らくこの470万戸を目標にしてこういうものを立てていると思うんですよね。

そうすると、今、吉田町では確かに協議会ですか、協議会をやっていますけれども、あの協議会を見て行って、とてもじゃないが、これにどうやって対応していきますか。例えば、将来性に向けて、どのような形で町は協議会を発展させようとしておりますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

空き家対策協議会を設置しておりますが、それを発展させるという考えは今のところございません。その中で、例えば、協力いただけるような建築士会であったりとか、そういった士業の方であったりとか、そういった方々が御協力いただける中で、ほかの団体さんといったものを今後活用できれば、ぜひとも協力してやっていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） その回答に対して、このまとめの中で、皆さんが言ってまとめた中には書いてありまして、とにかく今、最初に20何年ですかね、29年頃に、多分ちょっと今、資料として持っていないんですけれども、最初に協議会を立ち上げて、同じ協議会を立ち上げて、それで、その協議会が先ほど言ったゼロにサポーター制度であるとか、その制度にみんな結びついているわけですね。

要するに、今を考えてこのままのものでやっていくと、恐らく10年後、皆さんいないんですけれども、その時にはこのシステムがあるかどうか分からないですよね。本当にそういう心配をするんですね。だからそういう意味で、やっぱりありません、確かにそうなんですけれども、予定として、これからの将来的な予定として、やっぱり全体的な中ではやっていく、認識をしていく、そういうやつが欲しいと思うんですよね。ぜひ、その辺の決意というか感想というか、やるべきことをちょっと教えていただければと思います。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

実際の今の協議会がNPOになるというふうな考え方は、今のところありません。

ただ、先ほど申し上げました、例えばそういった業に関わる方、空き家に関わる、関係のある方々を委員として組織させていただいておりますので、そういった方の有志の中で、もし、NPOをつくってということであれば、町も積極的に関与していきたいなというふうに考えています。

また今回、前に9月に、それこそ大石議員から御質問の後、その時にも回答させていただきましたが、司法書士会のほうで委員を出していただいておりますけれども、その方に御協力いただきまして、2月の初めに空き家の相談会を開催をさせていただきました。そういった中で、少ない人数であります、3人の方が申し込んでいただいて、司法書士の方に御相談をいただいております。

そういったことで、空き家の解決、空き家になる前に対処をするというようなことを含め

て対応していくと、その先には、利益を追求するわけではないですが、そういったのをなりわいとした中でやっていただける方があって、そういったNPOを立ち上げて空き家を改善していくというようなことであれば、そういったことで協力していくのは全然あると思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 山内議員。

○12番（山内 均議員） ありがとうございます。

そういう形で、何年か先をターゲットにして、そしてやっていくことが、この空き家に関しては必要なことですよね。

それで、実を言うと、うちの周り、神戸の辻の周りなんですけれども、57件って、少ないって言いますけれども、あそこだけで6件、7件あるんですよ。7件。1件だけは、7件がみんな住宅ですね。住宅です、全部空いています。あの地域で、もう6件あって、実は私もその設計屋の仲間がいて、その数を今、ちょっと把握しています。できたら一緒にやって情報を出していきますので、その目的にも合った、方向性は同じですので、その相手の方もそういう関係を出したいねと言って、本当に落としていますので、もし、差し支えがなければ見ていただくとありがたいですね。

北区に関しては、北区に関しては少ないです、割合。大幡のほうはない。ありますけれどもないです。ただ、西のほうの団地の中ではかなりあります。恐らく5件、10件じゃないですね。

そういう意味で、この空き家に関しては、何年後こうなるよというものに関しては、どうしたって、今の把握をしていって、そういう形でやっていきたいと思うんですね。

あとは、やっぱり自治会にお願いをする、袋井もそうですね。自治会に行って、自治会から出てくる情報を全部職員の方が確認をして、確認をするときに、空き家の条件があるんですね。そのやつを目視してやっていく。

それも大事なことだと思うんですけれども、先ほど中に書きましたけれども、電気、空き家を一番分かりやすくするのが、電気のメーターが回っているかどうか一つの原点というか一つの方法ですね。ただし、吉田町の場合には上水じゃなくて、いや、多いんですね、意外と。そうすると、上水だけでは見えないんですね。特に、昔の家というのはくみ取りが多いですから、くみ取りといっても吸い上げるんですが。そうすると、新しい家というのは、ほとんど吸い上げるのがないんですね。だから、我々が考えているような、吉田町が考えているような57件とか56件とか、その数字は多分オーバーをするだろうと、楽にオーバーするだろうと思っています。

そういう意味で、調査を、やっぱり自治会の人と、それとあとは隣組の組長さんがよく分かれますので、それをもう1回、この令和8年で、8年のときにやってほしいんですね。そして、その傾向が出てくれば5年ごとやっていく、5年って、俺、少ないと思うんですけれども、その区切りをつけてやっていくことによって、その傾向がうなぎ登りに行くと思うんですね。

それは、そうなってからだと遅いので、そのときを目指してやるということで考えていますので、全町的に、水道であるとか電気であるとか、そういう情報が入りますので、そういう情報の中から、やっぱり空き家の数をやっていただきたいと思うんですけれども、ど

うでしょうかね。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

まず、水道であったり、電気であったりという情報については、水道については、例えば、閉栓状況を確認して、それがやっぱりかなりの件数あるというふうに伺っています。

そういう中で、実際、空き家じゃないかという相談があったときには、それを突合させて、使っていないという中で、最終的には、空き家台帳に載せる判断をさせていただいています。

そういった使い方をしていますが、実際、全部を調査をするといったときに、それこそ視察に行っていたいただいたほかの市町も、実際はそういった水道のリストからコンサルタントを使って、やっぱりお金をかけて調査をしているという状況があります。

そういった中で、職員がどこまでお金をかけずにやるということもありますが、実際、お金をかけてどこまでやるかというのが、そういったことも関わってきますので、また、その調査については、ちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かに、状況によっては、調べ方によっては違いますよね。ただ、いろいろ、本当に各地域では調べ方がすごい、今の閉栓の状態もそうですけれども、例えば水が1日3リットル以上流れていないとか、1年間は使っていないとか、そういう細かいルールをつくってやっていく必要があると思うんですね。そのルールに従って、その自治会の人たちが調べていただくような形、そういうのが一番いいと思うんですね。

まあ、くどく言いますが、この空き家に関しては、もう今は見えないものを、これを見ようとしているわけですが、そのやつを今の段階で準備をしていくことが必要だと思うんですね。その辺そういうのがありますので、いつでも、もう1回、その調査の対象を調査をしてもらって、今言った条件をつけて、条件って、みんな、各市町がつくってますので、そういう吉田町の条件をつけて、吉田町に合った条件をつけて調査してもらおうということが必要だと思うんですね。その結果をちょっとどこかで発表していただきたい。そう思うんですね、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

自治会にお願いするというのも含めて、実際、どれだけの人を動かさなきゃいけないかというのもあるんですけども、そういった自治会の方が水道のメーターまで調査するというのは、なかなかちょっと難しいかなというふうに考えるわけですが、そういったのも含めて、どんなふうな調査をしたらいいかを含めて検討させていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 僕が考えていくには、先日、組長をやったんですけども、吉田町の場合には本当に組長の人たちなんですけど、みんな無理にして頑張ってるんですね。あそこで投げかけてもらおうと、意外と組の自主防災会の人たちも真剣に考えて、必ず結果に出るんですね。その辺は、やっぱりくどいようだけれども、その時になってからでは遅いので、やってください。

その辺は、そういう形が私はいいと思うんですけれども、そういうアイデアは持ちながらやっていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

繰り返しになりますが、御提案いただいたということで、それも含めて検討させていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 繰り返しやることは、非常に分かってますので、私にとっては本当に大事なものだと思ってますから。

これは、町の将来を担うことになりますので、ぜひやってください。

あとは、吉田町の場合、先ほど答弁にありました職員が3人にやってくれていると、可動率ですね、人数ではなくて。その辺は、町長にお願いしたいのは、これに関して、どうですか、今ちょっと指示を出していただいて、そして町長の、例えば袋井か、どこかな。毎年、市長が空き家に対しての表明というか、その空き家に対して、町がどういう、市がどういう方向で進むかということをやっているところもあるんですね。

そうしていただくと、我々は、あと10年したらもういなくなりますので、そのいなくなった向こうが分かる、しっかり見えるんだと思うんですよ。その辺はどうですかね、お願いをしたいと思うんですけれどもね。

理事も、どうですか、聞いていて。僕はちょっと重要なことだと思いますけれども。

○議長（増田剛士議員） 田村副町長。

○副町長（田村安正） 専属の職員を置かないかという問合わせだと思いますけれども、町長からも回答したとおりなんです、伺った市町の状況を担当の課のほうで問合わせをしたところ、やはり、先ほど答弁ありましたけれども、数百、数千の空き家があるということで、当然ながら、そういった状況の中では緊急事態だということで、もちろん、政策を打っているんだと思います。

うちの町の今の現状の規模、職員の規模も考えていただいて、今、調査も行っております。それから、これからは調査もしますし、議員のおっしゃるように、今後の10年の予見を考えたときには、必要なことは処置を取っていきます。が、今の状況で、それだけの専属を置いてやるほどの、まだ余力はございませんので、現段階では専属として置くことは考えておりません。

しかしながら、我々は相互に連携を取りながら、先ほど言いましたけれども、この町もそうなんです、どこの組織もそうだと思いますが、縦割りでやるのが非常に多いんですけれども、私を筆頭に横につなぐ、それで情報を共有していくんです。先ほどいい情報もございましたが、水道量もそうです、電気もそうなんです、実は情報の中に、今後、こたびの大分県の大規模な火災を踏まえて、総務省消防庁が空き家を調べていくという方針も示しておりますので、そういったところもしっかりと連携をして、やっていくことを私たちは指示していきたいと思いますので、そういう中で、いかにこの少ない勢力を有効に使うかということを考えることを優先したいと思いますので、専属は置きません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 専属は持ちません。それはそれでいいですよ。私の言っていることは、専属ではなくて、もっと動いて、動く状況をつくってほしいと言っております。

今、私は都市環境課が一人だと大変だと思います、課長が。僕らは委員会で6人、7人でいくじゃないですか。それに対して、多いばかりのやつを聞くわけですから、それは大変ですよ。その辺は、課長のほうも分かっていると思いますので、そういう形で副町長の言ったことを肝に銘じていつていただきたいと思いますがね。それが10年後に、こうやって生きてくれればそれでいいわけですからね。

あと、この空き家に関しては幾つかありますよね。この先ほど言ったように、自治会の協力、組長さんをうまく使っていただくとか、そういう組の自主防災会であるとか、そういう情報を全部持っていますので、そういうやつをまた、そこから何らかの形でやれば絶対、皆協力してくれますからね。その辺をお願いします。

あとは、たくさん聞こうと思っていましたが、あとは、民間との連携についてちょっとお伺いをしますけれども、先ほどの民間とは連携ないと言いましたが、各地域、各市が持っています。藤枝がゼロにサポーター、袋井も、掛川も、富士も持っていますね。そういう中で、やっぱりその人たちが中心になった形で進めていく。空き家の対策もそうですけれども、進めていつていただいているんですね。特に、富士に関しては、何人かいましたけれども、情報があると、夜、そのお宅に行き、そして空き家になった時のリスクであるとか、持っている危険性であるとか、そういう説得をしてくれているということなんですね。

だから今、副町長が言いましたが、そういうのをやっていると、専属じゃなくてもいいんですけれども、それを指示できる、もう一段階に、民間の人たちでもいいですので、そういうものをつくっていただくとうりがありますよね。そうしていかないと、やっぱり、ほかのところを見ていくと、なるほどなと思いますからね。

それで結局、その結果、藤枝の空き家ゼロにサポーター、それに関しては、数年間で1,000戸減らしたって言うんですよ、空き家を。その空き家を減らすのは、後に出ますけれども利活用ですよ。どうして利活用するかということです、改めてとにかく把握をしていただきたいと思います。

この民間のNPO法人が町には存在しませんということですが、例えばそういうNPO法人であるとか、もし私がつくったら、そういうのは合致すればNPO法人として認めて動くことはできるんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

各市町にNPOさんが活動されているという話ですが、やはり、その空家特措法の中で、町が指定をしたNPOについては情報共有することができるというふうになっています。

そういった中で、もし、町の中にそういったNPOが空き家対策に関するNPOができた場合については、やはりそういったNPOさんが、団体さんがしっかりしたものかという、しっかりそういった審査も必要になるかもしれませんが、そういったものについては、ぜひとも町とも協力させていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 職員の体制、民間との連携、これは非常に重要なことだと思っていますので、今言われたとおり、そういうシステムをもし考えていただくのであれば、我々も多分協力してくれる人もいると思うんですね。それで、その民間の協力に対して、特に得意だったのは藤枝市です。藤枝市のゼロにサポーター、そのところでは、今言った吉田町でもそうですけれども、不動産屋であるとか弁護士であるとか、全部入っています、業者からね。一番得意なのが中心になっているところの人が静岡市にいるらしいんです。静岡市にいて、その静岡市でグローバル的に見ていると言っていました。その中で、僕が聞いていて感じたことは、そのところに行って質問しました。もし吉田町で、そのゼロにサポートの、そこに申請したら対応してくれますかという質問をしました。答えはしますということでした。

要するに、今、空き家が世界的に、全国的に、日本的に、世界的ですよ。全国的になってきたのに、吉田町も中に入ってきた時に、そういうものをやってくれる人たちをやっぱりつくっていく、積極的につくっていくことが必要じゃないですかね。その結果的に、商工業に反映させることができるわけですから。だから、そういう意味では不動産屋だけではなくて、できるだけ入るような情報をつくっていただきたいし、できたら藤枝のところに行って、私が言うよりも明らかですので、できたら聞いてほしい。せっかくやるんだったら。そこではすごい非常な貴重な入ってきます。ぜひ、その辺は積極的な姿勢としては、町は持っていたきたいと思うんですけれどもどうでしょうかね。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

吉田町の中で、NPOが空き家に対してそういったものをやっていただけるという団体があれば、もちろん積極的に関わっていききたいと思います。

あと、藤枝市なんですけれども、指定のNPOはないというふうに伺っています。あくまでゼロにサポーターは、行政のほうが関係をしてそういった連絡調整をしてというのはありますが、NPOではないというふうに伺っていますので、その辺は。ただ、やり方として、その空き家がどれだけ減るかというようなところを、参考になるのであれば、ぜひともお話を伺えればと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） これは指摘されたとおりNPOではないですね。NPOではないですけれども、団体です。一つの本当の全職種が入った団体ですね。それも必要なことであるし、要はそういうもの、団体でもいいから、民間との利用、民間との協定の中で、とにかく民間と意識を同じにして、情報を同じにしてやっていくことが大事だと思うんですね。

それが、何回も言いますけれども、くどいようなんですけれども、これからこの町がどうやってやっていけるか、そこに重要なキーワードがあると思うんですよ。その辺を含めて、町のほうで、くどくてごめんなさいね、本当に心配していますので、その辺の中で、今言った民間との、NPOも含めて、民間とやっていくことに関しては、この町の経済であるとか、それもつながっていきますので、その辺はどうですか。やっぱりそういう考え方は持っていたきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃるとおり、町がやっぱり個人の財産にどうこうという話はなかなか難しい話ではございますが、そういった民間の方が協力していただきながら空き家を減らしていくというのは、非常に重要なことかと思えます。

先ほど来申し上げており、空き家協議会の中で、司法書士会の方に入っている中で、そういった民間というか団体の中で、そういった空き家に関する協定を結んだ中で、司法書士さんで、今回、相談会をやっていたという経緯もございますので、そういったことも含めて、いろんな団体さんがそういった協力をいただければ、町のほうとしてもありがたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ぜひ、前向きな方向で早急に進めてください。早急にということでは、吉田町は遅いです。決定的に遅いです。よそと比べて。多分10年くらい違ってますから。だから、ものすごい勢いでやっていかないと、周りと調整をすることが難しくなるかもしれないですね。その中で、今言いましたけれども藤枝のゼロにサポーターが、民間の人たち、静岡のほうを含めてやっていくということですね。

私は、この空き家に対する考え方は、個々の町とか個々の市で対応するんじゃないくて、グローバル的に広い範囲でやっていくことが、ちょうど5市2町とかありますので、そういう中でやっていく必要があると思うんですね。そうすると情報の入り方も全部違ってきますので、ぜひ、その辺はうまく連絡というか、取ってもらってやっていただきたいと思いますと思うんですが、それはどうですか。そういう考え方にのって。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

広い範囲でやっていくというのはあるのかもしれませんが、ほかのNPOさんにちょっと話を伺った中で、やっぱり、そのNPOは町に指定された中で、活動範囲としてそこでやっているの、なかなかほかの市町に行くのは難しいという話を伺っています。

ですので、まずは吉田町の中で、そういったNPOとして活動していただける方があるのであれば、ぜひともそういったところをお願いできればと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私も以前NPOをつくったことがあって、やっていたことがあって、なかなか大変ですよ、報告をする。それでもやってくれる人はいるはずですよ。私も、先ほど言いましたけれども、建築士の人といろいろとちょっと調べています。調べているというか、調べているというの、彼が中心になってやってくれているんですけども、それをちょっと1回また見ていただければ、それが空き家だけではなくて、空き地も、特に大きなのが出ていますので、吉田町の傾向が、例えば3年ごとにやっていくことによって、どういう方向に進んでいくかというのを調査してほしいです。その調査に当たっては、富士市では言われたことは、富士市も田子の浦港の海岸線を、多くの人たちが住んでいて、吉田町と同じように、富士のほうは津波の心配がないと、ところが田子の浦港のほうでは、そういう

同じような状況、人口減少が起きていると、そういうことも聞いてきたんですよ。そうすると、やっぱり、僕らが、委員会が行って、いろんないい勉強をしてきましたけれども、その結果をもって、委員会だけではなくて、町の人たちと、町の職員の人たち、これが皆、どの方が担当されるか分からないわけだから、その中で言ってほしいんですよ。

町長、本当にお願いしたいのは、昔、今日、今回行って、四つの市に行きました。それでも行って感心したのは、藤枝の今、女性の課長だったかな、すごい喜々としてやってみました。それは、皆さん専属でやってますので、当然、建築家の中の何人かが同じようにやっていると思うんですけども、そういうのを見ていくと、やっぱり一緒に、今回本当に思ったことは、せっかくこれだけたくさん見て行って、そして、いろんなことが、みんな新鮮なことばかりですよ。それで、やっぱり一緒に行けるような状況があると、本当に助かるというか、いいんじゃないかと思うんですよ。その辺どうですか、以前はやっていましたよね。それは町長に聞いても大変だから、理事、どうですか、その辺。そういうのって昔やったじゃないですか。副町長は多分知らなかったですかね、そういうものの復活。要するに、効率的な復活というのは考えませんか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

恐らく、以前、今議員がおっしゃられているのは、よく常任委員会とかの視察に職員の当局がついて行ったということかと思います。

それで、ちょっとすみません、私になった時にはもう既にそうしたものはなくて、もうそうした経験ありませんが、ただ、ごめんなさい、ちょっと私のうろ覚えで申し訳ないんですが、当時は、それぞれ勉強をしていくという中で、議会の中で、やはり課題解決の視点を設けて、また行政は行政の視点で設けて、それをこうした協議、議会であるとか、そうしたところで意見をぶつけ合いながら、最終的にいい方向に、町と議会とそこをしながら町のいい方向というか対策のほうしていく、それぞれ、お互いに切磋琢磨してやっていきましょうというので、たしかなくなつたようなというのはちょっと覚えがあるんですけども、一応そうした形で、今御提案もいただいている中で、御指摘をいただいて、また町としましても課題を持っている中ですので、そうした中で、今後吉田町に合ったよりよい方向性、対策のほうを講じていければというふうに思います。

今、この時点で、一緒に行くべきかどうかというのは、ちょっと今のところでは申し上げられないということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ありがとうございます。

今後、将来的にそういうものができれば、ここに関して、4市に行った限りは、本当にみんな違った形でやっていますね。それが面白いですよ。ふるさと納税を使ってやるとかね、袋井なんかは。そうやって見ていくと、さっき副町長の言った、縦割りじゃなくて、絶対に横のつながりの中で、もうみんなつながっていますからね。やっていただきたいと思います。

それでちょっと、返答、回答をありがとうございます。

あと、空き家の補助金について、今、特定空家であるとか管理不全空家はないと言いましたよね。本当にないと認識してますか。そうやって、本当にないと思ってますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現在、台帳で、こちらが管理している中ではないというところなので、実際どうかというのは、そこまで分からない部分がありますが、基本的には今のところはないというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 以前、河原崎議員がいたときによく出てきた話が、ある地域で、草がいっぱいで危なくて近寄れないよと。間違いなく特定空家ですよ。それが今さっき言った神戸のところで一軒ありますけれども、そこはもう抜けちゃって、そして、もう一軒増えたかな、本当に誰も入っていない、ずっと入っていないです。もう2年、3年。本当によく知っている人なんですけれども。

ああいうのを見ていくと、恐らく火が出る、誰かが入って、いたずらして火が出ますよね。可能性として、本当に危ないですよ。

そのところ、吉田町のちょうどあそこは自彊小のところから、ずっと東へ広い道を越えていって、その左側のほうにあるんですけれどもね、あのサッシ屋さんの手前のところに。これを見ていくと、やばいなと思います。朽ちていくまでは、あとはまだ5年くらい、5年、10年にかかるでしょうけれども、今、もうその近辺というのは人がいる気配がないですよ。そういうところを調べていくことによって、本当にないのかというやつは、ちょっと調査していただきたいのと、それと調査していただきたいのと同時に、代執行をやる前にやっぱりそういうものに、富士市では、さっき言った担当者がそこに行って、そのお宅に夜行って、そしていろんな説得をして、そして解体するのか、それは住宅のバンクは入っているか、再建するのか、そういうものを行って説得をして、それを健全な形で平らにしていくと。実際やってますので、その辺は、そういう具体的な方法って行けば楽しいですよ、いろんなものも見えますからね、ぜひ、その辺はやってほしいと思います。

それと、やってほしいというのは、もう少し厳格に特定空家と、それと管理不全空家と、もう一つ、しっかりとしたルールをつくって、それを当てはめて自治会の人たちから見てくれる人たちに渡して、そうしてやれば、常に家にいますから、地域にいますので、必ず見えますので、そういう方法でやっぱりやってください。そうやっていただきたいと思うんですけれども、その辺どうですか。うまく利用していただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

特定空家になる前に管理不全空家というものが、今回の改正によって規定されているわけなんですけれども、まずは、そういった空き家であろうというような情報があれば、都市環境課のほうにまずお寄せいただければと思います。

都市環境課の動きとしては、その周辺住民の環境保全というのがまず第一にありますので、それをまず情報をいただいて、そこが、例えば草が出てしまっている、木の枝が出てしまっている、これが管理できてないんじゃないか、というところであれば、まず都市環境課のほうで調べて、そういった、例えば住んでいる人がいないで所有者が分からないという場合については、相続人であったりとか血縁関係者等を調べて、そちらのほうに、まずは管理

をするようにということを訴えることができますので。まずは、そこの指導がまず第一になります。

そういった中で、それが適正に行われれないということであれば、その勧告であったりとか、まずは管理不全空家への認定、その後に、それすらもなされずに、もう倒壊の危険性があるというような状態になってくると、特定空家への認定ということになってきますので、まずは動きとしては、そういった、これは空き家じゃないかという情報があれば、都市環境課のほうにお寄せいただいて、そこで担当のほうがそこを確認をして、空き家等を断定すれば、それについては対応していきたいと思いますので、そういった流れでまずは考えていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番。

○12番（山内 均議員） ぜひ、この方向は前へ進んでください。

そして、先ほど言いましたけれども、そうなった時の、吉田町にもあると思いますけれども、特定空家とか管理不全空家に近いものがあると思うんですけれども、ありますけれども、そういうものに関しての補助金、各地域、皆さん持ってますよね。その補助金というのは大きなお金じゃないんですけれども、やっぱり意識を持ってもらうためには必要ではないかなと思っていますよね。

それでその理由は、先ほど副町長が言った、佐賀県の火事。火事に関しては本当に危険性を感じますね、特に。その辺に関しては、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、空き家に関して、補助に関しての町の見解というのは、ないという見解ですか。やらないという見解ですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

町長の答弁でもございましたとおり、やらないということではなくて、やっぱり財源のこともありますし、今のところ件数も目立ってというところではないですが、やはり少しでも減らすという中で、除却したい人が後押しが欲しいというところであれば、やはりそういったものを検討していかなければいけないというふうに考えていますので、今ないということではないです。

また、町に合った補助金のほうを検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今日、資料をつけました。これですよね。これの一番右側に書いてありますけれども、これが公布が令和5年です。令和5年6月ですよね。国交省に関しては、こういうやついっぱい出てますよね。こういう次から次に。この一番、このちっちゃいそこを書いてあるでしょ、令和5年6月14日公布って。国交省のやつ見ていくと、こういうやつ、次から次に出てますよね。本当にやっぱり国がそういう危険性を感じていますので、ぜひ吉田町も、10年後、20年後を考えたときに、そういう危険性がありますので、ぜひそれはお願いをしたいと思っています。

あと、ちょっと最後に聞きますけれども、空き家の利活用です。

今、吉田町には、答弁では利活用する空き家がないと言いましたけれども、多分皆さん知

っていますかね、小糸から牧之原の話です。小糸からあそこにトンネルがありますよね。あのトンネルを下がっていった100メートルくらい右側に、古民家を利用したすごい流行っているのがあるんです。和食だと思いますけれどもね。そこがいつもいっぱいですよ。

この前、実は牧之原の奥、勝俣の奥のほうでそういう家が見つかったということで、前に、議員をやった方と一緒に見に行ったことがあったんですね。それともう一つ、牧之原市の中学校のすぐに横に、もう50年以上を超えたお医者さんがあったと。それができないかということで行ったんです。

この中で、情報として、古民家という情報は築50年以上のものを言うらしいんです。私も知らなかったですけども、それを古民家ということらしいですね。一番分かりやすいのが、島田に造られた百姓家。あるじゃないですか、移転して。あれなんかも、まさにそういうあれですよ。そうすると、吉田町でも、これからどういう方向に行くか、例えば能満寺とか、ああいうところとか、そこに持って行って、移転してもいいんだけど、そういうところでやって行って、そして静岡の知ってる人のあれはミシュランなり取っているらしいんですよ。一日一組で、何十万ですよ。外国人です。そういうのというのは、明らかにニーズがあるわけですよ。ニーズがあると思っています、私は。飛行場もあるしね。そういうのも含めて、利活用に関して町のほうでは、なかなか協議会では出ないと思いますけれども、課長のほうでのいろいろ話をしていると、知識もあるのもありますので、そういう中で、利活用に関して、これから吉田町もやって行ってほしいと思うんですね。その利活用に関しての町の考え方というのはどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

まず、利活用できる空き家がないという回答ではなくて、古民家として使えるのが、今の台帳の中ではないという話なので、一応、また、古民家というような条件で、もし空き家バンク等の登録があれば、そこは、ぜひともPRをしていきたいと思っています。

ただ実際、古民家も、ただ50年を経過するじゃなくて、古民家再生協会というところがあって、そこが規定しているのは、その50年以上経過する家で、木造軸組工法、伝統工法だったり、在来工法のお宅というふうに規定されているので、ただ単に古ければ古民家ということもあるかもしれないですが、そういった在来工法あるいは伝統工法という中で、特徴的なものがあるのであれば、そういったものはPRしていけばいいかと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 吉田町で本当に分かりやすかったのが大石邸ですよ。大石千八邸、吉田町にないと言いますが、吉田町のカネマンの建物、あれは本当に古い建物なんです。すごい、もう、何ていうんですかね、美的にもすごい。あの粋を持って。そういうのを探すとあるんですよ。

私もこうやって行って、もし、そういうのが見つかったら、また情報を出しますので、そういうものに関しても、また関心を持ってやっていただきたいと思います。

あとは、都会から移住する人たちが、本当に吉田町って港もあるし、作物は何でも取れちゃうし、そうしていくと、これ需要としては私はあると思っています。その需要の仕方は、北区よりも住吉のほうは圧倒的に多いと思いますよね。

それで、今、古民家といっても50年ですよ。今、私の家がもう30年、35年。あと15年が過ぎたら古民家ですよ。

要するに、古民家というのは、今じゃなくてやっぱりこれからいっぱい出てきますので、それを目標にした古民家の活用、そして、そのやつの中に人を呼び込むような状況も、この古民家には持っていますので、ぜひその辺も認識をして、そして情報をできたら取っていただきたいと思いますよね。一応はそういう中でやっています。

あとは、情報、その利用に関しては、利用の仕方は際限ありません。何でもできますので、それをうまく使っていただいて、そうしてやっていただきたいと思いますよね。今、30年たっている人も、20年たったなら古民家になりますからね。くどいようですけどもね。そういうものに関しての調査と、そういうものを調査をするような意識とかそういうものをぜひ、考えがあったらどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

担当職員が、それがさっき言った、建築年数は調べれば分かるかもしれませんが、そういった在来工法であったりとか、そういったものが伝統工法であったりとかというのは、知識があるというわけではないものですから、その辺についてはちょっと難しい部分はございますが、やっぱり古民家、見た目でもう分かるようなものについては、やはりそういったPRというのは必要かと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 先日、たまたま静岡で、県庁でそういう話があったんですね。議長も行ったと思いますけれども、県は、国もそうです、国交省もそうです、インバウンドに本当に特化していています。方向性、もう本当にそっちに向かっていますので、ぜひ、それも含めたやつを意識の中でやっていただきたいと思います。

いろいろ聞きましたけれども、こういうチャンスがありましたら、また、どこかでお聞きをしたいと思いますけれども、以上で、終了いたします。

○議長（増田剛士議員） 以上で、12番、山内 均議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時05分いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 議 員

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田昌代議員。

〔7番 蒔田昌代議員登壇〕

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田昌代です。

私は、令和8年第1回吉田町議会定例会において、事前に通告してあるとおり、子供の読書活動の推進について、教育長に質問いたします。

令和8年2月10日に開催された町政連絡会において、吉田町子ども読書活動推進計画（案）について説明がありました。

この計画の位置づけの中で、本町の最上位計画である吉田町総合計画の施策の具体化として位置づけるとともに、吉田町教育大綱の具体的方策として策定するとあります。

吉田町教育大綱の教育目標は「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」と掲げており、吉田町教育大綱の基本方針は5つあります。

基本方針1「生きる力の育成を目指す学校教育の推進」と基本方針2「心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習の推進」に関わるものだと考え、子供の読書活動の推進について、以下、質問をします。

(1) 町は保育園・幼稚園における子供の読書活動の推進や家庭における子供の読書活動の推進をどのように考え、進めていくのか。

(2) 小学校・中学校における子供の読書活動の推進のための取組は。

(3) 4校に配置されている学校司書の読書推進のための役割は。

(4) 町立図書館における地域への子供の読書活動の推進のために行っている取組は。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

山田教育長。

○教育長（山田泰巳） 子供の読書活動の推進についての御質問のうち、1点目の、町は保育園・幼稚園における子供の読書活動の推進や家庭における子供の読書活動の推進をどのように考え、進めていくのかについてお答えいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律において、子供の読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と明記されており、これを踏まえ、町全体で子供の読書活動を一層推進していくため、現在、吉田町子ども読書活動推進計画の策定に取り組んでいるところでございます。

本計画におきましては、よりよい人生を送るための力を育む有効な手段の一つである読書活動が生活の中に定着していくことを基本目標としております。年齢が上がるにつれて途切れがちとなる読書習慣を根づかせるためには、低年齢から本に触れることが大切でありますことから、家庭や保育園・幼稚園は、子供の読書活動の推進において非常に重要な場となっております。

家庭は、子供が初めに本と出会い、読書活動の基礎をつくる場となります。教育委員会では、家庭における子供の読書活動を推進するため、読書の意味や読書を通じた親子間の絆づくりの重要性について乳幼児のいる御家庭にお伝えしながら、読書に親しむ環境づくりに取り組んでまいります。

具体的には、町立図書館のみならず、保健センターなどと連携し、ブックスタートやおはなし会などの取組を通じて、本と出会うきっかけを創出し、親子で読書を楽しむ場を提供しつつ、読書に関する啓発活動を行ってまいります。

保育園・幼稚園は、集団生活の中で子供が言葉や物語に親しむことで共感力や社会性を養い、好奇心や想像力を育む場となります。各保育園・幼稚園では、絵本を身近に感じられる環境づくりや読み聞かせのほか、日常の様々な活動や遊びを通した読書活動を行っております。町立図書館では、園の求めに応じたブックリストや資料の提供、啓発活動などの取組を通じて、保育園・幼稚園におけるさらなる読書活動の推進に貢献してまいります。

次に、2点目の、小学校・中学校における子供の読書活動の推進のための取組はについてお答えいたします。

小学校・中学校における子供の読書活動の推進につきましては、児童・生徒が日常的に読書に親しむ機会を確保し、読書習慣の形成・定着を図ることを基本として各校の教育活動の中で計画的に取り組んでおります。

具体的には、各校において週1回から2回程度の朝読書や読み聞かせを実施し、読書に向かう日常的なリズムを整えるとともに、図書委員会や教職員によるおすすめ本の紹介などにより、児童・生徒が本と出会う機会の拡充を図っております。

また、教科の学習との関連では、国語科において本に親しむ単元を実施し、読むことの楽しさに加え、目的に応じて読むことや内容の要点を捉えることなど、読む力の育成を図るとともに、学年の発達段階に応じて、読んだ内容をまとめたり、紹介文として表現したり、互いに本を紹介し合ったりする活動を通じて、日常の読書習慣にもつながるよう取り組んでおります。

今後につきましても、これらの取組を継続・充実させるとともに、学校図書館の利活用を推進し、授業や探究的な学習などとも結びつけながら、児童・生徒の学びの基盤としての読書活動が着実に根づくよう各校の取組を支援してまいります。

次に、3点目の、4校に配置されている学校司書の読書活動推進のための役割はについてお答えいたします。

学校司書の役割につきましては、専門性を生かして学校図書館の環境整備を行うとともに、学校図書館を児童・生徒の調べ学習などの学習活動を支援する学習・情報センターとして機能するよう整えることにあります。

具体的には、蔵書の管理や本の配置、掲示や展示などを行い、児童・生徒が本に出会いやすく、利用しやすい学校図書館づくりを進めるとともに、授業内容に応じた図書の選定や準備、関連資料の提示、ブックトークなどを通じて、司書教諭や学級担任等と連携しながら授業を支援しております。

また、学校の図書委員会活動などの運営を支援し、児童・生徒が安心して過ごせる居場所としての図書館環境の充実に努めるとともに、家庭や地域、町立図書館などと連携し、読書に関する情報提供を行い、読書活動の推進に向けた体制づくりを進めております。

最後に、4点目の、町立図書館における地域への子供の読書活動の推進のために行っている取組はについてお答えいたします。

町立図書館は、平成11年の開館以降、子供たちの読書活動に関する様々な支援を行っております。乳幼児・児童向けの資料は、絵本や紙芝居を含め約3万8,000冊を所蔵しており、

児童図書フロアでは、企画展示に工夫を凝らしながら、明るく居心地のよい環境づくりに努めております。

具体的な取組といたしましては、児童図書フロアのおはなし室で、月に4回行っているおはなし会や、町立図書館に足を運んでいただくためのきっかけづくりとして、こども映画会などの親子で楽しめるイベントを定期的に開催しております。このような取組につきましては、毎月、広報よしだ内に掲載している「としょかんだより」や町公式LINEなどを活用し、町民の皆様に情報を発信しております。

また、読書バリアフリーに関する取組といたしまして、点字絵本や字の大きな本など、様々な種類の本を集めた「りんごの棚」を設置しております。

加えて、町内小・中学校に向けて、授業で使用する本などを貸し出す団体貸出しや、図書館を身近に感じていただけるよう、施設見学や職場体験の受入れを行ったり、放課後児童クラブや子育て支援センターに向けて、町立図書館が選書した本を定期的に貸し出す配送貸出しを行ったりして読書活動推進の支援をしております。

今後は、吉田町子ども読書活動推進計画に基づき、町立図書館が中心となって、子供に係る団体や施設と連携しながら子供の読書活動を一層推進し、心豊かに学び続ける生涯学習の場としての役割を担ってまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

御答弁いただきました。

まず、再質問ですが、1について、1の、町は保育園・幼稚園における子供の読書活動の推進や家庭における子供の読書活動の推進をどのように考えているかということで、その回答の中で、家庭は子供が初めに本と出会い、読書活動の基礎を作る場となりますということで、具体的な取組としてブックスタートというのがあります。そのブックスタートについてなんですが、このブックスタートを調べると、乳幼児7か月の健診の時に、機会を通じてブックスタートを行っていて、本と触れ合う一番最初の間というの、大体7か月ぐらいから本に興味を出してくるので、その7か月ということをやっているというふうに思っております。

父親・母親とも、親子のコミュニケーションを取るためにも、町でもコミュニケーションを図りながら本にも触れ合って、家庭内の読み聞かせというのを推進してもらいたいと思っております。

この発達に応じたブックリストというのも制作していると思いますが、家庭での読み聞かせや選書選びの支援に対して、最初にブックスタートをした後の、ファーストブックといいますけれども、それを配本後、その後、どういう支援をしていっているのかということをお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

まずは、ファーストブックをやりました。それをやって、いろいろ、どういう状況でやっているのか。終わったら、それで終わりなのか。その後のフォローが必要じゃないかと思いますが、その支援というのはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

今、議員から質問がありましたこのブックスタートについては、議員がおっしゃったとおりの内容を実施しているもので、その後、渡したものに対してというフォローというか、についてのどうなったかという支援は、特にしていません。そういうことになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

じゃ、ファーストブックを配本後に、お母さんとか親からどういった声が聞こえてくるのかということはあるのでしょうか。ブックスタートに対してどういった意見が出てくるのかということは把握しているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

このブックスタートをやることによって、乳幼児、それこそ子ども読書については、乳幼児からの取組がすごく重要になってくるものと考えております。

その中で、意見としては、この事業をやることはすごくありがたい、時間がない中でのということで意見が出ているということは聞いております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

では、保護者への本の、実際ちっちゃいお子さんがいて、啓発絵本の貸出しとか、家庭で読み聞かせを推進してもらうための、読書習慣の家庭での定着を図るため、早いうちにそれをやっていたほうがいいと私は思うので、その読書習慣の定着を図ることについて、町はどのように啓発をしているのか、どういったことを保護者のほうに伝えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

答弁にもちょっと一部あったんですけども、さっき言ったブックリストは保健センターでやっているものにはなるんですけども、あと、児童館や子育て支援センターなどとも連携して、本の利用しているものをやっていくものになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

ちょっと方向変わりますが、ブックスタートに関してなんですが、吉田町にはやっぱり外国の方もいらっしゃるんですが、その方についてのブックスタートというのは、町民と同じくブックスタートをされているのか、そういった状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

外国人の子供たちに対する、このブックスタートでの支援についてですが、本日はちょっと状況を今把握できていない部分がありますので、確認をしたいと思います。すいません。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

町立図書館には外国の絵本とかもあるので、その本のリストというのがあって、その中からその年齢に向けた本のリストを、多分ブックスタートのときに、図書館の図書館員さんが説明してくれているんだと思います。

そのブックスタートの後に、小さいときに、やっぱりどれくらい本に、親が子供と一緒に本を通してつながりを持つかというのが大事だと思うんですけども、一番本当に、次に大事なのは、まず最初は親のとっかかりだけれども、親はどうしても忙しくて、なかなかできないということがあります。ですが、子供がだんだん大きくなっていって、本を選んでくるという相談をするのに、そういった相談を受けてくれる場所というのは、町としてはどこにお願いに、相談すればいいのかという。相談するとき、その場所はこういったあれがあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

図書の、選書なり相談窓口という点では、例えば図書館に行った場合には、レファレンスコーナーを活用して相談にすることもできますし、図書に関わる者の相談であれば、例えば、図書館に相談に来た上で、吉田町にも県で登録している子ども読書アドバイザーという方がいらっしゃいます。その方たちに連絡を取ることもできて、例えば、学年というか年齢に応じた選書とか、どういうふうに子供の読書の習慣づけをするためにやるかということの相談も、アドバイザーは今、相談に載ってくれるので、その辺、取りあえず図書館に連絡をいただければアドバイザーをつなぐこともできますし、選書だけであれば、レファレンスコーナーとかでも活用していただければ対応することができるようになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

今、子ども読書アドバイザーさんが図書館にいらっしゃるということだったんですが、その方は、常時、図書館の職員さんの中で、もうその方がいらっしゃるということよろしいんですか。図書館員さんの中にはその方が1人いて、そういう資格を持っている方が図書館の中にはいるということよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

今言ったアドバイザーと言ったのは、静岡県子ども読書アドバイザーという認定された方が町内に3名いらっしゃいまして、その方は常時図書館に在るわけではないです。相談に来たときに、図書館が事務局という窓口になった上でアドバイザーにつないで、読書に関する対応というか、あと相談に乗ったり、選書したりというところ辺り相談に乗ってくれるので、そこをつなぐものにもなります。

また、繰り返しになりますけれども、図書館には、当然司書がいらっしゃいますので、レファレンスコーナーで、こういう本をちょっと探しているんだけどということもあれば、レファレンスコーナーで対応することもできるものになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

では、次に、2点目の質問に行きたいと思います。

小・中学校における子供の読書活動の推進のための取組はということでお聞きしましたが、これ、コロナ前とコロナ後の変化というのはありますでしょうか。どうでしょうか。特に小・中学校の朝読書とか読み聞かせとかというのもあると思いますが、コロナの前とコロナの後、この朝の読書と読み聞かせ等の行事に変化というのはあったんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員御質問の、学校における朝読書、読み聞かせがコロナ前と現状で変化があったということで、申し訳ございませんが、コロナ前の状況が、ちょっと私のほうで把握してございませんので、現状をお伝えしますと、当然、コロナ前にも実施していたことと思いますが、今でも朝読書、読み聞かせは実施のほうをしています。

各学校で頻度とか、やり方が異なるんですけれども、基本的には、朝読書は各小学校・中学校でも定期的に、特に朝活動の時間を利用してやっているという現状がございますし、読み聞かせにつきましても、どの学校でもちょっと頻度はばらつきございますが、継続してやらせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

教科の学習との関連で、国語科において本に親しむ単元を実施し、読むことの楽しさに加えて、目的に応じて読むことや内容の要点を捉えることなど、読む力の育成を図るとともに、学年の発達段階に応じて読んだ内容をまとめたり、紹介文として表現したり、互いに本を紹介し合っている活動を通じて、日常の読書習慣にもつながるように取り組んでいます。これは、お互いに紹介し合ったりするという、その活動というのは、国語の授業内で行われるものであるんですね。実際に、お互い読んだり、これこそブックトークしたりとか、国語教科の内ですると思うんですが、これを通じて、担任としても、先生側としても、やはり子供たちの成長を、やり取りを見て、こういった気持ちを抱くのかなというふうに思うんですが、そういったところはどうか。先生の意見とかは聞いたことはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

特に読書関連がある各教科、特に国語科になると思うんですが、そういうところでは、当然、司書教諭の方と学校司書と連携を取って、効果的なことをいろいろやられているかと思っています。

当然、その中で先生方にも共有されますので、これは当然、意義のあることだということで、共有されていると思うんですが、例えば先日、住吉小学校の図書館に行ったんですけれども、入りますと図書カードというのがございます。それは、各子供が読んだ本の感想とか、まず、読んだ本のリストが書いてあって、その感想とかもそこに置いてあります。本の紹介とかも展示してあったり、また、廊下のほうにもそういった展示をしているということで、教員に限らず、ほかの児童も見られるようなことで、読書に関する啓発を行っているという

ような状況を確認してございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

次に3点目の、4校に配置されている学校司書の読書活動推進のための役割はについてお聞きしたいと思います。

学校司書さんというのは、それこそTCPトリビンスプランの中で、子供の「確かな学力」を保障する環境づくりの中に、学校司書による支援というふうに書いてあって、ここに書かれるので、やっぱり学校司書さんの役割というのは、すごく大きいものがあるんじゃないかと私は思います。

専門性を生かして、学校図書館の環境整備を行うのももちろんなんですけれども、本当にいろんな情報を持っていらっしゃるので、子供が司書さんに相談に行けば、司書さんが的確な答えをしてくださるので、すごく頼もしいなと思います。

実際、私も読み聞かせのボランティアをやっているんですが、自分が興味があって買ってきた本を、この本を、子供に読み聞かせをしたいんだけど、どう思いますかというのをすると、やっぱり司書さん、読んでいただいて、アドバイスいただくんですよね。これは、この内容についてはどこの学年で読んだほうがいい、これは、またというのはもちろんなんですけれども、この本と似たような本、同じ内容の本でまた違った目線で出た本を見比べて、こういうことが読み聞かせでもできますよということで、学年に応じてできますよという、そういったアドバイスをいただくことがあります。すごく、学校司書さんというのは、とても頼りがいがあるという方だと思います。

また、司書さん自身も、自分の思っている学校に対する、子供たちに対する思いがあって、それを持ちながら子供たちに本を紹介したり、この学校の子供はどういうことになってもらいたいかなということを思いながら図書館のお仕事、本の紹介だとかいろいろされています。

本当に、蔵書の管理とか、本の配置とかも一生懸命されていて、それこそ、2月10日に報告にいただいた案の中の写真を見ると、どこもすっきりしているなというふうに思います。まして、子供用にできてはいるんだけど大人がかがんでも取りやすい位置、大きい図書館になってしまうと、大人がかがんで取りにくいところもあるんですが、そういったいろんなことが図書館というのは配慮が必要、配慮がしてあって、すごく学校の図書館とか、町の図書館もそうですが、いい図書館だなというふうに、吉田町の図書館はいい図書館だなというふうに、私は思っております。

まず最初に、この学校図書館の館長さんというんですか、私は図書館となっていますけれども、図書室と思っているんですが、室長さんというのは誰になるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

学校図書館の管理は学校司書さんがやっていますけれども、館長として言うのであれば、管理職である校長と思われれます。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

学校司書さんのほかに、司書教諭という方もいらっしゃいます。司書教諭と学校司書さん

と一緒に連携しながら、この図書館の運営だとか、子供への本の紹介だとかをされていると思いますが、その司書さんや司書教諭や学校司書の様子を見て、校長とかほかの職員はどう感じているかというのは、ちょっと町は把握して、どういう状況で動いているかとか、校長先生が館長なんです、どういう働きをしているかというような意見とかというのは聞いたことがありますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

それこそ、これはどの学校でも実施していただいていることなんです、学校司書さん、非常にやはり熱意を持ってやっていただいている中で、毎日、日誌というのを、かなり毎日の貸出し数であったり、思ったこと、こういう子がこういうことをしてくれたよとか、そういうかなり細かいのを、毎日、日誌つけてくれています。

それをまず学校内、当然、校長先生まで確認して、今の時代ですから、判こも打って、それが教育委員会のほうに、月1回、一月まとめたのが来ます。それも教育委員会の職員のほう、教育長まで確認して、お返ししているんですが、やはりそれ、私どもも拝見させていただいていますけれども、それを見ますと、毎日の司書さんのことについて、校長先生がそこにコメントを書いたりしていらっしゃるのもよく見かけますので、非常にそこはやっていることも理解していますし、熱意を持ってやっていただけているんじゃないかというふうに感じてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

次に、4番目の質問についてですね。

町立図書館における地域への子供の読書活動の推進のために行っている取組はということでお聞きしましたが、いろいろフロアでおはなし会、児童図書フロアでおはなし会とかやっていてということをお聞きしましたが、答えていただきましたが、その中で、以前は児童フロアのところに司書さん、図書館員さんがいたと思うんですけれども、たまたま私が行った時間が、午後に行くんですけれども、いないのかもしれないんですが、現在、私は児童書のところに司書さんが、図書館員さんがいなくて、ちょっとサービス、やり取りをする、本を探したい、本のことで聞きたいというときに、その児童書のところに専門の人が、図書館員さんがいないんですけれども、これは、中で、どういった人の配置というか、時間的にやっているのか、いる時間、いない時間があるのか、ずっといなくて全部一括して中央のほうの図書館員さんでやっているのか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

今の図書館の運用の中では、原則的には、メインのほうが主になっている部分はあります。ただ、ずっといないというわけではなくて、ちょっと時間が定かではないんですけれども、そちらに時間もあります。

運用の中で、その辺が、細かいところが、何時から何時までとかというのは、ちょっと今、把握はしていないんですけれども、そちらにもいることは、ずっとではないんですけれども、時間帯によっているような形になっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7 番、蒔田議員。

○7 番（蒔田昌代議員） 7 番、蒔田です。

私は、土日はずっというて、たまたま平日はいないだけなのかなというふうになんて解釈しちゃったんですけども、やっぱり本の相談をしたいという方がいらっしゃるんで、その時は、それこそ窓口に行って、そこで対応してくれるものだと私は思っているんですが、だけれども、そこで対応はしてくれるんですよね、本に関して。中央のほうで、何人か司書さんいるんですけども。なかなか、ちょっと皆さん、どういうふうな、相談している人もあんまりいないみたいだから、どうしたものなのかな、どうしたらいいんだろうというふうになんて思っているのがあって、そここのところ、もう少し、そういった相談がある方に対して、誰に相談していいのかというような、ちょっと工夫というか、しやすい環境というのをちょっとつくってもらいたいと思うんですが、今の状況だと、それはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

今、議員がおっしゃっているメインのほうにレファレンスコーナーが、入り口側ではなくて奥側にはなるんですけども、あります。ただ、ここのレファレンスコーナーの、今回の中でも話が出たんですけども、レファレンスコーナーをもうちょっとPRというか、活用してもらって、図書館に行って、レファレンスコーナーに行けば相談に乗ってくれるという体制も充実というか、PRしていく必要があるということで共有認識したので、現時点だと、レファレンスコーナーがあるんですけども、そこでどうしていいかということも、分りにくいとは言わないんですけども、明確になっているんですけども、そこら辺はもっとPRして、どういうためにこのレファレンスコーナーがあるということも進めていきたい。

また、小学校で探求とかもやっているんで、図書館に行って、レファレンスコーナーに聞けば、探求についても学べるとかということもそこら辺の相談ができるようなことも進めていければと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7 番、蒔田議員。

○7 番（蒔田昌代議員） 7 番、蒔田です。

今、レファレンスコーナーがあるということで、ちょっと私も認識不足でしたが、そういう場所があるということが分かったので、そのPRをぜひやっていただきたいと思います。

やはり、過去に図書館で借りた本をもう1回、それも何年も前、7年くらい前の本を借りたくて、あそこ場所にあったからあるかなと思ったら、配置が変わっていて、じゃ、その本はどこにあるんですかとなると、やっぱり検索しましょうと言われて、あるんですけども、検索も。でも、こういう感じの本というだけで、実際に本の名前は分かんないし、作者も覚えてないし、でも、こういう感じの本、こういうことについて書いてある本が、あそここの棚にあったんですというので、それを一生懸命、どの分類になるかもちょっと忘れてしまったので、何か図書館の中をうろうろしたことがあります。

なので、そういったレファレンスコーナーは、皆さんの過去に借りた本をまた探すお手伝いをするというようなことも含めて、ぜひPRしていただきたいと思います。

あと、町内の各小・中学校には、読み聞かせボランティアの団体があると思います。その団体が、子供の読書活動の推進のために、やっぱりそういったボランティアの団体が、各団体に、小学校にいて、読み聞かせをやっておりますが、その団体が、多くの本を長い間貸し出す、団体貸出しというのがあるんですけども、この団体貸出しについて、大体、把握している、何団体ぐらいあって、貸出ししている事実というのは、数ですね、それは把握していますか。どのぐらい数があるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

数の数値は、すみません、分からないんですけども、学校に貸出ししているもの、あと、放課後児童クラブに貸出ししているもの、子供ではないんですけども、高齢の施設とかにでも団体貸出しをしているので、今回の計画の中でも、団体貸出しのところも、もっと利用してもらうような形で拡充していくということも議論の中では出ていました。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

その団体貸出しについてなんですけれども、町立図書館の団体利用カードというのが、多分、その団体には配付されていると思います。ずっと前からこの団体カードというのがあるんですけども、これなんですけれども、利用団体の貸出しの際に、いろいろ制限とか、借りる冊数だとか、貸出し期間とかというのが書いてあるんですけども、制限がいろいろあるので、もう少し制限を緩和してもらって、もう少し団体貸出し、各小・中学校に、特にボランティアの団体の方がいらっしゃるので、その方たちから聞くと、非常にこの団体利用のカードが、小・中学校のボランティアの人からすると、すごい分かりにくいし、煩雑でなかなか利用しにくいもんだから、これを、冊数だとか、期限とかを、借りるための手順とかというのをもう少し見直してもらえないかという声がよく聞かれます。

町としても、大事な書籍を貸出しするので、やっぱり誰に貸した、いつ貸したというので、確認作業というのになっていると思いますが、このカードに対して、団体利用に対して、特に意見とか、そういうことは聞いたことはありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

自分が把握しているものは特にはないんですけども、今回、先ほども言った中で、団体貸出しの、議員がおっしゃっている条件なのかというところ辺については、団体貸出しについて、もっと拡充して、今までのルールの中をちょっと改正してということは今後検討していくということで、内容を変えるということは聞いております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

それこそ、吉田町図書館協議会というのが図書館の中であって、図書館の運営状況や諸課題を共有していると思うんですけども、そこで課題となることは、どんなことがあるかということは聞いていますか。また、どのようなものがあるのかというのは。

○議長（増田剛士議員） 今の質問の視点はどこにありますか。

○7番（蒔田昌代議員） 分かりました。じゃ、今の質問は取り消します。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

本当に、先ほどの団体利用カードについてなんですが、これ、子供の読書活動というか、ボランティアさんが、子供の本に親しんでもらうために本を借りたいということで、大型絵本とか、本当に紙芝居だとか、そういったのを借りられるような内容になっています。

ですが、なかなかハードルが高い。これじゃ、ちょっと借りられないよと。冊数の制限だったり、これが1年に何回できるのかとか、そういったのも明確にないので、その都度できるのか、そういったことを明確にしたものにして、もう少し使いやすいものにしていただきたいと思います。

こちらのほうは検討していただけるということなので、これが、今後の子供の読書活動にもつながっていくものだとは私は思っておりますので、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 答弁を求めますか。

○7番（蒔田昌代議員） 検討していただくということをおっしゃっていただいたので、答弁は要らないです。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

確かな学力の定着事業費として図書費がついておりまして、小学校を児童1人当たり500円で、中学校は1人800円だったかな、金額ちょっと忘れちゃったんですけども、ついていきます。

今、物価高で、絵本1冊買うと1,500円以上するんですが、これが3人で1人買えるかというところなんです。今の物価高に対して、今後、子供の読書の活動のために、十分に町は確保されていると思いますが、物価高に対するための1人当たりの単位を見直すという考えというのはあるんでしょうか。あってもいいかなと思うので、そういった予算を、1人当たり幾らというふうに予算を決めるというのは、どこで決められているのかというようなことをお聞きしたいです。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられますように、図書費としましては、現在、各学校の維持管理費の中の需用費で計上のほうをさせていただいております。いつからかというのはちょっとあれですが、以前から単価に児童数をかけたという算出のほうをさせていただいております。今年度もそうですし、来年度も、今、そのような形で予算のほうは要求させていただいているような形でございます。

ですから、今のところこの考えには変更はないんですが、先日、ちょっと司書さんとお話しする中でも、ちょっと物価高というお話には至らなかったんですが、やはり更新したい図書というのは多くもなっているというものですから、この図書費については、また、もっと現状を確認して、今後検討していくものの一つとは捉えているんですが、現時点では、今までと同じような考え方で計上のほうをさせていただいているという状況になります。

以上でございます。

○7番（蒔田昌代議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

私、この2026年1月3日に、ずっと放置してあった、面白いよといって言われた文庫本を、ずっと放置してあったのを読みました。読むところという場合、みんな前から、最初から読んじゃうと思うんですけども、私、それをちょっと途中から読んで、最後また戻ったという感じなんですけど、やはり本を読んでいくと、何が、本当に想像力というのがすごく大事ななというふうに思います。本を読むことで読解力を上げていくのも、もちろんそうですけども、やっぱり想像力というのは、今後の学習の点でもすごく大事ななというふうに思っております。

今、ICTで1人1台端末あって、一応、本を読むのも、そういったので読めるんですけども、あと調べるのも、そこで調べることもできるんですが、本と触れ合って、本を見て、やっぱり世界が違うのが広がってきて、また、簡単に調べられないかもしれないけれども、やはり調べていくうちに、こんなこともあったんだ、あんなこともあったんだというのが分かってくるので、本の検索、調べ物を学習をするとかそういうのにも、ぜひ子供の本に触れ合う機会を増やして、本から学ぶことという機会を、ぜひ学校の側でも増やしてもらいたいなと思います。

そのためには、やはり学校の先生方とか、司書さんとかの力が必要となってくると思うので、その学校の司書さんを有効利用して、子供の学習、本の学びや子供の読書の推進を図ってってもらいたいなとお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、7番、蒔田昌代議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時54分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

本日は4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

本日は初めに、第12号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行い、続いて、特別会計並びに企業会計の補正予算及び当初予算に関する議案の質疑を行います。

なお、特別会計及び企業会計の補正予算及び当初予算に関する議案の質疑につきましては、総務文教常任委員会の所管課に係る議案の質疑を先に行い、続けて、産業建設常任委員会の所管課に係る議案の質疑を、それぞれ議案番号順に行います。

途中、説明員の入替えを行い、進めさせていただきますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、お願いします。

また、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力お願いします。

◎第12号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第1、第12号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これから、第12号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

それでは、初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

総務費の中で、出納管理事務費ということで900万円が減額に。

○議長（増田剛士議員） ページをお願いします。

○8番（大石 巖議員） すみません。16ページです。

なっておりますが、説明では指定金融機関ということで、J Aハイナンについて、その出納の扱う契約についてJ Aのほうからは、管理事務費については要らないというような話があったということなんですが、指定金融機関というのは、町と金融機関との間で何年間ということと契約をしているはずなんですが、その契約の中でこういうことがあるのかどうか伺いたいんですが、どうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 会計管理者兼会計課長、岸端準成君。

○会計管理者兼会計課長（岸端準成） 会計課でございます。

指定金融機関との契約というところでございますけれども、指定金融機関の間で振込手数料のところについては、特に契約の中でうたっているというのではなく、当然、例えば、我々一般なところで、例えば、窓口に行ったときにある特定の口座に振り込むときに、振込手数料のかかるように、公のものにつきましても振込手数料が発生しているという状況でありますけれども、こちらについて今回、ハイナン農協のほうから、今年度については請求のほうをしないという申出がございましたので、今回、減額の補正を行っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

普通、考えますと、そうしたお金のやり取り、あるいは振り込みとか、それから窓口での人員の配置、そういうことも含めまして、やはり契約の中にはそういうことの手数料というものが、明確にはなっていないとはいっても、金額的には契約の中で入っているというふうに普通思うんですけれども、そうしたことがこれまでもあったのか、あるいはこれからもしそういうことがあれば、そういうことで手数料として払わなくてもいいのか、その辺がちょっと分からないのですが、そういう払わなくてもいいという何か、根拠、基準みたいなものがあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 岸端会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（岸端準成） 会計課でございます。

まず、指定金融機関との契約でございますけれども、こちらについては役場の窓口のところに金融機関の方が、派出で業務を行っていただくというものですけれども、その派出にかかる手数料ということで、予算では132万円計上していたかと思っておりますけれども、そういったところの契約ではございますが、例えば、個々の1件当たり幾らとか、そういったもの

については特に契約のほうを行っているものではございません。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

以上で、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり、特に質疑を許します。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 全般的な話なんですけれども、今回の補正は3億2,120万4,000円の減額ということになっています。

今年度の繰越明許、2回ぐらいやられていると思うんですが、それが4億6,286万4,000円、

この減額補正と繰越明許を合わせれば7億8,406万8,000円になります。

これに決算の繰越分というのをある程度は見込んでいるということを考えると、例年になく多い、当年度未執行額というか、ちょっと何というか分かりませんが、そういう額が多くなっていると、これはなぜ令和7年度多くなったのか、それぞれの事業に関して今回の説明では決算見込みという話と、繰越明許については、これこれこういう理由でという話は聞いてはいるんですけども、それにしてもちょっと多くなり過ぎではないかと思うんで、その辺に関して、どうして今年は多くなってしまったのかというところをちょっとお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

それぞれの事業について、御説明申し上げている決算見込み等につきまして、基本的に各それぞれの事業費が大きい中で、例えば、用地交渉がある中で、相手方と折り合いがつかないというのは、当初予算上やはり全額組まなくてはいけない中で、そこは事業の進捗によりということでしかないものですから、そういうものは、年度内はできないものは、繰越を掛けさせていただいてということで、やはりそれはやむを得ない事かと思えます。

それとあと、今回大きい中で、工事についてもやはり進捗というところで、防潮堤であるとか、ああいった大きい事業について、申告管理の中でなかなかそこがスムーズにいかなかった部分があるとか、あとは、当然入札をかけたりするものですから、その入札の最初にうちとして想定している価格と、その入札において下がった額というところの差額の大きい部分もあったりして、基本的にそういったものが多い、それとあと、今年度につきましてはあとは災害の関係があったので、そういう分で、全体を結構、被害の全体を大きく見込んだ中で、そこが下がっていると、そういったこともございまして、積み上げた中ではそれだけの金額になっているということです。やっていること自体というか、事務としてはあまり変わらないですが、その事業の大きさであるとか、今回は、台風とかもあったというのもありまして、全体こんな額になっているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） アクシデントとすれば台風、竜巻があったということはあると思うんですけども、そもそもその予算を執行するに当って、業務としては結構忙し過ぎて、なかなか手が回らないというような体制になっていないかというのをちょっと心配しているわけです。

やはり、人を投入するであれば投入して、しっかり執行していくということをやっているかなければならないと思うのですが、その辺に関しては大丈夫だということか、やはり、しっかり考えていかなきゃいかんということか、その辺はどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

事業の執行のいろいろな用地交渉であるとか、そういったところの部分とか、人が足りているか、足りていないとか、そういった部分につきましては、当然、予算を取るときにもある程度その年度それぞれでやるべきことを見ながら組んではいるものですから、足りているのか、足りていないのかと言うと、いる人員の中で最大の効果を上げてやっていくという

ことでしかちょっと今のところ言えないものですから、適正に事業のほうは執行していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これをもって、第12号議案についての質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時15分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

◎第13号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第2、第13号議案 令和7年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎第14号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第3、第14号議案 令和7年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎第15号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第4、第15号議案 令和7年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎第17号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第5、第17号議案 令和8年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎第18号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第6、第18号議案 令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 繰入金の一般会計繰入金、6ページです。

一般会計から、保険基盤安定繰入金の予算は前年度の決算額をそのまま用いているというふうに思います。

その保険基盤安定繰入金には、その保険税軽減分と保険者支援分の2種類が、令和5年と令和8年比べますと、保険税軽減分は87.6%減っています。それに対して、保険者支援分は96.1%の減少で、その減少の差が大きい。保険者支援分のほうは減りが少ないという結果になっております。

この差が生じる理由というのは何でしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田代三明町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、こちらは県のほうで算定をしております。

軽減分と支援分とございます。こちらは7割、5割、2割の低所得者の軽減措置のものとなっておりますけれども、軽減分につきましては、軽減額で算出をいたします。

一方、支援分につきましては、軽減した人数で算出するという形となっておりますので、そこで算出の方法、根拠が違うというところで、それぞれの減少幅が変わってくるというふ

うに思われます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 保険税に関しては世帯で軽減分を一般会計から繰り入れする。

それに対して、保険者分は人数でというお話だと。その今のを単純に考えると世帯数は大きく減っているけれども、人数は変わっていないということになるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

説明が申し訳ありませんでした。軽減分は金額で算出しております。支援部分は人数で算出しておりますので、それぞれ金額と人数というということで、それぞれその算出方法となっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 算出方法はそうでしょうけれども、じゃなぜ、保険税分の落ちが多くて、保険者支援分が少ないのか、そこにおいてその被保険者の状況というのは、どう変化しているからこういう現象が起こるというのをちょっと説明していただけますか。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

当然、まず被保険者数の全体が年々減少しておりますので、そもそも保険分、軽減分と支援分それぞれが減少してまいります。そういった中で、7割、5割、2割の軽減者の方のまず、各年度の割合です。被保険者全体に占める割合につきまして、ここ数年見させていただいても、そんな全体に占める割合は変わっておりません。そういった中で、減少はそれぞれ額も、人数も同じような割合で比例していくわけなんですけれども、この繰入金の差が生じているというところは、やはり算定において、当然、減少した分は減少するんですけれども、支援分につきましては、算式の中に軽減割合に応じた一定率というところと補正計数が掛かるということになっておりますので、その分、支援分につきましては若干軽減分よりも下がり幅が少なくなっているという算式になっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その補正というのは、保険税下がり分に対して、補正がかかるので、その減少が少ないという。それを一般会計から補わなければならないと。その辺のからくりがよく分からないんですが。

ちょっと言っていることが分からないかもしれないけれど。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、県のほうで算定いたしますが、県が4分の3、町が4分の1を出し合いながら、特別会計のほうに繰り入れるというものになっております。

その中で、県のほうで算定するわけなんですけれども、その算定方式としては、軽減した人数に1人当たりの単価というのがあります、それに減少しておりますので、それに、軽減割合に応じた一定率ということの補正率がかかるものとなっております。

ちょっと繰り返しになりますけれども、そういった計算の中でやって算出したものにつきまして、県が4分の3、町が4分の1を持ち出して、特別会計に繰り出すという形となっておりますというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 県支出金特別交付金、保険者努力支援分、5ページです。

県支出金の、保険者努力支援分は、令和4年度の1,510万6,000円をピークに減少しています。

令和8年度は、令和7年度に比べて135万8,000円減少しています。この要因は何なのか、どんどん今、減ってきていて、県からもらえるお金が減っていると、その辺の理由を説明願います。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

保険者努力支援分の補助金につきましては、令和7年度と令和8年度を比べますと約130万円ほど減少してはおります。

保険者努力支援につきましては、受診率や、収納率などを項目とした、取組評価分というものと、受診勧奨通知の発送を業者に委託する、特定健診委託分の取組評価分と特定健診委託分2つで構成されております。

特定健診委託分につきましては、委託料の10分の10を努力支援として交付されるものでございます。

その特定健診委託分につきましては、令和8年度から、県と市町との共同事業により、事業を実施することとなりましたので、委託料がこれまでの4分の1程度に減少、縮小されました。

その結果、前年度よりも特定健診委託分については、243万7,000円の減少となっております。

一方、取組評価分としましては、前年度より107万9,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、59歳以下の受診率向上ですとか、薬の重複投与の減少などの項目が数値が上がり評価されたものとなっております。

取組評価分でプラス100万円程度、特定健診分でマイナス240万円程度ということで、トータルで130万円ぐらいの減少となっておりますけれども、これまでの取組が評価されたというところで、実質的には100万円程度の増額となっているということとなります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 金額に関しては分かりました。

そこで特定健診委託分が減って、取組評価分が上がったと、その中で、59歳以下の受診率向上と、薬の重複投与者の減少ということなんですが、町として町民課としてこれを上げていくためにどういう施策を打ったのかということはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

やはり、例えば59歳以下の受診率につきましては、これが評価されたところでございます

けれども、27.1%が28.8%というふうにアップしてございます。これにつきましては、やはり受診勧奨、業務委託等で実施している、受診勧奨を効果的に活用していると、そういったところで受診率が上がっているというものとなっております。

また、先ほどの薬の重複投与につきましても、例年どおり、変わらずに取り組んでおるところでございますけれども、その重複投与該当者数につきましては70人が61人に減少しているとか、そういったところでこれまでの取組が実っているという形となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） この保険者努力支援というのは、おいしいお金だと思っているので、頑張れば、頑張るほど町に入ってくるお金が増えてくるとすれば、令和8年度はもっといろいろ頑張れば、その令和9年度には入ってくるお金が増えるということからすると、今後8年度にどういうところにちょっと力を入れてやっていこうというようなことに関するお考えはありますか。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

そうですね、保険者努力支援の評価分としてましては、これまで通り特定健診の受診勧奨ですとか、特定保健指導、それとか収納率、それとか重複投与者の減少というところに、これまで同様に力を入れてまいりたいと思いますけれども、特に、やはり特定健診の向上には力を入れたいと思っております。

令和8年度は、初めて、これまでもやはり要望がありました、がん検診と特定健診のセット健診というものを初めて、令和8年度から3日間ではございますけれども、榛原病院さん、あと医師会様の御協力をいただきまして実施するという事となっております。

それとか、特定健診につきましては、やはり、病院、医師の先生の都合もありますので、午前中の健診と言うのはなかなかできなかったんですけれども、令和7年度できなかったんですけれども、こちらにつきましても、令和8年度に午前中の健診というものを2回実施するという事で、特定健診を受ける環境を拡充してございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

◎第19号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第7、第19号議案 令和8年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

議案書の２ページですが、歳入のほうですけれども、後期高齢者医療保険料ということで、この保険料については、加入者の人が増えたということでの増額というような説明をいただいたわけですが、国民健康保険のほうと同様に、国のほうで子ども子育て支援金分が加算をされていると思うのですが、その説明がちょっとなかったものですから、国保会計のほうの説明の率とは違って、広域連合のほうで、県内で統一的な率、額ということでの決めがあると思うんですけれども、その辺について説明をいただきたいと思いますが。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

後期高齢者医療につきましても、子ども・子育て支援金制度が導入されますので、その分が加算されるという形となります。

こちらにつきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合のほうで県内統一して加算をするという形になっておりますが、その率等につきましては、所得割0.25%、均等割1,400円ということになっておると聞いております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ８番、大石議員。

○８番（大石 巖議員） ８番、大石です。

国保のほうとは、その点でも率、額とも違うわけですが、一般的に国保のほうから75歳になると、後期高齢者のほうに移行する人が多いと思うのですが、年金の受給者の方が多いと思うのですが、国保のほうの支払いと、後期のほうの支払い、収入のほうも多分高齢になれば減ってくるかなと思うんですけれども、その子ども・子育ての分の納付の額についての国保から後期へ移行した場合に、増えていくということはないでしょうね。これは減ることです。よろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。

議員がおっしゃるとおり、率が国民健康保険と後期高齢者で違いまして、後期高齢者のほうが低いという形になりますけれども、それは議員がおっしゃったとおり、後期高齢者医療につきましても、その加入者の方が、やはり年金生活という方が多いということで、その所得の度合いが違うというところで、率も違ってくると思っておりますし、また、国のほうで、こども家庭庁のほうで作成しております、子ども・子育て支援金に関する試算というなかで、そこもその後期高齢者医療に国として求める支援金の額も変わってきておりますので、その分、やはり後期高齢者医療のほう为国保よりも若干少ないというふうになっておりますので、その影響で変わっているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

○議長（増田剛士議員） 日程第8、第20号議案 令和8年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 介護サービス等諸費、15ページです。

この金額は、令和6年度から令和9年度までの第9期介護保険事業計画の推計値に基づいて、計上されています。

令和6年度は、計画値のまま、令和7年度は計画値プラス300万円ちょっとプラスした予算になっております。令和8年度は、その推計値プラス300、118万2,000円プラスというような形で計上されています。

それに加えて、令和6年度の決算では、執行率が93.9%で、1億1,000万円ほど予算を使わなかったという結果になっています。

また、要介護者の数というところでは、令和6年度の推計値では、1,126人でしたけれども、実際は1,087人で、推計値より40人くらい少ないという結果になっています。

その令和7年度の当初予算ということを考えれば、令和6年度の結果が出ていないので、推計値そのまま出してもいいかなとは思いますが、令和8年度の当初予算ということからすると、令和6年度の結果も出ている、令和7年度の間状況と言うのも分かると思うんですが、その推計値に従って、そのまま令和8年度も計上しているというのには、何か理由があるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

介護保険事業につきましては、議員がおっしゃるとおり、介護保険事業計画を基に、事業を進めております。

第9期につきましては、令和6年度から8年度の計画ということで、この3年間の計画期間というものは、これは介護保険事業制度の中で決まっております、毎年変更していくと、事業運営が不安定になる。そういうことから、一定期間の計画期間を3年間としましょうという介護保険制度運営上のルールがございますので、推計値につきましては、その3年間で見越した推計値を使いまして、予算は立てていくという形になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 正直言うと、8年度がどうのこうのという話ではなくて、令和8年度、その第10期となる令和9年から11年までの計画を立てることになると思うんですが、そうしたときに、令和5年度に第9期の推計を出していると思うんですが、そこが、推計がちょっと違ったことによって、令和6年度の差が生じてきたのか、いやいや令和7年度、8年度は推計どおり増加していますよという話なのか、それは、我々は分からないわけです、データを持っていないので。だから、そうことからして、その令和5年度に推計して、今度は令和8年度に推計するわけですよ。その推計をしっかりとやってもらうということをお願いしたいというのは、結局その推計値が上振れすれば、その保険料も上振れするわけですよ。だから、そういうことを考えて町民の皆さんのために、しっかりと、調査、推計

やって、令和9年度の保険料というを決めていただきたいと思うので、令和8年度はいないかもしれませんが、しっかりと伝えてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

3年間の介護保険事業計画を策定する際には、上振れといいますか、過去の人口推計から介護認定の状況を見まして、その3年間の介護給付費がどのくらい必要かということをも、見込みを立てるわけですが、そこが少なく見込んでしまった場合は、介護保険制度運営自体が経費が不足してしまうという事態がおきますので、どうしても今までの人口の高齢化の状況であったりとか、認定者数の状況を見ながら、不足することがないように、まずは立てるといふ必要がございます。

その中で、保険料をどのようにしていくかというところにつきましては、しっかりデータを見まして、まず推計を立てる、それから当然、基金の活用をどのように考えるかといった、毎回、同じ作業を慎重に行いますので、今回、令和5年度に6年度から8年度の計画を立てたときに、やはり介護度が高い方の割合が増えているとか、1人当たりの給付費が伸びが見られておりましたので、そこを見込んで、今回の計画は策定しております。

ですので、8年度につきましても、今期どうであったか、その前からの伸びはどうであったか、あと国の策定の方針も示されますので、それを見越して2040年度までの長期の状況を見ながら計画を策定してまいりますので、しっかりと担当課長が行っていくということになりますので。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時43分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

◎第21号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第9、第21号議案 令和8年度吉田町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎第22号議案の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第10、第22号議案 令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

企業債の現在高と、それから今後の状況について伺いたいと思いますが、予算の中で債務負担ということで、浄化センターの設備が、更新工事です、大分大きな金額ということで、今やられているわけですが、約9億の債務負担となっております。

その中で、起債のほうは令和6年度末でみますと、これは参考資料のナンバー10の2の2ページになりますけれども、令和6年度末でいきますと約45億、それから令和7年度末でいくと約47億から令和8年度末でいきますと約48億というようなことで、年々こうした起債の残額も増えていっています。

そこで伺いたいのですが、浄化センターの設備の更新については、これは経過年数もありますので、やむを得ない工事だというふうに思いますが、今後、こうした経費が継続的にかさむとなると、やはり下水道料金の値上げのこともありますし、それからやはり各町民への負担が、これでこうしたことでの経費の増加で負担が増すのではないかなという心配がありますが、今後のこうした設備の更新、あるいはこうした起債の増加について、今後どういうふうにこれを減らしていくのか、そうした計画について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田宏一上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

設備の更新等をしていくことで、今後企業債残高が増えていくんではないかと、負担が増えていくんではないかという御質問ですが、耐用年数とおりに今ある設備、施設を更新していけば、当然、以前建設したときと同じようにお金はかかってまいります。そうならないように、今後の更新費用はできるだけ平準化、先延ばしできるものは先延ばしして、使えるものは一部手直しして、使えるようにというのが、今のストックマネジメント計画でございまして、現在やっている汚泥処理設備一式についても、ただいまお話しいただいた、今後の債務負担9億円というものについても、今一時的にかかりますけれども、これは耐用年数15年のものを30年使っておりましたので、必要なものということで変えてまいりますけれども、今後の更新費用が平準化するようにストックマネジメントの中でやっておりますので、極端には増えていかないことをやっております。

管渠の新しい更新ももうやめておりますので、これからは今ある施設をできるだけ延伸化、

延命化して更新していくということに切り替えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

施設の老朽化、それから長寿命化、そうした点については、十分しっかりやっていく必要があると思いますが、そうした経費の増加、起債の残額に対する償還については、どうしても受益者負担ということで、下水道料金に跳ね返ってくるのではないかと思います。

そういった点では、ぜひそうした受益者負担が増えないように、抑えるためにもう少し今後の経費といいますか、収支計画について、負担が減るような計画、そういうものをぜひ、示していただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

本来の企業会計の在り方而言えば、今、議員がおっしゃったように、更新にかかる費用であっても、利用者の負担すべきではないかと、利用料に跳ね返るとすることは、企業会計の本来の在り方ではあります。

ただいま吉田町はじめ、多くの下水道事業が、事業それができておりません。

今、利用者の皆さんに御負担をいただいているのは、汚水処理、浄化センターで汚水を処理している処理費用であって、しかも吉田町の場合はその一部であります。六十何%の御負担をいただいているということでもあります。ほかは税金を投じて、要は繰入金で賄っているということでもあります。

町民の皆様からの税金で、更新費用、企債の償還を賄っているということでは、町民への負担ということでは変わりはないわけですが、今の吉田町の考え方では、料金の改定の在り方の考えでは、汚水処理の維持費、これを利用者の皆さんに負担していただくようにという目線でやっておりますので、更新費用がすなわちそのまま利用料の、下水道の使用料の値上げに跳ね返るとすることは、今のところではないということでもあります。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内 均議員。

○12番（山内 均議員） 資料のこの地図ありますよね、これの内容でちょっと説明します。

実際には、新規のやつはこれからストップしていくということですが、この中で、1番下に表の中にあります、3、4、5、ストックマネジメントの中でできるだけ合理的な方法でやっていただいていると思うんですが、ちょっと確認したいのは、これからこれがもうローテーションとしてすると変わっていきますと。その中で、これでちょっとだんだん心配をするんですが、一つはこのそれぞれの3、4、5、このストックマネジメントの中でどのくらいの耐用年数の中で、吉田町はどこまで頑張ってそれを延ばしてくれているかという時代的な、年齢的な予定と今まで延ばした、どういう形で頑張ったという、それとそれが何年くらい変わりますかということで聞きたいんですが。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

はっきりとした数字はお答えできない、申し訳ないのですが、ストックマネジメント計画では、例えば、下水道の施設などは耐用年数60年、機械ものは15年、電気ものは15年、管渠

はコンクリート製のものとか塩ビ製のものとか確か違いがあったと思いますが、耐用年数60年、50年とかという中でやっております。

これを耐用年数が来たから替える、来たから替えるというようなやり方でやっていくのと、このストックマネジメントを導入してやっていくのでは、この50年間で120億円浮くというような全体像の中でやっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ちょっと聞きたかった、具体的に聞きます。

例えば、その設備の更新、3番です。これは、もともとその脱水設備の更新、このそのものが、どのくらいの耐用年数、もともとその設計耐用年数というのはどのくらいなんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

③の汚泥脱水設備の更新工事、この汚泥の脱水設備でございますが、汚泥脱水をするための、ユニットになっておりますので、いろいろな機械があるのですが、20品目の28機種くらいあったと思いますが、機械ものというのは15年の耐用年数です。

これを動かすための、動かしたり制御するための電気もあります。電気も同じく15年であります。設置から既にもう30年使っています。耐用年数の倍使っておりまして、かなり老朽化もしておりますので、このタイミングで更新をさせていただくというものであります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われた15年、実際に始まった平成2年から始まってもう35年か36年、そしてもう30年、今言ったみたいに。その中で、実際にはもう頑張ったと思っています。本来ならもっとかかったやつが下げていただいたと、我々にとって、町民にとっては非常に有意義であったものだと思います。

その中で、5番の電気設備もやはり15年ということで、大体その中での33年ということで確認をしますけれどもいいですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

おっしゃるとおりです。⑤番の受変電設備更新工事、これは汚泥脱水機の次の対象物として、これから更新工事をやっていこうとするものですが、浄化センターは6,600ボルトの高圧電気をまず受電をしまして、中で変電をしまして機械、ものによっては400ボルトで動かすものと200ボルトで動かすものと機械それぞれ違いますので、浄化センターで一遍6,600ボルトを受けてから、変電、変圧して各所に配っております。

これも、耐用年数15年のところを30年以上使っておりまして、これが仮に壊れると機能が全てストップするということでございますので、重要であるということで、更新をさせていただきたいというものであります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今、30年使っていただいているということですので、これが下水の中で心配しているのは、これがローテーション的にずっとかかってくるということを心配しております。それはもうやった以上しようがないことですから、それはそれで納得するしかないんですけども。

それでもう1つ聞きたいのは、今回の上のページです。

33の中で、この91メートルが改修として出てきたわけです。この91メートルの改修の中で、非常に危険な部分を予測するのは、硫化水素が八潮市でもそうですけれども、下水管の非常に最悪と言うのは、全ての硫化水素が管の本来なら60年くらいもつ管を10年、15年で駄目にしてしまうわけですね。このときに、この91メートルを今回検査をする、調査をする、それは聞いた中では電極なんか入れてやるということですが、こういうこの状況、こういう状況は91メートルだけで済むのか、これからどういうふうな形で行くのか、そしてその先は聞きますので。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

お話の前段はまさにそのとおりでありまして、特にコンクリート管については、耐用年数60年と言われているところ、そんなにもたずに硫化水素の影響で腐食するというのはもう八潮市の例で皆さん御存知のとおりだと思います。

この91メートルの箇所もまさにコンクリート管でございます。設置から31年経過しております。議員は今ここに調査を入れるという御理解だったと思いますが、そうではなくて調査した結果、ここに腐食を認めたので、ここを工事するという内容がこれでございます。

令和2年度から5年度にかけてのストックマネジメント調査の中で、2、3、4、と3年間かけて管渠の中にテレビカメラを入れて調査をしてあります。

吉田町には約84キロに及ぶ下水道管があるのですが、ほとんどの9割は塩ビ管でございます。塩ビ管は、硫化水素、硫酸の腐食に強いというものでございますので、最初は我々がこの調査、点検をするに当っては、コンクリート管、特に年代の古い順にコンクリート管の中にテレビカメラを入れて調査をしております。

コンクリート管の全てがじゃ腐食というかということそうではありませんで、下水道の中では、硫化水素の発生しやすい場所というのがあります。

この今回、図面で示した箇所の下流側にマンホールポンプというのがあります。マンホールポンプはちょうどため升のように深く、ほかのマンホールよりも深くしたそのマンホールの中に、だんだんこう汚水がたまってくるとスイッチが入ってポンプがかき出す、すると水位は下がる、また上がってくるとポンプが動くということで、水位が変動しやすい場所が下流にあります。ですのでこの今回、箇所で示したところのこの塩ビ管の中では、下流のポンプの動きによって稼働すれば水位が下がる、ポンプが止まれば水位が上がるということをご日常的に繰り返す箇所でしたので、空気に触れる、触れないというのが繰り返される、要は硫化水素が発生しやすい場所であったということが、最初にテレビカメラで見たときに腐食を発見して、この腐食した原因は何かという検証したときに、今のような状況であるということであれば、ほかは部分的に修繕しても今後も同じ状態は続くということでございますので、ここについては改修をしたいというものであります。

ただ改修も掘り返してつけ替えるのではなくて、今は既存の管の中に合成樹脂を吹きつけて硫酸の腐食に強い管にするという方法がございますので、これを、という方法がいくつもございますので、そういう世の中にある方法の中で、どの方法がここに適切かというのをやったうえで、改修工事をしたいと。腐食が見つかった箇所がここであるということです。

3年間で、延べ3キロメートルにわたるコンクリート管にテレビカメラを入れましたけれ

ども、腐食が見つかって、改築更新した方がよいと判断されたものがここということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） はい、分かりました。

ちょっと心配をするのは、今言ったような塩ビ管であっても、我々が使っています塩ビ管でも必ずその劣化時期がある訳です。それとあと電極には非常に弱いとか、そういういろいろなものがありますので、そういうものを全体的にこれからどういう形で計画をしていくということが出ていると思うんですけれども、毎年その計画、その調査計画というのは何年に1回とか、そのどういう形で今やっていますか、国土省は今、全部を日本中見ていますけれども、吉田町も当然そういう形での危険性を排除しなければいかんということで、前回までいろいろありましたけれども、その辺はどういう形でコントロールしながら次の計画を立てているわけですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

管渠についての調査でございますが、まず令和元年度に1箇所1番腐食しやすいであろうという箇所にテレビカメラを入れてございます。やはり、腐食を認めて既に翌年度にはそこを作り替えております。

ですので、これまでの流れでいきますと、令和元年度に1回ストックマネジメントで管の調査をしている。

次が、先ほど申し上げました、令和2年から5年までの4年間で1回見ております。

それから、ただいまは令和6年度から8年度にかけての3年間計画でもってやっております。ですので84キロの管渠、もちろん浄化センター施設もあるのですが、浄化センター施設の点検のほかに84キロの管渠についても年代でいえば、設置したものの古い順に、それから傷んでは困るところ、影響が大きいところ、というその重要度の順というものを加味して、やってきております。

令和2年から5年にかけてはコンクリート管について3キロやった、それから塩ビ管についても硫酸の腐食には強いですが、何があるか分からないということは御指摘のとおりですので、塩ビ管については主な調査方法としてですね、マンホールの蓋を開けて、マンホールの中から、管口というところに向かって、中が撮影できるカメラを入れて、管の中をパシャっとう撮る、こちら側の管もパシャっとう撮るということで管口からカメラで撮って異常がないかどうかを見てるということでありまして、塩ビ管についても調査をしていますし、コンクリート管については、中に実際にテレビカメラをこうリモコンカーで走らせることで詳細な調査をしているということでもあります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 最後に申し上げますけれども、今言われたとおり、下水道に関しては、もうライフラインの1番、どうしてもやらなければならないことですので、お金が掛かることは分かりますけれども、それが生活を守るためには、今の計画をしっかりと立てながら、常に調査しながら、何があるか分からない中で調査しながら、しっかりとやっていただきたいと思っているのが、今回私、ちょっと中身見て心配ですので、その話をお願いして

終わります。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 参考資料10の1の1ページ、下水道使用料についてお伺いします。

今回、令和8年度の予算は、1億3,082万5,000円で令和7年度に比べ、14万4,000円の増になっています。またその下水道使用料金等審議会で提示された令和8年度の使用料収入は1億2,383万2,000円と記載されています。こちらのほうは今日はこだわりは持ちません。

令和8年度で新たな工事はストップすると、そしたら使用料金を上げていくということからすると、この水洗化率を上げていくしかない、吉田町は令和9年度からその使用料料金の改定を計画しています。

そこでお伺いしますが、現状の水洗化率がどのくらいまでいって、今後この水洗化率を伸ばしていくためには、どういう施策を打っていくのか、そこについてお伺いします。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

まず、現状の水洗化率でございますが、確定したものとしては令和6年度末の数値が最新でございますので、令和6年度末の数値として水洗化率は78.4%でございます。

これを今後向上させていく手だてとしてでございます。これまでも未接続者の方に対して、ダイレクトメールの発送を行って接続のお願いをするということはしてまいりましたが、今後は、未接続者の属性を区分をしまして、この属性からターゲットに見合った、それぞれのターゲットに見合ったアプローチをしていきたいというふうに考えております。

来年度以降重点的に行おうとするものは二つございます。

一つは、下水道整備済みの区域内で、まだ下水道の接続されていないアパートに対して接続を働きかけるというものでございます。アパート経営という不動産管理事業を行う上で、経年劣化していくこの浄化槽、いずれ更新もございます。それから年々の維持管理費用というのもございます。これを入居者から徴収する共益費でもって、収支管理をしておられるわけですが、こういう手間が下水道に接続すれば、不要になるということをビジネス的な面から御説明して訴えかけていきたいと思っております。

浄化槽の点検、それに汚泥の引き抜きにかかる年間の費用というのは、ほとんど変わりはないわけですが、アパートの場合は、入居者が減る、空室ができれば、入ってくる共益費も減りますので、その中で、収支を調整していくというような御負担からは、下水道に接続すれば流して排水は、こちらが請求するということになりますので、そういうことから解放されるということでございますので、そこらを訴えかけていきたいと、それから、もう既に合併浄化槽に接続しているようなアパートであれば、既存の配管、これがほとんど使用できる場合が多いですので、工事費用が多くはかからないということも説明をしまして、このあたりもポイントにして働きかけてまいりたいと思っております。

これが一つ目でございます。

二つ目でございますが、下水道整備済みの区域内の中で、合併浄化槽の設置されている個人住宅で、過去に浄化槽設置の補助金交付を受けた方、これらのお宅に対して働きかけをしていきたいというものでございます。そういうお宅が合併浄化槽を設置する際は、まだ下水道整備がされていなかったために、補助の対象となったものでございますけれども、その時

の交付の条件には、下水道が整備された場合には、下水道をつなぐことという条件が付されておりますので、一定年数を経過したお宅に対しては、そろそろ下水道に接続していただけないかという願いをしていきたいということを考えております。

こちらの場合も既設の配管がほとんど使えるという場合が多いものですから、工事費用が大きくはかからないということも併せて説明をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そういうことをしっかりやっていただいて、水洗化率を上げていくというふうをお願いしたいんですけれども、アパート等、合併浄化槽に交付金を出した、補助金を出したものの、その範疇に入らないのが何%くらいあるという、推定されてますでしょうか。

高いところでも95%とか、100%はいかないというのは理解してますけれども、どのくらいのものかというのを教えていただければ、努力度というのは計れると思うので、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） お待たせいたしました。

ただいまのアパートの件数と、合併浄化槽で補助を受けた方の件数、これを足しまして未接続者の件数で割って、何%占めるかという計算しますと12%になる。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） じゃ、これから大変ですねという話になって、残りに対してどういうアプローチをしていくのかというのは、今後しっかり考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 水洗化のですが、水洗化率、下水の78.4%、要するに4件に1件弱がつながっていないわけですね、それで、下水道法上には、罰則規定を含めた法律があるんです。だから、今のを聞いていると、じゃ努力義務でやっていますということなんですけれども、これは全国的に多過ぎてしまった、もしそれを適用すると日本中が問題化するということで、国交省もなかなか手を出せないというところなんです。

だから、ただそういうものの法律がある以上は、やはりその法律を一つのやはり、やっていない人もいるわけですから、これはどこかにと適用する、適用というか、できるだけそれに賄えるような、そんな公平になるようなことをやっていただきたいと思うんですけれども、吉田町ではそういう罰則規定に対する考え方、そういうのはどの程度のあれを持っていますか、考えを。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃられたように、下水道法の接続義務というのは、法律の中で唯一、公共施設の使用接続を義務づけた、唯一の法律、特徴的な、特異的な法律であります。

罰則規定もありますけれども、下水道を接続するには当然お金がかかってまいりますので、法的な義務を伝家の宝刀のようにちらつかせてというのはなかなかできにくい。

法律の義務づけはあっても、竹光に等しいというふうに思っています。これをかざして接続を強制することはなかなか難しい、町民の方に対して、実態としては難しいというところはあります。下水道の目的であるとか、下水道のメリットであるとかを訴えて、接続をお願いするという立場で働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今聞いたように、それを適用することはなかなか難しいことは分かっておりますけれども、実際には吉田町の場合には、もうやらないところが出てきてまいります、半分以上。そうすると、その中で、その公平性、それとあと独立採算制、それを考えると、やはりそういうものを適用してまでも、考慮してもらってやはりやっていかなければならないことなんです。そうしないと破壊します。

だかその辺はやはり吉田町のほうでも絶対にやれとはいわないですけれども、そういうものの意識をしながら、やはり意識と同時に町民の人たち、そういう人達に意識を理解してもらいながらやっていく、それがやはり町としての役割だと思うんですけれども、その辺はまたお願いをしたと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

そのようにやってまいります。

先ほどさきの議員の御質問の中で、これから今後ターゲットを絞ってまず優先的にということと2つ御紹介をしましたが、その次には、合併浄化槽に接続されている方に対して、補助は出したか、出さないかということは抜きにて、合併浄化槽を御使用の方は既に宅内配管をほとんど使える場合が多いものですから、それが3番目のターゲットになってまいります。

その割合は47.6%で、約半分でございますので、次のターゲットは合併浄化槽を使用されている方で、最後に残るのが残り半分の単独浄化槽をお使いの方。

単独浄化槽をお使いの方というのは、見ますとその高齢世帯で経済的負担がなかなか厳しいという方がそこに残っておるんですけれども、単独浄化槽であれば、相当年数たっている、古いということが当然に想定できます。

ですので、いずれまた、故障すれば、何がしかの方法で汚水処理をしなければならないということになりますので、そういうときに下水道につなぐということをお願いしたいと、順番を付けて、ターゲットの順番をつけてやっていきたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 10番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 本当に期待をしながら、お願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会とします。

散会 午前10時16分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出が出されております。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第16号の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第1、第16号議案 令和8年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。

これから、第16号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から11款まで及び21款についての質疑を行います。

引き続き、歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から11款まで及び21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町民税、3ページから4ページにかけてです。

町民税の固定資産税の滞納分についてお伺いします。

ここ数年の町民税、個人の当初予算は2,000万円でしたけれども、令和8年度は2,268万円になっています。

町民税法人は例年どおり10万円。固定資産税は例年1,700万でしたが、令和8年度は1,788万8,000円となっています。これは、この増額に対しては、滞納分をしっかりと取ろうという意気込みなのか、令和7年度の滞納が増額するような見込みが出ていることによって増額し

ているのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（増田剛士議員） 山村加奈子税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

議員の御質問の件ですけれども、今回、滞納繰越分の予算につきましては、徴収の強化策の一つとしまして、静岡地方税滞納整理機構への移管件数を増やす予定であります。こちら、この機構ですけれども、市町と県が組織しております地方税の滞納額を効率的に縮減するために設立されております機構でございますが、こちらに移管額を増やすことによりまして、この移管した分についての歳入見込額をそれぞれ増額しております。

なお、現在の15人の方の移管を予定しておりまして、その方の税目ごとの滞納額に応じて、それぞれの税目のほうに今回増額させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） まさにそれをお願いしようと思っていたんですけれども、滞納整理機構への負担金というのは、どんどん増えていってまして、令和8年度を見ますと、311万4,000円まで上がっています。令和4年度が1,700万ぐらいで。

要は、税務課の職員の方の負担というのも結構あると思うので、できるだけ滞納機構のほうへ移してやっていただきたいと思うんですが、何がしかの移す、移さないという、基準的なものはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

移管の条件でございますが、基準としまして、こちら認否の基準になりますけれども、まず滞納額が高額な方、あと自主納付が見込まれないんですけれども、滞納処分によって一定の収入が見込まれる方ということで、資産収入があるにもかかわらず、納税されない方ですね、あと町外に居住しまして、他県や他市町等広範囲の財産調査をすべきものということで、それ以外にもありますが、主な方はこういった方々になります。こういった方々が、一応移管の選定の対象となっているところございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そうしますと、今、三つの項目挙げられましたけれども、令和8年度から少し増やしていこうというお考えということで、じゃ、この三つの条件のうち、何かを緩めて上げていこうとか、そういう基で令和8年度は15人というふうに、どこか緩和したところがあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

緩和したというよりも、件数自体をちょっと移管件数を増やしていこうという考えの下、今回予算を組んでいるものでございます。

ただ当然移管を増やすと、今度、議員の御指摘のとおり、負担金も当然増えてまいりますので、あと移管に係る事務、いろいろ書類を準備するそういった事務量もかかってまいります。そういった中で、まずは町の職員の人数とそういった事務量、あと負担金の負担額、そういったものを総合的に考えまして、令和8年度については15人が妥当であると判断

します。

今後につきましても、そういったことを総合的に判断して、一番効率的な人数、そういった人数で、検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

予算書の3ページですけれども、町税の固定資産税について伺いたいと思いますが、土地家屋償却資産ということで、土地の課税分が減額になっています。最近、農地転用、あるいは宅地化ということで、かなりそういう点では課税のほうもだんだん上がってきているんじゃないかなというふうな感じがするんですが、なぜこの8年度分についてこうした土地の固定資産税だけが減額になっているのか、その根拠や理由をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

今、議員のおっしゃいました土地の課税の関係ですけれども、こちらの課税額につきましては、毎年土地の価格を評価しておりまして、それに伴って課税しているものでございます。

土地につきましては、確かに横ばいもしくは上がっている土地もございますが、まだ、具体的に言うと150号線の南側、もしくは沿岸部ですけれども、そういったところはまだ土地が下落傾向が見られておりまして、そういった点も含めまして、どうしても土地のほうは評価額が下がるイコール課税額が下がっていくということで、予算のほう計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今、地価の問題ですね、それとその評価額ですけれども、評価替えというのは3年に一度、6年にやったと思うんですけれども、今、その3年間は評価替えは多分評価はないと思うんですけれども、農地から宅地に転用すれば、その分がかなり評価額が上がるはずなんですけれども、その今のその評価の点についてはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

議員がおっしゃいますとおり、評価替えは確かに3年に一度で、今は令和6年から令和8年までその3年間ということで、同じ評価替えでございますが、毎年、時点修正と申しまして、毎年7月1日付で価格のほうを確認しておりまして、それで上がったところは据置きなんですけれども、下がったところは下げていくという制度というか、ルールがございますので、どうしても下がったところにつきましては、課税額のほうも変わっていくというそういった仕組みになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 10ページです。地方交付税についてお聞きします。

地方交付税の過去ですね、ずっと調べていきますと、令和4年が当初予算で4億6,900

万、令和5年が5億1,600万、令和6年が4億6,200万、令和7年度が8億2,400万、そして令和8年度、今年度が11億2,700万です。

3年前の令和6年に比べると、今、2.4倍に増えています。この地方交付税に関して、町民の方って意外と吉田町もっと健全であって、もう全然少なくなっていないとそういう意識が強いんですけども、上げ幅がえらくこういう数字が出ていますね。この数字の2.4倍になった、6年から8年になって当初予算が2.4倍になった、その理由というのはどんな理由があるのでしょうか。国からたくさん出ているというのは分かっていますけれども、どんな理由がありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

基本的に、最近、交付税については上がり傾向がありまして、それについては物価高とか、官公需の価格転嫁への対応ということで、国のほうが大分そういった部分を多く見てくれているというのが一番の原因かと思います。

あと、その普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額のこの差について、国が仕送りというか、そこの足らずまいについて措置してくれるような形になりますので、その年のそういった部分の差額であるかということも影響はしているかと思いますが、ここ最近についてはいわゆる物価高というところが影響していると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 理由として、物価高の問題がクローズアップされています。これは世に言われていることですね、ただ、ただしですよ、物価高が1年間で3億上がっているんですね。この数字の3億の数字に対して、どのような問題があるのでしょうか。

あとで、中で聞きますけれども、そういうものにいろんな施策に対して、圧迫されているものはありませんかということなんです。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

基本的に、国から示されているものが、先ほど申し上げましたとおり、物価高、官公需の価格転嫁への対応ということで、そこが反映されているということです。あとこれについては、国のほうに、うちのほうとしても示されている数字があるので、そこに入れた中で算出しているところもございまして、それ以上にここに今のこの予算の段階で、そこまで細かいものというところとちょっとそこしかちょっと申し上げられません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かに物価高は、物価は上がっていますよね。ただ2万8,000円の中で、3億の数字が物価高で上がらないでしょう。

要するに、私は、主体は、そういう心配は、町の人に伝えないといかんですね。そういう意味でお聞きをしているんです。回答は同じでしょう。

その中で、決算の報告でよく出ています実質公債費比率、これと連結実質赤字比率、実質公債将来負担比率、こういうものが数字がいつも上がってきますけれども、こういうものに関するこの11億2,700万これを含めて、ほかの9款に地方特例交付金についても、本当に大

きなお金が入っていますよね。その中で、そのこういう比率に関して、比率の数字に関して、その数字に影響、当然あると思うんですけども、その数字に対する影響というのはどのくらいものを考えていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今、議員のおっしゃられた各指標につきましては、どちらかという、町の負債がどうあるかとか、今後、どれだけ支出していく中に、本当に公債費として、高質化しているようなものがあるかないかというところが一番大きくなりますので、この地方交付税のほうが多いから少ないからというのは、そこにすごい影響するかという、どちらかという、起債の量であるとか、そういったものが影響するというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） それは、後でまたしっかりと勉強します。

その中で、この令和8年の11億2,700万、2.4倍に上がったこの数字が、今後もやっぱり吉田町の傾向としてつながっていくという懸念材料、懸念は持っているんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

こちらにつきましては、当初予算については、国のほうの示している率を、県のほうのそういうものを参考に出しておきまして、各年度の途中において再算定があったりとか、そういう形で、また追加交付があったりという形にはなります。

そうした中、この交付税について、一定量ずっともらえていけるかどうかというのは、国のほうの財源に関わることにもなりますので、今のところ、今後もっと増えていくのかとか、これが維持されるかという、ちょっとこちらもなかなかお答えできないかなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 大体聞きまして、質問した理由は、要するに町の人たちがそういう吉田町はないよと時々聞くものですから、それに対してやっぱりそういう危機感というか、やっぱりそういうものを全体で知って、そして吉田町をやっぱりしっかり見てもらうような形を必要ではないかと思って、質問させていただきました。これに関しても、まただんだんと計算式を含めながら勉強していきますので、またよろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町債についてお伺いします。

36ページから38ページです。

町債は、対前年度2億7,390万円減額になっています。そのうち、津波防災対策分というのは幾らになりますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

津波防災まちづくり分につきましては、4億8,950万円でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その金額そのものは大した話じゃないんですけども、昨年の一般会計の予算の審議のときに、私はその津波防災対策分の中に、津波対策以外のものが入っているのではないかという指摘、及び津波対策防災分は津波防潮堤が完成する令和12年度で一区切りしてはどうかという提案をしたと思います。

そのときの財政管理課長からは、今回は防潮堤とか大分起債が延びてしまっていますけれども、今後につきましては、やはりそういう分についてもなるべく抑えていくということは、やはり考えていかなきゃいけないということでございますので、その起債の充て方についても、今後もうちょっと検討はしていきたいと思いますと答弁がありました。

その後、津波防災対策分の起債の整理とか、充て方というものに関して、町のほうでは検討はされたのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

議員おっしゃったとおり、昨年度のところでそういった御指摘いただきましたので、起債をどういうふうに充てていくかというのは、ちょっと中で検討はさせていただいている中で、令和8年度につきましては、防潮堤の部分だけを一応津波防災と捉えて充当させていただいております。その前までは、ちょっと全周防御的なところの治水等を、そういったものもちょうと含んでいたんですが、まずは防潮堤ということで、津波防災については8年度はそういうところに充てているということになります。

その上で、今後につきまして、事業のほうが進んでいく中で、こういった事業を充てていくというのに、まだ完全な線引きというところはなかなか難しいところがございますので、なるべく起債自体を減らしていくようなことは考えなければいけないものですから、8年度につきましても、なるべくちょっと起債を抑えるような形で予算組みのほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） もう1点、お願いがありまして、当初予算の町債の説明において、通常分と津波対策分、分けていただきたいということもお願いしたいと思います、昨年度。それに対して、どういう形でお示しするのがいいのかということは、ちょっとまた検討させていただきますと答弁されております。

ところが、今回、表示という点では、通常と同じような説明になっておりますが、これに関しては検討した上で、こういう、今、通常どおりという形になったんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

大変申し訳ございませんでした。今年度につきまして、起債の内容についての検討はしたんですけども、そこの説明についてはちょっと落ちていたということで、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこをちょっとしっかりやっていただきたいと思います。通常分

の起債については制限がありますよね、償還分、以上のものは変わらないと。

ところが、津波対策防災分は制限がないわけです。そうすると、津波対策分として、どれだけ起債しているのか、また公債費においてもどれだけ返しているのか、その津波防災分を引けば通常分になりますのでね。

だから、そういうことで、そういうことがしっかり町として、そのルールが守られているのかというのを、チェックするのを、我々の仕事ではないかというふうに考えておりますので、今後そういう表示というのをしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時23分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

説明書の56ページになります。

11節の広告料のところであります。今回こちらの広告料では、新たな取組としまして、インフルエンサーの方を使って、町の魅力を発信するということで、あと物産品を使った料理に、専門的に特化した方を使ったそういった発信をされるようなお話を聞きました。フォロワー数も500万人ということで、かなり期待をしております。

この方の発信を上手に、また町のPRとしてつなげていただきたいんですけども、そのあたりは、町はどのように考えておりますか。

○議長（増田剛士議員） 石間智三郎企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今回広告料といたしまして、インフルエンサーを使った発信ということでございますけれども、今回は前にも説明させていただきましたが、食をテーマにということで、食という

のが一番身近というか、周りの住民の方に対しましても、かなり身近であるというところから、食をまず切り口として町を売り出していこうというところで、今回は食をテーマにさせていただきます。

その中でも、特産品を含めた物をやっていこうという中で、今回インフルエンサーを使ってというところでございますけれども、やはりインフルエンサーの特徴といたしまして、かなりやはり属性が強いと。

かなり食であれば、食の専門のあたりでこうかなり発信力があるということと、あとはインフルエンサーとそれに対するフォロワーの方が、そこでかなり信頼関係といいますか、このインフルエンサーのことであれば、かなりフォロワーが的確に反応してくれるというところもございますし、今回食をテーマにというところで考えている中では、うちのほうが候補として挙げているところでいきますと、まず実績あたりでいきますと、例えば今まで20、30しか投稿がなかったものが、何千というもので、かなり投稿が増えているというところもございますので、やはりその辺の発信力をうちとしてはかなり期待をしておりますので、その辺を含めて発信に力を入れていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

かなりますます楽しみになってきていることであります。そのインフルエンサーが取り扱う食材ということで、やはり料理動画等はすごく拡散力が高くて、かなりやはり皆さん、動画を閲覧される方も安定しているというか、そういった形でPRのほうにもすごくつながる形でということも、ネット上ではうたっております。とても期待しております。

そういうところで、町の例えば特産品ありますと、ウナギですとか、シラス、ネギトロ等が、今、ふるさと納税とかでも、すごく人気があるなというふうに自分は認識している中であります。

なかなか吉田町で、その動画を見た方が、次に行動として起こすようになるであろうと予測する中で、そういった吉田町に来て、そういった食材を食べてみたいとか、そういった方が増えてくると予想するように思うわけなんですけれども、中でも食べられる食材の場所とそうでない場所と、まだちょっとそのあたりが少し格差があるかなというふうに自分は認識しています。

そういったところも含め、発信していただく食材が、どこで手に入れられるのかとか、食べられるとか、あと町独自で特産品フェアとかを行ったりとか、そういった試みもそういった方々にとっては、また吉田町に御縁が深くなるのかなとも考えるのですが、そのあたりはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今回につきましては、食をテーマにという中では、購入というところもありますけれども、まずこういう物が吉田町の中にあると。それによって、うちのほうが考えているのは、それでレシピをつくるという中で、例えば日頃の家庭料理の中で、例えばうちのほうのウナギであるとか、ネギトロであるとか、そういうものを使って、こんな料理ができますよというところを発信していく、吉田町にはこういう物がある、こういう料理がつくれるというところ

の主婦層あたりも、うちのほうのターゲットにしていますので、まず来てもらう前に知っていただいて、まずそういう食材を購入してもらうというところ、購入ができる、できれば、こういう料理ができるというところで、まず吉田町を知っていただくというのが、今回の主な目的になります。

それが、前にもお話しさせていただきましたとおり、ふるさと納税であるとか、そういうものに結びついていけば、かなりそちらのほうにも影響が出てくるのではないかというふうに、うちのほうでは考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

まずは、吉田町を知ってもらうことを目的とするというところで、その目的は重々理解するところでありますけれども、やはり、この500万人のフォロワー数の方を活用した、こういった発信というものは、短期間で一気にすごく話題が広がる可能性があるのではないかとということも期待するわけであります。

なので、今後の動きを町のほうもいろいろと考えながら、上手にインフルエンサーさんを活用して、町のPRをつなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） シーガーデンシティ推進事業費、55ページから56ページについてお伺いします。

12節の支援業務委託料704万円、これ吉田公園南側のエリアの利活用に向けた官民連携事業の委託料であるというふうに説明を受けました。

令和7年10月31日の町政連絡会における説明では、令和7年12月から令和8年2月において、個別対話を行うとのことでありました。何社ぐらいそこに参加し、事業者としてはこの事業、参入したいというような意欲をお持ちの方、結構いたのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

町政連絡会の中で報告させていただいた実施方針のほうを、まずは2月までの間にうちのほうで公表させていただいて、全国からうちのほうの事業に興味を持たれる方に参加していただくというところで、1月にうちのほうで開催させていただきました。

そこに来た会社数は、全部で3社ほど来られたんですが、そこでは、まずシーガーデンシティ構想というのはどういうものかというところと、吉田町がどういう町であるかというところの紹介と、今回こんな場所で、こんなことを町としては考えていますというところの説明をさせていただきました。その3社につきましては、現地調査も一緒に、現地説明会も行わせていただいて、一通り見ていただくというところでございます。

今後につきましては、その見ていただいた会社も含めまして、実施方針を公表させていただいた中で、民間企業とこれからヒアリングといいますか、それをこれからしていくような形になります。そのヒアリングをしていく中で、今後、最終的にはPFI事業であるということになれば、特定事業の選定というまた新たなステージがございますけれども、それに向

けて実施方針のほうを固めていくと。吉田町でP F I 事業のほうがいけるのかどうかというところも含めて、民間企業とのヒアリングをこれから進めていくというところでございます。以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、スケジュールとしては次の工程とすれば、特定事業の選定に向けて、今やっていますということだと思うんですけども、そもそもこの予算、委託料というのは、どこに何を委託するのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この委託料につきましては、令和7年、8年の債務負担でやらせていただいている事業でございますけれども、それにつきましては、このP F I 事業の専門的というかそういうことにたけておりますA m a m e アソシエーションという業務委託の業者ありますけれども、そこに委託をさせていただいてやっていると。

その中では、その実施方針の書類であるとか、その辺の運営であるとか、あとは今後、今度はP F I に向けて、今までやってきたローカルP F I を進めていくための運営とかそういうものに関しても、商工会とかそういうところの勉強会ですか、そういうものも今後また進めていくという委託料でございます。

それと、今度、特定事業の選定のところの手前のところに、ある程度事業が固まったところで、どういう事業を町としてどのくらいの効果があるかというところを試算しなければいけない段階がございます。その試算のお金も、この委託料の中には入ってございますので、全部ではありませんけれども、最初の効果を見る、最初の入り口のところの設計についてもこの委託料の中で見ているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今まで、いろいろ説明を受けてきましたけれども、よく分からないのが、この官民連携の事業に対して、町はどのぐらい関与していこうとしているのかというのが、なかなかちょっと伝わってこないんで、そのあたりは、町としての方針みたいなものがあるのか、今はそれを模索中ですというのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この官民連携事業を進めていく中で、今、令和4年、5年でやりました可能性調査、どういうP F I のやり方がいいのかという、一応そういうものを全部委託としてやったものを、今回は民間と話し合いの中で、じゃどの手法が吉田町として、あとは民間として、この事業に手を挙げてもらえるかというところも、今回のその打合せの中で示していくという中で、あとは、その特定事業の選定の段階では、町が予算としてどのくらいのものを町として、実際出資していけるのかと。出資といいますか、その事業をしていけるかというところも、その特定事業の選定の中で、金額的なものも出していくような状況になってまいります。

なんで、その段階では、先ほど言ったみたいに、議会で承認をいただくことになりますので、その段階では、これだけ町が関与して、これだけの予算を町としてはつぎ込んでいかなければいけないというところについては、特定事業の選定の段階で、皆さんに御審議いた

だくという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

3番、大石裕之議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

52ページの多文化共生推進事業費のところ、国際交流協会補助金が昨年度より減額されているんですが、その減額の主な理由をお聞かせください。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

国際交流協会の補助金ということで減額になっておりますけれども、令和7年度につきましては、今までオーストラリアの学校との交流事業がございました。令和6年度にオーストラリアのほうからうちのほうに来ていただいて、本来だと令和7年度につきましては、うちのほうからオーストラリアのほうにホームステイに行くということで、予算措置をさせていただいたところでございます。

ただ、やはり物価高騰であるとか、いろんな予算的なもので、ちょっと行くのが難しいということでありましたので、令和7年度におきましても、補正予算の段階でその分を減額させていただいたという経緯がございます。

令和8年度につきましては、もともとの計画が向こうから来るという計画の年になりますので、令和7年度の当初予算から比べると、その分が減額されているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

この中には、日本語教室とかの委託料とかは、この中に入っていないということでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この国際交流協会のほうの補助金には、うちのほうの町の事業として行っております、はじめてのにはんご教室のお金は入ってございません。あれはあれで、その事業として、はじめてのにはんご教室のほうは行っているものですから、この国際交流協会のほうの補助金に関しましては、純粋に国際交流協会の事業に対しての補助金だということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

理解しました。吉田町の場合、人口の1割弱が外国人の方ということで、これからまた国際交流協会自体の役割というものが大きくなっていくだろうと、もっと町としても活用できる部分が広がっていくだろうといふふうに思っておりますので、そういった中で、予算の減額がされていたので、どういうことかなというふうに思ったので質問させていただきましたけれども、ぜひそういった意味で、しっかり活用していただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 12番、山内です。

57ページをお願いします。

シティプロモーション事業の18、地域イノベーション推進事業負担金、この34万6,000円、毎年毎年同じ金額がこう出ているわけですね。このほとんど変わっていないこの目的は、何を目的としているんですか。ただ何かもう、食品を作るとかということをやっていると聞いていますけれども、目的はもう全てそこにいっちゃうんですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この地域イノベーション事業につきましては、川根本町のほうとのイノベーション事業ということで、お互いの町が持っている課題であるとか、あと地域資源をどう活用して、今後、町づくりに進めていくかというところを話し合いながら、お互いで協働しながら事業を進めていくというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） イノベーションという言葉に対して、もっと大きなイメージを持っていますよね、技術革新であるとか、そういうものをイメージをしているんですけれども、例えば、今、地域の資産を生かすとか、例えば川根本町は予算が御存じのとおり、IT企業が静岡でインドの人たちが何人か集まってやっていますよね、それは御存じですよね。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

川根本町は、それこそコロナの頃からかなりそういうワーケーションであるとか、そういうものがかなり盛んに行われているという中では、そういうIT企業の会社も川根本町のほうに進出しているということは知っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） このIT化の時代に入ってきて、吉田町にITの資源、大きなIT企業いっぱいあるじゃないですか。そういう企業をせっかく川根本町で、そういう企業が起きているんだから、吉田町の資源をそういう方向へ持っていくというような、それまさにイノベーションと思うんですけれども、そういう考え方、方向性を見つけていくということとはなかなかないんですか、ずっと同じ金額出ていますけれども。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今、議員おっしゃる、IT企業であるとか、技術革新であるとか、今回のうちのほうでやっている、これはあくまでもプロモーション事業として、例えば吉田町で持っている先ほど言った特産品であるとか、川根本町が持っている特産品をどう売り出していくかと、そういう町づくりの中のにぎわいのところ、そういうところでどうやっていけるかというところをやっているのが、この、言い方はイノベーションという言い方になりますけれども、お互い

のものを出し合って、海と山でどういうにぎわいづくりができるかというところで、この事業を進めているところでございます。

先ほど言った技術革新であるとか、そういうものに関しましては、またそれはそれで、そういうところで、また民間同士が話をして進めていくとか、そういうところもあるかなと思いますが、この今、地域イノベーションのこの事業に関しましては、その規模のもので、うちのほうは実施しているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） せっかくそういう川根本町で、そういう資源があるんですから、確かに毎年同じ回答があるんですよ。ただし、やっぱり税金使って、本当に吉田町をどうするかと将来性を考えたときに、やっぱりIT企業これだけあって、その人たちと交流できるようなそういうものをやっぱり吉田町が主導していくべきだと思うんですよ。企業間に任せたら、企業に任せたら成り立たないことですから。

ですから、こうやって予算化される以上は、やっぱりそういう意味での予算計上も大いに必要だと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今回は、あくまでも、今、説明させていただきましたイノベーション、お互いの例えば小さい、議員さんがおっしゃられると小さいものになっているという話なんですけれども、お互いにふるさと納税の特産品を共同開発で行ってみたいとか、そういうものに関してのものをどう町づくりとして進めていくかという規模のもので、そういう中でこのイノベーションの事業のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） シティプロモーション、56ページから57ページの地域おこし協力隊業務委託料549万2,000円についてお伺いします。

地域おこし協力隊の募集要項を見ますと、委託料として、その人件費分として、月額29万1,600円、活動費分として住居、車両借り上げ料、通信機器借り上げ料等16万6,000円、それ足し合わせますと月額45万7,600円、これに12か月ですので、12掛ければ549万2,000円と同じになります。

ところが、活動時間は月120時間以上、月30日あるとすれば、1日4時間働くだけで、45万7,600円もらえるわけです。かつ、兼業、副業については、地域おこし隊の活動に支障がない範囲であれば可能ということになっています。

このような募集要項を出した根拠というのはどこにあるんでしょうか。全国一律でそうになっているのか、吉田町独特の考え方なのか、そのあたりをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この地域おこし協力隊につきましては、国のほうの地域づくりを担う人材育成のところの、その事業をうちのほうで地域おこし協力隊として実施していくというものでございます。

今、議員がおっしゃったうちのほうの募集要項の金額、あとは時間ですけれども、これは国のほうの地域おこし協力隊に対する、助成に対する基準、それに基づいて、これは示させていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ほかのところをちょっと調べてみたんですが、これとは違う、もっと、4時間なんていうんじゃないくて、しっかり働けというような基準もあるわけで、だから、ちょっと吉田町独特なものかなと思ったのではありますけれども、今回の地域おこし協力隊のコンセプトは、前回の地域おこし協力隊と同じであるというような説明がありました。

では、前回の地域おこし協力隊について、活動の成果と地域への効果は、どのようなものがあつたのかというところはどういうふうに分けられてますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

前回の地域おこし協力隊のほうですけれども、その地域おこし協力隊につきましては、今、議員おっしゃったとおり、コンセプトについてはにぎわいづくりというところで、同じコンセプトで採用させていただいたというところでございます。

内容といたしましては、地域おこし協力隊の方が、しらすのまどぐちのリニューアルに参加していただいているとか、あとは八女市との物産展ありますとか、あとは吉田公園の野営とか、商工会でやっているところのものでありますとか、あとは地域の飲食店等のウェブサイトの作成であるとか、そういうものやっていたというところでございます。

ただ、前の地域おこし協力隊の時期がちょうどコロナのときとダブっているというところがございまして、なかなか活動が外に行けなかったというところはございますけれども、その中でも、そういうイベントである小山城前のにぎわいづくりのイベントであるとか、そういうものにも参加していただいて、地域おこし協力隊については活動していただいたというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 以前、地域おこし協力隊、新しく募集するときには、何がしか新しい形で募集したいというふうに考えていますというのを、誰かから聞いたんですけれども、誰から聞いたか忘れたんですけれども。要するに、新しい形と、私は理解していたのに、説明では前回と一緒よという話なんで、正直前回そんなにうまくいったとは思っていないんですよ、地域おこし協力隊が。コロナというのもあつたのかもしれないけれども。

しかし、そうすると、やっぱり今回はしっかり成功させるためには、しっかり指導するとか、何がしかの策を前回と違った策をやっていないと、またこれを繰り返しになってしまう。かつ4時間働いて、年間500万というような話じゃうまくいかないの、そこはしっかりとやっていただきたいと思いますが、今回の協力隊にぜひここはやってもらうぞというのは何かありますか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今回、コンセプトは同じなんですけれども、前回と大きく違うのが、やはりコロナが収束

したというところで、時代背景が少し変わってきたというところと、あとはうちのほうでも、今回官民連携というところでやっております、例えば商工会のあたりが青年部がかなり積極的に動いてくれているというところもございますし、あとは吉田公園のほうの指定管理も今回、新聞のほうでもちょっと取り上げられましたけれども、指定管理の中も変わって、元頂のメンバーがその中に入ってきて、かなり町のほうとも積極的に会話をしながら進めている部分がございます。

やはり、そういう今までとはちょっと、今まではやはりそういう時代背景もあった中では、孤立して動かなきゃいけないような部分がありましたので、なかなかちょっと表に出ていくのが難しいという中では、今回はかなりオープンにそういうところと連携しながら進めていくというところでは、かなり期待が持てるのではないかというふうに考えてございます。

あと、やはり町とすると、今回吉田公園のほうのチューリップまつりが、実際今回中止になりました。あとは、頂につきましても、前回で終了というところで、なかなかやっぱイベントのほうが寂しくなっているというところございますので、やはり今回の地域おこし協力隊につきましては、そういうイベント、町の三大祭りとかそういうのも含めた中で、どうイベントを、その頂であるとか、チューリップまつりに代わるようなイベントを組んでいただくというところが、町とすると大いに期待しているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町内会活動費、58ページから59ページです。

自治会運営費は、各自治会に157円掛ける人口で金額を支給しています。町内会活動費も人口を基準にして支給しています。しかし、人口の減少に伴い、数万円ですけれども減っています。

そこでお伺いしますけれども、自治会運営費を157円というのを見直す、1人当たり157円というのを見直すというお考えはありますか。

○議長（増田剛士議員） 太田順子総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

この予算につきましては、昨年と同様の考え方で計上しております。

今、この予算を計上するときにも、自治会の皆さんと御相談して、町の考えはこういった予算で計上するというお話をして、自治会の皆さんも御理解を得た上で計上しておりますので、また町のほうでも変えるときには、自治会の皆さんと相談して予算の組み方を変えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 自治会の方が、町が言うこと、逆らうのはなかなか難しいかというふうには思いますけれども、令和7年4月1日現在の自治会加入率が62.5%であると、旨を先日教えていただきました。

また、一般質問でも答弁をいただきましたけれども、当町にとって自治会の加入率向上というのは、地域のコミュニティとか、防災という観点で、重要なことではないかなというふうに考えておりますので、自治会への支援というのを充実させて、自治会活動をより活発に

行っていただき、自治会に入る人というのを増やしていくというようなことを進めていただきたいと思います。それに対しては、今のままでいいよというような考えなのか、いやいやこれからやっていこうと。

令和7年から120万円でしたね、女性登用だけではなくて、町の活性化に対して活動すればそれにお金を出しますというふうに変っていくのは理解していますけれども、さらにもう一步踏み込んでやっていくというお考えがあるのか、ないのか。やっていただけたらと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

議員からは、町から言われたことをなかなか自治会が反対できないんじゃないかという御意見もありますけれども、連合会ではそのような、そのようなことと言うとまた語弊があるかもしれませんが、いろいろな御意見をいただきながら、町もいろんなものを工夫しながら、自治会の意見聞きながらということで運営していますので、そこは御理解いただきたいと思います。

町の中でも、加入率につきましては目標にも掲げているとおりですので、一人でも多く、一世帯でも多く加入していただきたいという気持ちでいます。それは自治会の皆さんにも、うちのほうから、うちの気持ちは伝えていきますし、自治会の皆さんも考えは同じだと思います。防災の面につきましても、本当に自治会というものは大切な組織だと思っています。

加入促進で、令和7年度から変えさせていただきましたけれども、活性化というところで、また決算でもお話しさせていただきますけれども、1件実績もありましたので、この予算を使いながら、こういった取組をしたらいいのかというのは、自治会の皆さんも一所懸命考えてくださっています。私たちもその後押しができるように、これからも頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私も同じところで聞こうと思っていたんですね。一般質問とか出てきて、今、61.何%、自治会への加入率というのがすごい勢いで減って行って、そして、SNS、スマートフォンを使った情報を得ることによって、そこに入っている必要性がすごい欠けてきたというような気がするんですね。

それに対して、吉田町では、自治会の加入するための希望ではなくて、加入するための、自治会加入者を増やすための一つの、いろんなもの、システムの変更であるとか、目的はありますか。持っていますか。何かやっていますか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

ごめんなさい。何の目的か、もう一度お願いします。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 目的は、若い人たちが自治会に入っていただくような、そういうものに対しての試みの何かやっていますか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

自治会の加入率につきましては、世帯数と加入世帯のことで計算して、算出させていただいております。

吉田町の特徴なのか、全国的な話なのか分かりませんが、吉田町は世帯数がどんどん増えていってしまうというところがあります。加入している世帯がさほどは減っていません。分母となる世帯数が増えているということで、なかなか加入率が増えていかないという現状、課題として持っております。

多分若い世帯たちが、親から独立をして、世帯になって、なかなかそこから加入に結びつけていない、または転入されてきた若い方たちが加入しないというところが問題であると思いますので、私たちはチラシのほうを作成しまして、例えば保育園に入園するときに目に、手に取っていただけるように、保育園の入所の際に一緒に置いていただいたりだとか、あと保健センターで母子手帳をもらいに来的时候に加入のチラシを手にとれるように置いたりだとか、もちろん転入の際にも窓口のところで配布していただいたりだとか、そういった取組で、新しい人たちも自治会というものを組織を知ってもらって、加入に結びつけられたいという取組をしております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 聞いた理由は、自治会の人たちを、若い人たちを増やすためには、今、吉田町では若い人たちに向かって情報を全て出していますよね。

本当に必要な情報を、自治会に入るためには、その情報を売る、要するに売るといふか、売るといふと語弊がありますけれども、それを価値に変換させて、その価値あるものを発信する。そうして、そこに入ってくれば、その価値あるものが見える状況、要するにそういう何ていふか、人の囲い込みを恐らくやっていかないと、これから若い人たち、AIの時代になって、入る人がなくなっちゃうわけですよ、防災にしても。

でも、一番大変なのは防災とか、何かあったときには必ず起きることがある。そこに集約されるので、そういうものを有料化するといふか、価値として、対価としてもらうような形、入った人に分かるように。

そういうものをやらないと、自治会に入っている人たちは毎月払うじゃないですか。でも、入らない人たちは何も払わなくても同じような、それ以上の情報が入るわけでしょう。そうすると、そこにはやっぱりそういうものもやってもいいじゃないかという意識があつて、それは決して差別化ではないと思うんですよね。そういうものの考え方って、なかなか持ちにくいとは、町とすれば持ちにくいとは思いますが、一つの方法としてそういうものを考える必要があると思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

議員からの御質問ですが、情報として、町から発信する情報と自治会独自の情報発信と2種類あると思います。

町からの情報発信というのは、町民の皆様のところ幅広く、皆さんに見ていただきたいということで、自治会に加入している、していないに関係なく、私たちは発信のほう、力強くやっていきたいと思っております。

自治会独自の情報発信につきましては、自治会加入者のところに発信をしているということを考えておりますので、そこはこれから議員がおっしゃる有益な情報をどのように発信していくかというのは、また私たちも自治会の皆さんと相談しながら、考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） なぜかという、世の中でグーグルであるとか、いろんなものがそういう形で伸びていくわけですね、加入者いっぱい入ってきて。そうすると、そこには重要なものが、町から全て発信するのではなくて、自治会とこうかみ合いながらやっていて、そして大事なものを自治会へ加入するための原資として、その価値をいただくと。そういう形の方法で、これからは多分そういう方法しかいけないと思うんですけれども、私、考えています。そういうふうに考えているんです。回答は要りませんけれども、多分そういういろんな考え方をイノベーションを含めて、そうやっていく必要があると思うんですね、ぜひやっていただきたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 諸支出金についてお伺いします。

ふるさとよしだ寄附金基金費、ふるさとよしだ寄附金基金の予算額は6億7,500万円で…
…。

○議長（増田剛士議員） 議員、諸支出金は13款。

○10番（平野 積議員） 13款。

○議長（増田剛士議員） 今、違います。

○10番（平野 積議員） 今、2款だ。

○議長（増田剛士議員） 総務費の2項です。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ちょっと予告をやりましたけれども、ふるさとよしだ寄附金基金の予算額は6億7,500万円で、令和7年に比べて1億5,000万の減です。

その理由は、令和7年度の指定寄附金の割合が4割5分で、6割と見ていたのが4割5分で、それに合わせて今回は、8年度は減額したという説明は受けました。

ただ、以前にもお聞きしましたが、その指定寄附金には、新たな安全と新たなにぎわいの創出に向けた取組、シーガーデン構想とか、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりとか、豊かな自然と共生の町づくりなど8項目ありますけれども、それぞれ寄附されている方はそこに指定してやってくださっていると思うんですが、この寄附金はもうそれを一括して、寄附金として扱っているように見えます。

そして、財源内訳を見ましても、その他のところに入っていて、指定寄附金ということになっている。ただ、その指定したとおりに、吉田町がその寄附金を使っているのかどうかというのは、議会もよく分からんし、寄附した方もよく分からない状態になっているのではないかというふうに思います。

こういう、どういうふうに使っているか、指定した項目に関して、これはこういう項目に使っていますというような、その寄附してくださった方にも分かりやすいような公表の仕方というのがないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

ふるさとよしだ寄附金の指定された部分について、どう使うかという部分につきましては、予算の概要のところにも、基本的にどこのどういう事業に充当しているよというのをいれてあったり、あとは決算等について、財源何が入っているかというところがございますが、ただ総額として、それが幾らどういう形で、各柱ごと幾ら入ってというようなことで、さらに細かい事業でというと、なかなかちょっと難しい部分があるのかなと思っていて、今のところは、基本的には予算の概要等でこういうところにもらったものについては使っていますというのは、ちょっとお知らせをさせていただいているような形になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） トータルでこういうところに使っている、主要な施策、その他の説明として、どうもそこはその指定とは分かるけれども、具体的この津波防災が学校教育に使われているのか、何か分からんわけですよ。

その指定によって、だんだん積み立てられていると思うんですが、それがしっかりとそこに使われているのかどうかというのは、今の段階では分からないというふうに思うんですが、けれども、やっぱり議会としてもそれをしっかりチェックしていく必要があると思うんですが、そこはどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

どこまでどういう形で出せるのか等ございますので、ちょっと令和8年度にちょっと検討もさせていただきたいなと思いますけれども、どういう形で出せるかというところで、基本的には今のところは予算の概要等で、町民の皆様には分かりやすい、分かりやすいと言うとあれですけれども、こういう事業にというところは、今、出しているという状況なんで、これがどういった形だとどうできるかというところはちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこはしっかりお願いします。

要は、寄附してくださった方が、吉田町に寄附したら、こういう使い方をしているんだというようなことが分かるように、うまく公表していくと、あっ吉田町って信頼できる町なんだということで、それじゃ吉田町にもうちちょっと寄附しようかというような気になって寄附金の増につながらないかなと。

そうすると、寄附者、町、しっかりやっていただいたとして議会、この三者が、三者共益、トリビンスになるわけです。教育長がいないので、受けちょっと少ないですけれども、そういうことで、しっかりやっていっていただきたいと思うんで、その辺をもう一度しっかりやりますと、お答えいただければと思います。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） もうちょっと分かりやすいような形がどう出せるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今の寄附金のことですけれども、歳入のほうでいいますと、一般寄附金のほうが増えて、指定寄附金のほうが予算的に減っているんですね。歳入のほうね。それで、結局、今の話ですと、指定の寄附金のほうについては、それぞれ予算のほうで、使途については入ってはいるんですけれども、これ予算上、その指定寄附金が減っているということになると、結局はそうした次のときにどう増えても、使用、それぞれの目的で使う予算というのが、割合が減ってくるんじゃないかと思うんです。

そういう点では、やはり今、寄附金を今度15億ということで目標を立ててはいますけれども、やっぱり指定、皆さんがこういうことに使ってほしいという希望があれば、それをもう少し増やすというか、それぞれの希望が増えて、寄附金も増えるというようなことであれば、もっと内容的には充実してくるんじゃないかと思うんですけれども、どうして一般の寄附金の割合を増やして、指定寄附金のほうを割合を減らしたのか、その辺の根拠というのはあるんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今回、指定寄附を減らしている分につきましては、実績を鑑みただ中で、予算計上させていただいておりますので、実際、年度、事業を進めている上で、またそこが増えてくれば、そ

ういう部分については補正させていただいたりとか、そういう形にはなろうかと思ひますので、少なくとも、ふるさと納税自体をもうちょっと活発させていきたいという部分は、考えを持っておりますので、そうした中で、どういう形で、実際、指定なしで来るのか、指定することによって寄附金が集まるのか、そういういろんなこともございますので、それ以外のシティプロモーションも含めて、そういうところに寄与していくような形ができればなとは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。及びトイレ休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時23分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

113ページです。

児童厚生施設整備費ということで、修繕費が18万9,000円、これが遊具の修繕費というふうに伺いました。あと、修繕の基となる点検というのが、その下の機械器具点検手数料44万円とありますけれども、全てをこの金額で賄っているのかどうか、まず聞きますけれども。

○議長（増田剛士議員） 杉田香織こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

こども未来課が所管しております児童遊園につきましては、町内7か所ございます。この7か所を遊具点検の保守と点検を行っていただいておりますが、有資格者によりまして、国の指定する基準J P F Aという基準があるんですが、そちらの基準に準じて、検査のほうをいただいております。

点検につきましては、基準点検、精密点検につきまして年1回、劣化点検、定期点検という形になりますが、年1回という形で、業者に行っていただいておりますが、点検の結果、D判定といいまして、生命に危険があるか、重度の障害または恒久的な障害をもたらす状況

にあるものだということで検査がされましたら、使用禁止という形で処置をしております。

今年度につきましては4件、そういったものがございまして、修繕と撤去等を済ませてあるところです。物によっては、点検業者に相談しまして、どこから始めたほうがいいのか、優先順位はどれかといったものを検討しながら、点検・修繕を行っております。遊具については、そうやって対応しております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今、主にこの予算的なもので、遊具ということで伺ったんですけれども、あとは遊具だけじゃなくて、公園の敷地全体を見回すと、ちゃんと敷地の境のフェンスとか、例えば広場の防球ネットとかそういうものが、そういうものの点検というのは、別にやっているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

ネットにつきましては、支柱の部分がゆらゆらしていると危険だということもございまして、そちらの点検も行ってもらいまして、一昨年、修繕のほうを行っているところもございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今、ネットというのは、多分境界の周りの鉄でできたネットの根っこの部分が腐っているかどうかということだと思うんですけれどもね。

あとは、遊園地の中に、自分は裏が元の児童館の遊園地があるんですけれども、よく子供が親と一緒にキャッチボールをやったり、子供同士でサッカーボールを蹴ったりして、よく遊んでいるんですよ。結構休みのときは使っているような感じですけれどもね。それでボールが出ないように、防球ネットというんですか、ゴルフ場のグリーンネットというんですか、ああいうのが升目が二、三センチの、ああいうのがこう張ってあるけれども、それがもうちゃんと留まってなくてね。垂れちゃったりして、破損したりしていて、ボールが出ちゃったりするような状態になっちゃっているんですよ。

それで、あとは、裏の児童館の運動場というんですか、あそこですけれども、コンクリートが昔のあれで貼ってあって、それが割れちゃって、持ち上がっちゃって、かなりそこで遊ぶとなると、危険だなというふうな感じだと思うんですけれども、そういうことから、全体の点検や修繕というのをしっかり行わないと、ここの児童公園が安全に安心して、その子供たちが遊ぶことができないというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

児童遊園を安全に利用していただくために、地域の方にも草刈り等御協力していただきまして、地域と一緒に公園のほうを管理をしているところでございます。

先ほど、議員おっしゃったコンクリートにしても、ネットにしても、安全に公園を利用していただくためには、大事なところは存じております。

先ほどもちょっと伝えましたが、優先順位をつけまして、安全に御利用いただけるように

予算の中で、何が一番優先かというところを見まして、予算の中で修繕料等用意してはありますが、何を優先にするかというところを業者とも相談しながら、安全に生命に危険がないように利用していただくように考えていきたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

前にちょっと課長のところに言ったことはあるもので、現場見てもらったと思うんですが、そういうことで、今回、8年度の予算というのは修繕費が18万9,000円ということで、自分が思うにはもっとお金がかかるんじゃないかなと思うもので、すぐにやれということではないかもしれませんが、何かあったら遅いもので、来年度はあるとしても、ちょっと何年かくらいで、もう少し予算をつけて、その辺の全体的な点検と修繕というほうをもう少し目を向けていただきたいと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

全体を見て、また優先順位をつけながら、どこにどれだけ投資するかというのはまた検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 児童虐待防止事業費、ページが97ページになります。

児童虐待防止、この項を見ていくと、一番大きいのが車の維持費322万です。

それで、あとを見ていくと、虐待防止に対して何が起きたか、起きたものに関してどういう形をやっていくかというんですが、予算として全く見えないんですけれども、そういうものに関して、当然予算としては、いろんな過去の例から、こういうときにはこういうものに使いましたよとか、使いますよとか、そういうことがあってしかるべきだと思うんですよね。

これを見ていくと、事業を行うための事業費、費用であって、それは当然、事業費として計上するのだから、その中にはそういうものが出てこない、不思議だと思うんですけれども、これはどういう意味でこの数字を出しているんですか。ただここにかかりますよという数字だけで終わっちゃうんですか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

児童の虐待防止につきましては、虐待防止のための事業としては、12節にあります委託料が幾つかあります。短期のショートステイをさせるものと、あと世帯を訪問してヘルパーが対応するものという形で、事業そのものとしましてはこういったものぐらいしか、今、計上はしてありません。

子供が避難をする場所といったものとして用意をしたりですとか、あと19節にDVの場合についての宿泊場所を用意したり、それ以外につきましては児童相談所と相談をして、措置という形で、一時預かっていただくようなところにつきましては、町ではなくて、県のほうで予算のほうは対応しておりますので、事業としてはこういったものになってきます。

それ以外は、相談員が相談を受けるように訪問をしたりですとか、あと予防のために、幼稚園、保育園に伺ったりという形になりますので、ほとんどが人件費が出ていくものになります。相談で電話対応もしますし、おうちにも訪問をしたり、あとは予防的な部分で、幼稚

園の先生、保育園の先生たちにも見る視点ですとか、そういったものも人件費の中の職員が現場に行きながらとか、年に一度講話という、ちっちゃな講話ですけども、させていただいて、虐待予防の視点という形で、親御さんの言葉の使い方とかそういったものも、こういうふうに見てくださいねというような指導をしている形ですので、事業そのものはそんなにしているように見えませんが、人件費、人のつながりの中で事業を行っているというのが主なところですよ。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） この問題に関しては非常にシビアな問題であって、新聞紙上でよく出てくるのが、いじめによって子供たちが自殺をすると、そういうやつがもう常に出てくるわけです。

そうすると、それに関して、我々は議員も含めて全員が、そういうものに関しての関心を持って、そして、その関心を持ったものに対して、誰がどういう動けるんだという、特にそういう行動範囲であるとか、そういう目的を持ったものを持っていかないと、そういうものの例えば、そういう予算の中で、今、言われた、説明するときに電話代であるとか、宿泊代であるとか、こういうことが、こういう事例が過去にどこかにありますよと、そのためにやるんですよとか。

そういうものが見えるような予算取り、予算が出てくると、非常に我々も関心を持って、それに、いじめに対しては、強烈なアピールができると思うんですけども、その辺はそういう表現の仕方というのは、もうこれしかないですか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

こども未来課でも、いじめ、学校でのいじめ、小学校、高校までもいじめに対して関わっているところではございますが、具体的な事例を挙げての予算づけというのはなかなか難しくって、隣に学校教育課もございますので、学校教育の担当の者と一緒に訪問をしたりですとか、打合せをしたり、また学校へ行って、学校の先生と担当分けをして、そのケースごと違うので、先生たちは学校での顔を見てもらう、私たちは親御さんを通した子供さんの顔を見るとか、親御さんが相談できる場所であるとかという形で、担当分けをそのケースごと行っております。

ですが、予算に見えるような形というのが、ちょっと難しくて、しかもこども未来課だけではなく、教育委員会とも、保健センターとも、各事業所さんとも一緒になって動いているものですので、ここだけの予算ではなく、みんなで動いている予算の一部という形になりますので、議員がおっしゃられるイメージがどのようなものかちょっと分かりにくいんですが、ケースが分かるような予算立てというのはちょっと難しいかと思います。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 要するに今後いじめに関しては、もう地域ぐるみ、それとか我々、隣の人たちとか、そういう全体の中で、みんなで解決をしていくという方法しかないものだから、結果が出る前に、私もいろいろ聞いているんですよ。重要な話はよく聞くんですね、人が集まったところに行くと。なかなかそういうものが、表に出てこない限りは、我々も行動というか、みんなでそれを考えるというのがなかなかないものですから、この表現方法し

かないとくればあれですけども、電話であるとか、さっき行動範囲をここに表現できれば、また違う形での出る可能性がありますので、情報がなかなかないものですからね。

そういう情報を、一つでもやっぱり我々は欲しいと思うんですけども、その辺の情報というのはなかなか出せないものですか。そうすれば、この虐待防止事業に対しての応援もできるわけですから、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

議員のおっしゃるような情報といったものが、個人が特定されるようなものになっていくとなかなか難しいものですから、もちろん予算にはのせられないし、こういった場でも御紹介できにくいものになりますので、申し訳ないですけども、情報といった中身はどのようなものを指しておっしゃっているか分かりにくいんですけども、情報という中の個人が特定できるようなものについては載せることができません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ちょっと関連で、児童虐待防止事業費についてお伺いします。

この予算として、514万1,000円が計上されています。その説明の中において、こども家庭センターの創設、開設に関するものを含まれていますということなのですが、令和8年度の当初予算概要、これですね、これには2,400万と記載されているんですよ。この差、これはちょっとほかのところにどこに出ているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

議員おっしゃられるように、こども未来課の所管する虐待防止事業費の中では500万という形ですが、概要版のほうには2,000万といったものが載っています。

こども家庭センターそのものになるんですが、健康づくり課とこども未来課の担当する業務のところを一つに、一体的にまとめてという形になりますので、ほとんどが人件費のものをついてくるんですが、こども家庭センターに関係する職員人件費、例えば保健センターで相談業務を行う保健師を2名分と、あとこども未来課にいる児童福祉の部門で2名分で、この二つを取りまとめる統括支援員といった者を今回新しく配置するわけなんです、そちらを1人分というような形で、この人件費が一番大きなものとなります。

それ以外に、開設の備品として、公用車を購入することもそうなんですけれども、保健センター側では備品等を購入する予定です。ベビースケールですとか、沐浴のために練習する人形を購入したりですとか、収納庫を用意したりというような形で、健康づくり課とこども未来課の両方のこども家庭センターに関わるものについて、概要版のほうに含まれておりますので、大きくなっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 残りの1,000万ほぼ人件費ということでございますけれども、こども家庭センターは、今、説明にもありましたけれども、こども未来課と健康づくり課が連携して運営していくということなのですが、その運営のやり方なんですけれども、それぞれ

が分担して運営していくのか、それぞれから職員を出して、センター、どこになるか分かりませんが、センターでそこで一緒に仕事しながらやっていくのか、そのセンターの運営体制というのは、どういうものなのか説明いただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

国の考えの中では、今議員おっしゃったみたいに、二つ、三つの体制を紹介しております。一つは、議員おっしゃった、関係するものたちが1か所に集まってセンターを運営する方法、もう一つには、今までどおり別々の場所にいて運営する方法も可能だということを言っています。

もっと小規模なところにつきましては、本当に1人ぐらいずつしかいないようなセンターというのも想定されておりますが、吉田町につきましては、先ほど言ったように、家庭相談員を2人置き、保健センターでの健診の場面では2人の専門のスタッフがいてというような形で考えておまして、今の保健センターの機能もそのまま使い、こども未来課にいる職員もそのまま使い、そこを取りまとめる統括支援員といったものが軸になりまして、健診のあるときには統括支援員が保健センターに行き、全体の健診を受けている子供の様子を見たりですとか、そうでないときはこども未来課に来て保育園を訪問するときに一緒に行ったりですとか、こちらに虐待の相談に来たりDVの相談に来たりしたものを取り扱ったりというような形で、場所は二つに分かれた状態ですが、職員が行ったり来たりするような形の体制を考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） このこども家庭センターの設立の目的としては、妊娠期からその子育て期まで切れ目のない包括的相談支援を行うとともに適切な支援につなげていくということなんですけれども、このこども家庭センターを立ち上げることによって、現在の体制に比べてどういう支援の強化や効果というものを期待されてこれをつくっていくのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

先ほども少し登場しました、統括支援員といったものになるんですが、こちらの者が母子保健のことや児童福祉のことが、双方の業務について理解がある者を設定するというような国の原則としてはそういったものを設置してくださいということになっています。その職員が俯瞰してどちらの事業も見られるような設置をしてくださいということになっておりますので、どちらかの部分だけを強調するのではなく、両方の立場も理解した中でどこがこの人をサポートしたらいいのかといったものが分かるような制度になっていきます。

それに加えて、事業そのもののそういったものがあるんですが、サポートプランという形で、母子手帳をもらった時点から、この人はこういったサービスが必要じゃないかとか、こういった投げかけをしながら小さいスモールステップでいいのでこういう目標に向かっていこうといった計画をつくるのが、今回提案されております。

なので、このセンターが出来上がり、順調になってくる頃にはそのサポートプランを作成すること、あと、地域でもっと資源が必要であるかどうかといったところも、このセンターが立ち上がることでさらに質の向上ですとか、物、数の充実といった形で事業を見ていくよ

うな形になりますので、今も相談体制は連携できるようにはやっているんですが、統括支援員がつくことでもっとつながりが強くなって、サポートプランやほかのサービスが必要かどうかといったところが向上していくと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 次に、92ページ、こども発達支援センター事業費について伺います。

令和8年度に従来のこども発達支援事業所の機能を包含するこども発達支援センターを開設するということになっております。このこども発達支援センター運營業務委託料として1億870万3,000円が計上されています。令和7年度のこども発達支援事業所の当初予算は829万4,000円です。この事業所をセンターにすることによって、予算的には13倍になるということであります。

一方、令和6年度末に実施したと思われ、事業所におけるその自己評価結果では適切に業務は行われていると、かつ保護者等からの事業所評価の集計結果を見ても好評のように見えるわけです。町はこのこども発達支援事業所の課題というのは何であって、センターにすることによって、その課題を克服し、より大きな効果を生み出すというのはどういうことを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

こども発達支援センターにつきましては、まず、現在のこども発達支援事業所の通所の機能はそのまま引き継ぐ形になります。現在のこども発達支援事業所、議員が今御説明いただいた評価のところにつきましては、十分療育体制というところにつきましては、お預かりした子供さんに対する療育支援、保護者への支援というところにつきましては、十分できていて、そこに何か課題としてあったわけではございません。

今回のこのセンターになることによって、今できている通所の支援に加えて、地域支援の部分ですね、療育が必要な子供さんを中心とした地域全体の療育体制の中核機関を担うためのセンター化ということになりますので、相談支援機能でありますとか、地域の保育園だとかそういったところの助言にも当たれる。それから、とにかくどこに相談したらいいのかといったところもセンターが担いますよといったことになりますので、特に現在の通所の業務を行っているこども発達支援事業所の体制に何か課題があったということではございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 以前、総務文教でやったこの重層的支援、これはどちらかというとワンストップというか、相談所一つにして、しっかりそこで対応していこうというので、ここにまた新しい、新しくはないんですけども、その流れに対して新しい相談所というのを設ける、その重層的支援体制への移行に対してはちょっとまたずれるような気がするんですけども、そこへ集約していこうというのなら分かるんですが、また新しいセンターとして相談所を開設すると、そのあたりの関係はどうなっているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

重層的支援体制につきましては、一つの家庭の中に様々な課題があつて問題を解決するには、いろいろな関係機関が協力し合つて役割分担をして支援をしていくという体制のことにありますが、重層的支援体制の部分につきましても入り口をどこにするのか役割分担をして、あと関わりの部分についてはその体制の中でどの関係機関が役割を担っていくのか、それがどのように進んでいくのかといったところを、そのチームで対応していく場となります。

こども発達支援センターにつきましては、まずは療育を必要とする子供さん、発達に少し特性がある子供さんの育ちを、まずそこの入り口というふうになります。

例えば、そこの家庭の中で、そういった子供さんがいる家庭の中で、例えば、生活困窮があるですとか、あとはその家庭の中で高齢者の問題があるだとか、そういった幾つかの課題があつた場合にはその重層的支援体制の中でチームをつくつて対応をしていきますので、そのチームの中の一つの機関という形になろうかと思ひます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 令和7年度までは事業所として運営していた、その職員の方というのは再雇用され、要は13番になっているのは人件費じゃないかなと思ひているんですが、どういう体制になるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

今雇用している方たちということになりますので、こども未来課のほうで回答させていただきます。

こちらに今お勤めの方はもちろん町の職員という形になりますので、来年度につきましても、私たち職員たちは人事異動で異動になりますので、保育士の方は大半が各保育園のほうに、公立の保育園のほうに人事異動されることが考えられます。それ以外に、私は保健師ですが、保健センターだけでなく役場の中で事務を行うこともありますので、保育園もありますが、事務としての異動も可能性はあると思ひます。

そうはいつても、もともとの人数が、いた人たちが、例えば、16人いた人たちが全てに保育園のほうに分散されとは限りませんので、今回こういった事業所が新しく立ち上がりますよ、センターが立ち上がりますよといったものにつきまして、プロポーザルで委託業者が決まった時点で、職員には皆さんに周知をしております。こういった事業に興味があるものとか、今会計年度ではいるけれども、正規で雇ってくれるのかどうかといったところも確認をお互いにさせていただきまして、興味のある方についてはそちらに異動するということがあります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） もう1点ですね、今回担当課がこども未来課から福祉課に変わるということになるんですが、その趣旨というか目的というか、今後子供を扱うのはこども未来課が中心かなと思ひているんですが、それが福祉課もあり、先ほどのこども家庭センターもあり、何か町としてどういう考えの下でこういう担当課の変更というのをやっているんで

しょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

子供をということになりますとこども未来課がというところがあるかと思われませんが、年齢で区切るのではなく、この子供たちは生まれたとき保健センターで発見をして、少し気になるお子さんかなといったところを持ちながら保育園に行きながら、並行通園で発達支援事業所を使いながらというお子さんもいらっしゃいます。

就学前のそういったサービスを受けながら、今後は学校に上がってもこういった、特別支援学校へ行ったりですとか、通級、普通級に通ったりという形になります。次は、卒業をして、中学も卒業した段階で、今度は就職していくとか、そういうこともあります。

そういった年齢区分ではなく、1人の子供を通算して成長していく姿をずっと見ていくということ、必要なサービスを開発したりですとか、今あるものに当てはめていくという意味で、福祉全体の視野で見るという形で福祉課のほうに移動していくものです。

その必要なサービスを必要なときに提供できるように、相談支援員もついてできるようにという形で福祉課に配置換えをしたところです。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

84ページの老人福祉対策費の高齢者補聴器購入助成事業費について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、これ一般質問でも聞かせてもらって、中身のことは理解しております。これを今後やるに、実施するに当たって、どういう形でどういう人たちに向けて広報をしていくのかというところが、もう一つ大事なところかなというふうに私は思っておりまして、そのPRの広報、ターゲットとどういう意図でどういうところにターゲットを置いてどういう方法で訴求をしていくのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

高齢者補聴器購入助成事業につきましては、対象者を65歳以上の高齢者としておりますので、65歳以上の高齢者にまず周知が届くようにということは考えております。そうしますと、まずは広報ですね、広報よしだで、その御本人の方、それから御家族の方にもその情報が届くように、広報よしだでまず周知をさせていただきます。当然、ホームページにも掲載をいたしますし、あとはさわやかクラブであるとか、通いの場であるとか、高齢者が集う場所等でも周知ができればと思っております。

加えて、この事業につきましては、耳鼻咽喉科医師の判断が必要ということになりますので、当然医療機関にも周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございました。

今、御答弁の中で一つありましたけれども、広報よしだで本人と御家族にということでお

っしやっていましたが、私はこれ家族の方にぜひともターゲットというか、訴求を意図としての訴求対象者にしてほしいなというふうに思っております。

御本人もちろんそういう症状があれば御本人が考えるということもあろうかと思うんですが、いろいろ話を聞いたり、私自身なんかも家族の中であるんですけども、補聴器を本人がなかなかつけたがらないというような事情も正直たくさんあると思います。

そういったときに、御家族とやっぱり話をするきっかけになってもらいたいなというように思っておりまして、そういう対象者をどこに置くかというのは、広報をやるにおいては非常に重要なところだと思っております、御本人は正直言うと耳の聞こえが難聴があっても全然問題ないと言うんですよ。それはそうですよ、本人は聞こえる情報の中でしか会話もしていないし、生活しておりませんから、本人は全然困っていないと言うんですよ。困るのは周りの方々なんですよ。

という意味でいうと、やはり御家族と話すきっかけにしてもらうことが、私はこの事業のもう一つの重要な視点であろうというように思っておりますので、ぜひそこら辺を念頭に置いて広報をしていただきたいと思いますのですが、その点についていかがお考えか、お願いします。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

補聴器の購入助成事業につきましては、その高齢者の耳の聞こえに対して補聴器を使うことによって認知症予防であるとか、フレイル予防であるとか、そういった耳の聞こえがとても重要であるということはまず啓発をしていくという予定であります。

その中で、補聴器を使う、使わないに限らず、まず若い世代から耳の聞こえというものに対しては関心を持っていただくというところの、公衆衛生上の皆さんへのお知らせといったものも加えて行っていく必要があると思っておりますので、補聴器助成事業ありきということではなく、プラス耳の聞こえに対してどのように対応していくのが、今後の健康寿命の延伸につながっていくかといったところを、世代を通してお知らせできればなというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 04 分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

123ページ、再生可能エネルギー設備導入基本設計及び利活用調査事業委託料ですけれども、調査対象が施設が三つありまして、その中に図書館が入っていたですね。図書館は、現在故障して使われていない太陽光発電設備があるわけですね。今度はその基本的な設計と調査やるに当たって、その既存のものは全然度外視をして、この調査に入るということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木 久都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

度外視というのはちょっと分かりませんが、一応、今ある太陽光については年数もたつて効率も悪いというものでもありますし、基本的にはその設計の中で撤去の部分も含めて設計を考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今、既設のものを解体撤去して、それを踏まえた上での基本設計及び利活用調査をやるということです。そうしたときに、この撤去費用というのは当然その中に含まれるのか、それとも町が撤去処分の費用を別に負担するだけ、それともその中に含んで、設計の中にその調査撤去費用が含まれるかどうかというのをちょっと伺いますけれども。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

設計の段階で予算をどうするかというのはちょっとあるとは思いますが、基本的にはその設計の中で撤去費用も見込んだ中で設計をしていきます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 前回確かめた中では14施設あって、そのうちの3施設をやるということです。浄化センターと図書館と庁舎。ただ、この設計委託そのものが、我々がやるときに、例えば、この建物があと何年ぐらい使える使用可能な年数と、それとこの設備をやったときの、過剰設備になっちゃいかんということで、そういうその設計の中では全部常にそういう比較をしながら設計をしていきますよね。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今回、今年度やっている調査で既にその建築年数であったり、構造であったりというのは加味しながらその14施設を挙げていますので、そういった構造が大丈夫という判断の中で14施設を挙げています。あとのその、そういった当然年数もございしますが、構造的にも問題ないということの中で、今回その3施設をやっていくということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今それを聞いた理由というのは、あと30年もし建物にどのぐらい、

浄化センターなんかもそんなにもちませんよね、30年、40年で。そのときに例えばやったときに、その施設をやることによって、金をかけたことによって、費用対効果はもちろん出てきますけれども、逆に言うとそれをやらないほうが効率的な場合もあるわけですね。

だから、そういう意味で、要するに多分こうなってくるとそういうのは計算しないでやった分の新しく付けることを考えると思うんですけれども、その辺のその建物の老朽化とか耐用年数とそういうのは当然比較しながらやっていきますよね。

そういう中で、多分この聞いていると、3棟で約3,090万円、1棟1,000万円の資料、調査しますよね。それと大体工事費として1件7,000万円、8,000万円はかかってくると思うんですけれども、その辺の予測というか、ただこの目の前、目の先の三つに対してそれぞれどれぐらいの予測というのは出てくるんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現時点での構造について、できるというところでやっている中で、また、例えば、図書館でいえば、今既存にある太陽光設備だけではなくて、それ以外のところでも設置可能かどうかというのを改めて調査をしていきますので、今の時点でこれだけやれるとかというものについてはちょっとまだ出ていないという状況になります。

ですが、しっかりその辺の建物の状況であったりとか、鉄筋コンクリート造は多分60年というような国の固定資産評価みたいなものがあると思いますので、そういったものを確認しながら、設置を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） この三つにしてもそうですけれども、あと14施設という、結果的に5年、6年の事業になるということですか。最終的な金額にするともう10億近い金がいくんじゃないかと思っているんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今度の基本設計でそういったこの3施設の金額というものが出てきます。それ以外のものについては、今回金額というものははじいているわけではありませんので、今後のこういった形でその脱炭素を目標として掲げていくかということも含めて、今後検討していくことになるかと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） その中でも、当然目の前のことですからお聞きしますけれども、その費用対効果、要するに、やったもの的に年間どのぐらいの費用がそこでカバーできるのか。例えば、それぞれやっていると思うんですけれども、その辺の計算、もくろみというか、そういうものは当然あると思うんですけれども、やっぱりこうやることによってその効果というのはかなりあると思って、当然あると思うからやるんでしょうけれども、その辺の目安というか、公表される数字というのはありますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現時点でこの数字がというのはちょっと今お答えしかねる部分ではありますが、やはりその施設で使用量がやっぱり多い、それを賄うことができるような電気の発電というの、効率を考えた上で設置がここは有効だというふうな結論が出ていますので、ある程度のその結論が、この三つの施設はそういった使った電気を賄えるというようなものでやらせていただきますので、ただ数字のほうはちょっと出ないという状況です。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 最後にしますけれども、ちょっと当然この太陽光に関しては感震ブレーカーの、ここに後で出てきますけれども、そういうものも当然セットでということですよ。要するに地震があったとき、そのためにやるわけですから、そういうときに感震ブレーカーをつけないことによって火災とか発生、阪神で出ましたので、それに対する予防というのは当然中に入ってきますよね。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 今の時点で実際は入れていないというところかもしれないので、そこはすみません、考えた上でその地震が起こったときにそういった対応が可能な施設ということの中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

6番、福世義己議員。

○6番（福世義己議員） 119ページの2目予防費の中の感染症予防費についてお聞きします。

この中で、4月からRSウイルスワクチンが定期接種になるということをお聞きしたんですけれども、このワクチンを接種する、しないというものは、その選択は妊婦さんに委ねられていると考えてよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 門田万里子健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

RSウイルスワクチンにつきましては、他の予防接種と同様、御本人様の自由になります。御心配な方はかかりつけの医師等に相談をして、受ける、受けないを決めていただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 6番、福世議員。

○6番（福世義己議員） 今まではこのRSウイルスワクチンは、1、2歳の乳児に行われてきましたけれども、今度、妊婦さんへ接種するように拡大された理由は何ですか。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

当町では、1、2歳の子に対するRSウイルスの予防接種は今まで行っておりませんでした。

なぜこの妊婦に対して行うようになったかというところですが、国の考えですけれども、このRSウイルスは、特に小児や高齢者の呼吸器に症状を引き起こすウイルスとなっておりまして、1歳までに50%、それから2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも一度は感染するとされております。こちら感染しますと、気管支炎や肺炎などの症状が出てまいります。

ただ、これは生まれたばかりの乳児は自分で抗体をつくることができないため、妊婦が接種をして、今回のこのワクチンは、母子免疫ワクチンといいまして、妊婦に接種をして、母体内でつくられた抗体が、胎盤を通じて胎児に移行をします。その胎児が生まれたときから、もう既に予防効果を得ることができるというような、この母子免疫ワクチンの接種を国が定期接種として位置づけるようになったということです。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 6番、福世議員。

○6番（福世義己議員） このワクチンは、アメリカでも実施されていて、アメリカでは、妊娠32週から36週のときに接種するようになっていますが、日本では、妊娠28週から36週の間ということで、1か月接種時期を早めていますけれども、この理由が分かりましたら教えてもらいたいです。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

申し訳ありません。私どもはアメリカのほうの状況というのは、把握はしておらないんですけれども、日本では妊娠の28週から36週の妊婦に接種をするということになっておりますけれども、この抗体が胎児に移行するのに、最低14日から2週間程度を必要とするとされております。ですので、その後の37週以降はもう出産に備えていただくために、その前にもう抗体を移行させることをもう完了させておくという意味から、28週から36週に限られているかと考えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 6番、福世議員。

○6番（福世義己議員） このワクチンは、私の調べだと、ファイザー社製の遺伝子組換えワクチンと聞いていますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

そちらについては、少し確認をさせていただきたいと思いますので、お時間いただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 6番、福世議員。

○6番（福世義己議員） このワクチン開発は、ワクチンを接種した本人はもとより、その影響が子供の代、孫の代、ひ孫の代、やしゃごの代と、5代にわたって影響が出ないことを確認してから初めて認可されるそういうものですので、開発には最低10年かかると言われているんですけれども、今度予定しているこのワクチンは、その手順を踏んだワクチンなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 議員、今回の予防接種に関して、その辺、言わば安全確認ということと聞かないと困るよという話ですね。

○6番（福世義己議員） そうです。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

ただいま議員がおっしゃったことについては、私ども把握はしておりませんが、国が承認をして定期接種として位置づけたワクチンでありますので、もちろん安全性を考慮し

つつできるだけ皆様に打っていただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 6 番、福世議員。

○6 番（福世義己議員） 私がなぜこう細かく聞くかという、このワクチンのメーカーがファイザー社であって、遺伝子組換えワクチンと聞いていますので、このファイザー社製の遺伝子組換えワクチン、新型コロナウイルスが流行したときに使用されたワクチンであります。この新型コロナウイルスのときに使用されて、このワクチンは、その後の調べで、厚生労働省の発表で、死者が2,302人、それで、副作用で苦しんでいる人は6万7,000人に上るというそういう発表がされています。

これは、まだ認定された人だけで、数としては氷山の一角になると思いますけれども、今度のこの新しい4月からのワクチン接種が始まるRSワクチン、これも同じメーカーで、同じ分類に属するワクチンが使われるということで、結果においては非常に心配しているんです。ですので、このワクチンを接種した母子への影響、子供が無事に生まれたか、あるいは第2子、第3子も無事に生まれたかというそういった追跡調査をやる考えはありますか。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

まず、先に、先ほど議員がおっしゃられたように、ワクチンの種類ですけれども、こちら、ファイザー社の組換えRSウイルスワクチン、アブリスボというものを使用するということになっております。

ほかの予防接種もそうですけれども、強制ではありませんので、今回のRSのワクチンにつきましても、妊娠の28週からが接種可能となっているということで、それまでに病院だの産婦人科だの医療機関にかかって健診を既に受けているかと思われますので、かかりつけのその医師とよく御相談の上、御本人の接種をするか、しないかを決めていただきたいと考えております。

追跡調査につきましても、町としては行う予定はございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 6 番、福世議員。

○6 番（福世義己議員） またアメリカの話出て申し訳ないんですけれども、アメリカでもこのワクチン接種やられておりまして、既にこのワクチンを打つと、妊婦が早産になる可能性が高いと警告が出されています。ですので、ワクチン打つには、メリット、デメリットというのがありますので、メリットはこうですよ、デメリットはこうですよというそういう情報を十分与えて、できれば接種券を配付するときに妊婦さんにそのことを判断材料としてデータを伝えていただいてやっていただきたいと思いますと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 答弁はいいですね。

ほかにございますか。

5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。

同じく119ページの予防接種委託料のところであります。

こちらの予防接種の委託料の中には、先ほど福世議員からも質疑ありましたけれども、新

しくRSウイルスワクチンの接種の委託料も含まれているということでお聞きしております。人数的には160人分ということでお聞きしております。

こちらの予防接種するための受診券というんですか、予診券というんですか、そちらのほうの用紙は、母子手帳を渡す際に面談をしながらお渡しする。冊子があるみたいなんですけれども、その中に一緒に含まれてお渡しするというふうにお聞きしているわけなんですけれども、こちらの予防接種、今度新しく始まる予防接種でありまして、どちらの医療機関で接種が可能なのかどうかということが、まだなかなか見えてきていないような状況なんですけれども、そこのところは、どのような予定でいらっしゃるのか、お願いします。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

RSウイルスワクチンの予防接種につきましては、先ほど福世議員からの質問の中でもお答えしましたけれども、既にかかりつけの病院なり医院があるかと思しますので、ほとんどがその医療機関で受けることになるかと思われます。御本人も妊娠中に健診に通っている医院以外のところでわざわざ予防接種だけを打ちに行くというのは大変だと思いますので、そこのかかりつけの医院で受けるのが、大半だと思っております。

ただ、基本、これ、ほかの予防接種も一緒ですが、基本、予防接種は住民票がある市町で接種をすることにはなっております。ただ、町内には、産婦人科に該当するような医院もありませんし、あとは、妊婦ですので、里帰り出産等も予定している方もいるかと思います。

そういう方のことも考慮しまして、県内のほかの医療機関でも受けられるように、定期接種として無料で受けられるように、現在県から県内の各医師会を通じて、全医療機関にどの予防接種を受けてくれるのか、受けられないのかという調査を今かけている段階でございます。それが、今月が締切りになっておりますので、4月1日以降に県は公表すると言っておりますので、4月1日以降に分かり次第、町としても公表したいと考えております。

ただ、このやり方が、市町間の相互乗り入れ接種制度というものになるんですけれども、その場合は、事前に御本人が健康づくり課へ申請をしていただいて、依頼書を交付をして、希望する医療機関に持って行っていただくと。そこで予約をして受診をしてもらうという形になります。

ただ、これだと前もって御本人が役場へ連絡をして依頼書を受け取ってという手間がかかってしまいますので、当町では、榛原、志太、島田、焼津の近隣の各医師会と、またそれとは別に契約を結びまして、その医師会に加入している医療機関の中でもまたやってくれるところ、やってくれないところありますけれども、そこはまた無料でそのまま受けられるような委託契約を結ぶ予定でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

町内には、そのような接種ができるような医療機関がない中で、県も通じて、接種が可能な医療機関を今調査中ということでお聞きしました。

妊婦さん、体調も含め、なかなかいろいろ考えることも多いと思います。やっぱり困ってしまうケースもあると思いますので、要望としましては、予診券というんですか、こちらのほうとかを他市で示す際に、そのときには、もし示されているようであれば、こちらの医

療機関でしたら可能ですよとか、そういったことも示していただきたいなというところと、あと、心配するのが、例えばインフルエンザがはやっているような時期ですとか、そういったワクチンのインフルエンザのワクチンですとかそういったもののほうを希望されていたりとかというと、なかなかちょっとリスク的なこともやっぱり心配されると思うので、重々やっぱり先ほど福世議員もおっしゃっていましたが、メリット、デメリットも含め、面談の際に新しいワクチン接種のこともありますので、先方が、妊婦さんが安心して対応できるような形でお願いしたいと思いますが、そのあたりはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 門田健康づくり課長。

○健康づくり課長（門田万里子） 健康づくり課でございます。

このRSウイルスの予防接種に限りまして、母子手帳交付時に対面で面談をして、そのときに説明も行い、また、案内通知、予診票をお渡しをするということにしておりますので、いろいろな妊婦さんが心配に思っていることなどを聞き取りながら、親身になって対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 122ページ、123ページを見てください。18です。地球温暖化対策事業費補助金200万円ですね。この内容に関しては、みんながしてありますので、答えていただきました。

まず、太陽光システムのみの設置が2万が10件で20万、蓄電池が8万円が10件で80万、同時設置が10万の10件で100万と。この合計が20万ということによろしいですね。

○議長（増田剛士議員） 200万。

○12番（山内 均議員） すみません、200万です。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今この太陽光が問題になったときに、171ページをちょっと見ていただけますか。消防費の中に感震ブレーカーの話が出ております。阪神大震災は、大地震のときに、電気が通った通電によって、断熱材が火災を起こした。阪神ではあれだけ大きな地震が起きましたよね。そのためにこここのところに出ているのが、感震ブレーカーの設置推進事業補助金、私は当然地震とかに関わりますので、感震ブレーカーとセットで、義務的に条件としてやるのが一番必要なことじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。セットでできるんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

その辺の電気の技術的なことはちょっとお答えすることは私のほうでなかなかできかねますが、太陽光発電と例えば普通の一般の家の住宅のブレーカーは、多分構造としては別に分けられている、そういうふうになっているそうなんです、別に分けられているというふうに思っていますので、それをくっつけてできるかどうかというのは、ちょっと今ここではお返事できかねます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 太陽光の一番怖いのは、うちが壊れるような地震が、太陽が当たってれば、幾らでも電気を起こすことができるんですね。その結果として感震ブレーカーをつけなさいと消防庁が認めたわけですね。それは当然ですよ。当然そういうものが、これから起きるものに対して、つければつけられるほど、その可能性、危険性の可能性があったときに、それを排除するためじゃなくて、セットでやるのが条件だと思うんです。その辺は、もし、条件の話はそうですけども、取り入れるということは、考えがあったのか。あるかどうかをお聞きします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今現時点では、今のところ考えはないということでお願いします。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ぜひ中に入れて設計屋と話をしてください。お願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 同じところでお伺いします。

今回別々に対応だと、蓄電池別々に補助を出していただけたということでありがたいことだというふうに思っております。

補助金が50万から200万に上がっています。その財源内訳を見ますと、令和7年度までは一般財源から出ていた。今回の財源を見ますと3,290万が国からということになって、先ほど来出ております再生可能エネルギー設置導入基本設計及び、そのあたりが3,090万、その残りがこの補助金かなと思っているわけです。

令和7年はもう50万いっぱいになりました。一般財源だけれども、増額することはなかったとなると、これ、国からのお金となると、200万に達したら、もう途中でやめるといふとか、いやいや大切なことなので、一般財源使っても補正でやっていこうというお考えなのか、その辺をお伺いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今回議員のおっしゃるとおり、令和7年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほうを充当させていただいています。そういった中でそのお金をできる限り多くの方にということで今考えておりますけれども、その上限に達したときがいつの時点かというのであったり、ほかの交付金を回せるのかどうかということもありますので、今の時点で補正をするということはちょっと申し上げられないという状況です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今の時点では言えないとは思いますが、その辺はちょっと考えていただきたいと。割と早めに終わってしまうような状況であれば、考えていただきたいと思います。

もう一つ、新しくなった、今まではセットで補助金を出すと。今回からは別々にもお金を出すということなんで、そういうことを町民の皆さんにいかに周知するかということも重要

なことだと思うんで、その辺に対してどういうお考えで進めていこうということなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現在広報に載せるのが、まず第一というふうに考えています。やはりそれと、今、町のほうで公式LINEがございますので、そこに載せさせていただいて、住民の方に周知をかけたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それが通常のやり方だと思うんですが、業者の方に精通していただければ、お客さんが来たときに、吉田町こういうことをやっていますよということで、周知も図れるということなんで、そこもお願いしたいというふうに考えております。それはそれでいいです。

別件、いいですか。

生活排水改善対策事業費、浄化槽に対しての補助金についてです。令和7年度の予算から大分減ったと思います。それは、新設設置に関しては、令和6年も7年もあまり変わらなかったんだけど、転換、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の数が、随分減って、96件から11件になったという結果のようでございます。

補助金ということに関しては、実績を見られて補助金を下げられたというお話は聞いたんですけども、じゃ、その転換の数が、96から11ってかなり減ったと思うんですけども、その辺に関しては、町としてはどのように分析されていますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田宏一上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

転換については、これまで補助を厚くした令和3年から効果を現し始めていまして、予算額を3,000万、3,000万から6,000万、6,000万から9,000万、年々倍増させて、それでも申請が、この予算額に達してしまうという状態が6年度まで4年間続いておりました。7年度はこの申請件数が急に減少しております。先ほど議員がおっしゃってくださったとおりです。

転換に対する補助金の7年度の単価、これも数が一番多い5人槽を例に申し上げますと、最大で75万2,000円を補助しておりました。ただ、転換に係る工事費用は、これを上回るものということですので、不足分は自己負担をしていただくという必要があります。

御質問の令和7年度になって申請件数が減少し始めた理由でございますが、この浄化槽転換に補助があることを御存じになられた方の中で、自己負担分をすぐに用意できる方、これが令和3年度から6年度までの4年間である程度一巡されたのではないかと、それが一因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、以前も言ったと思うんですけども、単独から合併に替えるときに、100万円以上かかるわけです。それをまず、用意しないと、まず、それを事業者が払った後に、町から補助が来ると。差額じゃなくて、まず、全額払わなければならないというのが、今の状況だと思うんで、そういう補助金の出し方というのを工事費と補助金、その

差額だけ用意すれば、そういう転換ができるようになりますよというようなことができれば、もう少し進むのではないかなと私は思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

補助を出すには、申請があって、申請どおりに現地に確実に浄化槽が埋設された、工事が完了した、正常に機能する浄化槽が埋設されたということを確認しない限りは、全額をお渡しすることはできないということでございます、全額については。

補助相当額を先にお渡しする方法については、今後、何かあるかということは検討してきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 先日の公共下水道事業の予算審議のときに、まだまだ吉田町に単独浄化槽、結構残っていますというお話があったと思います。そうすると、やっぱり下水道と合併浄化槽の合算の人口で汚水処理施設整備人口、これ、吉田町まだまだ低い。県内でも低いと思います。

それを上げていくためには、やっぱり単独浄化槽を合併浄化槽に替えていかなければならないと思うんですが、先ほど言った支払いの方法も含めてもっとうまい策を打っていけば、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進むのではないかなというようなことで考えている施策というのはありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

町民の方から当課にお問合せいただく内容の中に、まだ次のような問合せがまだ複数件あります。それは、住民の方から業者さんが浄化槽を替えると町から70万円以上の補助金が出るから替えたほうが良いというけれども、本当かと。そんなうまい話があるかと。どうも疑わしいので確認したというお問合せがいまだにあります。本当にあります。

そこで、周知の徹底、改めて喚起を促して、周知を徹底したいということの一つを考えています。

8年度は、補助金総額では下がっておりますけれども、補助の単価、補助額の単価で申し上げますと、国が補助の上限額を引き上げた関係で、転換の場合は、7年度と比べてさらに6万円上がりまして、最大で81万2,000円になりますので、今後例えば広報よしだに浄化槽転換補助額81万2,000円と、どんと銘打つような訴求力のある記事を掲載するなどして、まだ浄化槽転換補助を御存じない方へ喚起を図ってまいりたいと一つは考えております。

もう一つは、さらに、働きかけるべき対象者、ターゲットに効果的な周知ができるようにということを考えていまして、町内の浄化槽清掃業者の方にくみ取や単独浄化槽をお使いの世帯に回るときに、補助金を明示した合併浄化槽への転換を促すチラシ、これを渡していただくことを検討しておりまして、既に協議を始めております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 零時 56 分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、5 款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、大石 巖議員。

○8 番（大石 巖議員） 8 番、大石です。

説明書の136ページです。

3 目の農業振興費の中で、農業振興地域整備計画作成委託料ということで、その中身についてはお聞きしましたところ、青農地の見直し、農振地域の見直しということですが、これは、吉田町の全域の区域の見直しなのか、そして、どういう観点からこの見直しを進めるのか、その点について説明をいただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

高塚進吾産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま大石議員のほうから農業振興地域整備計画の見直しというところで御質問がございました。こちらにつきましては、先日の全員協議会のほうでもお話をさせていただきましたとおり、青農地の見直しという形になります。

こちらにつきましては、当然青農地の全域を見直すということにはなるんですけれども、当然全てが農業振興地域というのは、農地を守っていくということになりますので、いたずらに全部縮めていいとかというものではございませんので、当然県の計画等もございまして、県全体でもその青農地の面積とかそういったところの観点もございます。

当然今回の見直しにつきましては、一番は、例えば道路整備計画等で道が例えば真ん中に走りまして、その左右に残地として残ってしまったような、もう農業の農地としてなかなか使用が難しいところを今、青農地という形で残っているものがございます。そういったものを是正しておくといいますか、そういったところを青を外していくような、そういったところを主眼に置いたような見直しという形になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8 番、大石議員。

○8 番（大石 巖議員） 確かに農業振興地域、吉田たんぼを中心としたそうした一団地大きな区画というのは、それは大事にやっぱり農業の振興策ということで確保する必要があると

思うんですが、能満寺山の上のほうの茶畑とかそういうところとか、それから、新しく大幡地域でもいろいろ団地の開発とかいろいろあるそういう中で、どうしても地域的にやっぱり見直しをしていかないと、これからの農業の振興については、やっぱり支障が出るんじゃないかなと思うんですが、そうした吉田町の中で、特定の区域の見直しとか何か、そういう観点というのはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今大規模なといいますか、地域をかなり大幅にといいますか、そういったところでの見直しという形になりますけれども、そういったものにつきましては、現時点でなかなか難しいところではございます。

というのは、吉田町、農地も大変たくさんあるようなところではございませんので、そういったところ、やはり農地を守るべきところは守る。あとは開発、いたずらに開発すればいいというものではないんですけれども、そういったところにつきましては、なかなか青農地につきましては、地域計画との兼ね合いもございまして、そういったところで青農地の中でも地域計画を立てまして、全ての青農地を地域計画におきまして網を張ってさらに守っていくという形ではございませんけれども、そうはいいまして、やはり吉田町として農地を守っていくためには、効率的に農地を守っていくという観点が必要だと思います。

そういった中で、大規模に青農地を外すということは、県全体の計画の整合性とかもございますので、そういったところの観点も含めまして、総合的に見直し等を行う場合につきましては判断していくものとなりますので、現時点で大きくやるということは考えておりませんが、今後当然時代も変わりますので、そういった中で、見直しが必要になるケースも実際にあると思います。そういった中で、やはり時代時代に合わせて見直し等行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 今答弁いただいた確かにそのとおりだと思いますが、そうした場合、地元の農業等やられておる方からの意見、そうした希望とかそういうものは、何かこの区域を見直した場合に、そうした意見を聞く場というのは何か設定あるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今お話しいただきました意見を聞く場というところになりますけれども、個別具体的に意見を聞く場はございませんけれども、当然吉田町農業委員会のほうがございまして、当然そちらの農業委員会等でそういった地域の状況とかそれぞれの農業委員の皆様が地域の実情とかというのは、大分把握されているものですから、そういったところで当然見直しにつきましては、農業委員会の意見を聞いたりとかそういったところもございますので、そういったところで意見を集約して、そういったところで聞いていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の返事で一つ聞かせてください。

町長の施政方針の中に、東名インターの開発、付近の開発ありましたよね。そうすると、物すごい地域の人たちが農業者いっぱい土地持っていて、すごい関心を持っているのは、本当に開発、あそこができるのかどうか、あの一帯がね。全てほとんどが青地ですよ。ただ、あそこは青地を抜かさない限りは開発は絶対にできませんので、あの一帯には本当にこれからの将来的な大きな力がかかってくると思うんですね。あの辺は大体、県を含めてどういうイメージを持っているんですか。いろんな情報が入ってくるんですか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

例えばちょっと青農地というところでのお話になりますけれども、今都市計画のほうでそういったエリア指定というのをされていると思います。実際にこの農業サイドとしては、現時点で、やはり青農地というところがございますので、なかなか正直言うと、そこを即座に開発していくというところにつきましては、難しいというふうには考えてございます。

ただ、いろんな法整備とかによりまして、特例法みたいなので、例えば地域未来投資法とか、そういったものについて、汎用的に青農地を外していけるようなところがございまして、そういった特例法とかそういったものについて、町の方針として、そういったものを強く押し出していくというところであれば、当然農地の、町だけでちょっと決められる部分じゃございませんので、そういった県とも相談をしながら、そういったところで進めていくという形になるかと思っておりますけれども、現時点で直ちにそこが青を外せるかという、ちょっとなかなか難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 回答はそうですけれども、聞いたことは、あの一帯が開発をこれから進めていくということになりますか、なりませんかということです。訳の分からないうちにどんどん青地から白地になっているわけなんです。建築家ってすごい分かるんですよ。何でというやつがやっぱり出るんですが、そういう意味では、あそこはどういうふうな将来的な計画を持っていますかということで、具体的にはっきり言ってください。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今、議員のほうから、青地を白地とかそうした開発含めての話があったかと思いますが、まず、インターチェンジのところですけども、インターチェンジについては、もう区画、先日議員の皆様にお示ししましたA、B、Cというところがあるかと思います。

まずは、Cのところから開発のほうを用地買収も含めて進めていくということで、まずは、インターの開発敷地、エリアですね。エリアというか、枠組みがあったかと思いますが、そこをまず、開発のほうを進めるという形になってくると思います。一遍に全体、インター周辺という、すごく広くも取れますし、そうしたことでやっているわけじゃなくて、まずは、インターのバスターミナルの用地のところを、まず行っていくと。

先日も都市計画の話でもありましたけれども、インターの西側ですね。大石千八さんという、個人名出してしまって申し訳ありません、その西側のところですね。あの辺の開発をやはり皆さんの意見を聞きながら、都市計画を含めて農業サイドとも調整を取りながら、そちらのほうの開発という、転用も含めて進めていくということで、そちらはやはりもう少

し時間がかかってくると。まずは、インターのバスターミナルのところを行っていくという形になるかと思います。

もう一つ、青地の関係で、確かに青の開発というのは非常に難しいところなんですけれども、実際に農業の関係では、虫食いになっている青のところもいろいろございます。その辺も、先ほど産業課長も全体も見ながら、個別の地域も見ながら、その計画のほうを進めていくということで、話ありましたけれども、そうしたことで、全体というか、インターのバスターミナルのまずは用地というところを町としては開発を進めるということで、今後波及の関係で、先ほど言った西側については、なかなか土地の成形が悪い田んぼのところもありますし、東側については、地盤改良しているところもあります。基盤改良しているところもありますので、そうしたところを見ながら、今後計画のほう立てていくということになるかかと思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 結論は、ファジーであるってことですか。未確定、分かりませんということですか。それじゃ困るんですけども。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

まず、結論というか、まずは、今行うところは、バスターミナルのところを、そこは開発をしますので、青地のところは外れると。外れるというか、そこは開発をするということが今確定しているということです。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） もう一つ確認させてください。

例えば青地であっても、あそこの区画整理のように、公共団体がその一体を開発するよと。それやったときは当然青地から宅地化というか用途変更できるわけだよね。要するにそういうものができないと、将来的にはそういうものができるという、今の話でいくと、取りあえずという解釈と前提としては、前提条件はそういう条件が入るんですか。全体的なものは取りあえず入るんですか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

まず、今、先ほどインターのところとほかのところということでもありましたけれども、インターのところは、バスターミナルということで、町の公共事業として行っていきます。その他のほうの今後住宅も含めてなんですけれども、その転用、何というんですか、地区計画のようなものについては、今後どういった開発手法があるのか、ちょっと町が公共工事として行うということはまずないとは思いますが、そこは民間企業等含めた中で、協働していくのか、そうしたことは、今後のエリアを含めた話合いになってくるかと思っています。ただ、今の時点でここが決まっているとかというのは、ございませんので。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

140ページのところで、松くい虫防除事業費とありますよね。これ、令和7年度では、松の木の手入れ委託料というのが、たしか50万だかあったですけども、8年度は、これ、上げられていないですけども、過去のいろんな質問とかそういう中から、やっぱり専決処分なんかのときも倒れて倉庫が潰れたりとか、車庫だか車が潰れたことがあって、そういうことで、この辺はちゃんとやっていかないとねということで、予算をなるべくつけて、多めにやっていってくれるというような返事をいただいたと思ったんですけども、今回載っていないですけども、どういうふうになっていますか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今、議員のほうから松くい虫防除事業が50万円減っているんじゃないかというような御質問がございました。こちらの松くい虫の防除事業につきましては、昨年度まで予防伐倒の委託料といたしまして50万円計上しておりました。来年度、8年度の予算につきましては、単にこの金額を減額というわけではございませんで、4の事業の保安林等保護環境整備事業費の保安林等保護環境整備事業委託料をその分50万円増額いたしまして、より効果的に予算のほうで執行できるよう対応しております。

あと、今年度の予算金額を申し上げますと233万円でございますけれども、来年度につきましては285万円という金額になってございます。また、来年度、適正な管理ということでございますけれども、工事費として、新たに65万5,000円を計上しまして、こちらは工事費として、保安林に隣接する町道松原線の舗装の下に松の根が入り込んでしまっているものですから、それを除去するという工事費を計上しているものでございます。

このように現場の状況をしっかりと確認して、引き続き適正な管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） ただいまのここに載っている285万円の中に50万円が含まれるよということで、じゃ、結局それ自体はプラスにはならないけれども、この中である程度はこれまでの余分に賄える可能性があるということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今、八木議員のほうから、これまでよりも、よりできるかというような話がございました。こちらにつきましては、予算をまとめることによりまして、工事の発注を一括で発注をしまして、経費等もそれぞれ分割して発注するよりも経費が落ちるものですから、そういったところで少しでも多く効率的に予算が執行できるように努めていきたいというふうに考えまして、こういった予算立てになってございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

137ページです。こちら4の事業の担い手育成総合対策事業費であります。内容確認でも

確認させていただきました。今年度は新規就農者の方が、対象の方がいらっしゃったという中での予算立てで、今度の令和8年度はそういった方が、農業関係者の方からの情報の中では、そういった方々の相談等はいらっしゃらなかったということで、今回予算のほうに上がっていない現状ではありますが、なかなか全国的に新規就農者数等の減少傾向がある中で、やはり吉田町として町内の吉田たんぼをはじめ、町内の優良農地の有効活用に向けた利用集積を積極的に推進することは必要だと思うんですけども、この予算の中でどのような形で令和8年度が推進されるのか、町のお考えをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま楠元議員から担い手育成の関係で御質問がございました。こちらの担い手育成総合対策事業費につきましては、先ほどお話いただきましたとおり、担い手につきましては、ハイナン農協さんとか、あと、県の農林事務所さんとかと情報を連携しながら、担い手というものを探しているというか、情報を拾っているような状況でございます。

と申しますのも、こちらの本年度予算のほうで、ちょっと落としている形になるんですが、こちららにつきましては、国の間接補助金という形になっておりまして、当然補助の対象が担い手という形になります。この担い手というのが、新規就農者という形できちっと認定を取られた方がこの補助の対象になるものですから、そういった方につきましては、当然県とか町の認定をされないと、補助の対象となりません。

こういったところで、じゃ、どういうふうに予算がない中で、発展的にやっていくかというところでございますけれども、当然担い手さんにつきましては、町のそういった農業、昨年度もそうだったんですけども、その認定さんが荒廃農地等を積極的に耕していただいたりとか、そういうところで引き受けていただいている方がすごくいらっしゃって、当然そういったところで荒廃農地を減らすためにも、そういった認定さんとかを活用するというのは当然必要なことでございまして、そちらにつきましては、まず、なかなか単に新規就農者を発掘する場合に、ただ募集するだけではなかなかそういった先ほどの認定の関係とか、そういった補助の関係などもございまして、難しいものとなっておりますので、全国的に最も今、こういった方を探すときに効果的と言われているのは、お試し農業のような農業体験が非常に有効であるというふうに聞いております。

当然短期的なそういった農業体験を経まして、研修、あと、就農という段階を経ていくことが、新たな担い手を発掘するというような方法になっているというふうに考えてございます。

当然町の中にも例えば農業法人さんとか幾つかございますので、そういった農業法人さんに声をかけさせていただいたりとか、あとは「がんばる」というような事業が県のほうでございまして、そういった中でも新規就農者を育てていくような事業展開をしておりますので、そういったところと連携をしまして、町の農業をこういうふうに少しでも発展できるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

農業者さんがなかなか農業がされないような土地のところを上手に、荒廃農地を活用した

さらなる農業を広めるような形も昨年度からされているというお話をいただいたところで、少しずつ認定農業者さんにとっては、幅広く活用できるような農地転換にはなっているとは思っているところではあります。

もちろん農業関係者さんが主になって頑張っていたきたいところではありますけれども、先ほど新規の方のなかなか発掘が難しいという中、やはりそうはいっても、全然農家さんとかと関わらないような方でも、今まで農業とかに関わってこなかった方とかでも、やはりそういったところに興味があるような方というのは、少なからず潜在的に存在するんじゃないかというふうに自分は思っております。それは世代によってかもしれませんが。

なので、先ほどその体験のお話もありました。やっぱり一大決心で農業をやろうというのはなかなか先を見越して難しいところもありますけれども、そういった体験を通して農業に興味が湧くようなところをやっぱり行政が先進的にそういった体験の場とか、そういった方を発掘するような場、また、広報とかにもそういった農業のよさとかをもっと皆さんに知ってもらえるようなそういったこともやっていただければと思いますが、その辺はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま楠元議員からの御質問ですけれども、当然町としましても、農業に触れていただくというところで、当然子供さんたちも小学生で例えば田んぼをつくられたりとか、そういったところを授業としてもやっておりますし、あとは、市民農園的なところで、農業委員会としても今そういう畑をちょっとお借りしまして、そういったところで市民農園をつくっていただいているような方もいらっしゃいます。

そういったところから、少しでも間口を広げながら、まずは少しずつ慣れていっていただくと。ただ、先ほど議員からもお話ありましたとおり、なかなかそれをなりわいとしてやっていくということになりますと、御家族もいらっしゃるりとか、収入とか生活もありますので、そういったところも考えながら当然バックアップを引き続きしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑ありますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 商工業振興費、プレミアム商品券についてお伺いします。

商工振興事業補助金として1億4,811万5,000円についてです。

今回実施する第8弾プレミアム商品券発行事業では、プレミアム率が従来の50から100%、発行数も1万2,000から1万4,000セットに上げるというようなお話があったと思います。そのための増額であると。

令和7年度に実施した第7弾では、1次町内世帯販売が7月5日から8日まで、2次町内世帯販売が7月19日から8月29日まで行われましたけれども、売れ残ったということで、9

月6日に第3次町内世帯販売として総合体育館で待ち時間にクーラーを入れて、エアコン入れて待機してもらって売ったということで、それによって完売したということなのですが、販売数が1万2,000セットでしたので、2次販売世帯で完売するものだと私は思っていたんですが、売れ残ってしまった。その売れ残った要因というのをどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま平野議員から商品券が3次販売までいってしまっていて売れ残ったと。一つの要因ですけれども、まずは、やはり皆様御存じのとおり、非常に暑かったというところが1点ございます。

あと、それに加えて、実はその1弾と2弾の間に販売するときに、ちょっと期間が空いてしまったというところがございます。こちらにつきましては、商工会さんからお聞きしておりますのは、川尻のお祭りがちょうど入ってしまったものですから、そこがちょっと一定期間空けてしまったものですから、もう完売になってしまったというのに勘違いされた方が結構いらっしゃるって、そういったところも2次販売で全て完売するという見込みでやっていたんですが、そこでちょっと売れ残ってしまったということをお聞きしてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 昨年7月現在の吉田町の世帯は1万2,300世帯になっています。全世帯が購入すると、もう1次販売で売り切れるはずですが、みんなが買うと。ところが、2次販売でも売れ残ったとすると、町民の世帯、1次だけでやめた人もいるとしても、かなりの購入していない人というのは結構いるという計算になると思うんですよ。

そうしたときに、全く買わなかった人、世帯があるというのとすると、今後販売の方法とかA券、B券ありますよね。その比率を変えとか、何か第8次では新しい工夫を入れて販売しよう。基本的に商工会が考えることだと言われりゃ、それまでなんですが、町として有効に町民の皆さんにこの補助金を使っていただくという観点で、何か考えはございますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいまのプレミアム商品券の販売の方法の工夫といいますか、そういったところで御質問がございました。

そちらにつきましては、今回セット数としましては7万セット、あと、プレミアム率が100%でございますので2,000円分つきますので、1億4,000万というような金額になってございます。

今、商工会さんのほうといろいろ議論進めておりますのが、まず、1次販売で5セットを販売します。それが先ほど議員おっしゃったように、大体今1万2,500世帯ぐらいの世帯数がございますので、まず、第1弾で皆さん買えるような数をセットとしてセットするという形になります。

あと、今回につきましては、2次販売で、前回5セットという販売、1次で5セット、2次で5セットで、それでさらにちょっと3弾までいってしまったものですから、さらに5セ

ットという形にしたんですけれども、今、商工会さんと、より効率的に進めていくために、まず、1次販売で5セット皆さんが行き渡るような形で販売しまして、2次販売のほうでは、それを今回10セットで販売するというような方法で行っていきたいというふうに検討しております。といいますのは、前回は2次販売で買いに来られた方が、5セット以上買えないのかという声とかも大変多かったものですから、そういったところで今回、2次販売では10セットというような方法で販売したいというふうに話を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 1回目の質問で、1万2,000と1万4,000と言ってしまったんですが、5で割った数です。すみません、間違っていました、私が。

それで、今物価高騰もありますし、ガソリンがもうぼこんと上がっているというようなこともある。また、第7次では、暑い時期に発売したということもあって、物価高騰もあって、できるだけ早く実施していただいたほうが、売れもいいし、買う人も大変じゃないし、そういうことを考慮して、発売時期というのはどの辺に想定していますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま平野議員から販売時期についての御質問がございました。当然昨年度も大変猛暑でございまして、そういったところで買いに行くのが、お年寄りなんかもなかなか難しかったというところがありますので、ただ、今販売のほうで商工会さんとお話をしていく中で、やはり6月ぐらいからということもございますので、まだちょっと調整中でございますので、この場で明言するとあれなんですけれども、そういったところもございまして、なるべく気候を見ながら早く販売できるように、ちょっとその辺につきましては、商工会さんと協議を重ねながら、その辺工夫をしていって、一人でも多くの皆様に御購入いただけるような形で考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

155ページの橋梁維持補修費の調査委託料ですけれども、これ、5年ごとの調査であって、全ての橋を調査するというふうに伺ったんですけれども、5年前、前回もちゃんと調査して調査結果が出て、それを基に改修した橋もあると思うですよ。そういうのもまた今回、何か調査対象というものになるのかどうかというのを伺いますけれども。

○議長（増田剛士議員） 柳原真也建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

橋梁の点検のことについてでございます。議員おっしゃられましたとおり、点検した後の橋梁につきましても、その結果で修繕のほうをした後についてでも、また再度5年に1回の点検というのが決められているところがございます、その点検自体のほうは実施させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今5年ごとの調査とってあれですけれども、修繕というのも修繕やったのも調査するよということですが、ここには8年度予算って修繕費って載っていないですけれども、ただ調査して、何もじゃ、8年度は修繕をしないか、そのままなのかどうかということをお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

修繕についてでございます。

こちらにつきましても今年度橋梁の点検結果、健全性の判断の中で一番重いとされるところが、構造物の機能に支障が生じるもの。また、生じる可能性が著しく高く緊急措置を講ずるべき橋、これは今年度については、念佛橋というところになるんですけれども、そのところの落橋の工事のほうをさせていただいたというところでございます。

今後の修繕についてでございますけれども、こちらに次年度以降費用のほうは積んでいないというところではございますが、長寿命化を図っていくというのは、大変重要なことだというふうに町のほうも捉えてございまして、今後予算の平準化、また効率的な修繕の進め方というものを優先順位のほうを決めながら今後取り組んでいきたいということで、その見直しのほうをかけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

じゃ、8年度は修繕やらなきゃいけない。調査の結果によっては、ある程度、言い方あれですけれども、優先順位をつけて進めていくということで、8年度はあくまでも調査だけだよということよろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

5年に1回の点検ということで、そちらの点検のほうを実施させていただくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

153ページの防潮堤整備事業費に関わって、その財源の問題で伺いたいと思います。

今5億円という大変大きな事業費ですし、これからも本格的なそうした工事が進行する中で、やはりその大きな部分で、起債が財源となっています。

先日お話伺ったときに、国や県の補助金が見つからない。その代わりその起債の分については70%が交付税算入ということで算定されるということで、まずまず有利なんじゃないかなという話があったんですが、結局起債なものですから、残っていくわけですね。後にずっとその残債の償還が出るということですから、補助金と違って、補助金だったら、この自主財源というものは少なくて済むわけですがけれども、残債を残さない形、例えば自分の考えですがけれども、交付税算入された分の中から、そうした起債を返還する場合の財源という形で何かそういう振替ができないのかなと。

できるだけ償還を減らすということのその財源として、そうした交付税算入された分についてそっちへ回すことはできないのかな、そんなことで、後々のそうした残債の大きな額をできるだけ減らすという方策というのは、何かないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

防潮堤につきましては、起債については、緊急自然災害防止事業債というもので、こちらにつきましては、交付税措置率が70%ということで、そういうものでございますので、当然使える起債の種類によって、そういったものが変わってきますけれども、なるべく有利なものを選びながら、それについてはやっていきたいということで、なるべく今後負担が少ないということは考えてやっておりますので、今後につきましてもそういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） その点の説明については、先日も伺ったわけですがけれども、交付税算入されたとしても起債については、そのまま残債として残るわけですね。償還をずっとしていくということですから。

そうした後々の負担を減らすという意味で、交付税の中からそうした償還に回す部分の財源を何とか振り替えられるような形で捻出して、繰上げを早くする。繰上償還のような形で何かそういう方策ってないものかなと思うんですがけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

交付税についても結局一般財源化されることですので、それを出すことだとあまり意味がないことかなと思っております。ですので、先ほど議員おっしゃられたように、繰上償還なんかでやっていくことによって、その利息を抑えていくとかということにはございますが、そちらに充てていくことができるかどうかは、その都度考えなければいけない。

あと、起債全体の町債、全体、先ほどこちよつと話をしていますけれども、なるべくそこをまず抑えていくような形で町も考えておりますので、いろいろな方策があると思いますので、ちよつとその辺考えながら、将来負担にならないようにはやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） まず、聞きたいのが、聞こうと思っています。河川維持費の関係で、156ページを見ていただけますか。

この河川維持費に関してです。令和5年が1,521万、これが入っています。令和6年が4,129万が入っています。令和7年が4,599万円が入っています。令和8年がゼロです。こういうことが起きるんですか。実は実施計画の中には、もう明らかに8年、9年、10年。8年は8,600万、9年が1億1,300万、10年が1億、工事を含めてだと思えますけれども、こういう形で載っていて、そして、それが舌が乾かないうちに、もうゼロになっているわけですね。これどういうことなんですか。やらないということですか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） すみません、建設課でございます。

河川維持費のことについての項目についてでございますけれども、こちらにつきましては、当初といいますか、令和7年度の予算では約900万円で、令和8年度予算では624万円の金額になっているものでございます。これにつきましてはの減額は、樹木の剪定の関係のものを減らしているものの減額になるものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 議員、その下のやつじゃないですか。河川新設改良費がゼロになっているというところじゃないですか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 質問したのは、河川の分が今、大幡川の関係が突然なくなったわけですね。なくなっているながら、実施計画では入っているわけですね。明らかな数字で、もう明らかでした。

私の中には、物すごい不信感があって、以前にも1回こういうことがありましたけれども、こんなことでいいんですかということです。

○議長（増田剛士議員） 先ほどの……。

○12番（山内 均議員） ゼロということに関して、要するに言いたいことはそういうことじゃなくて、一番言いたいことは、一番最初、冒頭に聞きました。交付税が11億2,700万円、6年の2.4倍、要するにどこかに無理があるんじゃないですかという話です。

無理があるんじゃないんですかという話の中に、私、北区にいまして、大幡川の冠水に関しては、ナカムラさんといろんな人が話が来ていて、もう床下浸水のやつがいっぱい来るわけですね。もっと怖いのは、杏林堂のやつ、埋めたでしょう、あの大きなところ。恐らくあれが、遊水地として入っているはずなんですね、地下へ。入るんですね。

あの辺というのは、1回工事やっているから分かりますけれども、2メートルのところでコンクリが固まらないほうへ流れているわけですよ、地下水が。そうすると、その地下水、

そういうものに関して、もし災害が、遊水地がなくなって、北区がどんどん田子重の周りがすごい開発されています。なくなっていったら、こういう形で、じゃ、やりませんよと。ゼロになったときに、もしそれが何か起きたとしたとしたら、これ、人災になる可能性があるじゃないですか。私はそれを心配しているんですよ。

だから、やっぱり実施計画、お聞きしますけれども、この実施計画というのは、いつ頃できるんですか。そして、見積りがいつできるんですか。時系列的な話を伺います。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

ちょっと実施計画のところといいますより、議員おっしゃられたとき、河川の新設費のほうのお金の計上の話をされていらっしゃるかと思いますので、そここのところの部分でちょっと御説明をさせていただきますと、令和6年、7年につきましては、確かに河川の新設というようなところの中の費用ということで金額のほうを見込んでおります。これにつきましては、大窪川の支川部分の修繕ということで、その部分を見込んだものということで、令和6年度、7年度に事業のほうを予算立てということで、当初のほうに上げさせていただいているものでございます。

大窪川の本川への工事のこともお気にかけて御質問のほうをされていらっしゃるかと思うんですけども、そここのところの当初の金額自体のものは、こちらのほうの計上のほうはございませんけれども、令和8年の臨時議会のときにおきまして、国の補正予算に呼応させていただきまして、町のほうも補正で大窪川の改修工事のもののお金をつけさせていただいてるところでございます。ですので、当初のほうの金額には載ってはいませんが、補正というような形で令和8年の臨時会のほうでお認めいただいて、事業のほうを進めていくというようなところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番。

○12番（山内 均議員） 今聞いたの、補正と言いましたか。いつでしたか。いつ、もう一回教えてください。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

令和8年度の第1回の臨時会のときでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私が記憶しているのは、繰越明許で見ましたね、昨年。これは5月にはもう一回見直しして、どのぐらい出るか分かりませんが。繰越明許でやるということは、2年間に16メートルやったわけですよ、距離として。実際には、1月のときの答弁の中に、水のないときにどれだけできますかと言ったときに、答えは40メートルできますよという話なんですよ。そうすると、今言った災害がこれだけ気候変動が起きて、災害の危ないときに、こういう形での実施計画と整合性を取れていないような、そのなくなっちゃうようなそういうイメージを持ったもんですから、聞いたわけですね。

本来なら、ここに載ってきた、この中に出てきたのに関して、こういうものを数字ってどこかへ反映されないかんでしょう、昨日の話ですからね。それは、昨日の話がこういう形で

反映されてこないとなると、やっぱり町民としては不信感を持つのが当たり前でしょう。それを心配しているわけですよ。

そして、やっぱり今言った開発がうんと進んでいる中で、危険な部分がどんどん来ているときに、そういうものはもっとしっかりと危機感を持っていただきたいんです。そうしないと、さっき本当に言いましたけれども、人災ということになりますからね。それをお願いしたいんですよ、特に開発行為が進み過ぎていますから。その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、河川工事をやらせていただいているというところもございまして、まず、出水期での工事ができないというような制約がございます。また、施工する場所も手狭になってくるというところもありますので、そういう中の制約がある中で、工事を進めさせていただいているというところをちょっと御理解のほうをいただければと思います。

その中で、町としまして、できるだけ早く事業進捗のほうを図っていきたいというふうに考えてございますので、できる、中のということにはなってしまいますけれども、そういう中で事業のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われたいろんな条件がある、狭いとか、雨が降るとか、その中でどこでもやっているわけですよ。技術開発といってもそんなものじゃないですからね。例えば10メートルだろうが、20メートルだろうが、同じような機械がいっぱい入ってきますので。そういう意味で、やっぱり地域を守るため、地域を守るために何をするかというやつをやっぱりやってほしい。そのときに交付税が11億2,700万円増えたことが、そういうものに影響しているんじゃないですかと言っているんです。それはないですね。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

直接的にこちらのほうで交付税のほうが関わってくるかというのと、またちょっと違ってくる場所がございまして、こちらはこちらで国のほうの補正ということでお話をさせていただいてございましたけれども、その中で、事業のほうを進めさせていただいているところでございます。これ、国の国土強靱化施策のさらなる加速、深化を図るためということで、第1次国土強靱化実施中期計画、こういう計画がございまして、その中に盛り込まれる中で、町のほうも補正予算を組ませていただいて、事業を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今いろいろ聞きましたけれども、私が負託を受けているのは、あそこの地主の方とか、そういう人たちなんですよ。そういう人たちが本当に心配しているんですね。

もう一つは、河川、以前にも言いましたけれども、やってくれた近所の人たちは、本当によかったと言っているんですよ、安心で水害の心配が軽減されて。そういう中でやっぱり町がやることは、多分そういうことじゃないですか。町の人たちを安心させること。神戸川もそうですけれども、何とかやってほしい。その辺のことをまたじっくりとやってほしいんで

す。今言われた数字は、彼らに公表しないといけませんので、お聞きしますけれども、またのときに教えていただければ、いいです、返事は。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

161ページです。

4の事業の西の宮雨水幹線整備事業費であります。

毎年、西の宮雨水幹線の排水機能の向上として工事のほうを行われている中、今回設計委託料ということで、予算のほう上がってきております。この設計委託料をすることによって今後の工事がどのような形に変わっていくのでしょうか、お願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

以前に制度、説明をさせていただきましたとおり、西の宮雨水幹線の線形を変える設計を行います。そうすることによりまして、大きな区画を生み出すことができ、大きな商業施設等呼び込むことが可能になってくるということでございます。

それとあわせて、今、河川を中心に、西の宮雨水幹線を中心に道路網が少し変わっているんですが、それも併せて設計変更する中で、浜田の工事費の削減をすることも可能になってきますので、そういった効果があることから、この事業を進めたいというふうに考えています。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

大きな区画を生み出すことができるという利点と、さらにこちらの雨水幹線の工事費用の削減にもつながるということで、大きなメリットにつながる今回の設計委託料になると思うんですけれども、こちらのほうの今後の令和8年度は、どこまでの設計委託料として考えておりますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今、既に、今で言うと、場所というと白鷺団地の東側をおおむね改良済みで、そこから成因寺川という川に合流することになっておりますけれども、その合流までが設計の場所になります。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

そうしますと、大体西の宮雨水幹線の今後の整備するための設計は、そこで設計自体は終了するような形として考えてよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） そのとおりでございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

そうしましたら、じゃ、今年度の設計がスムーズに終われば、今後かなり工事費が節約されるような工事費で、雨水幹線のほうの整備事業が進められるということでもありますので、

今後の大きな区画を生み出すために、スムーズに行われるようお願いいたします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 158ページ、TOUKAI-0についてお聞きします。

TOUKAI-0のこの説明書の中に二つあります。既存建築物減災化事業補助金、それと、もう一つは、瓦屋根の台風改修事業補助金、これについてお聞きしますけれども、この頂きました当初予算の概要、この中には、TOUKAI-0に関しては、地震による倒壊家屋を減少させるためのこれまでの補助に加え、風害への備えとして、外部補強及び瓦屋根の台風改修への補助を実施してなっています。

この今ここに書いてあります二つに関しては、それぞれ独立した補助制度があるということで認識していますが、それでよろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

今メニューとしては、2種類ございますが、全体の構成として、県はTOUKAI-0という事業の中で一本になっています。今回町のほうも少し要綱の改正を考えていまして、TOUKAI-0の事業、ちょっとまとめようというふうに考えていますが、それぞれのメニューもそれぞれあるということで考えていただければ結構です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） その中で説明がありました。0.7減災化、そして、それが、建物がすぐに壊れないための安全策としてね。そのときにこの一つは今言ったTOUKAI-0、今度プラスになりますが、それに関しては、我々はソフトを使って、そのソフトの中から安全性を確かめて工事やっていますね。この0.7、このときに0.7を導くソフトというか、あれは、何を基準にして、どんなソフトというか、どんなあれを使ってやっているんですか。システム。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

県の説明では、今ある簡易診断等のソフトを使ってやるのが一部可能だというふうに聞いています。ただ、今後建築士さんにも相談していかなければいけないことではありますが、そういった研修会等も県のほうで開くということを聞いていますので、そういったものに御参加いただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内 均議員。

○12番（山内 均議員） ありがとうございます。それは非常に朗報ですね。我々にとって。

それで、0.7を確保するために、屋根だけでは0.7にならなくて、結局はTOUKAI-0+の中への耐震の改修をしながら途中で止めるわけですからね。多分そういうことになると思うんですよ。

ただ、そういうふうにやっていくと、難しくなるのが、今、建築基準法が変わりまして、前回変わりましたよね。7年4月1日から屋根を替えたときに、全面替えたときに面積あり

ますけれども、替えたときに、その延焼線に係る部分、例えば1階が3メートル、2階が5メートル、隣地から。その部分に関しては、防火構造に下さいということです。そうすると、防火構造にするためには、耐震改修と同じような形で壁を取って、その壁の中でもう一回造り直すんですよ。

そういうことが起きますので、そうすると、耐震改修をやるのが前提で0.7できます。この0.7というのは、以外と屋根を替えただけではできないものですから、そういうのが、それに関しては、当然お金がかかるじゃないですか。かかったときに耐震、TOUKAI-0+と屋根替えです。それをセットというか、上乘せというか、両方セットでやらしてもらえそうなこともこの中には含まれているんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

このメニューは、屋根の耐風改修、耐風の改修と耐震改修、おうちの耐震工事については、メニューは実際は別のメニューになるので、その設計の中で切り分けが可能であれば、そこは両方できるというふうに聞いています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 12番、山内です。

細かくてすみません。実はこれから大事なことなんですけれども、これ、阪神とか、特に能登半島地震のときに、建物が壊れたのが2割、全体の2割が壊れましたと。そういう情報って入っていますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 勉強不足で申し訳ございません。2割というのは聞いたことがなかったです。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 時々出てきますので、見ていただくとありがたいですね。

なぜ2割かと聞いたんですが、なぜ聞いたかというのは、現在の吉田町での耐震補強工事、今までやっていて、高齢化と金額が高くて、もう8割の人が諦めているんですね。逆に言うと、その8割の人たちはみんな倒壊する中に入っているわけですよ。

それと、この法律ってありがたいと思うのは、私は屋根を軽くしただけで倒壊するのはもう半分リスクになると思っています。そうすると、お金の少ない中で、その中で特に住吉は古い町並みですよ、火が出る可能性があります。それをできるだけ軽減することが、これ、物すごい有効な話ですね。だから、その有効な話に関して、吉田町の環境課としては、どのくらいの目標をしているのか、期待をしているのか。

この数字ではとても足りなくなってくると思いますけれども、それは恐らく補正か何かでやらないと間に合わない。それをやることによって、県に対して、吉田町の頑張り方が見えるわけですからね。その辺ではどういうふうな形で考えていますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

この先ほど申しあげた既存建築物の減災化事業は、国の要綱でいいますと、効果促進事業と言いまして、基幹事業ではなくて、効果促進事業ということになっています。ですので、

今回3件のお宅を改修するという見込みで今計上してあります。3件の見込でありますけれども、それは割合として2割以上超えないというふうな規定がありましたので、今回3件ということにしております。ただ、実績といたしましては、そういったTOUKAI-0のメニューの中で、行って来いという、もしほかが件数少なければ、そのお金を回すことは可能なものですから、もしそれ以上の3件以上が来ても、ほかがあれば対応できるというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 実は皆さん多分ニュースで聞いていると思いますが、四国で30メートルの津波でほとんど潜りますよという地域が、村が、町があるんですけれども、その町は、名古屋大学の先生がそういう開発をしたやつを認めて、ほとんどの資金の中で出来上がっちゃうと。それで、もう100%完了しているそうなんです。

要するに言いたいことは、こういうものをうまく利用して、環境課としてもそういう情報を出すことによって、恐らく町の人たちが、特に北区は割合新しいですけども、住吉、川尻に関しては、もうかなり昔のうちですので、そういう人たちを救うことにもなるし、救うことによって津波とかそういうものに対しても命を守ることになると思うんですよね。ぜひそういう情報、私、ありますので、情報を県に伝えてほしいんですね。またその辺は、どうでしょう、そんなことできるんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

それは今、吉田町の状況を県に伝えてほしいということで……。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 世の中にはそういう地域があって、吉田町、静岡県でやっているのと違って、そういう地域があるわけですね。そういうのを吉田町に情報を出すことによって、本当の耐震化を進めたというそういう意味です。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

以前にもそういったお話しいただいて、県に情報提供しようとしたところ、県が理解しているというところもあったもんですから、言う機会があれば、伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ちょっと聞くかどうか、ちょっと迷ったんですけども、全協のときに一度言わせていただきました消防団のですね、女性の……。

○議長（増田剛士議員） ページをお願いします。

○12番（山内 均議員） 167ページになります。この中に、4行目のところに女性消防団員活性化大会負担金、これが3万5,000円しかついていないんですけれども、今年も消防団の出初式に出していただきました。もう本当に少ないですね、消防団員が。これ、消防団員は、今、火災は我々できませんからいいんですけれども、消防団の人たちがもし何かあったときに、どうするんだろうと思うぐらい少ないじゃないですか。それで、吉田町にも女性が1人参加されていて、頑張っていると。2人ですか、ああ、そうですか。

そうすると、こういうものを使って、新聞にも大きく出ているんですけれども、消防団の女性職員の楽しい職場の話が。そういうものでこういう形で何とかしてこういうものを利用して、そして、女性消防団員を増やすような何かシステムとか何かできるもんなんですか。できないですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

まず、この負担金につきましては、先日説明させていただいたとおり、女性の団員の方々が、消防の操法大会に出場するときの負担のほうを払うお金ということで説明のほうをしたとおりでございます。

今御質問のありました女性団員の増加というか、増員のほうを図ることは何かないかというようなことだと思いますけれども、こういったなかなかすぐに団員のほうを増やせないのは、こちらのほうとしても課題として捉えている難しい問題というふうに考えております。

そういった中で、女性団員の活性化大会というのは、全国の女性の消防団員が活躍する場をみんなに見ていただく、やっている方たちにとっては、自分たちの活動を発表する場ということで、お互い見る側も参加する側もそういった女性団員の増員の啓発の一助になっているものと考えておりますので、こういったこともうまく利用しながら団員のほうを増えていくことにつながっていけばいいとそうように考えております。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私のアイデアとしては、女性が行ったそういう大会を広報であるとか、そういうところに常に流して行って、女性の関心を持っていただいて、それに対する楽しいところ、おいしいところっていうわけじゃないけれども、有意義なところを出すことによって、やっぱり少なくとも今の団員から倍くらいの、5人、6人ですから。北区はすごかったですね。そういうものをぜひやっていただきたいと。そうすると、そういう話ができれば、また違った意味での防災につながるわけですから、ぜひその辺はお願いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、女性ということに限らず、団員の増員を図るために何か町としては、ということだと思います。そういった中で、令和7年度につきましては、小山城の階段のところに消防団のアピールというかそういったことで、竹の筒の中にろうそくを立てて、イベントを行って知ってもらおうと同時に、集客を図るようなことを行いまして、消防団の認知度を高めるというか、こういうこともやっているんだよというようなことで、なるべく知ってもらえるような機会を増やすような取組も進めておりますので、今後もいろいろな機会を捉えて消防団員というものを知ってもらって、非常に大事な役割を担っていただいているということで、御理解のほうをいただきながら、ぜひ、自分もという方がいれば参加できるように努めていきたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 地震対策費、169ページから171ページ、防潮堤等管理委託料361万4,000円、これは対前年度179万2,000円の増額になっています。この増加の要因は何でしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

防潮堤の管理につきまして、8年度の予算のほうが増えた要因でございますけれども、こちらにつきましては、そちらの防潮堤の管理に係る草刈りの機械を、借り上げるその機械のリース料と、加えて、そちらの草刈りのほうに専任でやっていただける方の人件費の分を上乗せして計上させていただいた、そういった内容となっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 防潮堤等管理ということですが、具体的にはどういう管理をしているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

防潮堤の管理ということで、名前が防潮堤というのが前面に出ておりますが、加えて、水防センター、そちらの周りの管理、あと防潮堤の横の側道のそちらのほうの周りも含めた管理ということをやっていただいております。ですので、そちらのほうの定期的な点検、ごみ拾いに加えて、草刈りのほうをやっていただいて、景観等を整えていただいている、そういった管理となっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） この委託先ですけれども、町がこういう事業をやりたい、そこに手を挙げた方が何者かあって、例えば入札とか見積りを取って決めて委託先としているのか、その辺の委託先の選定に至るまでの状況というのはどういうことだったのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

こちらのほうの管理、委託につきまして、随意契約ということになります。随意契約の理由としましては、こちらの町のほうが、そちらの防潮堤のほうの管理について考えている内容ですね、町のにぎわいですとかそういった防災の関係として使っているというところに対して、今、委託をしている団体のほうの設立の目的が、内容のほうが一致をしているということでここが適切であろうということで選定のほうをして、契約のほうをしている。そういった形となっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ある担当しているであろう団体に、設立の目的に美化、環境美化というのが入っていましたか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、環境美化ということでは、ずばりそのものではないんですけれども、そちらの公社につきましては、町政の発展と公益の増進に寄与することを目的として、防災町づくり及び地域活性化に関する各種事業を行っている団体となりますので、そのあたりで目的のほうに合っている、このように判断しております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それは、町が依頼したのか、その団体がそういう目的であるから我々がやると言ってきたのか、その辺をお願いします。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

以前のときの関係で、これはまちづくり公社には委託をしております。公社とは毎年、事業の運営について、いろいろと打合せのほうをしている中で、双方の中で景観形成を含めて、町のほうとしましても管理の関係がありましたものですから、そこで協議をして、お互い総意の中で決まったというところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 今の地震対策費の171ページの感震ブレーカー等設置推進事業補助金についてお聞きしますが、これは今年度12件の補助をしたという実績があるということでございました。そして、今年度120万の予算だったのが来年度は85万ということで減少しているということでございますが、この減少した、予算を減らしたというところの説明をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

予算のほうを減額した理由としまして、実績に基づいてというところになってくるかと思えます。今、議員のお話がありましたとおり、今年度12件ということで、実績のほう、お話があったところですが、予算上はそれぞれ40件ほどの数のほうを見込んで計上していたところになりますが、実際のところは数のほうとして非常にそこまではいかなかったということで、実績に合わせてそちらの金額のほう、計上させていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

そういう状況だというのは理解しているんですが、件数として少なかった、予算の執行率がそこまでいかなかったという状況というのは広報不足なのか、周知が足らなかったのか、そういった側面の理由、分析というのは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

周知につきましては、今年度、こちらの制度が始まったところで、まず、広報において周知のほうを図らせてもらっております。加えて、様々な防災関係の事業等においても、周知のほう図っているところではありますが、我々が期待していたほどにはなかなか進まなかったということがあろうかと思えます。

そういった中で、周知不足というところもあるかもしれませんが、それぞれ皆さんの感震ブレイカーへの認識というか、非常に必要なものだというようなところでの意識啓発、こちらのほうがもしかすると不足しているかもしれないので、併せて、周知と啓発のほうを今後も引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

ありがとうございます。

昨年、竜巻の被害もありましたし、全国で地震が起きているようなところで、吉田町の市民の意識としては、そういう自然災害に対して意識が大変熱い時期にまだあろうかというように思っております。

そういった中で、この感震ブレイカーの補助制度というのは、私自身は大変必要なものだろうと、有意義だろうというふうに思っておりますので、実績から予算を簡単に減らすんじゃなくて、できれば執行率をもっと上げていくんだということで、積極的に取り組んでいただきたいというような思いで質問させていただいているんですけれども、繰り返しになりますが、そういう鉄は熱いうちに打てというような状況で、来年度はそういった意味ではいいチャンスだというように捉えて、取り組んでほしいと思っておりますが、その点についてもう一度、お答えをいただきますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、議員からお話がありましており、令和7年度の被害の後ということで、皆さんの頭の中にそういったことが記憶に新しいうちに、こちらの啓発のほうを取り組みまして、周知のほうも併せて図っていければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10 番、平野議員。

○10 番（平野 積議員） 先ほど聞き忘れていたんですが、防潮堤管理で、今、管理しているのは側道とかその辺ですね。ところが、川尻のほうからこう行くと、結構、草ぼうぼう

ですよね。あの管理は一応、国だということになっていると思うんですけども、そこに対してやっぱり美観形成ということでいけば、そこも何とかやるというようなことはできないんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

側道ということで先ほど表現をさせていただきましたが、管理のほうを委託しているところが、吉田公園の西側町有地からの出口のところのカーブの橋のところがあるかと思いますが、そこを港のほうから来ると、まっすぐ今、バリケードで止めてあるところになるんですけども、そこから防潮堤へ登っていく道ですね、そちらのところの管理ということになりますので、議員が今、イメージしたところとは違うかもしれないので、補足で説明のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それは理解しているんですけども、あの防潮堤そのもの、結構、草ぼうぼうですよね。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今、管理委託しています公社のほうで景観形成という中で、今、のり面もきれいになっています。今、草生えていますか。今、すごいきれいになっていると思いますが、大変申し訳ございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 最近見ていませんでした。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 今のところでですけども、以前、前の防災課長に言うと、防潮堤は国のほうへできてから渡したもので、じゃ管理はということで、のり面も結局、国のほうの管理だということで、今、きれいになっているかどうか私も確認していないんですけども、先ほどまちづくり公社のやる範囲がどこまでかというのが分からないんです。

あくまでも今の防災課長の話だと、側道の関係とか、あそこから上に上がっていくところがあるのでその関係かなと思うんですけども、天端のところが一番ランニングをやったり自転車が走ったりして、そこが一応、町の所有するもので、その路肩というんですか、際のあるところ、その辺はまちづくり公社が管理するということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

川尻防潮堤の管理するところはどこかということだと思います。

川尻防潮堤の吉田町の管理区域につきましては、防潮堤の緑道、上のアスファルト舗装のところですね、そこから両端の1.5メートルまでの区域が町の管理する区域となっております。これに加えて、防潮堤の委託をしている区域につきましては、その範囲を超えて、特に吉田町のほうで要請した区域、具体的には防潮堤ののり面のところになってくるかと思

いますが、そののところは対応できる範囲で管理していただくということで、今年度も草刈りのほうを実施していただいております、そういったところとなっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時31分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

177ページになります。

教育振興事業費に関わるのかと思うところであります。

町は中学生の部活動に対して、週末、地域移行にするという形で、今年度、よし活クラブをつくるに当たって動きをされている中、令和8年度、いよいよよし活クラブが始動されるのかなというふうに感じておるんですけども、この予算書の中で、そちらの活動のほうの予算が見えてこないんですけども、そこはどうなっておりますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊 誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員おっしゃいますように、令和8年度からいよいよ休日の部活動から段階的に地域展開ということで、今、9月からそれができるように、目下準備を進めているところでございます。

それに当たりまして、先月開催しました吉田町部活動の在り方協議会では、吉田町認定地域クラブ「よし活クラブ」ということで、運営マニュアルのほうを策定させていただきました。

このように進んでいる中で、国のほうも全国的に地域展開を進めるということで、部活動の地域展開等推進事業というのを、制度構築のほうを進めていただいております。その中で、国の令和7年度補正予算に計上されたもの、メニューが幾つかあるんですが、令和7年度の

補正予算に推進体制の整備等というメニューが示されたんですが、それに関わるものを令和8年度当初予算に計上のほうをさせていただいております。ちょっと見づらいかと思います。分かりづらいと思いますので、説明書のほうでどこに計上されているのかを説明させていただきたいと思います。

まず、出のほうなんですけど、今、議員おっしゃられましたように、177ページ、教育振興事業費の下から5行目、講師謝礼金というのがございます……失礼しました、その前に、前のページの176ページを御覧いただきたいと思います。失礼いたしました。

教育諸費の中に2の事業、会計年度任用職員人件費というのがございます。その1節に会計年度任用職報酬5,027万1,000円計上させていただいておりますが、この中の150万円ほどが今の地域展開を進めるところでコーディネーター役の会計年度任用職員を採用しているんですが、この会計年度任用職員の人件費と、続きまして、177ページの4の事業、教育振興事業費、そのページの下から5行目に講師謝礼金198万2,000円というのがございますが、この中に地域クラブ指導者に対して実施するコンプライアンス研修の講師謝礼金ということで、9万円のほうを計上させていただいております。今、当初予算にはこの二つについて歳出のほうで計上させていただいているという状況になります。

これに対して国の補助が頂けるんですが、それが説明書の25ページを御覧いただきたいと思います。中ほどに8目教育費県補助金というのがございまして、一番その行の下に地方スポーツ振興費補助金105万8,000円というのがございますが、これらが先ほど出に対して充当される新たに創設された補助金ということで、この補助金の割合は国が3分の1、県が3分の1ということでございますので、町の負担割合は3分の1というようなものになります。

以上、申し上げたのが、今、当初予算として計上させていただいている内容となります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

詳細はありがとうございました。

今、9月から確実にできるような形でという話がありました。4月入学された中学1年生の生徒さんたちが、うまくよし活クラブと上手に関われるようになればいいなというふうに感じるところではありますが、そういった中、例えば、町のほうはスポーツ少年団ですとか体育協会等に補助金等も補助されたりとかして、そういった活動の推進をされておりますが、今後、こちらのよし活クラブに関してもそのような方向性の考えがあるのか、その辺をどういう予定でおりますか。もし、答えられればお願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今、議員がおっしゃられましたクラブに対する補助金等の考えはというところでございますが、先ほど申し上げましたのは、国のほうで制度構築されました部活動の地域展開等推進事業のうち、令和7年度補正予算に計上されました推進体制の整備等のメニューを当初予算に計上させていただいているという説明をさせていただきましたが、その後、国のほうも令和8年度予算として新たなメニューが示されています。

幾つかあるんですが、その中には休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、いわゆるそういう補助金等とか指導員報酬とかそういったものが含まれるようなメニューになります。ま

た、経済的困窮世帯の生徒への支援などというメニューも示されておりまして、今、町でもこういったものが有効的に活用できるように制度設計を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

了解しました。ぜひ、このクラブのコンセプト、吉中生の「やってみたい・楽しみたい」に答える持続可能なクラブ活動の実現に向けてお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 確かな学力定着事業費、179ページから180ページについてお伺いします。

このデジタル教材使用料733万4,000円についてです。

これはA I デジタルドリルの初期導入費と年間使用料ということですが、昨年までの授業支援業務委託料で、小・中学生向けの総合型学習支援クラウドサービス、ミライシードに替わり導入するものというふうにお伺いしています。このミライシードからA I ドリルに替える理由というのは何なののでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員御質問のミライシードもある意味デジタルなんですけど、ちょっとA I とは違うんですがデジタルというところでざっくり言うと、ドリルの一斉出題などがデジタル化されて出たという中で、当町としてはI C Tを始まる段階の、いわゆる普及段階におけるデジタル教材として大きな役割を果たしてきたというふうに考えています。ただ、そこから今回は一歩踏み込んで、A I が個々に応じた問題を自動で出題することで、基礎学力の確実な定着とより高度な個別最適な学びを実現させるということで、こちらに転換させていただきたいというふうに考えたものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） A I ドリルはどういうものかという説明があるんですが、もう少し具体的に教えていただきたいと思いますので、以前、私が一般質問で紹介したリーディングスキルテスト、これは1問やってその正解か不正解で次の問題が変わってくるというような形式、そういう形式なのか、一回みんなでその同じテストをやってみましょうと、その成績によって次のテストが変わってくるというような形式なのか。具体的にどういうテストが個人のいいところ、悪いところを分析しながらテストに出していく、そのイメージがまだつかめないんで、それをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

以前、議員が御紹介していただきましたリーディングスキルというのはそういったことだと思いますが、今回、採用しようと考えているA I 型デジタルドリルは、一問一問、児童・生徒が解いて、そこからじっくり間違いの根拠であったりというのをA I が分析して、個々

に応じた問題をどんどん学年も遡ってやっていくというのがあるのですが、使い方がいろいろあるんですが、それは個人、児童・生徒が1人ずつじっくりやったときはそういうことになりますが、ほかには単元テストとしてやることも、それはクラス一斉です。そういった中で状況を把握するために、それは一斉のドリルになるかと思います。

それをやったときに、教員はそのクラスの傾向が分かりますし、児童・生徒は先ほどの話に戻りますが、自分の苦手な分野とか分かりますので、そこからは自学をやったり、教員はその結果を基に授業設計をしていく、いろんな使い方があるかと思います。

データをいろんなものが取れます。例えば、最も基本なところでは使用状況ということで、どの子がどれぐらいの頻度でどれぐらいの時間、こういった問題をやっているかというのも分かりますし、どのように答えたのか、また正答率、進捗率というのも出てきます。

また、単元ごとということで、これは先ほど申し上げましたようにクラス全体でもありますし、児童・生徒ごとということで、生徒の習熟度とか進捗状況、いわゆる分布ですね、これが分かりますし、問題の回答数、正答数、そこから一人一人の学習カルテというものが出てきて、まだ、これは運用ができていないんですけども、行く行くはそれが保護者も見られるような形になるということで、個々に応じた追究することもできますし、クラス全体、学年全体で把握して全体設計をする、そういった活用が望めるようなドリルというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 私が一番心配しているのは、ちょっと違うかもしれないですけども、とにかく各個人で出てくる問題が違うというような状況になったとき、紹介したリーディングスキルテストだったら、多くたって年1回やるか、やらないかぐらいなんですけど、これが日常的に行われる、この子とこの子の問題が違う、そういうことが起こったときに、劣等感とか優越感とか、そういう思いというのが出てくるような雰囲気になってしまわないかなというのを心配しているわけです。

あいつは易しい問題ばかりして。そういうことに関して、今までAIドリルを使った、デジタルドリルを使ったところはあると思うんですが、そういうことが発生していないのかどうかということは調査済みなのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

こういったAI型デジタルドリルを使う懸念事項というところについては、まだ正確に把握はできてございません。ただ、今、議員がおっしゃられたようなことも想定はされるのかと思いますので、そういうことに気を配りながら運営していくということが大事になろうかと思います。

ただ、今回の一番のというか大きなポイントとしては、基礎学力の底上げということで、個々が上げていく、それで個々がやることによってできたという達成感を味わってもらうことで、自己肯定感を高めてどんどん使っていただくというようなのが最大の魅力かなと考えていますので、そういった個人差が当然、学力でございますので出てくるであろうかと思いますが、全体の底上げを目指す中で、そういうところにも気を配りながら、授業設計とこの使い方を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 生徒に関してははっきりそういうのはフォローしてやっていただきたいと思うんですが、逆に教職員の立場から見ると、それを導入することによって忙しくなるのか、A Iに任せてほかにやることのできるような設計というか時間使いになるのか、その辺はどういうふうに予想されていますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

これはA I型デジタルドリルの一つの特徴であります、まずは学習データが非常に膨大で非常にいろいろな情報が入ってきますが、これは全てA Iがやりますので学習データを簡単に把握できるということで、学習環境の質の向上、児童・生徒、保護者、校内での情報共有の円滑化、ひいては働き方改革にもつながってくるものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、おっしゃったように、膨大なデータが出てきたときに、先生はどこを見ればいいのか。それは、膨大なデータを先生は見なくて、結果だけ見て、要は、先生は各生徒に対して指導していくわけですね。それをインプットしていかなければいかん、先生は。そうしたときに、この膨大なデータを見ると、今まで以上に忙しくなると思いますが、先生にとってどうなのかというのは、何か以前の学校とかどういうふうになっているのかとか、そういうチェックはされているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

現状、今、各学校、各教員の方がどのように把握して、どのようにしているかというのは、すみません、私のほうでちょっとうまく理解できていないんですが、一つこのA I型デジタルドリルは、教員用ダッシュボードという機能が備わっておりますので、今、申し上げたとおり、膨大な学習データを簡単に把握もできますし、そこから改善のヒントが見えるようにもなりますし、それを児童・生徒が教科ごとに学習傾向を簡単に把握することで、指導の個別最適化や早期支援、声がけ、児童・生徒のモチベーション促進というふうにつながるものということで、この活用を考えているものであります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 最後に、お願いですけれども、要は、教職員の方は生徒にじかに触れ合って、そしてデータではない感じるものってあると思うんですよ。それがデジタルでこの子はこうよ、この子はこうよというデータが出てきて、それに従って指導していきなさいというのでなくて、やっぱり肌で感じるものってあると思うんだよね。その辺をうまく併用するとか何とかして、ただ、そのデジタルにこだわる、じゃ、A Iが言うとおりに指導していけばいいんだなというようなことにならないように、しっかり教育委員会も含めて指導していただきたいと思うんですが、その辺は何かそういうことを考えていますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

すみません。先ほど教員がどのようなあれという、理解していないというふうに申し上げてしまったんですが、先日、一般質問の中でもデジタル化によって生み出された時間を教員が机の間を回って個別に、個々に最適な指導をしているというような答弁をさせていただいたかと思うんですが、今回こういったA I型デジタルドリルを入れることによって、より緻密に個々の状況を把握することができます。

また、時間も短縮されるという中で、当然生み出された時間は一人一人に直接向き合うような時間にあてがって、確実な指導に心がけていけるように指導してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 予算ですので、ちょっと聞かせていただきます。

例えば、181ページの住吉小学校、次のページの樹木剪定手数料、次の184ページには住吉小学校、186ページには自彊小学校、私はすぐ近くにいますから、痛切に感じるんですけども、確かに樹木の剪定に関しては、自彊小学校に行くとヤマモモを剪定するんですよ、前はね。だから、あれだけかけるんですけども、あの木を剪定するよりも環境、住小もそう、中央小も自彊小も木が伸びたい放題で、例えば、横にあるカイヅカイブキ、カイヅカイブキって観賞用なんですね。いつの間にかもう4メートルいっていますね。本当にもう何の手もかけていないということなんです。

今回の竜巻とか、ああいうのが起きたときに、これが起きてくるものが大体分かるわけですね。木が倒れたときにどのうちを壊すか。もう明らかに出ているものに関しては、やっぱりもうちょっと剪定というのを、毎年やれとは言わないけれども、例えば30年に1回とか50年に1回ぐらいはカットして行って、そうしないと環境そのものが壊れています。自彊小の一つの例を言うと、自彊小学校にあるセンダンの木は隣のうちまで出ています。もっと困るのは、あそこに行くムクドリが、神戸の辻のところに電線に上から全部落とすわけです、種を、見たことないでしょう。すごいです。足を必ず踏み込めば、センダンを触ります。

そうところに関して、こういういろんな勉強をするのもいいんですけども、そういう環境を変えることによって、子供たちがやっぱり何か違ってくるという役場の役割として、彼らに美的な感覚を持たせるとか、そんなことをやっぱりやってほしいと思うんですけども、そういうものってずっと、何回も言っているんですけども、なかなかつかないです。そういうものに関しては、根っこから切ったらどうですかと思うんですけども、それはその辺どうなんですか。計画としては載せられないものですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

各学校の樹木管理というところでございますが、校庭外周、かなりたくさんの樹木がある中で、毎年度、予算計上させていただくときは、造園業者にも見ていただいて、ここが必要かなというのを見て計上させていただいておりますが、令和8年度においては前年度と同額の予算を計上させていただいているというような状況でございます。

とはいえ、やはり木は成長するものでございます。また、昨年の竜巻のときも多くはない

のですが、やはり倒木したということもございますので、今、議員おっしゃられたように、そういった危険があるものは、当然、処理、対応しなければいけないかなと思ってございます。

それが年度途中に起きた場合は、過去には令和6年度とも自彊小学校でも大きく剪定とかさせていただいた実績もございますが、それはその時々で予算措置をして対応するというようなことがひとつございます。ただ、今、計画的に、じゃ、これをもう少し倒木しようかというような計画は持ち合わせてございませんが、そういった竜巻の被害もあったという中で、また、現場を見てそういう危険をはらんでいるものがあれば、計画的にそういったものも必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 本当にやってほしいのは、子供たちがああいう状況のきれいな木を見るのと、それとその伸びたい放題の30メートルの木があるのと、やっぱり勉強もそうですけれども、そういう子供たちが生まれてくるはずなんですね。ぜひその辺はやっていただきたい。至るところがそうなんですね。ぜひ、お願いをしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

花壇とかも植物を植えることによって、子供たちの成長、教育にもつながるという中で、木も同じことだとは思いますが。あまりよくない状況を放置しておくというのは、望ましい状況ではないかと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、現場を見てそういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

195ページになります。

3事業の社会教育総務費、こちらの12節、オンライン予約システム保守委託料でございます。

令和8年度は、今まで利用者会議等で施設の利用を予約されていたことを、このオンラインシステムを入れることで、各々の場所で予約ができるようなシステムを導入されるということで、とても画期的だなというふうに感じているところであります。ただ、この予約システムに、なかなか予約のほうのスムーズにできる方とそうでない方と、格差が出てしまうのかなというふうな心配もするところでありますが、その辺の対応策などがありましたらお願いします。

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

このオンラインシステムについては、今年度、小学校や総合体育館などの施設をスマートフォンなどで予約できるシステムに変更しようとしているものでありまして、現在、3月2日から事前の登録というものをやっています、3月19日から予約ができるような形で、今、

進んでいるところであります。

今、3月2日からやっている関係で、登録団体と大分申請の手続等、なかなか初めてやるものなので、スムーズにいかないところも多いし、登録はしたものなかなかミスというか、解釈で進んでいないところもあるんで、そういうところについては、こちらから一部こういうところを変更してくれという指示を出したり、また、分からない人については、窓口において、一緒に手伝ってやっている形で進めているんで、このシステム、登録については、最初事前にスマートフォンでやらなくてはならないので、そこについては、丁寧にスマートフォンの手続を支援しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

登録のほう、スマートフォンで行う作業ということで、なかなか手慣れない方もいらっしゃる中、窓口にて対応、丁寧な支援もしてくれるということで、そこはちょっと安心したところであります。

あと、支払いの関係です。今まで現金等で予約の際にお支払いをしていたように認識しておりますが、その支払いに関しては、今後、現金で支払いが可能なのか、それとも全く現金が対応できないのか。その辺はどうなりますか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

基本的には、オンラインで予約してキャッシュレスで支払うという形になってはいますが、それができない方については現金でも可能ということになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますでしょうか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 地域教育推進事業費、198ページについてお伺いします。

放課後子ども教室委託料287万2,000円、これは令和7年度に比べて318万2,000円の減額になってはいます。その理由をお伺いしたところ、令和7年度から放課後児童クラブの開催が減った。令和6年は三つの学校で65回開催されていましたが、令和7年は32回の開催であったということです。これは学校の4時間授業が減ったのか、それとも指導者の都合によって減らしたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

この半日、給食があって、半日で終わる授業の日数が減った関係で実施回数が減っています。また、来年度についてはまだ調整中で、最終の各小学校から確定が来ていないんですけれども、今、聞いている中だと、今年よりももう少し減る可能性があるということで確認しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） じゃ、学校教育課に聞くことになりますけれども、なぜ4時間授業を減らしているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課です。

生涯学習課のほうで、放課後子ども教室のスケジュール等にちょっと確認をしたときの話になるんですけども、学校のほうのスケジュールの日程調整の中で日数が減るということは聞いております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） だから、その理由を聞いている。

田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

先ほど4時間授業が減っているという中で状況の御質問でございますが、それについては4時間授業日の数が減っているということはございません。今までどおりの計画でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） そうすると、生涯学習課長の言い分と違って来るんですけども。

山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

すみません。ちょっと確認していない部分がありまして、放課後子ども教室については4時間授業で給食があった日数が減るということは聞いているんですけども、そのところが学校のその半日と給食ある、ないが、ある、ないのか、ちょっとそこが分からないところではあるんですけども、実際、まだ最終決定で減る、減らないが分からないんですけども、見込みだということは伺っております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 要は、学校教育課は、4時間授業は変わっていないよ。生涯学習課は、給食が出たかどうかには差があるんじゃないかとおっしゃっているわけです。そうすると、70回が30回になるということは、3校で割れば十数回給食のない日が増えているという話、そのまま聞けばですよ。トリビンスプランには給食はしっかりやっていますという話があったにもかかわらず、今、何が起こっているんですか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

すみません。答えになっているのか分からないんですけども、現在、うちが調整している中で、今年度予算上、令和8年については36回分を、今、見込んでおります。その中で、今回、学級閉鎖、学年閉鎖で減ったこともあって、実質、最終的に31回やっています。それこそ担当同士で、あと学校のほうと調整した中では、その中でいけるという確認はできているんですけども、それがもともと70回、過去は70回で取っていたんですけども、そのことの開きについては、年々減っていたのは確かなんですけども、具体的に今ある予算としては、36回やる形ということで調整しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 取りあえず、今、分からないのであれば、後日、議会に対して報告いただけますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

確認して報告します。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 本当はそこにこだわるつもりはなかったんですが、こうなってしまったんですけれども、要は、子供の放課後の居場所づくりというのはこれのポイントだと私は思っているんで、それが減っていくということに関して言えば、親御さんからのクレームというのは出ないのかというのが心配なんですけれども、その辺は全然、声は聞こえてきていませんか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

アンケートを毎年取っている中で、少数ではありますが、回数を増やしてほしいという意見も中にはあります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これについて、子供の居場所づくりということで、何年か前に総務文教常任委員会でチェックして、実際に現場に行かせてもらったときに、スタッフの方々が高齢化しているという現状を目の当たりにしましたけれども、今は若い方も入ってきて、スタッフの中でしっかりやられているのか、その傾向が続いているのか、生涯学習課として、この放課後子ども教室をどのようにしていこうというお考えがあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

この高齢化だったり、若い方が入っているかどうかというのは、学校の地区ごとで大分差があるような形になっています。この放課後子ども教室の運営についても、来年度につきましては、他の自治体のやり方とかも、どういうふうな運用をしているのかということも含めて、スタッフの募集方法も含めて、どういうふうにやっていくかということは、来年ほかの自治体を見に行こうかということで、今、検討しているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

9番、三輪議員。

○9番（三輪美由紀議員） 195ページの楠元議員がオンライン予約システムの保守委託料として、質問していただけたと思います。これ、藤枝へ行って、私がこういうシステムがあるということで入れたらどうかという御提案をしたところでありまして、今、利用する人の申請がうまくいかないということを伺っておりますが、今はどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

うまくいかないというわけではなくて、申請する中で、中には未入力であったり、つまりいっている方がいるので、そういうところについては確認しながら連絡を取って、そこに入力してくれとかということはやっているものはあります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 9番、三輪議員。

○9番（三輪美由紀議員） 9番、三輪です。

でも、この改正に当たって、全員の利用者さんに集まって、ちゃんと説明をして、使い方を教えてあげたというところまではしっかりとやったださっているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

利用者会議等でやっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 9番、三輪議員。

○9番（三輪美由紀議員） そこでちゃんとした、みんなができるということで、じゃ、一応その説明は終わっているということで、その後うまく申請ができなかった、未記入があったということですが、その後でそういうことが分かったということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

繰り返しになりますけれども、利用者会議等で説明して、分からなかった方については窓口に来て確認している方もいらっしゃいます。繰り返しになりますけれども、入力したものの、入れるべきところを入れていなくて進んでいない方もいるので、そういう方についてはこちらで確認して、連絡を取った上で現在、今、やっているものが幾つかあります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 楠元です。

例えば、195ページのオンライン予約システムのところの三輪議員が聞いていたものですから、またちょっと追加でお聞きしたいんですけれども、例えば、体育館によっては2団体利用できている施設とか、総合体育館ですとマックス4団体が利用可能な場合がございます。

オンライン予約システムでしたら、今まで同時間でそこを使いたい団体さんのものごととかそういったものはある程度回避できるかなというふうには認識するところであるんですけれども、逆に、例えば、総合体育館とかの広い体育館を使用したい場合に、今、夏場なんかはかなり気温が高いので、空調の設備のほうの利用が可能なか、なかなか1団体でそれを使用するにはちょっと費用的に経費が結構負担が大きいというところで、一緒に利用される団体さんとの協議の中で、そちらのほうの空調を利用させてもらっているような形になるんですけれども、そのあたりのところについては、このシステムの中でそれがスムーズに調整が利くのか、それとも、やっぱりそれはもう対面で、その場で御利用される方と話し合いをしていただくのか、そこはどういう形で今後なってきますか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

総合体育館等の各団体がいる場合の利用の空調とかの調整については、現時点ではそのまま対面で話をした上で実施してもらうという形に変わりはないです。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

すみません。199ページの中央公民館運営費なんですけど、運営費というよりも中央公民館の非常用電源設備が中央公民館のホールの北側にできました。その際、今までその場所というのは、砂利があったんですけども、駐車場として使われていたんですけども、そこに非常用電源設備が来て、駐車場として使われなくなったんですけども、実質やっぱり中央公民館って土日、平日もいろんな人が来られて、特に木曜日、金曜日、土曜日になると利用者が多いものですから、駐車場について電源設備を置いた代わりの駐車場ということは、町はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

今回、非常電源装置の設置に伴いまして、駐車場が今まで3台もしくは4台止めていた分が減っております。土日については、庁舎とか西側駐車場等のほうの利用をしていただくような形で、運営をそのまま続けるような形でやっていきたいと考えております。

また、この駐車場が減った関係で、平日の利用の駐車場がどれに推移していくかというのは、現状を見ながら対応できるものについてはやっていきたいと、8年度、どういう状況を見ながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

これまで臨時用の駐車場というふうに、臨時のときに開放される駐車場というのがあって、町もいろいろな行事があったり、いろんなのが重なって、人がいっぱい来るといときは、臨時の駐車場を開放してくださいということにさせていただいたんですが、あんまりその駐車場の考えというのは、今、現状を見ると、駐車場がずっと開放されているような状況なんですけれども、それに対して臨時の扱いというのは駐車場としては使っていると思っていたんですけども、今、開放しているみたいなんですけれども、そこについてはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 議員、予算づけで話をしてくれると非常にありがたいんですが、どうでしょうか。その点についての、もしあれだったら、一般質問かなんかでやってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

予算というよりも、やはり現状、中央公民館の利用者さんとか団体も利用しておりますので、やはり駐車場が手狭になってきていると思うんですけども、その駐車場について、町は、西側駐車場もありますが、今後どういうふうに駐車場の件について考えているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

今ある臨時駐車場というか、昔言っていた臨時駐車場につきましては、ほかの駐車場とのバランスの中で、今、職員の駐車場とさせてもらって、庁舎の近いところを一般の方が使い

やすいような形で今、代替とさせていただいております。

それで、今、普通するときにも庁舎の周辺の駐車場につきましては、中央公民館の利用者で使われているという現状ですので、その3台というところがどれだけ影響するのかというのはちょっと様子を見ないと分からないところがございますが、また、それでどうしてもいっぱいということであれば、ほかに庁舎周辺を含めまして、また、そういったものの確保ができないかというのは検討していくような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

先日の、いろんな本当に行事があると、やはり年齢も多い方がだんだんいらっしゃるので、遠くへ止めるというよりもみんななるべく近くに止めてしまいたい。しかも、中央公民館は北側がメインになっている感じがするので、皆さん、そっちから入ってくるのが多いんですよ。なので、より北側から入ってくるという利用者さんが多いもんですから、そうなりとやっぱどこに止めるかうろうろして、困っちゃうという話だったんです。

空いていたから、あそこに止めちゃったわという話で、そこって臨時駐車場なんですけれども、じゃ、当日行事が重なって、絶対人がいっぱい来るよなというときには開放していただいて、何台分は中央公民館の利用者さんにしていただくということで、何か告知とかをしていたいただければいいと思うんですけれども、そういった事前に、駐車場に関しては、利用者さんに告知ということは、町としては何か考えていることはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 議員、お願いしますから、予算に絡めてお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○7番（蒔田昌代議員） 結構です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） なければ以上、これをもって質疑は終了といたします。

これをもって第16号議案についての質疑を終結といたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 3時18分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会23日目、最終日であります。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出が出されております。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議案第16号の訂正の申入れ

○議長（増田剛士議員） 初めに、山脇一浩生涯学習課長から、本定例会に上程されました、第16号議案 令和8年度一般会計当初予算についての訂正を求める申入れがありましたので御報告いたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

3月16日の議会定例会の一般会計予算の質疑の中の10款放課後子ども教室の予算について、減額理由の説明での小学校の4時間授業の件について報告します。

放課後子ども教室の予算が令和7年度よりも減額になっている理由につきましては、これまでの実績、学校からの聞き取りにより予算計上した金額で対応可能と考えております。小学校の授業実施については、学校教育課長より報告します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 田邊 誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

先日の質疑におきましては明確な答弁ができずに大変申し訳ございませんでした。TCPトリビンスプランに基づく意図的な4時間日の設定日数につきまして、改めて状況を確認させていただきましたので、報告させていただきます。

令和8年度の予定も含めまして、ここ何年かで年度ごと、学校ごとに多少の増減はございますが、全体的に平均的に見ればこの意図的な4時間の設定日数についてはほぼ変わらない状況でございます。また最大化を目指しております学校給食の提供日数につきましても、意図的な4時間日設定同様に、ほぼ変わらない状況となっております。学校教育課からの報告は以上となります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、報告を終わりたいと思います。

〔「答えになっていない」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑はないということなのですが、10番議員から答えになっていないという異議がございますが、担当課いかがでしょう。

暫時休憩とします。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時03分

○議長（増田剛士議員） 答弁、お願いします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

これまで予算については7年度まで予算計上としては、回数で言うと70回という形で予算を要求して実施してきました。過去の実績を見ますと300万円以下という形で290万円だったという形で事業実績があったことがあったので、今回8年度については300万弱という形の予算計上になっております。

それについては、この学校の授業日数とも確認した中で、この予算でいけるということを確認できたことで、今回こういう予算計上になっております。

以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 令和6年度が70何回で令和7年度が30何回、それで令和8年度も30何回の予算で立てている。この70からほぼ半減した理由は何でしょう。4時間授業が増えたんですか、減ったんですか。それとも担当、スタッフの高齢化によってスタッフの都合でそうなったんですかという質問。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

8年度の予算については、これまでの実績に基づいて36回と形にしてあります。その内容としましては、これまで……

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 令和6年度70何回で令和7年度が30何回、この理由は何ですか。

令和8年度は令和7年度を継承してやっているという話なんだけれども減った理由というのが、その根拠となる令和7年度の36回とか、なぜそういうふうになっちゃったのかということです。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

この放課後子ども教室の実施については、実施回数、その中で実際にやるコーディネーター及びスタッフの人数で予算計上しているものになります。これまでの回数と実数を比較しても、予算の範囲の中で出ている。70回という予算を計上しているのは、ずっと70回とっている中で、昨年度40回弱という形の中で運営してきました。

その前までについてもスタッフの人数が減ったどうかというのではなくて、学校からの

実施可能日数というものが上がってきます。その日数で実施するような形になっていますので、こちらで意図的に減らしたとかというものではなくて、学校との調整の中で実施しているものになります。

以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ということは学校側が4時間授業の数は変わらないけれども、放課後児童教室の開催は減らすという学校判断であるという理解でいいんですか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

まず、うちで予算は過去からいうと、1小学校35回という形でとっています。その中で、学校から実施可能日というのが出てきて、3月に出てくるんですけども、その中で4時間授業とは別に学校体育館で今運営していることもありまして、学校で、体育館で、例えば卒業式で使えないとかということも含めて学校から実施可能日数が何日かというのが示されてきます。それについて、実施するような形になっております。

以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これ続けても多分正解ないんで、これで終わります。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これから、議案審議に入ります。

はじめに、一般会計並びに特別会計及び企業会計の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続いて、予算に関する議案を除く、その他の議案審議を職案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第12号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第1、第12号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 2、第13号議案 令和 7 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 3、第14号議案 令和 7 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 4、第15号議案 令和 7 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 5、第16号議案 令和 8 年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第6、第17号議案 令和8年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第7、第18号議案 令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

第18号議案 国民健康保険特別会計予算について、反対の意見を申し上げたいと思います。

歳入1款で、国民健康保険税について4号議案の国保条例改正案でも示されておりますが、子ども・子育て支援法に基づく納付金が加算をされております。少子化対策の加速化プランの財源として3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄おうとするものであります。

子育て支援は確かに重要な政策ではありますが、この政策を評価するものなら国の一般会計、国庫負担で対応すべきであります。国民健康保険や被用者保険加入者事業主など全世帯、全事業所から医療保険料と合わせて徴収される制度となっておりまして、抛出という名の増税ではないかと思います。

子ども・子育て支援は社会保障の対象ではありません。医療保険料を少子化対策に利用すること自体、公的医療保険の目的から大きく逸脱をしています。この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があります。

国は子育て支援に必要な財源は、医療介護の徹底した歳出改革から生み出すと言っておりますが、社会保障予算の削減と国民負担によって確保するという新たな仕組みづくりとなります。

医療介護の給付削減に伴う利用者負担の増加も支援金制度の導入も、国民負担するもので

あります。子育て支援や教育予算などの制度拡充の財源は、大企業や富裕層への優遇税制の是正による税収の確保、アメリカから要求されるままに増額する防衛費などの歳出を削減をするということで生み出すべきであります。

以上で、この予算案について反対をいたします。

○議長（増田剛士議員） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、山内議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

私は、令和8年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

子ども・子育ての支援法は急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中、子ども・子育て支援給付はその他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長できる社会の実現に関する法律であり、支援の趣旨の財源の範囲は法律によるものであると判断し、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 賛成討論が終わりました。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第8、第19号議案 令和8年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

第19号議案 後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の意見を申し上げたいと思います。

歳入1款の医療保険料には子ども・子育て支援金が所得割額で0.25%、均等割額で1,400円加算をされております。これは静岡県広域連合で決められたとの答弁でありました。

18号議案でも申し上げましたが、支援金制度は国民健康保険や被用者保険加入者事業主など全世帯、全事業主から医療保険料と合わせて徴収される制度となっておりまして、拠出という名の増税ではないかと思えます。

子ども・子育て支援は重要な課題ですが、国の一般会計、社会保障財源から拠出すべきものでありまして、子ども・子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に利用すること自体、公的医療保険の目的から大きく逸脱をしております。

後期高齢者医療の加入者の多くは年金生活者であります。物価高に加え医療費、介護費の負担増に苦しんでおります。子育て支援や教育予算などの制度拡充の財源は、大企業や富裕層への優遇税制への是正、アメリカから要求されるままに増額する防衛費などの歳出削減、こうしたことで満たすべきではないでしょうか。

以上で、この予算案についての反対討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、山内議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

第19号議案、私は令和8年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

趣旨、論旨が同じであると判断をいたし、子ども・子育て支援法は急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中、子ども・子育て支援給付、その他の子供及び子供を養育する者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長できる社会の実現に関する法律であり、支援の趣旨である財源の範囲は法律によるものであると考え、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第９、第20号議案 令和８年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第10、第21号議案 令和８年度吉田町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２２号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第11、第22号議案 令和８年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

12番、山内議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

私は、令和8年3月吉田町議会定例会に提出されました第22号議案 令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対討論をします。

第22号議案、令和8年度公共下水道事業の主要工事は一覧表により、1、管渠改築工事西浜9号線の1,410万円、2は、取付管設置工事の2,500万円、3番目は、浄化センター汚泥脱水設備更新工事の4億4,758万円、4番目は、浄化センター建築改修工事で1億2,000万円、5番目が、浄化センター受変電設備更新工事の1億4,200万円の合計7億4,868万円である。

このうち4億8,633万1,000円が一般会計から公共下水道事業への繰出金となる。この4億8,633万1,000円の内訳は、令和8年度公共下水道事業会計予算実施計画、収益的収支及び支出の中の他会計補助金が4,261万5,000円、他会計負担金が1億3,368万4,000円、資本的収入及び収支の他会計負担金が3億1,003万1,000円、合計が4億8,633万1,000円である。

実質収支は、下水道使用料1億3,082万5,000円、その他営業収益が5万9,000円の合計1億3,088万4,000円である。事業費と補助金などの差額3億5,544万7,000円は、下水道区域外の町民も含めた全町民が補填をする。

吉田町公共下水道事業は令和7年度で新規の下水道区域の工事拡大が終わり、下水道区域が確定した。しかし、管渠改築工事西浜9号線1,410万円は、事業開始時期に施行された区域であり、硫化水素等の原因による排水管劣化に対する管渠改築工事の始まりである。

これから先の下水道事業継続のための管渠改築工事は多額の費用を要することになる。下水道区域内の内と外では重大な不公平、不平等が継続的に存在することになる。加えて、環境衛生の中の衛生排水完全対策事業費が、浄化槽設置費補助金が令和7年度8,652万3,000円で浄化基数が140基の予算が、令和8年度は約半分の4,542万7,000円、96に縮小された。

また、令和6年能登半島地震では珠洲市759基、能登町56基、輪島市776基等の市町村設置型浄化槽設置が記録されている。吉田町でも市町村設置型浄化槽による公共下水道事業を行い、公共下水道事業との間に起きている税の不公平、不平等を少なくするタスクを進めるべきだと考え提案をし、第22号議案 令和8年度吉田町公共下水道事業会計予算の反対討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

第22号議案 公共下水道事業会計予算案について、賛成の意見を申し上げます。

公共下水道事業は、汚水処理ビジョンや経営戦略の下、下水道計画区域内の管渠整備工事やストックマネジメント計画による浄化センターの設備更新工事など、順調に推移をしております。8年度予算案についても妥当と考えます。今後、経費削減や水洗化率の向上など、

さらなる経営努力をお願いをしたいと思います。

なお、西浜 9 号線の管渠改築工事など既存設備の定期点検や保守工事は、住民の安全と利便性を確保する観点からも重要であります。引き続き努力をいただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計及び企業会計の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

◎議案第 3 号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第12、第 3 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 7 年度吉田町一般会計補正予算（第 8 号））についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第13、第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

第4号議案 国民健康保険税条例の一部改正議案に対して、反対の意見を申し上げたいと思います。

議案第18号、19号で述べましたように、子ども・子育て支援金制度は、国民健康保険や被用者保険加入者事業主など、全世帯、全事業所から医療保険と合わせて徴収される制度となっておりまして、抛税という名の増税ではないかと思えます。

子ども・子育て支援は重要な課題ではありますが、国の一般会計、社会保障財源から抛税すべきであります。子ども・子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、公的医療保険の目的から大きく逸脱をしております。子育て支援や教育予算などの制度拡充の財源は、大企業や富裕層への優遇税制の是正による税収の確保と、アメリカより要求されるままに増額する防衛費などの歳出削減から補填すべきではあります。

以上、反対討論といたします。

○議長（増田剛士議員） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、山内議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

私は、18号、19号議案と趣旨、論旨が同じであると考え、第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

同じことで恐縮でございますが、子ども・子育て支援法は急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中、子ども・子育て支援給付、その他子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長できる社会の実現に関する法律であり、支援の趣旨である財源の範囲は法律によるものと考え、賛成討論いたします。

○議長（増田剛士議員） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第14、第5号議案 吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第15、第6号議案 吉田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第16、第7号議案 吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第17、第8号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） この一部改正について災害その他、非常な場合において町外の水道事業者等が給水装置工事を施工できるようになるとの条例であります。

そのために、災害その他異常な場合の前に、該当する水道事業者等と契約を結んでおくのか、それとも災害が発生した後に可能な水道工事者等を探すことになるのか。この条例が成立する前と後では、災害後の町民の対応というのはどのように変わるのかということを説明願いますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田宏一上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

事前に契約を結んでおく必要もありませんし、災害後に対応可能な業者を探すという必要もございません。あらかじめ条例に定めておくことで、町民の皆さん個人個人のお宅の敷地の水道管、つまり給水装置が地震等によって破損、漏水が発生した場合にその復旧、修繕を業者を探す手間なく速やかに可能とするものであります。

今回の条例の一部改正、上程説明の中で申し上げましたように、国土交通省から通知文書の発出による技術的助言があったことから行うものですが、国が念頭に置いているのは、能登半島地震の後に国が主導して被災した6市町と石川県、そして石川県管工事業協同組合連合会の間で構築させたのと同様の仕組みを、今後、国内でなんらかの災害があった場合に、他県でも同様に立ち上げて機能させるというものです。

能登半島地震で特に大きな被害を受けた輪島市など6市町では、水道の指定業者自身が被災して修理の依頼に対応できないという事態になったほか、被災を免れた業者であっても水道の本管の復旧や電気の復旧など、他の復旧工事に追われたことなどもあって、個人の皆さんからの宅地内の給水管の復旧申込に応じきれないで、長い順番待ちが発生をいたしました。

そこで、国と石川県は管工事業、「かん」の字は管という字ですが、石川県管工事業協同組合連合会と連携して、フリーダイヤルのコールセンターを設けてもらい、そこで連合会が一括して被災した市町の住民からの宅内給水管の修理の依頼を一括で受付をして、他市町で指定を受けている業者を次々と手配して修理に当たらせるという仕組みを構築しました。このおかげで以後、給水装置の復旧の順番待ちは解消されていきました。

修理を依頼したお宅では遠方の市町から業者が修理に来るといって、ガソリン代とか宿泊代とか、掛かり増しの費用が発生するのではないかという御心配あるかと思いますが、それらの掛かり増し費用というのは、県が工事業者に直接補助をしてくれますので、利用者は余

分な費用は増えないという仕組みになっていました。

ただ、この仕組みが出来上がったのは発災から4か月半も経過した5月になってからのことでした。そこで国は今後、国内で同様の非常時に至った場合に、県が管工事業協同連合会と連携して同様の仕組みを早期に立ち上げることにより、他市町の指定業者であっても、速やかに復旧、修繕にあたらせることができるよう、あらかじめ条例改正をしておくことを全国の市町に促したというものであります。

したがって、被災後に利用者の方が御自分で対応可能な業者を探し出すという必要はありませんし、町も対応可能な業者を見つけ出すという必要はありません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町民にとって大変いい制度になるというふうに思いますけれども、この情報をいつ流すのか、今、流したとしてもあまり災害がないんで関心はないかもしれませんけれども、しっかりと町民の方にこういうことができるんだということは、インプットしておく必要があると思います。

それによって災害があった時に、そういう対応で直してもらおうということで、復興の迅速化というのが図られると思うんですけれども、どういうタイミングで町はこの町民の皆さんにお知らせしようというふうに考えているのかお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 内田宏一上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

仮に議決をいただけたらという場合でお答えになりますけれども、この条例改正の情報をホームページへの掲載等、一般的な扱いはいたしますけれども、今、現時点で特段な扱いでお知らせするというのを考えておりません。

というのは、理由は2つございます。

1つは、受け手にとっての災害発生、イコールこの改正内容の適用とはならないため、事前の周知が誤認を招く場合もあるというふうに考えるからです。例えば、昨年9月の竜巻災害の場合です。私自身もあの竜巻で大きな被害を受けましたのでお許しをいただきたいのですが、あの竜巻で吹き飛んだ建屋、目の当たりにしたら地震も津波もないというくらい、変わらないというくらい当人にとっては大きな災害でした。ほかの方も同じ思いだったと思います。

しかし、町全体で見ますと、あるいはこの地域、近隣市町含めた地域全体で見ますと、竜巻災害を受けたエリアというのは地震や津波を想定した場合に比べれば限定的でしたので、仮にあの竜巻で被害に遭われたお宅の中で宅内での給水管が傷んだ場合を想定しても、規定の指定工事店で対応することが可能ではないかと考えます。ちなみに、現在の吉田町の指定工事店の数は153社あります。このうち町内業者は22社、それ以外の多くは県中部の市町に本拠を持つ業者です。

改正条文を御覧いただくと分かりますように、改正内容が適用されるには当課の調査に基づいて、水道事業管理者、町長による適用開始の判断が必要でありまして、町民の方が御自分の家の被害を見て、これは災害だから指定工事店に頼んでもいいんだということには、ならないわけです。そこで誤解を与えないためにも、皆様への確実な周知というのは、災害発生後、適用判断した後でよいのではないかと考えていることが1つ目の理由です。

2つ目です。災害発生から町民の生活が元に戻っていくまでの復旧段階において、この改正内容が効力を発する時点というのは、後半のほうだろうと考えています。

と申しますのは、宅内の給水管を直そうとする前には我々町が県内外の市町村とか大勢の業者の応援を受けて、まず道路下の本管を直さなければなりません。その前の段階では、以前ほかの議員からの一般質問でもお答えしましたが、町内会ごとの非常用給水コンテナによる給水活動とか、場合によっては全国の他市町からの給水車の派遣による給水などの期間もあるかもしれません。

それでさえも発災後、3日程度経ったあとの活動と思われるから、最初の3日間というのは、ほかからの援助なく自分で飲み水を確保しておく必要があるわけです。これは条例を改正しても変わりはありません。水道に関する災害に備えた事前の対応として、町民の皆さんに印象強く覚えておいていただきたいことは、最低3日分の非常用飲料水の確保でありまして、この危機感こそ我々が訴えていくべきものと考えています。

この条例改正の内容は、復旧が迅速化されますというものになりますけれども、これをPRすることで与えるある種の安心感というのが、町民の方に誤解を招いて、先ほどの危機感というのを緩めてしまうことのほうを恐れます。

以上、2つの理由により本条例改正を特別な扱いをもってPRするということを考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今の課長の説明というのはある程度納得できるんですけども、例えば課長には申し訳ないけれども、竜巻の時には、前回の竜巻の時にはこういうのは採用しません。ところが、大きな災害があった場合は、そういうのを皆さんにお知らせします。

これの違いというのは、なんか規定があるんですか。ごく限られた地域、それがどこまで広がればそれをやるのか、そういう線引きみたいなのはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

本条例の適用する場合、これは町が大きな災害に見舞われた後に指定業者の被災状況、お仕事ができる状況かどうか、受けられる状況かどうかという指定業者自身の被災状況とか、今度は被災を免れた指定業者の修繕工事の対応状況、受付をしているのがどれだけあるか、ほかのこれからの申込に応じられる余裕があるか、それともとても捌ききれないのか、いうようなことを聞き取るほか、被災者から当課、上下水道課への修理の問合せが多い状況かどうかなど、管理者が総合的に判断をして適用開始というのを判断します。

先ほど指定業者153社あると申し上げましたが、153社全てに調査を掛けるかということ、その時の状況に応じて適切に判断することになりますけれども、思うに153社全てに調査を掛ける必要はなく、というのは地震とか津波の場合を想定していますが、主には町内22社を対象に、あるいはそのうちの何社かの抽出であっても迅速かつ総合的に判断すべきと考えております。

適用と判断した場合には、県や連合会とも連絡を取った上で、利用者住民に対しては町の指定工事店の対応可否。町の指定工事店の中で、どの会社であったら今受けられる、どの会社なら受けられない。町の指定工事店の対応可否の状況と、今回については他市町、このよ

うな災害であるから他市町の指定業者でも修理が可能であるということをお知らせして、連合会の総合受付窓口、フリーダイヤルを案内するということを考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 山内です。

今、課長の回答を聞いて、多分最後の質問になると思いますけれども、課長の話を聞いていて非常に不信感を持ったのは、まず能登半島地震が局所地震であるということです。しかも地盤の隆起をしたその原因が。ただし、我々が今考えているのは東海東南海南海地震、恐らく東京から沖縄まで、ひょっとしたら熊本地震で最大震度7が2回起きましたよね、1日で。この過程というのは、我々には分かりませんが、気象庁とかその他国交省とか、今言われた国の話が出てきましたから聞きますけれども、彼らはどういう判断をしているのですか。

今言われたその、もしこれだけ大きな範囲だった時に、大前提が狂うと思うんですよ。隣から来てもらうとか。その辺は、例えばそうなってくると日本、太平洋沖がやられた時には来てくれるのが日本海側ですよ。その辺の問題に対してすぐに来れるのかどうか、気象庁とかその判断を、どういう判断をしてそういう回答を出したかというプロセスは持っているんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

応援に駆けつけてくれるエリアというのは被災した箇所よりも外側に、どんどん大きくなっていきます。ただいまの話は宅内の皆さんが持っている水道管給水装置のことでありますけれども、例えば水道の本管のほうを例にしますと、東日本大震災、あるいはその前の阪神大震災、それからこの間の能登半島地震の時もそうですけれども、国内で被災した箇所がありますと、全国の水道課の共同体である日本水道協会、ここで動ける所、被災を受けずに動ける所が次々と被災地に乗り込みます。

この間の能登半島地震は1月1日の午後4時頃起きたと思いますが、もう6時半には名古屋から、日本水道協会の中部支部の支部長である名古屋市が、夕方の6時半には職員を集合した上で、現地への第一陣として飛んでいます。東京とか大阪から横浜からも被災地へ乗り込んでいます。そういうことで、仮に大きな地震があった場合には、日本海側から、被災を受けなかった日本海側からこちらへ乗り込んで、応援の拠点、リーダーを作って復興に当たってくれるということでもあります。

ですので、今回の個人個人の給水装置になりますけれども、この給水装置も管工事業連合会というのは県単位で持っていて、その上に全国組織もありますので、その全国から応援に駆けつけてくれるということを想定しています。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 回答としてはそういうことだと思いますけれども。

私は、下水道協会であるとか、そういうところでお邪魔していろいろ聞いているわけです。そうすると、範囲の起きる範囲、地震が起きた時の、ダブルで起きた時、地震の広範囲によってなかなか動きが取れなかった。当然、被害の大きさによりますけれども。

そういう時に、今言われた準備が、日本海から来てくれる準備ができればいいんですけども、その辺を1つ心配をしています。国の判断というのは聞くことができなかったんですけども。

もう1つですね、さっき竜巻の被害、竜巻の判断が出ましたよね。内田課長のところもよく知ってます。その時に起きたことが、今そういう消防の人たちが竜巻に向かって全車全員が出ちゃっていて、吉田町のあそこの火事に関しては、対応ができなかったですね。逆に言うと今局所でやっていくとそういうことが起きるんですけども、広い範囲で、もっと広い範囲の準備というのはあらかじめしておく必要、方法論の中での準備はあらかじめしていく必要があると思うんですね。

その辺はやっぱり私は必要であると思うんですけども、その辺はもうないということで限定しちゃっていいんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

御質問の論旨分かりにくかったんですが、局所でなく広い範囲で備えろということでありましたら、まさにこの条例の改正内容がそれに備えたものでありまして、今まで吉田町の指定工事店153社の中でしか吉田町の給水装置は触れないということを、災害においてはその枠を取っ払うよ、他市町の指定工事店でも触れるよということで広げているわけですから、御心配にかなった条例改正の内容だと思っています。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

先ほど課長答弁の中で、遠方から来てくれる方は交通費とか宿泊代とか、そこら辺は、かからない形で修繕をするというんですか、対応をするよということですけども。基本的にどっちみち依頼した方が修繕代を払うとなると思うんですけども、それにしても業者によっていろいろ値段が違ったり、あの人頼んだら安い、この人頼んだら高いよということもあるかもしれないと思うんですけども。

そういう中である程度基本的に町としての基本のラインっていうんですか、1か所幾らというわけでもないかもしれませんが、そういうようなある程度の規定はないと、こうして、他所から来た人が、いろんな人が来ると一応町で認めた人がやると思うんですけども、金額の差というものが出てくると、それが人によっては不平等的なものになると思いますんで、その辺の考えというのはありますか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

平時においてもそうなんですけれども、今は、今おっしゃったようなのは、いわゆる公定価格みたいな扱い方をされます。業者の方は売り込みに行って、お宅の水道管、この給水装置、うちがやると40万円くらいになるよ。もっと安くならんか。町が決めているもんだから、公で決められた価格だから、まからないよ。みたいなことになるわけです。

公定価格というものは、今はそういうものはないです。あくまで競争させて、他所は40万円と言ったけれども、うちは専用の機械があるから35万円でできるよみたいなところもあるわけです。自由な競争、規制緩和をして自由な競争をさせるというのが、今の考えです。

阻害をさせない、自由な競争を阻害させないということで、町が公定価格を決めるということは今はないです。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

私が言ったのは、安くなる分にはいいですけども、逆にこの時期に応じて、人としてそういうことはないと思いますがね、逆に予想以上の法外な値段で工事やったりって、困っている人はそういう人を頼るしかないもんですから、それでもフリーダイヤルやって、ちゃんと受け付けてから、そっちのほうから派遣するよという話なもんで、悪徳業者っていうですかね、悪い業者はないと思いますが、そういう人も今、課長が言ったように安くなっていく分ならいいですけども、逆に基準があってそれ以下でやってくれるならいいですけども、それ以上の高い金額になったときに困るなということで私は聞いたんですけども。

それは、いかがですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

東北の地震の時もそうでした。大きな災害があると、何か例えば瓦でも直すよ、何を直すよということ、直した後で法外な値段をふっかける悪徳業者というのは、時々現れる。報道なんかでも聞いておりますが、そういう業者を排除するのがこの指定工事店でありまして、指定工事店というのは、責任技術者がいること、資格を持った技術者がそこに在籍していることであるとか、会社の定款を市役所に出すとか、そういったことでもって確かな業者だというお墨付きをもらっているのが、この指定工事店になります。

ですので、悪徳業者であれば、指定工事店にはなり得ないということであります。先ほどの連合会が紹介してくれるのは、他の市町で指定を受けている指定工事店を送り込んでくれますので、いい加減な業者、その指定を受けていないような悪徳業者を送り込んでくることはありませんので、そういう心配はない。

ただ、指定工事店の中でも先ほど言ったように金額というのはぴったり一律ではない。多少の違いはあるということでもあります。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第18、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第19、第10号議案 吉田町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

本格運行ということで利用者也増えているということで、私はこうしたことで利便性が高まるということで大賛成であります。ただ、この条例の中に吉田町デマンド型乗り合いタクシーを略してデマンドタクシーということで、第1条になっておりますけれども、これまでに「ぎゅっとカーよしだ」ということで、皆さんがこの言葉には大分慣れているというか、そういうことで通用していると思うんですけれども、そうした「ぎゅっとカーよしだ」という言葉がこの条例の中にも、それから施行規則にも入っていないんですけれども、こうした皆さんが知って慣れ親しんだそういう言葉ということでPRできるんじゃないかと思うんです。

けれども、どうしてこの「ぎゅっとカーよしだ」という言葉がここに入っていないのか、説明いただきたいと思いますが。

○議長（増田剛士議員） 石間智三郎企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今回の「ぎゅっとカーよしだ」の運行につきましては、公的位置づけといたしましては、道路運送法に基づいて試行運転をしているという状況でございます。

この、ぎゅっとカーというのが、道路運送法でいいます一般乗用旅客自動車運送事業という中の枠組みの中で運行している。その中の正式名称と、公的な位置づけの正式名称の中に今回条例のほうに記させていただいておりますデマンド型乗り合いタクシーというのが正式な名称になります。

条例につきましては、あくまでも法律、法的な裏づけがあってそれに基づいて条例を制定するものですから、今回この「ぎゅっとカーよしだ」というのが正式名称が、法律的にはデマンド型乗り合いタクシーということになります。

今、議員おっしゃるとおり「ぎゅっとカーよしだ」というのが町民の方にかかなり浸透してきて認知されてきているというところでございますけれども、あくまでも今度この条例が制定をされて今後本格運行にいったって、もう少し周知であるとか、そういうものを広めていく中では、あくまでも通称ではございますけれども「ぎゅっとカーよしだ」ということを前面に出して、「ぎゅっとカーよしだ」が本格運行に入りましたということでありまして、パンフレットとか、あとは今コミュニティで回させていただいております「ぎゅっとカーよしだ通信」であるとか、そういう名目をこの条例が決まったことによって、その名称も変えてしまうというわけではございませんので、あくまでも周知につきましては「ぎゅっとカーよしだ」という名前で周知をさせていただきたいとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 条例の中での位置づけについては、分かりました。

ただ、そうしますと「ぎゅっとカーよしだ」という名称というのはどこにも表示がない、根拠がないということになるんじゃないですか。ですから、どこかにもう少しこれをPRする、それから皆さんがもっと利用しやすいということで「ぎゅっとカーよしだ」という名前の根拠をどこかに示すべきじゃないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

「ぎゅっとカーよしだ」というのはあくまでも通称でございますので、法的根拠の条例といたしましてはあくまでも、乗り合いタクシーというところでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども周知につきましては、あくまでも吉田町の事業としては「ぎゅっとカーよしだ」というものを前面に出して周知していきたいという考えでございます。

以上です。

○8番（大石 巖議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） この条例の第7条の乗車の制限についてお伺いします。

第1項の危険物及び多量の荷物についてということなのですが、これは具体的には危険物とは具体的に何なのか、多量とは重量のことなのか数量のことなのかとか、そういう具体的な判断基準というのがありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この条例の中の第7条の乗車の制限ということで、危険物でありますとか持ち込みというものにつきましては、取りあえず法律の中では道路運送法の中にこういう条例で定まっている、こういうものは危険ですよ、駄目ですよとか、拒否できますよとかいうものはうたってございます。

ただ、今後の中では持ち運ぶ時に、乗車する時に、その持ち物をはかりに乗せて測るであるとか、何かに照らし合わせてやるとかということは、多分乗車の時にはしません。ただ、その乗車する際にほかのお客様に迷惑がかかるであるとか、あと、例えば運転手の人が持ち込まないと乗せられないものであるとか、そういうものについてはこの規則の中でも、そういうものについては乗せられないということになってございますので、多分、その辺の判断が今後出てくるのではないかと。なんで、何キロ以上のものは駄目ですよというものを細かく規定をしているものではございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そういう法律で決められたことは、運転手さんというのはそれを理解した上で運転手を務められているのか、ちょっと心配なんです。

というのは例えばお客さんがこの荷物、前は乗ってくれたよ、なんで今回駄目なのよというようなトラブルというクレームにならないかというのが心配なわけです。その辺に関してしっかりそういう教育をやった上で転手さんをやってもらっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今議員がおっしゃる運転手によってかなり差が出てくるのではないかとこのところにつきましては、やはりその辺は運転手、うちのほうからしてもこういう例えば苦情でそういうものが入れば、うちのほうでも判断をさせてもらって、ある程度の目合わせは業者毎にしていかなければいけないとは思いますが。

ただ、先ほど言った運行の中で何キロ以上、すいません、先ほど何キロ以上というのは基準があると言いましたが、今確認したところ基準はないです。

例えば運行に支障があるものは拒むことができますよというような法律になっておりますので、それは運転手判断になりますけれども、その運転手がその辺で、この人は良かったけれども同じものであってもこの人は駄目だったということがないようなことは、うちのほうでも運転手同士の委託業者に目合わせをさせていただいて、そういうことがないような形で運行していきたいと考えてございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その第3項、その他円滑な運行が妨げられるおそれがあると判断

した時、これも極めて曖昧。運転手さん判断だという文言になっていると思うんですが、それに関する例えばこういうことであるとか、そういう事例というのは運転手さんにお知らせしているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

それこそ迷惑行為というところになるかと思いますが、例えば運転手さんの方に、運転手さんの方は運転に集中しなければならないというところで、例えば後ろから肩をたたきながら会話というか、しつこく話をするであるとか、例えば窓を開けてたばこのポイ捨てをするだとか、そういう迷惑行為に関しては、やはりそういうことに該当するのではないかとは思いますが。

ただ、普通に乘っていただいて乗車中の会話同士である、運転手さんが運行上、運行するのに支障がなければ、それはある程度の中で判断はできると思いますが、例えば先ほど言った物を外に投げるだとか、そういう行為については明確に迷惑行為だというふうには分かりますので、そういう場合は禁止事項に当たるというふうに判断します。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ポイ捨てなんていうのは、それは理解できるんだけど、なんか説明聞いていると運転手さんの判断に任せているようなふうに聞こえます。

吉田町では誰もが気兼ねなくお出かけできる町を目指しているわけで、そういう中においてこの条例の第7条というのは乗車の制限ということになる。

パンフレットを見ても、こういう方は乗れませんよというのはどこにも書いてないと私の見た中ではないんで、これから新しい本格稼働していったらこの条例が成立すれば、この文言だけではなくてもうちょっと具体例、こういうことですよ、こういうのは乗車できませんというようなところをパンフレットに記載しておけば、なんかあった時にしっかり書いてあるじゃないですかというようなことが言えると思うんで、そこはこの条例ではなく規則とか、何かに作っておいてパンフレットに記して皆さんにお知らせするというなことをやってはどうかというふうに私は思うんですがどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今お話しいただいた基準という、どこをどう基準とするかというところもあるんですけど、今回うちのほうでも考えておりますが、やはり先ほど言った荷物の制限であるとか、要は自分で持ち運びができるかどうかとか、いろんなものだと思いますけれども、先ほど言ったポイ捨てであるとか、例えば扉を開けたままで閉めないとか、そういうあきらかに迷惑行為というものに関しては、厳正に対処していかなければいけないなと思いますけれども、先ほど言った例えば荷物の乗り入れであるとか、そういうものはなるべく、そういうお年寄りの方であるとか、そういう制限が一般的にかかってしまうような方がなるべくこのぎゅっとカーを使いやすく、使用していただきたいということもございますので、令和8年度におきまして、やはりそこに1人例えば介護できる、乗せて、荷物の乗り降りに対して介助できるような、そういう仕組みができないかということも、今後、本格運行の中で、前にもお話しさせていただいたとおり、あくまでもその中でいろんな試行がまだできますので、そうい

うもので例えば、1人、荷物の乗り降ろしを手伝うようなことができないかどうか、なるべくそういうところで、そういう人の乗車を拒否しないような方法がもしあれば、そういうところも、うちのほうでは考えていきたいなと思っておりますんで、明らかなその迷惑行為以外のもので、もし仮に何かいいものがあるって、そういうものを今後なるべく乗車できないことを少なくするような方策については今後も試行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） もうちょっと、本当はやめようかと思ったんだけど、気になるのは、2回目の答弁くらいで運転手が降りて荷物に乗つける作業というのは駄目ですよという話。今、最後の答えはそれに代わるものとして介助の人を乗せるという話。

介助の人を乗せるとするとそれだけ人件費がかかるわけじゃないですか。その確率的にはどんなものかという、かなり低い確率でそれが不要なのにずっと乗って、ぐるぐる回る。経費的には損失であって、運転手がお手伝いできる範囲で、運転手の方がちょっとお手伝いできるようにするとか、何かそういうふうに変えたほうが良いような気がするんですが、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

その試行の中には経費という問題が必ず入ってきますので、例えば福祉の関係で、例えばそういう補助があるだとか、何かそういう使えるもの、そういうものもいろいろうちのほうでは今後検討していきたいと思っておりますんで、やはり議員おっしゃるとおり、1人ただ乗っているだけで何も手伝わずに乗っているだけというのは経費の無駄なのかどうかということ、例えばそ1人乗ったことによって、かなり乗車の方が便利になったと、便利になるというのは乗車の数が増えたということであれば、それはそれで成果として上がってきますので、その辺も取り入れて、それはすぐ本格運行の中に取り入れるかどうかというのは、あくまでも試行した中で実績等も含めて、先ほど言った経費等も含めた中で検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私も同じようなことになるとは思いますけれども、聞かせていただきますね。

まずです……

○議長（増田剛士議員） 私語を慎んでください。

○12番（山内 均議員） ここに町長が別に定めるものという欄がありますよね。資料のその他の7条。例えばそういうものに関して、ちょっとお聞きをしたいのは、別に定めるもの、例えば私がこのデマンドタクシー、非常にいいと思うのは、中にもありますけれども通院であるとか、一時的な観光にはいらないよと。

あの非常に興味を持ったのが、救急車のタクシー化。吉田町であるかどうか分かりませんが、全国で出てますよね。そうするとこういうものが今の使い方によっては、非常に

いい使い方になるんじゃないかと思っています。高齢化してきてね。

そうするとそういうものを決めていくときに、町長が決めていくときにどういうプロセスでもって、いろんなことが決めていくんですか。その中には決め方のルールというのは、町ではどのようなルールを持っているんですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

例えばこの中で町長が別に定めるということでございますけれども、この中であるのは、例えば災害の時にどういうふうな基準でこの運行を取りやめるとか、そういう基準も、この7条の中で決めていく、極端な話、例えば停留所であるとか、そういうものも、例えば警察との協議が必要でございますけれども、そういうものも決めていくというところでございます。

ただ、そのプロセスの中には先ほど言ったその今の、もともとの「ぎゅっとカーよしだ」の趣旨であるとか、そういうものも含めた中で、果たしてそれが必要かどうか、先ほど言った、議員がおっしゃった経費の問題であるとか、そういうものもございますので、そういうものを総合的に判断をさせていただいて、その中で規則を決めていくということになると思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私が常々考えているのは、こういうデマンドタクシーもそう、バスもそうですけれども、それが誰のためにあるかということですよ。当然、町民のためでしょう、7,000万円の金を出すわけですからね。

その中で例えば今言った、私は救急車のタクシー化を、こう代わるものにできるんじゃないか、使い方によっては。ところがいろんな人のいろんな考えを持っていて、おそらくいろんな気がつく人がいるんですね。そういうものを取り入れることによって、これが本当に最終的に町の人たちのためになる、そういう考えのときにですよ、この町長が別に定める。

なんで聞いたかという、その決め方が例えばいろんな人に毎年いつのときまでに意見を出してもらって、こういう意見があるよとか、そのときには子供たちがこれから我々には分かりませんので、子供たちが使い方であるとか、そういうものはこれ常に変わってくるはずなんですね。そういう意味で決めていくときに、例えば何月までに出して、5月までに出してもらって3か月やって10月、8月、9月にはそういう条例、こういうものを変えますよとか、そういうものを試行をしながら決めていくのが一番効率的である方法であり、補助金の使い方のいい方法だと思いますけれども。決めていくというプロセスの中での段階というのは、持ってますか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

この中で決めていくという話でございますけれども、前にお話しさせていただいたとおり本格運行になればルール決めを決めていく。これがあくまでも町長のあくまでも、ぎゅっとカーというのは町民のためにあるものでございますので、町民がいかに利用しやすいかというところを詰めていくんですけれども、それが例えば町独断で決めるわけではなくて、公共交通協議会というのがございますので、その中で皆さん、その中にはタクシー業者の方もお

りますし、自治会の方も地域の住民の方もおりますし、そういういろんな方のメンバーを集めた公共交通協議会の中で、果たしてそういうものが必要かどうかというところも当然議論をした中で、最終的に町の判断として取り入れるか取り入れないかというものを判断していきますので、町が独断で決めるわけではありませんで、そういう意見を聞きながら果たして試行に入ってみるかとか、いろんなものにトライしてみるかとか、例えば停留所を増やすかどうかとかいうところも含めて、そういう中で協議していきたい。

先ほど言った、じゃあいつまでにそういう話をするかということでございますけれども、それは町政連絡会の中でもお話をさせていただいたとおり、本格運行の中ではある程度のルール決め、いつまでにそういうものを出していただきたいというようなルール決めは今後決めていきながら、本格運行に移行していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われた、協議会もそうですけれどもルール決め、今言われた。そういうものを構想というのにはあるのですか。私がなぜかというと、使っていて非常にありがたいんですよ、本当に。もう一つは居酒屋文化が衰退していく中で、もうひとつ経済的なそういうのが必要でしょう。そういう人たちの要望も多分出てくると思うんですよね。

そういうときに、出てきた要望をどこで受け止めて、どういう形でそれを実現するような形を、もし決まっていけば周りの人たちが非常に関心を持って、このぎゅっとカー、名称はどうであれ、これに対する関心と使い方と、それが物すごい勢いで出ると判断しますので、その辺で、また決めていく、さっき言ったプロセスの中ではどういった、今、なかなか出てきませんが、そういうものってあるんですか。現実にはあるんですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

このルール決めというのは、その中身をうちのほうでどんどん決めていくというものではなくて、例えばいつまでにその意見、例えば停留所がここに欲しいであるとか、そういうものの、いつまでに出示してくださいというようなルール決めはある程度うちのほうでは必要。

ただ、あくまでもそれは、うちのほうで勝手に決めるわけではなくて、協議会の中で意見を聞きながら、果たしてそれを取り入れていくかどうかというところも含めて検討させていただきたいと考えておりますので、そういうプロセスを踏みながら、それを本格運行のほうに移行していくかどうかというところも含めて、今後検討していきたいということで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 最後にしますけれども、私が言いたいことは、そういうみんなが関心を持っている人たちの、そういう今プロセス、いろんな情報を取ることがこのぎゅっとカーを、この補助金を、7,000万円の補助金をいかに生かすかという一番そこにいくと思うんですよ。

とにかく、みんなが使える形の、一番いい方法をやっていただいて、ぜひその辺を公表していただいて、そうすればみんな、おそらくアクセスしますので、その辺をまた、どこかで作っていただきたい。そういう形でまた要望だけしておきます。お願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言者は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時36分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第20、第11号議案 吉田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第21、第24号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第22、第25号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第23、第26号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第24、第27号議案 町道の路線認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 町道の認定、念佛橋の経緯、大挙して昨日見てきましたけれどもストッパーも付いてます。ただ、認定をするときに、安全性についてお聞きしますけれども、昨日通ってみても狭い道で、正面に1つガードレールがありましたね。あの高さって、どうやって決めたのか。法律で決めるんですか。

下が広くてなかなか人が飛び出てきそうな高さだったものですから、あのガードに対して

はちょっと心配したのは、夜の反射板が付いてませんよね。付いてますか。よくこう立っていて、3つ4つ。そういう安全性については、反射板はあるんですか。昨日はちょっと気がつかなかったですけども。

○議長（増田剛士議員） 柳原真也建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、設置しているガードレールの関係でございます。これにつきましては基準と言いますか一般的な構造のもので設置をさせていただいてございます。

設置している安全対策といたしましては、置きガードレールを置いておりまして、その両側にデリネーターを設置をさせていただいてます。そちらのほうに反射材もついているものでございまして、またガードレールの表面ですね、前面のところには同じく反射材を設置を今させていただいてございまして、通行する車両等についても視認性確保ができるような形にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） その反射板って、丸いやつですか。ガードレールがあったんですけども、1つ大きなやつが。そのときはもうレールだけだった、背もたれだけなような気がするけれども、あそこにつけてあるんですか。

○議長（増田剛士議員） 柳原真也建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

デリネーターについている反射材につきましては丸の反射材が、そのままついているのを使用させていただいてございます。ガードレールのほうに設置させていただいている反射材は、四角と言いますか、赤色の反射材をそのまま前面のところに貼りつけて設置をしているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） あそのコスモスのほうから通る車の量、結構多いんですよ。どれくらい通るか調査していただきたいと思うんですけども。

その中で安全性というのが、私が片側から見たものですから、向こう側から見てなかったから、あそこは結構通りますので、もし一番有効なと思うのが、立っていて丸いやつがカーブにつけるでしょ。ああいうものを手前でもどこでもいいから、もうちょっとつけておいていただきたいと思うんですね。夜中に走っていてあの高さだと車、小さい低い車だと飛び込んで行っちゃいそうな気がしたんですね。その辺もまた安全性というか、そういう規定がもしあるのであれば、しっかりと見ていただきたいと思います。

道路としては、問題ないと思いますけれども。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

議員がおっしゃられましたとおり、利用等もまた把握させていただきながら、その安全対策というところも設置できるものとか、そういうものがあるかと思っておりますので、そこにつきましては、また検討のほうさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第25、第28号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎委員会活動報告

○議長（増田剛士議員） 日程第26、委員会活動報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

11番、八木 栄議員。

〔総務文教常任委員会委員長 八木 栄議員登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

総務文教常任委員会より所管事務調査の報告をいたします。お手元に配付してあります報告書の内容に沿って報告いたします。

令和8年3月24日。

吉田町議会議長、増田剛士様。

総務文教常任委員会委員長、八木 栄。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会で決定した所管事務調査事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議則第73条の規定により報告します。

1、調査事項。

避難所運営マニュアルの作成について。

2、調査の目的。

令和7年3月の町長の施政方針において、20カ所の指定避難所についてそれぞれの地域特性を生かした避難所運営マニュアルを作成することが示された。それを受け、7年度は避難所運営マニュアル作成のためのワーキンググループ（以下、WGと言う）を設け、各地域の状況や参加者の意見、要望、創意工夫点などを聴取する予定である。

そこで、ワーキンググループ作成の目的、その議題、運営方法などを分析し、委員会より提言を行い、より良き避難所運営マニュアル作成に寄与すべく調査、研究する。

3、調査の期間。

調査、研究が終了するまで。

4、調査の経過。

令和7年6月6日に第1回の委員会を開き、令和8年3月6日まで9回の委員会を開催しました。内容については、報告書2ページから4ページに記載してあります。この間、担当課に対して3回の質疑応答を実施しております。内容については、資料1から3として添付してあります。

5、調査結果。

調査結果については、5ページ、6ページに記載してあります。（1）避難所運営マニュアル策定の背景、（2）避難所運営の主な役割分担、（3）避難所運営マニュアル策定スケジュール、（4）検討ワーキンググループについて、（5）指定避難所及び福祉避難所について、（6）避難所運営マニュアル策定後の活動について、（7）避難所運営に必要な町の備蓄品について、（8）その他というような内容になっております。

6、まとめ。

（1）町は、津波防災まちづくりを優先して町の事業を実施しているが、避難所運営マニュアルの策定においては7年度の町長の施政方針でも語られ、1年が経過しているが大きな進捗は見受けられない。いつ来るかわからない地震津波災害に備えての避難所運営マニュアル策定であるとしたら、ずいぶんスローペースで進められていると感じる。南海トラフ巨大地震発生の確率もさらに高まっていることからスピード感を持って策定に取り組んでいただ

きたい。防災課は、具体的な進捗状況を詳細に公表すべきと考える。

(2) 避難所運営マニュアル策定のためのワーキンググループの役割説明が不十分である。ただ単に、参加者の避難所運営マニュアルに対する意識の向上を狙うだけでなく、各回の実施目的を示しながら説明すべきと考える。

(3) 避難所運営マニュアルの内容については、富士市のものを手本として策定するということだが、ワーキンググループで出された意見を十分検討し、ワーキンググループならではの地域特性も考慮しマニュアルに反映させていただきたい。また、外国人や障害を持つ方、高齢者の方、女性や子ども達など、多様な方々に配慮したものにさせていただきたい。災害の種類や規模によって避難所生活も変わることが予想される。長期にわたれば関連死等も考えられることも考慮されたい。

(4) 自主防災組織は毎年改編されることから、避難所の運営にあたっては、いつ、だれもが活用できるよう町民に対して綿密な教育スキームを示すべきと考える。

以上が、総務文教常任委員会の所管事務調査報告です。

○議長（増田剛士議員） 報告が終わりました。

委員会活動報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

以上をもって、報告済みといたします。

◎議員派遣について

○議長（増田剛士議員） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配布した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに、決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士議員） 日程第28、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業建設常任委員会から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査

について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配布したとおり議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 以上で、令和8年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 提出議案につきまして、お認めいただき感謝申し上げます。ご苦労さまでした。

○議長（増田剛士議員） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士議員） 令和8年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日以来、23日間にわたり諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上をもちまして、令和8年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時53分